

大牟田市人権問題意識調査 報 告 書

2024(令和 6)年 3 月

大 牟 田 市

I 調査の概要

1 調査の目的

人権問題に関する市民の意識を把握し、啓発事業等の人権施策の一層効果的な推進を図るとともに、今後本市が取り組むべき人権行政のあり方を検討する上での基礎資料を得るために実施した。

2 調査の内容

- 1) 人権問題全般
- 2) 同和問題(部落差別)
- 3) さまざまな人権問題
- 4) 人権啓発等

3 調査の設計

1) 調査対象及び対象者の抽出方法

18 歳以上の市民を対象に、大牟田市の住民基本台帳【2023(令和 5)年 7 月 1 日現在】から無作為に抽出し、合計 2,000 人を調査対象とした。

2) 調査方法

郵送による配布・回収もしくはインターネットによる回答

3) 回答状況

全体的回答状況

配布数	有効回答数	回答率
2,000	790	39.5%

4) 調査期間

2023(令和 5)年 8 月

5) 調査機関

調 査 主 体 大牟田市

調査・分析委託先 公益社団法人福岡県人権研究所

4 報告書の見方

- 1) 単数回答の集計については、設問ごとに無回答の項目を設けて、これを含めた全体の基数(標本数)を 100.0%としている。回答率は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため数表・図表に示す回答率の合計は必ずしも 100.0%にならない場合がある。
- 2) 複数回答を求めた設問では、項目別に、基数(標本数)に対するその項目を選んだ回答者の割合を示しており、合計が 100.0%を超える場合がある。
- 3) 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答の判別がつかないものや回答が示されていないものである。
- 4) 文章中の設問の選択肢について、文字数の多いものは簡素化している場合がある。
- 5) 2 つ以上の選択肢を合計して表している比率については、各選択肢の基数(回答者数)の合計をもとに算出しているため、選択肢個々の回答率の合計とは、必ずしも同じにならない場合がある。
- 6) 属性別の分析において、サンプル数(回答者数)が少ないものについては、分析コメントを割愛する場合がある。
- 7) 図のナンバリングについては、問に連動した番号の他に枝番を付け、末尾の(-1)は「全体」、(-2)は「性別」、(-3)は「年齢層別」、(-4)は「職業別」を表す。ただし、掲載していない項目については、欠番としている。

5 表記について

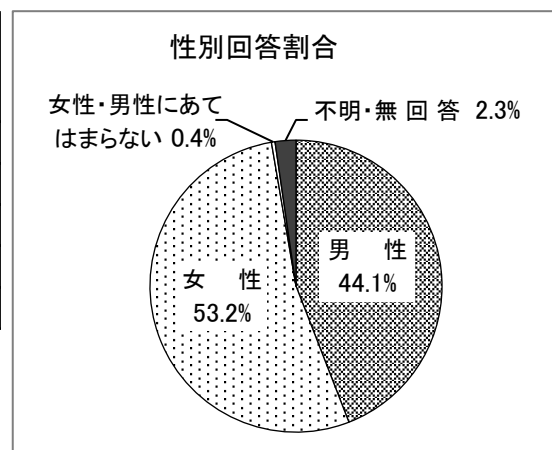
- 1) 文中の前回調査(H25_)とは、平成 25 年度「大牟田市人権問題意識調査」のことである。
- 2) 今回の調査は、令和 3 年度福岡県「人権問題に関する県民意識調査」と比較分析を行っている。
(調査対象者:県内に居住する 18 歳以上、調査対象数:5,000 人)

6 回答状況の概要

1) 性別回答者の状況

性 別	配布数	回答数(a)	性別 回答割合 (b)
男 性	931	348	44.1%
女 性	1,069	421	53.2%
そ の 他	***	3	0.4%
不明・無回答	***	18	2.3%
合 計	2,000	790	100.0%

※性別回答割合 $b=a(\text{性別の回答数})/790(a\text{の合計})$ 全回答数に占める性別回答数の割合



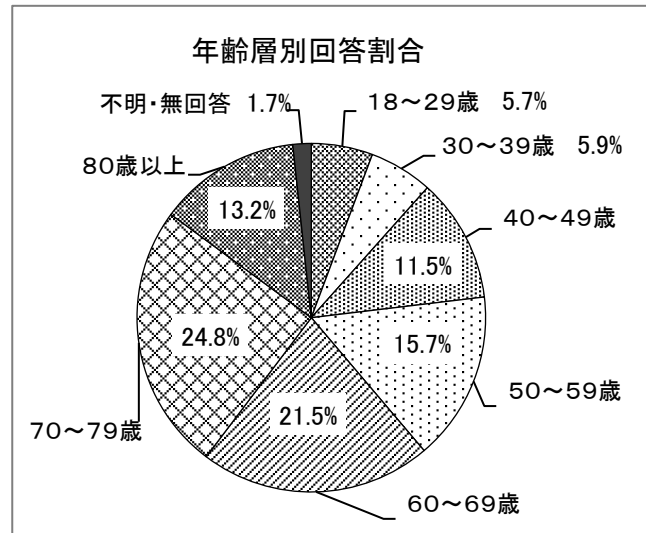
- 今回の回答者の性別割合をみると、男性が 44.1% (348 名)、女性が 53.2% (421 名)、その他 0.4%、不明・無回答者 2.3%で、男女差は、9.1 ポイントであった。その差は 1 割にも満たず、回答傾向に関して性別による特段の差異はない。

また、その他、不明・無回答合わせて 2.7%は、考察に有意な影響を及ぼすものではない。そのため、男女の認識の違いを考察する必要がある場合を除いて、「性別特徴」は掲載していない。

2) 年齢層別回答者の状況

年 齢	配布数	回答数(a)	年齢層別 回答割合 (b)
18～29歳	227	45	5.7%
30～39歳	191	47	5.9%
40～49歳	261	91	11.5%
50～59歳	286	124	15.7%
60～69歳	341	170	21.5%
70～79歳	374	196	24.8%
80歳以上	320	104	13.2%
不明・無回答	***	13	1.7%
合 計	2,000	790	100.0%

※年齢層別回答割合 b=a(各年齢層の回答数)/790(aの合計)
全回答数に占める年齢層別回答数の割合

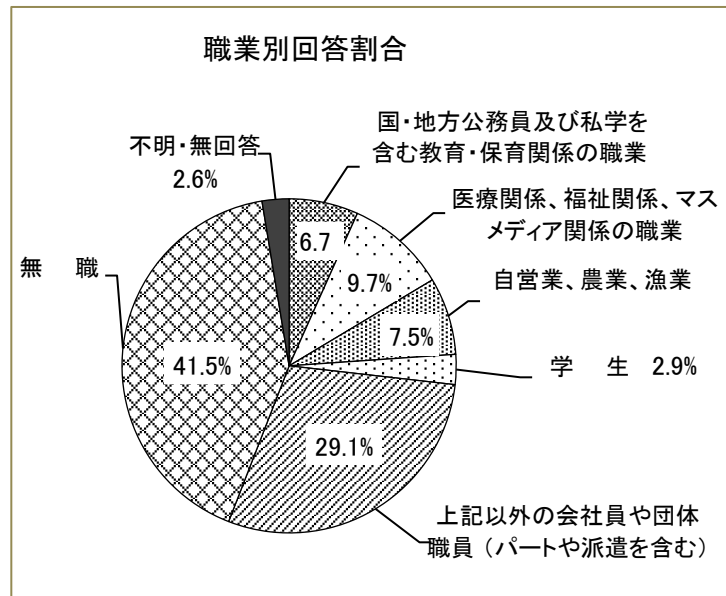


○ 年齢層別では、「18～29 歳」、「30～39 歳」が 5 パーセント台、「40～49 歳」、「50～59 歳」が 10 パーセント台、「60～69 歳」、「70～79 歳」が 20 パーセント台、そして、80 歳以上が 10 パーセント台になっている。

3) 職業別回答者の状況

職 業	回答数(a)	職業別 回答割合 (b)
国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	6.7%
医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	9.7%
自営業、農業、漁業	59	7.5%
学 生	23	2.9%
上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	29.1%
無 職	328	41.5%
不明・無回答	20	2.6%
合 計	790	100.0%

※職業別回答割合 b=a(各職業の回答数)/790(aの合計)
全回答数に占める職業別回答数の割合



○ 「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」及び「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」に従事する人を、「人権教育のための国連 10 年・国内行動計画」では、人権問題解決の責務がある「特定職業従事者」と指定して、人権意識の高揚を求めている。

本調査では、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」と「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」とを分けて調査しているので、「特定職業従事者」とのくくりでは考察しない。

*信頼区間

市がアンケート調査を行う場合、全市民(今回の場合は 18 歳以上の全市民)を対象として実施することが望ましいが、実際は、そうした場合の手間や費用を考慮し、適切な数を抽出して調査するため、アンケートの回答結果に誤差が生じることはやむを得ないことである。そこで、推定値のズレの度合いがわかるように、幅を持たせた推定方法、つまり区間推定を行なう。その幅の間隔のことを信頼区間という。

本調査は標本調査であるから、標本による測定値(本調査の結果)から母集団値を推定することができる。信頼度 95%における標本測定値(%)の信頼区間の 1/2 幅は、次の式によって得られる。

$$2\sqrt{(N-n) \cdot P(100-P)/(N-1) \cdot n}$$

ここで、Nは母集団数(本調査では、18 歳以上の全市民 93,085 人)、nは標本数(本調査では、有効回答数、790 人)であり、P は測定値(%)である。個々の測定値についての計算は煩雑であるから、主要な測定値(%)について、上記の公式で本調査での信頼度 95%(同じ調査を 100 回行った場合、95 回まで同じ結果になるという精度)における信頼区間の 1/2 幅を算出すると、下表のとおりである。

例えば、問 1 の「人権問題にどの程度関心がありますか」の問いに、「非常に関心がある」と回答したのは 14.8%である。表で 14.8%に最も近いのは、(15%,85%)の欄であり、2.5となっている。そこで、「非常に関心がある」と答えた人は 14.8%でも、母集団(18 歳以上の大牟田市民)の値は、信頼度 95%とした場合、17.3%(14.8+2.5)から 12.3%(14.8-2.5)の範囲にあると推定できる。

信頼度 95%における主要な%の信頼区間の 1/2 幅

総数	回答者数	回答者の比率	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
				45	40	35	30	25	20	15	10	5
93,085	790	1/2幅	3.5	3.5	3.5	3.4	3.2	3.1	2.8	2.5	2.1	1.5

【2023(令和 5)年 7 月 1 日現在】

Ⅱ 調査結果の分析

第Ⅰ章 人権問題全般について

問1 人権問題についての関心

人権問題にどの程度関心がありますか。(1つに○)

1) 全体及び性別特徴

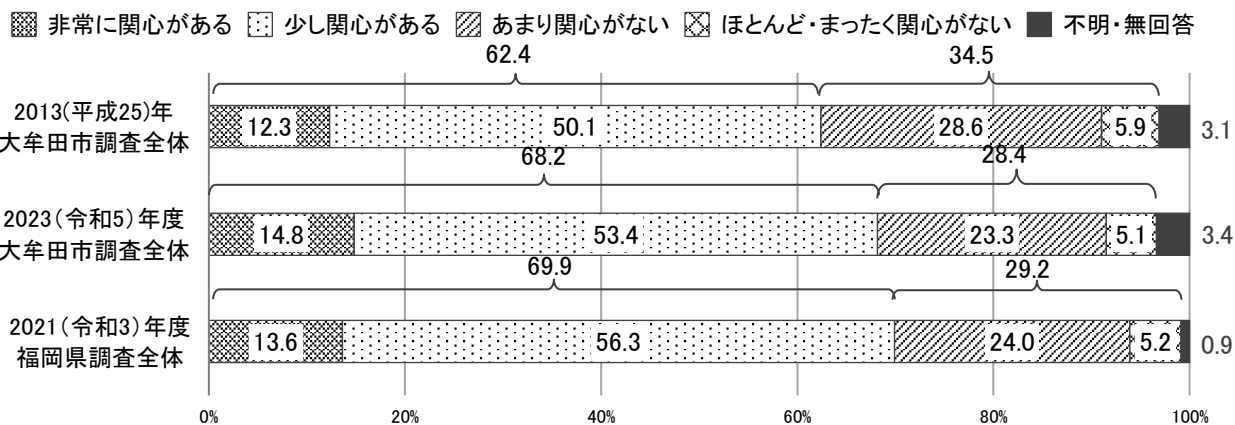
上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問1		人権問題についての関心							関心がある	関心がない
		回答数	非常に 関心がある	少し 関心がある	あまり 関心がない	ほとんど・ まったく 関心がない	不明・ 無回答			
2013(平成25)年 大牟田市調査 全体		779	96	390	223	46	24		486	269
		100.0	12.3	50.1	28.6	5.9	3.1		62.4	34.5
2023(令和5)年度 大牟田市調査 全体		790	117	422	184	40	27		539	224
		100.0	14.8	53.4	23.3	5.1	3.4		68.2	28.4
2021(令和3)年度 福岡県調査 全体		1,876	255	1,056	451	97	17		1,311	548
		100.0	13.6	56.3	24.0	5.2	0.9		69.9	29.2
大牟田市 R5 性別	男 性	348	48	184	89	18	9		232	107
		100.0	13.8	52.9	25.6	5.2	2.5		66.7	30.8
	女 性	421	62	230	91	22	16		292	113
		100.0	14.7	54.6	21.6	5.2	3.9		69.3	26.8
	その他	3	1	1	1	0	0		2	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0		66.6	33.3
性別	不明・無回答	18	6	7	3	0	2		13	3
		100.0	33.3	38.9	16.7	0.0	11.1		72.2	16.7

*「関心がある」・・・「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計 *「関心がない」・・・「ほとんど・まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計

性別による特段の差異はない。

図1-1 人権についての関心



「非常に関心がある」は 14.8%、前回(H25_12.3%)と比べて 2.5 ポイント、「少し関心がある」は 53.4%、前回(H25_50.1%)と比べて、3.3 ポイント高くなっている。

一方、「ほとんど、まったく関心がない」5.1%、前回と比べて 0.8 ポイント、「あまり関心がない」23.3%で、前回(H25_28.6%)と比較して5.3ポイント低くなっている。

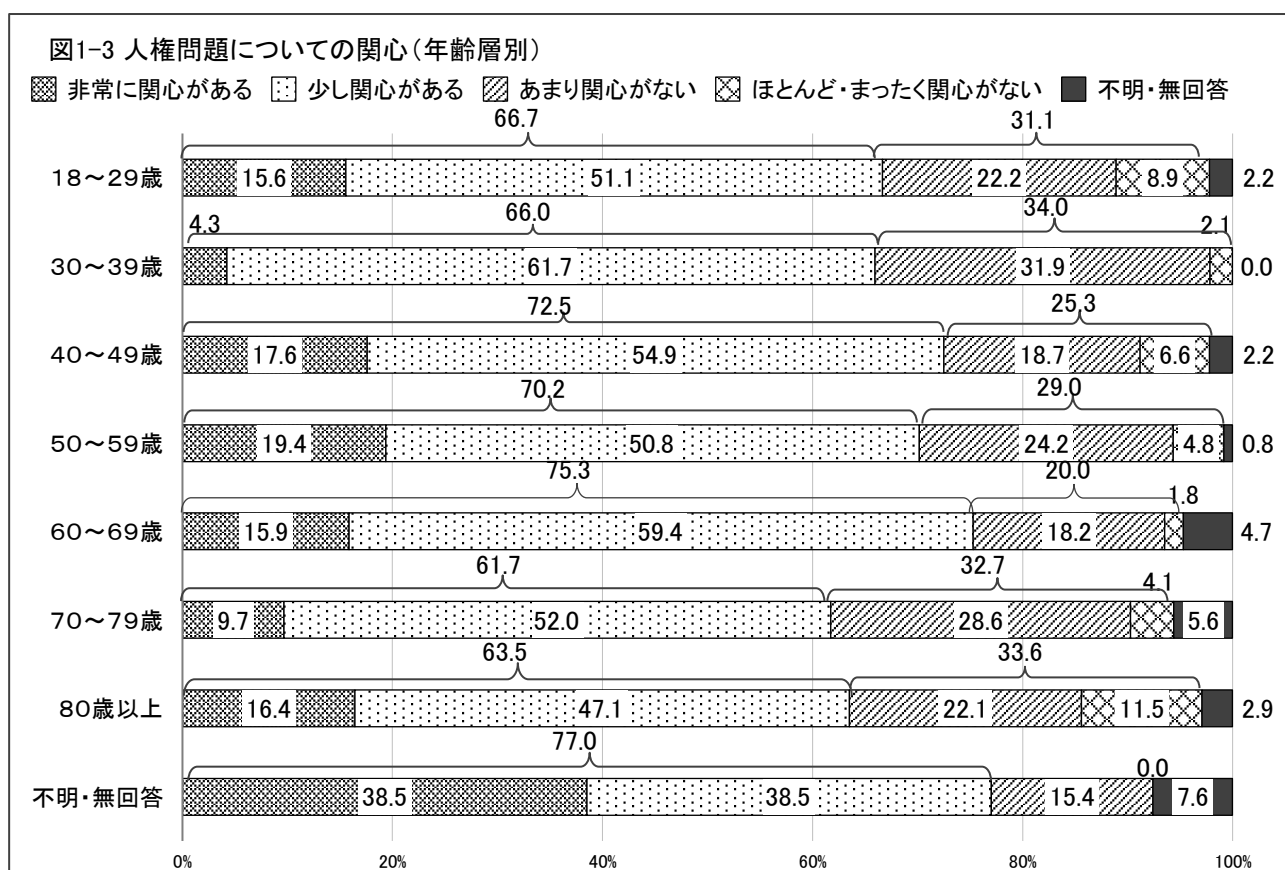
2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問1		人権問題についての関心							関心がある	関心がない
		回答数	ある非常に関心がある	ある少し関心がある	ないあまり関心がない	ほとんど・まったく関心がない	不明・無回答			
全 体		790	117	422	184	40	27		539	224
		100.0	14.8	53.4	23.3	5.1	3.4		68.2	28.4
年 齢	18～29歳	45	7	23	10	4	1		30	14
		100.0	15.6	51.1	22.2	8.9	2.2		66.7	31.1
	30～39歳	47	2	29	15	1	0		31	16
		100.0	4.3	61.7	31.9	2.1	0.0		66.0	34.0
	40～49歳	91	16	50	17	6	2		66	23
		100.0	17.6	54.9	18.7	6.6	2.2		72.5	25.3
	50～59歳	124	24	63	30	6	1		87	36
		100.0	19.4	50.8	24.2	4.8	0.8		70.2	29.0
	60～69歳	170	27	101	31	3	8		128	34
		100.0	15.9	59.4	18.2	1.8	4.7		75.3	20.0
	70～79歳	196	19	102	56	8	11		121	64
		100.0	9.7	52.0	28.6	4.1	5.6		61.7	32.7
	80歳以上	104	17	49	23	12	3		66	35
		100.0	16.4	47.1	22.1	11.5	2.9		63.5	33.6
	不明・無回答	13	5	5	2	0	1		10	2
		100.0	38.5	38.5	15.4	0.0	7.6		77.0	15.4

*「関心がある」・「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計

*「関心がない」・「ほとんど・まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計



「関心がある」でくると、「60～69歳」75.3%で最も高いものの、どの年齢層においても、6割から7割台の高い関心率を示している。一方、「関心がない」でくると、「18～29歳」31.1%、「30～39歳」34.0%、「70～79歳」32.7%、「80歳以上」33.6%が3割台で、他の年齢層に比べて人権問題への関心が低い。

3) 職業別特徴

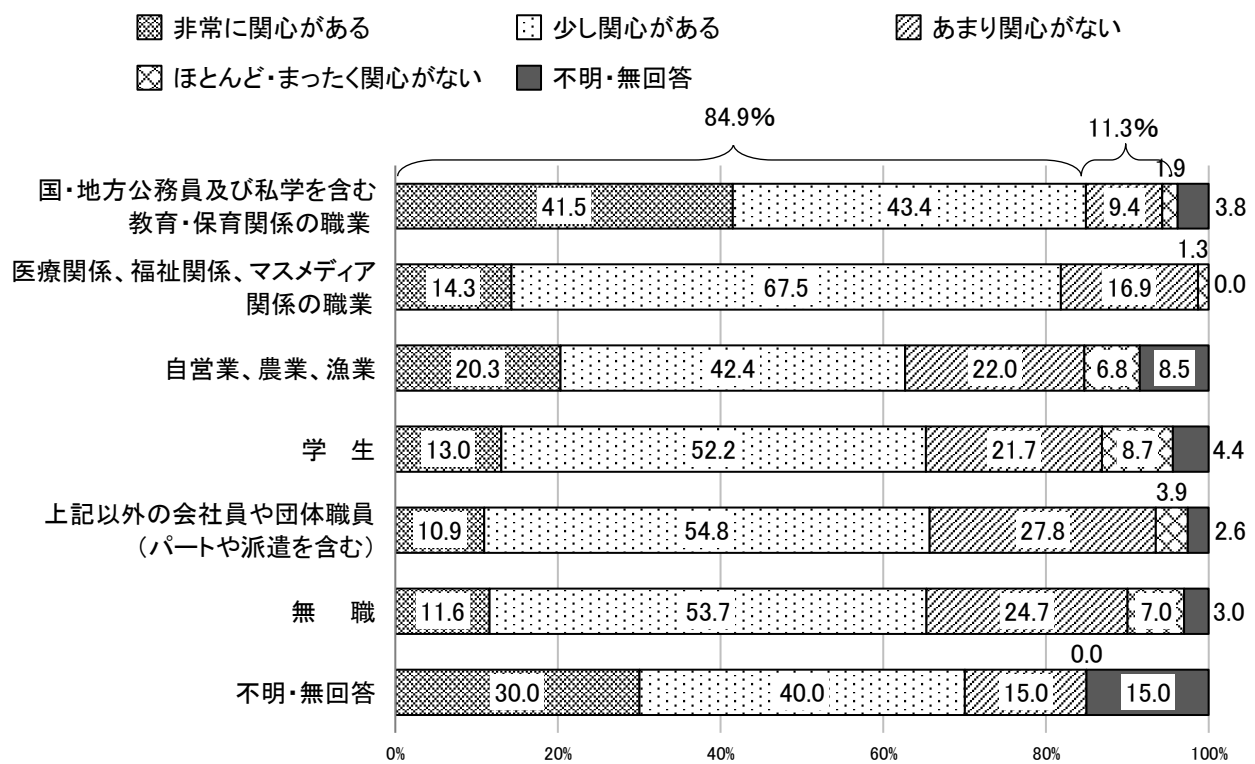
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問1		人権問題についての関心							関心がある	関心がない
		回答数	非常に 関心がある	少し 関心がある	あまり 関心がない	ほとんど まったく 関心がない	不明・ 無回答			
全 体		790	117	422	184	40	27		539	224
		100.0	14.8	53.4	23.3	5.1	3.4		68.2	28.4
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	22	23	5	1	2		45	6
		100.0	41.5	43.4	9.4	1.9	3.8		84.9	11.3
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	11	52	13	1	0		63	14
		100.0	14.3	67.5	16.9	1.3	0.0		81.8	18.2
	自営業、農業、漁業	59	12	25	13	4	5		37	17
		100.0	20.3	42.4	22.0	6.8	8.5		62.7	28.8
	学 生	23	3	12	5	2	1		15	7
		100.0	13.0	52.2	21.7	8.7	4.4		65.2	30.4
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	25	126	64	9	6		151	73
		100.0	10.9	54.8	27.8	3.9	2.6		65.7	31.7
	無 職	328	38	176	81	23	10		214	104
		100.0	11.6	53.7	24.7	7.0	3.0		65.3	31.7
不明・無回答		20	6	8	3	0	3		14	3
		100.0	30.0	40.0	15.0	0.0	15.0		70.0	15.0

*「関心がある」・「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計

*「関心がない」・「ほとんど・まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計

図1-4 人権問題についての関心(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の関心が84.9%で最も高い。「自営業、農業、漁業」、「学生」、「上記以外の会社員や団体職員」では、「関心がない」が約3割ある。

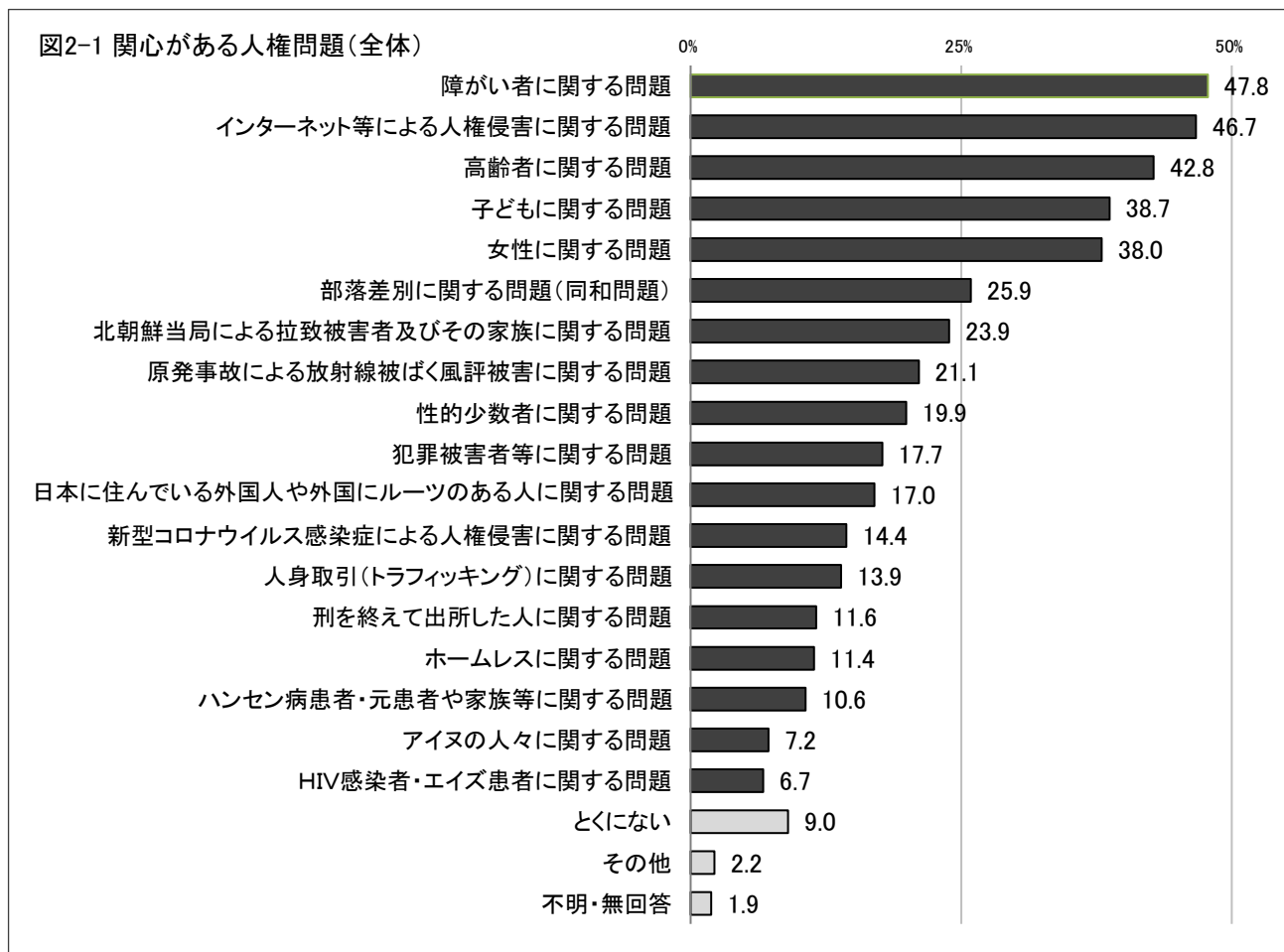
問2 関心がある人権問題

現在の日本社会にはさまざまな人権問題がありますが、どのような人権問題に関心がありますか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

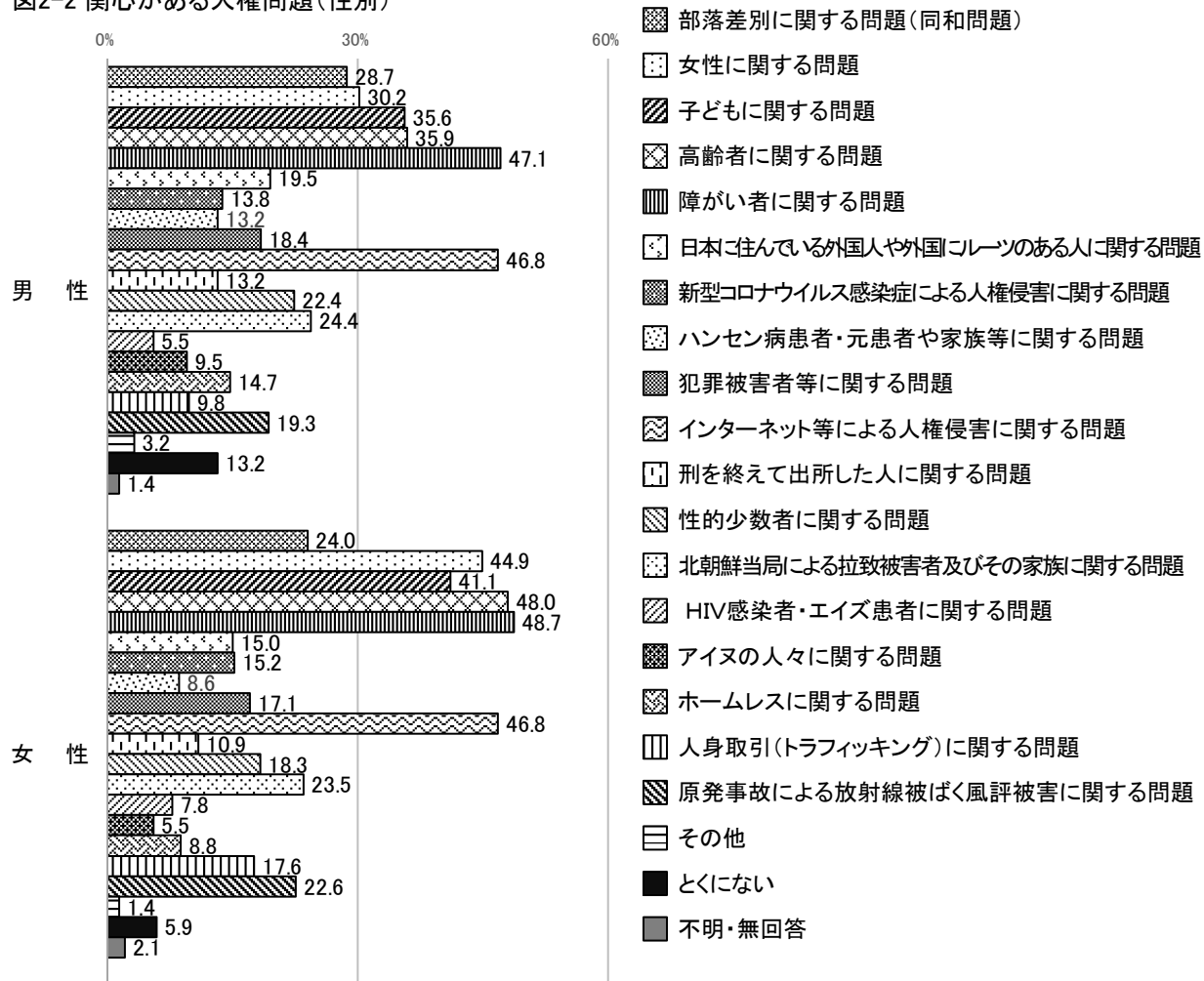
問2		関心がある人権問題														
		回答数	部落差別に関する問題 （同和問題）	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	外国人や外国にルーツのある人に関する問題	日本に住んでいる人に関する問題	新型コロナウイルス感染症による人権侵害に関する問題	元患者や家族等に関する問題	ハンセン病患者・犯罪被害者等に関する問題	インターネット等による人権侵害に関する問題			
全 体		790 100.0	205 25.9	300 38.0	306 38.7	338 42.8	378 47.8	134 17.0	114 14.4	84 10.6	140 17.7	369 46.7				
性別	男 性	348 100.0	100 28.7	105 30.2	124 35.6	125 35.9	164 47.1	68 19.5	48 13.8	46 13.2	64 18.4	163 46.8				
		女 性	421 100.0	101 24.0	189 44.9	173 41.1	202 48.0	205 48.7	63 15.0	64 15.2	36 8.6	72 17.1	197 46.8			
	その他		3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7	2 66.7			
		不明・無回答	18 100.0	3 16.7	5 27.8	8 44.4	9 50.0	7 38.9	2 11.1	1 5.6	1 5.6	2 11.1	7 38.9			
	問2		人を刑を終えて出所した問題	性的少数者に関する問題	家族に被害者及びその問題	北朝鮮当局による拉致被害者に関する問題	エイズ患者に関する問題	HIV感染者に関する問題	アイヌの人々に関する問題	ホームレスに関する問題	（トラフィッキング）に関する問題	人身取引に関する問題	放射線被ばくによる被害に関する問題	原発事故による被害に関する問題	その他	とくにない
	全 体		92 11.6	157 19.9	189 23.9	53 6.7	57 7.2	90 11.4	110 13.9	167 21.1	17 2.2	71 9.0	15 1.9			
	性別	男 性	46 13.2	78 22.4	85 24.4	19 5.5	33 9.5	51 14.7	34 9.8	67 19.3	11 3.2	46 13.2	5 1.4			
女 性			46 10.9	77 18.3	99 23.5	33 7.8	23 5.5	37 8.8	74 17.6	95 22.6	6 1.4	25 5.9	9 2.1			
		その他	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0			
不明・無回答			0 0.0	1 5.6	5 27.8	1 5.6	1 5.6	2 11.1	2 11.1	4 22.2	0 0.0	0 0.0	1 5.6			



個別的な人権課題で「関心がある人権問題」の上位5つは、「障害者に関する問題」47.8%(前回 H25_50.6%)、「インターネットによる人権侵害に関する問題」46.7%(H25_34.9%)、「高齢者に関する問題」42.8%(H25_50.4%)、「子どもに関する問題」38.7%(H25_37.1%)、「女性に関する問題」38.0%(H25_31.7%)になっており、前回調査との順位に大きな変動はない。

次いで、「部落差別に関する問題(同和問題)」が 25.9%(H25_18.5%)で、幾分関心の高まりがみられるが、以下の人権課題への関心は、2割台から1割台となっている。

図2-2 関心がある人権問題(性別)



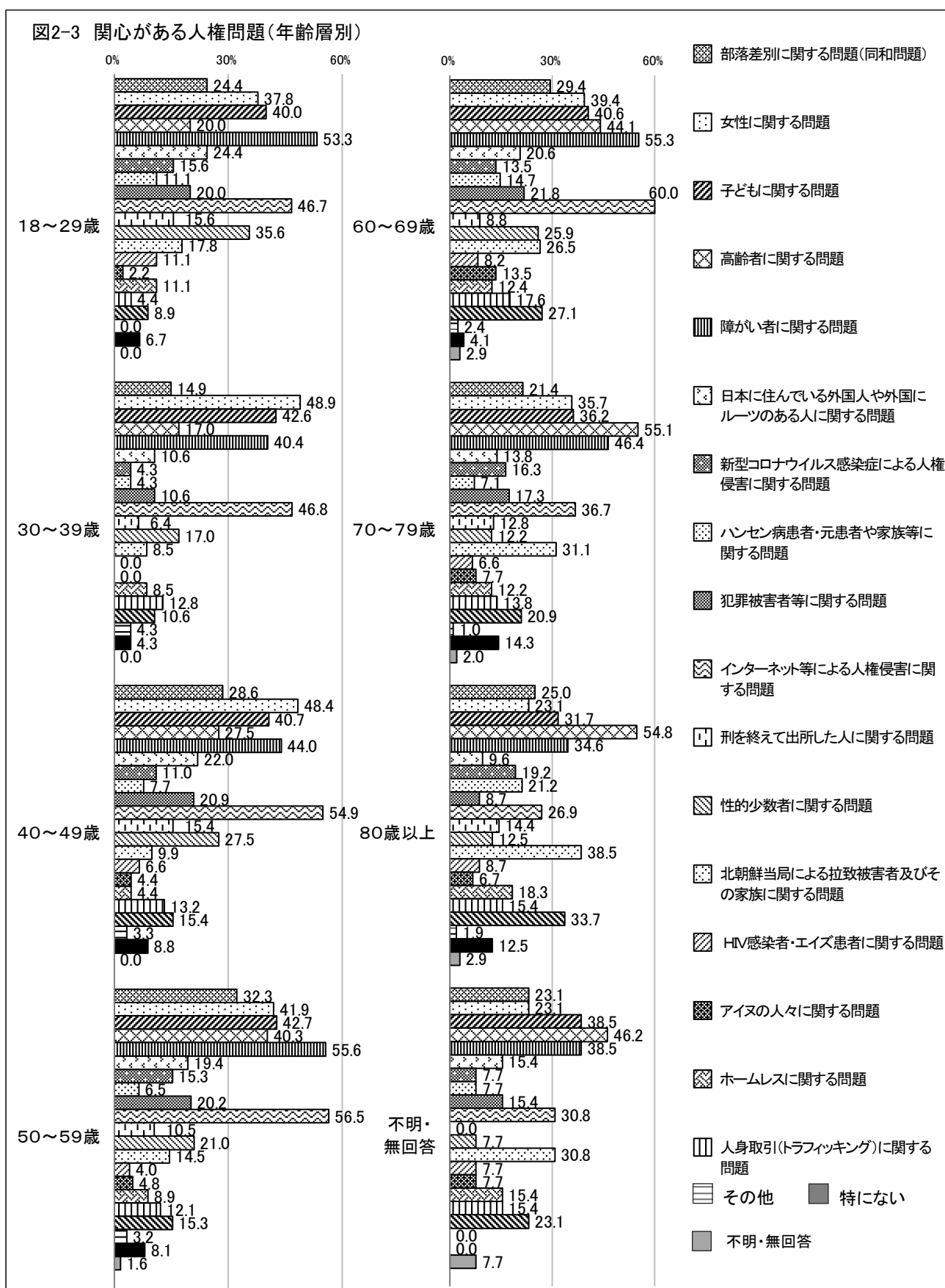
男女に共通する大きな関心事は、「障害者に関する問題」および「インターネットに等による人権侵害に関する問題」になっている。また、女性は、男性に比べて「女性に関する問題」44.9%(男性 30.2%)で 14.7 ポイント、「子供に関する問題」41.1%(男性 35.6%)で 5.5 ポイント、「高齢者に関する問題」48.0%(男性 35.9%)で 12.1 ポイント上回っている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問2		関心がある人権問題													
		回答数	部落差別に関する問題 (同和問題)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	外国人や外国にルーツのある人に関する問題	日本に住んでいる人に関する問題	新型コロナウイルス感染症による人権侵害に関する問題	元患者や家族等に関する問題	ハンセン病患者・犯罪被害者等に関する問題	インターネット等による人権侵害に関する問題		
全 体		790 100.0	205 25.9	300 38.0	306 38.7	338 42.8	378 47.8	134 17.0	114 14.4	84 10.6	140 17.7	369 46.7			
年 齢	18～29歳	45 100.0	11 24.4	17 37.8	18 40.0	9 20.0	24 53.3	11 24.4	7 15.6	5 11.1	9 20.0	21 46.7			
		47 100.0	7 14.9	23 48.9	20 42.6	8 17.0	19 40.4	5 10.6	2 4.3	2 4.3	5 10.6	22 46.8			
	30～39歳	91 100.0	26 28.6	44 48.4	37 40.7	25 27.5	40 44.0	20 22.0	10 11.0	7 7.7	19 20.9	50 54.9			
		124 100.0	40 32.3	52 41.9	53 42.7	50 40.3	69 55.6	24 19.4	19 15.3	8 6.5	25 20.2	70 56.5			
	40～49歳	170 100.0	50 29.4	67 39.4	69 40.6	75 44.1	94 55.3	35 20.6	23 13.5	25 14.7	37 21.8	102 60.0			
		196 100.0	42 21.4	70 35.7	71 36.2	108 55.1	91 46.4	27 13.8	32 16.3	14 7.1	34 17.3	72 36.7			
	50～59歳	104 100.0	26 25.0	24 23.1	33 31.7	57 54.8	36 34.6	10 9.6	20 19.2	22 21.2	9 8.7	28 26.9			
		170 100.0	50 29.4	67 39.4	69 40.6	75 44.1	94 55.3	35 20.6	23 13.5	25 14.7	37 21.8	102 60.0			
	60～69歳	196 100.0	42 21.4	70 35.7	71 36.2	108 55.1	91 46.4	27 13.8	32 16.3	14 7.1	34 17.3	72 36.7			
		104 100.0	26 25.0	24 23.1	33 31.7	57 54.8	36 34.6	10 9.6	20 19.2	22 21.2	9 8.7	28 26.9			
	70～79歳	104 100.0	26 25.0	24 23.1	33 31.7	57 54.8	36 34.6	10 9.6	20 19.2	22 21.2	9 8.7	28 26.9			
		104 100.0	26 25.0	24 23.1	33 31.7	57 54.8	36 34.6	10 9.6	20 19.2	22 21.2	9 8.7	28 26.9			
	80歳以上	104 100.0	26 25.0	24 23.1	33 31.7	57 54.8	36 34.6	10 9.6	20 19.2	22 21.2	9 8.7	28 26.9			
		104 100.0	26 25.0	24 23.1	33 31.7	57 54.8	36 34.6	10 9.6	20 19.2	22 21.2	9 8.7	28 26.9			
問2		人を終えて出所した問題	性的少数者に関する問題	拉致被害者及びその家族に関する問題	北朝鮮当局による問題	エイズ患者に関する問題	HIV感染者に関する問題	アイヌの人々に関する問題	ホームレスに関する問題	人身取引（トラフィッキング）に関する問題	被弾線被ばく風評被害に関する問題	原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		92 11.6	157 19.9	189 23.9	53 6.7	57 7.2	90 11.4	110 13.9	167 21.1	17 2.2	71 9.0	15 1.9			
年 齢	18～29歳	7 15.6	16 35.6	8 17.8	5 11.1	1 2.2	5 11.1	2 4.4	4 8.9	0 0.0	3 6.7	0 0.0			
		3 6.4	8 17.0	4 8.5	0 0.0	0 0.0	4 8.5	6 12.8	5 10.6	2 4.3	2 4.3	0 0.0			
	30～39歳	14 15.4	25 27.5	9 9.9	6 6.6	4 4.4	4 4.4	12 13.2	14 15.4	3 3.3	8 8.8	0 0.0			
		13 10.5	26 21.0	18 14.5	5 4.0	6 4.8	11 8.9	15 12.1	19 15.3	4 3.2	10 8.1	2 1.6			
	40～49歳	15 8.8	44 25.9	45 26.5	14 8.2	23 13.5	21 12.4	30 17.6	46 27.1	4 2.4	7 4.1	5 2.9			
		25 12.8	24 12.2	61 31.1	13 6.6	15 7.7	24 12.2	27 13.8	41 20.9	2 1.0	28 14.3	4 2.0			
	50～59歳	15 14.4	44 12.5	45 38.5	14 8.7	23 6.7	21 18.3	30 15.4	46 33.7	4 1.9	7 12.5	5 2.9			
		13 10.5	26 21.0	18 14.5	5 4.0	6 4.8	11 8.9	15 12.1	19 15.3	4 3.2	10 8.1	2 1.6			
	60～69歳	15 8.8	44 25.9	45 26.5	14 8.2	23 13.5	21 12.4	30 17.6	46 27.1	4 2.4	7 4.1	5 2.9			
		25 12.8	24 12.2	61 31.1	13 6.6	15 7.7	24 12.2	27 13.8	41 20.9	2 1.0	28 14.3	4 2.0			
	70～79歳	15 14.4	44 12.5	45 38.5	14 8.7	23 6.7	21 18.3	30 15.4	46 33.7	4 1.9	7 12.5	5 2.9			
		13 10.5	26 21.0	18 14.5	5 4.0	6 4.8	11 8.9	15 12.1	19 15.3	4 3.2	10 8.1	2 1.6			
	80歳以上	15 14.4	44 12.5	45 38.5	14 8.7	23 6.7	21 18.3	30 15.4	46 33.7	4 1.9	7 12.5	5 2.9			
		13 10.5	26 21.0	18 14.5	5 4.0	6 4.8	11 8.9	15 12.1	19 15.3	4 3.2	10 8.1	2 1.6			

図2-3 関心がある人権問題(年齢層別)



特徴として、18歳から69歳までは「インターネットによる人権侵害に関する問題」への関心が高く、70歳以上では「高齢者に関する問題」への関心が高いなど、年齢層による関心の在り方がわかる。

3) 職業別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問2		関心がある人権問題										
		回答数	部落差別に関する問題 (同和問題)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人に関する問題	新型コロナウイルス感染症による人権侵害に関する問題	家族等に関する問題 ハンセン病患者・元患者や	犯罪被害者等に関する問題	インターネット等による人権侵害に関する問題
全 体		790	205	300	306	338	378	134	114	84	140	369
		100.0	25.9	38.0	38.7	42.8	47.8	17.0	14.4	10.6	17.7	46.7
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	25	27	25	14	36	21	9	8	10	32
		100.0	47.2	50.9	47.2	26.4	67.9	39.6	17.0	15.1	18.9	60.4
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	15	39	40	35	48	7	13	3	12	37
		100.0	19.5	50.6	51.9	45.5	62.3	9.1	16.9	3.9	15.6	48.1
	自営業、農業、漁業	59	17	21	21	19	26	14	7	7	12	29
		100.0	28.8	35.6	35.6	32.2	44.1	23.7	11.9	11.9	20.3	49.2
	学 生	23	5	8	9	4	8	3	2	2	4	11
		100.0	21.7	34.8	39.1	17.4	34.8	13.0	8.7	8.7	17.4	47.8
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	62	91	87	79	100	39	29	16	50	130
		100.0	27.0	39.6	37.8	34.3	43.5	17.0	12.6	7.0	21.7	56.5
	無 職	328	77	110	117	177	152	48	52	46	49	124
		100.0	23.5	33.5	35.7	54.0	46.3	14.6	15.9	14.0	14.9	37.8
	不明・無回答	20	4	4	7	10	8	2	2	2	3	6
		100.0	20.0	20.0	35.0	50.0	40.0	10.0	10.0	10.0	15.0	30.0
問2		人に刑を終えて出所した	性的少数者に関する問題	北朝鮮の当局による拉致被害者及びその家族に関する問題	H I V 感染者・エイズ患者に関する問題	アイヌの人々に関する問題	ホームレスに関する問題	人身取引(トラフィッキング)に関する問題	原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		92	157	189	53	57	90	110	167	17	71	15
		11.6	19.9	23.9	6.7	7.2	11.4	13.9	21.1	2.2	9.0	1.9
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	8	19	6	5	3	7	6	13	1	0	1
		15.1	35.8	11.3	9.4	5.7	13.2	11.3	24.5	1.9	0.0	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	7	13	14	2	4	3	14	16	2	2	0
		9.1	16.9	18.2	2.6	5.2	3.9	18.2	20.8	2.6	2.6	0.0
	自営業、農業、漁業	7	14	14	3	4	9	12	11	1	5	1
		11.9	23.7	23.7	5.1	6.8	15.3	20.3	18.6	1.7	8.5	1.7
	学 生	4	9	3	2	1	2	1	1	0	2	0
		17.4	39.1	13.0	8.7	4.3	8.7	4.3	4.3	0.0	8.7	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	25	47	40	12	14	19	28	39	7	25	3
		10.9	20.4	17.4	5.2	6.1	8.3	12.2	17.0	3.0	10.9	1.3
	無 職	41	53	106	28	30	48	47	83	6	37	8
		12.5	16.2	32.3	8.5	9.1	14.6	14.3	25.3	1.8	11.3	2.4
	不明・無回答	0	2	6	1	1	2	2	4	0	0	2
		0.0	10.0	30.0	5.0	5.0	10.0	10.0	20.0	0.0	0.0	10.0

いずれの職業においても人権問題への関心は類似傾向にあり、職業による特段の差異はない。

問3 人権が尊重されているか

現在の日本社会において、人権が尊重されていると思いますか。（1つに○）

1) 全体及び性別特徴

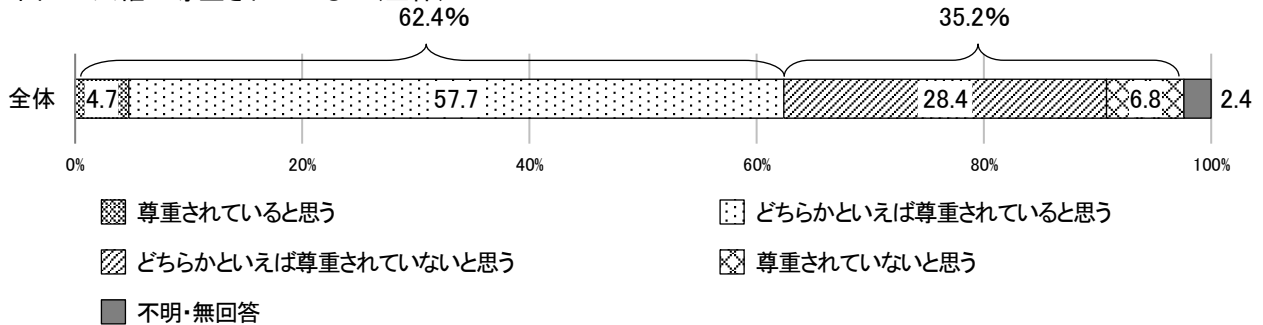
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問3		人権が尊重されているか							
		回答数	思う尊重されている	思う尊重どちらかといえば	と尊重どちらかといえない	と尊重されていない	不明・無回答	思う尊重されている	と尊重どちらかといえない
全 体		790	37	456	224	54	19	493	278
		100.0	4.7	57.7	28.4	6.8	2.4	62.4	35.2
性 別	男 性	348	21	205	96	21	5	226	117
		100.0	6.0	58.9	27.6	6.0	1.5	64.9	33.6
	女 性	421	15	236	125	33	12	251	158
		100.0	3.6	56.1	29.7	7.8	2.8	59.7	37.5
	その他	3	0	3	0	0	0	3	0
不明・無回答		18	1	12	3	0	2	13	3
		100.0	5.6	66.7	16.7	0.0	11.0	72.3	16.7

*「尊重されていると思う」・・・「尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計

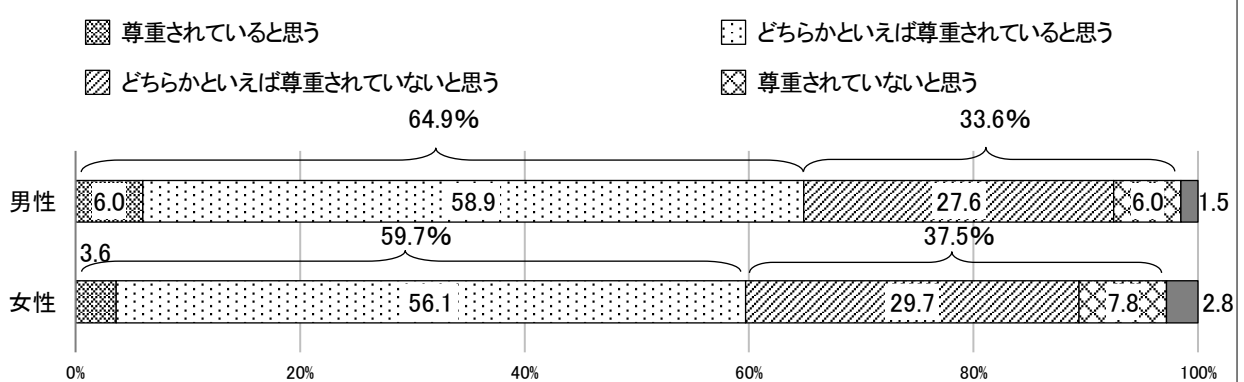
*「尊重されていないと思う」・・・「尊重されていないと思う」と「どちらかといえば尊重されていないと思う」の合計

図3-1 人権が尊重されているか(全体)



全体の62.4%が、「尊重されていると思う」と回答している。

図3-2 人権が尊重されているか(性別)



「尊重されていると思う」は、男性64.9%、女性59.7%で、女性の方が5.2ポイント低い値になっている。

2) 年齢層別特徴

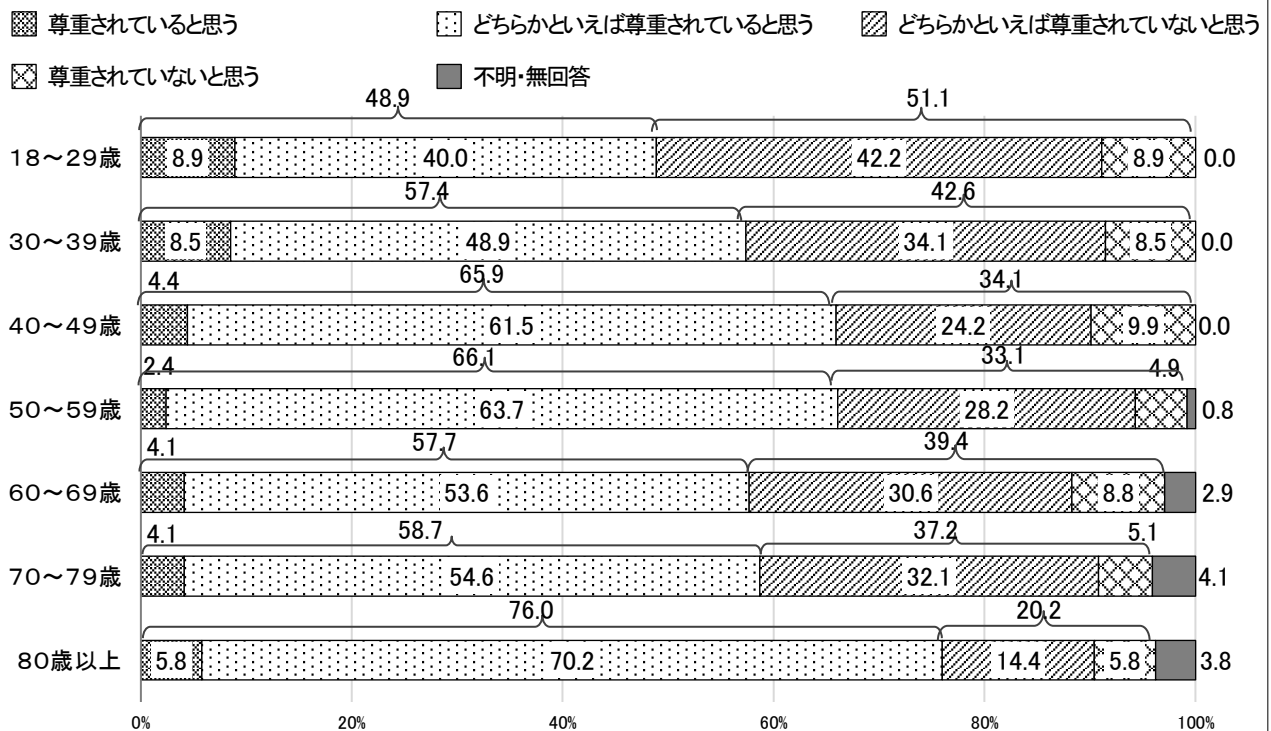
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問3		人権が尊重されているか							
		回答数	思う尊重されていると	思う尊重されかといえとば	と尊重されかといえないば	と尊重されていない	不明・無回答	思う尊重されていると	と尊重されていない
全 体		790	37	456	224	54	19	493	278
		100.0	4.7	57.7	28.4	6.8	2.4	62.4	35.2
年 齢	18～29歳	45	4	18	19	4	0	22	23
		100.0	8.9	40.0	42.2	8.9	0.0	48.9	51.1
	30～39歳	47	4	23	16	4	0	27	20
		100.0	8.5	48.9	34.1	8.5	0.0	57.4	42.6
	40～49歳	91	4	56	22	9	0	60	31
		100.0	4.4	61.5	24.2	9.9	0.0	65.9	34.1
	50～59歳	124	3	79	35	6	1	82	41
		100.0	2.4	63.7	28.2	4.9	0.8	66.1	33.1
	60～69歳	170	7	91	52	15	5	98	67
		100.0	4.1	53.6	30.6	8.8	2.9	57.7	39.4
	70～79歳	196	8	107	63	10	8	115	73
		100.0	4.1	54.6	32.1	5.1	4.1	58.7	37.2
	80歳以上	104	6	73	15	6	4	79	21
		100.0	5.8	70.2	14.4	5.8	3.8	76.0	20.2
	不明・無回答	13	1	9	2	0	1	10	2
		100.0	7.7	69.2	15.4	0.0	7.7	76.9	15.4

*「尊重されていると思う」・「尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計

*「尊重されていないと思う」・「尊重されていないと思う」と「どちらかといえば尊重されていないと思う」の合計

図3-3 人権が尊重されているか(年齢層別)



「人権尊重の実感」は、「18～29歳」で48.9%と最も低く、以後59歳まで順次高まっていくが、60歳から79歳で約8ポイントほど下降し、「80歳以上」では76.0%と最大になっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

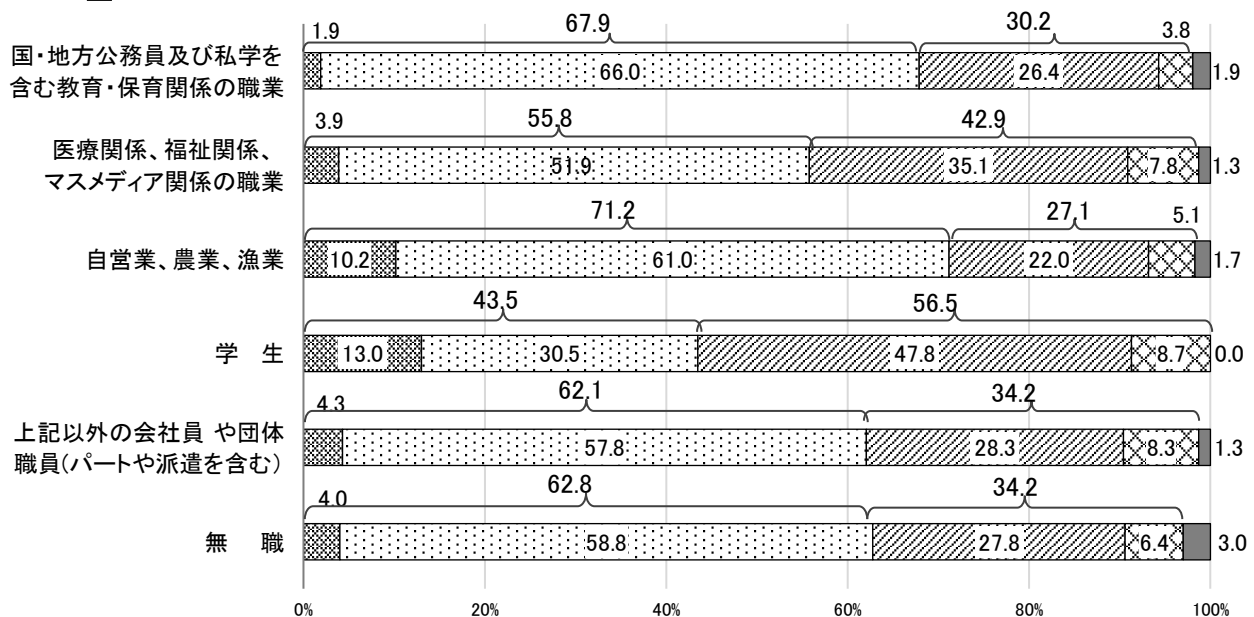
問3		人権が尊重されているか							
		回答数	思う尊重されていると	思う尊重どちらかといえば	と尊重どちらかといえ	と尊重されている	不明・無回答	思う尊重されていると	と尊重されていない
全 体		790	37	456	224	54	19	493	278
		100.0	4.7	57.7	28.4	6.8	2.4	62.4	35.2
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	1	35	14	2	1	36	16
		100.0	1.9	66.0	26.4	3.8	1.9	67.9	30.2
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	3	40	27	6	1	43	33
		100.0	3.9	51.9	35.1	7.8	1.3	55.8	42.9
	自営業、農業、漁業	59	6	36	13	3	1	42	16
		100.0	10.2	61.0	22.0	5.1	1.7	71.2	27.1
	学 生	23	3	7	11	2	0	10	13
		100.0	13.0	30.5	47.8	8.7	0.0	43.5	56.5
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	10	133	65	19	3	143	84
		100.0	4.3	57.8	28.3	8.3	1.3	62.1	36.6
	無 職	328	13	193	91	21	10	206	112
		100.0	4.0	58.8	27.8	6.4	3.0	62.8	34.2
	不明・無回答	20	1	12	3	1	3	13	4
		100.0	5.0	60.0	15.0	5.0	15.0	65.0	20.0

*「尊重されていると思う」・「尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計

*「尊重されていないと思う」・「尊重されていないと思う」と「どちらかといえば尊重されていないと思う」の合計

図3-4 人権が尊重されているか(職業別)

- ☒ 尊重されていると思う
 ☒ どちらかといえば尊重されていると思う
 ☒ どちらかといえば尊重されていないと思う
 ☒ 尊重されていないと思う
 ☐ 不明・無回答



「尊重されていると思う」が最も高いのは、「自営業、農業、漁業」71.2%、逆に最も低いのは、「学生」43.5%で、他の職種が50%を超えているのに対し、大きな差が出ている。

問4 人権を侵害された経験とその内容

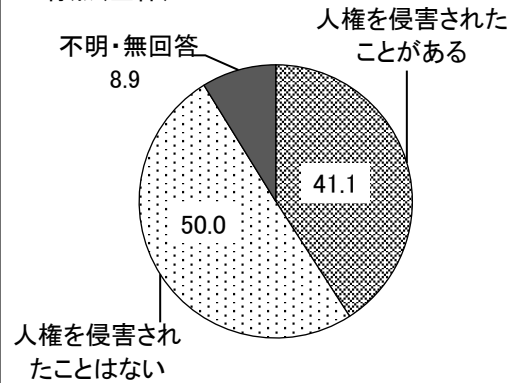
これまでに人権を侵害されたことがありますか。あったとしたら、それはどのようなことでしたか。(該当するすべてに○)

問4-1 人権を侵害された経験の有無

1)全体及び性別特徴

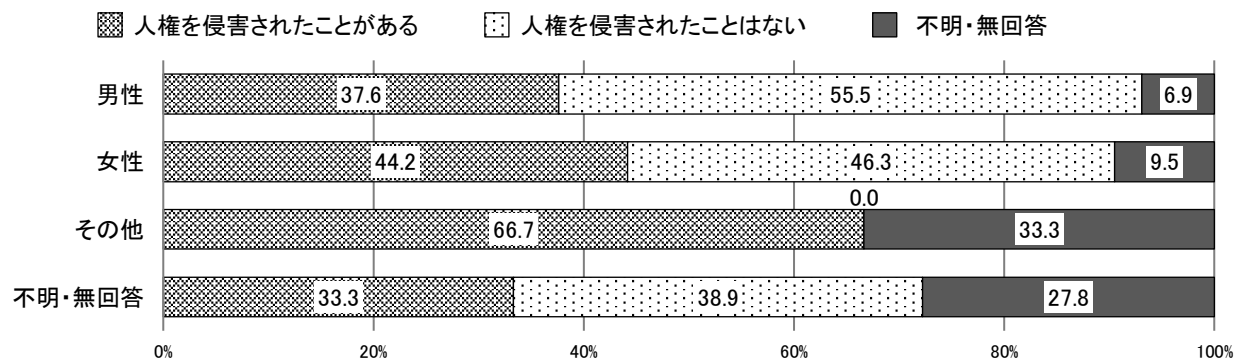
問4		人権を侵害された経験の有無			
		回答数	がさ人 あれ権 るたを こ侵 と害	はさ人 なれ権 いたを こ侵 と害	無不 回明 答・
全 体		790	325	395	70
		100.0	41.1	50.0	8.9
性 別	男 性	348	131	193	24
		100.0	37.6	55.5	6.9
	女 性	421	186	195	40
		100.0	44.2	46.3	9.5
	その他	3	2	0	1
		100.0	66.7	0.0	33.3
不明・無回答		18	6	7	5
		100.0	33.3	38.9	27.8

図4-1-1人権を侵害された経験の有無(全体)



「人権を侵害されたことがある」は41.1%で、「人権を侵害されたことはない」は 50.0%となっている。

図4-1-2 人権を侵害された経験の有無(性別)



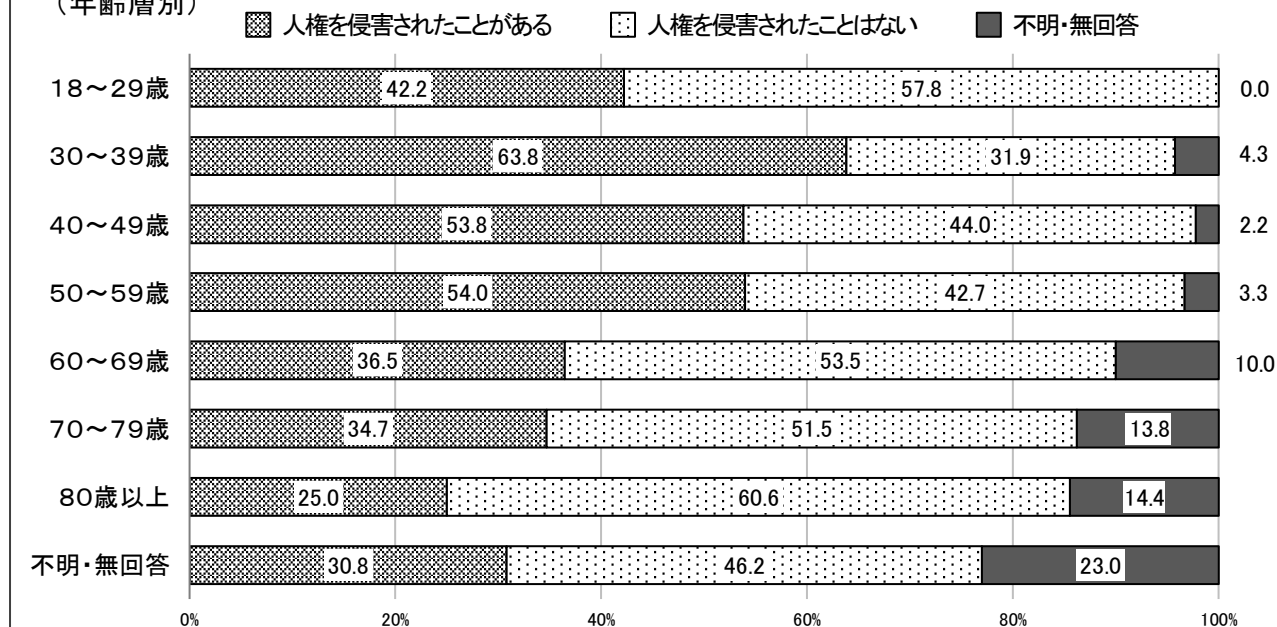
人権侵害の経験で「人権を侵害されたことがある」は、女性 44.2%、男性 37.6%で、女性が 6.6 ポイント高い。

2) 年齢別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4		人権を侵害された経験の有無			
		回答数	がさ人 あれ権 るたを こと侵害 こと	はさ人 なれ権 いたを こと侵害 こと	無不 回明 答・
全 体		790	325	395	70
		100.0	41.1	50.0	8.9
年 齢	18～29歳	45	19	26	0
		100.0	42.2	57.8	0.0
	30～39歳	47	30	15	2
		100.0	63.8	31.9	4.3
	40～49歳	91	49	40	2
		100.0	53.8	44.0	2.2
	50～59歳	124	67	53	4
		100.0	54.0	42.7	3.3
	60～69歳	170	62	91	17
		100.0	36.5	53.5	10.0
	70～79歳	196	68	101	27
		100.0	34.7	51.5	13.8
	80歳以上	104	26	63	15
		100.0	25.0	60.6	14.4
	不明・無回答	13	4	6	3
		100.0	30.8	46.2	23.0

図4-1-3 人権を侵害された経験の有無
(年齢層別)



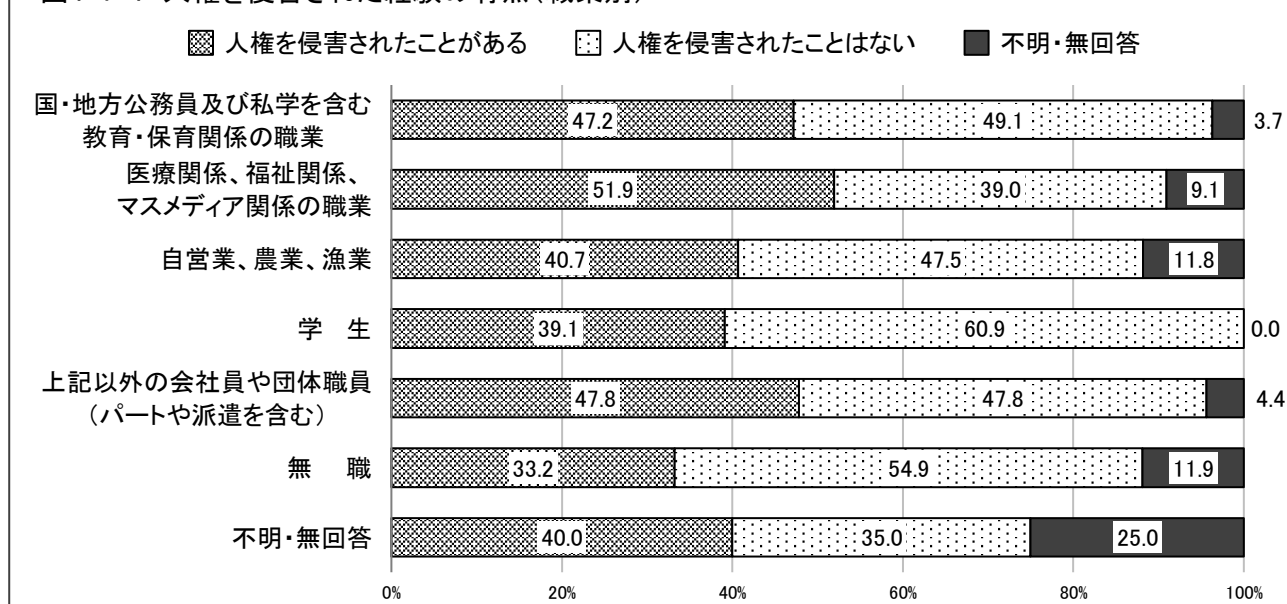
「人権を侵害されたことがある」は、「30～39 歳」63.8%が最も高く、次いで「50～59 歳」54.0%、「40～49 歳」53.8%になっている。「18 歳～29 歳」においても 42.2%と、高い水準にある。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4		人権を侵害された経験の有無			
		回答数	がさ人 あれ権 るたを こ侵 と害	はさ人 なれ権 いたを こ侵 と害	無不 回明 答・
全 体		790	325	395	70
		100.0	41.1	50.0	8.9
職 業	国・地方公務員及び私学を含む 教育・保育関係の職業	53	25	26	2
		100.0	47.2	49.1	3.7
	医療関係、福祉関係、 マスメディア関係の職業	77	40	30	7
		100.0	51.9	39.0	9.1
	自営業、農業、漁業 (n=59)	59	24	28	7
		100.0	40.7	47.5	11.8
	学 生	23	9	14	0
		100.0	39.1	60.9	0.0
	上記以外の会社員や 団体職員(パートや派遣を含む)	230	110	110	10
		100.0	47.8	47.8	4.4
	無 職(n=328)	328	109	180	39
		100.0	33.2	54.9	11.9
	不明・無回答	20	8	7	5
		100.0	40.0	35.0	25.0

図4-1-4 人権を侵害された経験の有無(職業別)



「人権を侵害された経験がある」を高い順に示すと、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」51.9%、次いで「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」47.8%、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」47.2%になっている。

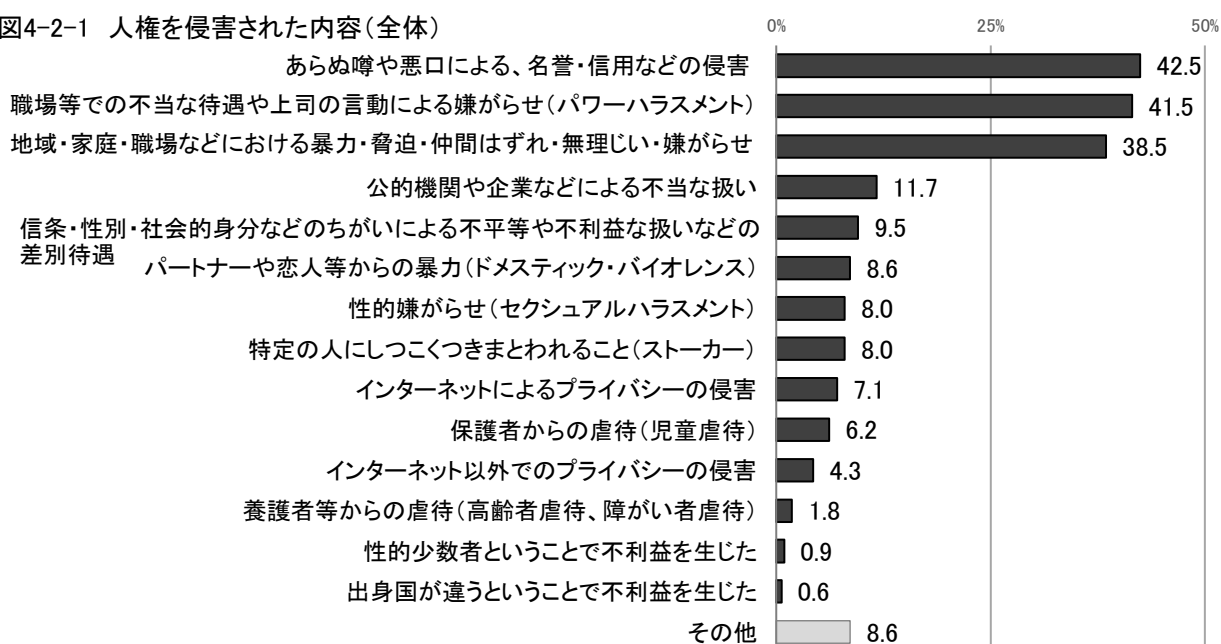
問4-2 人権を侵害された内容

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

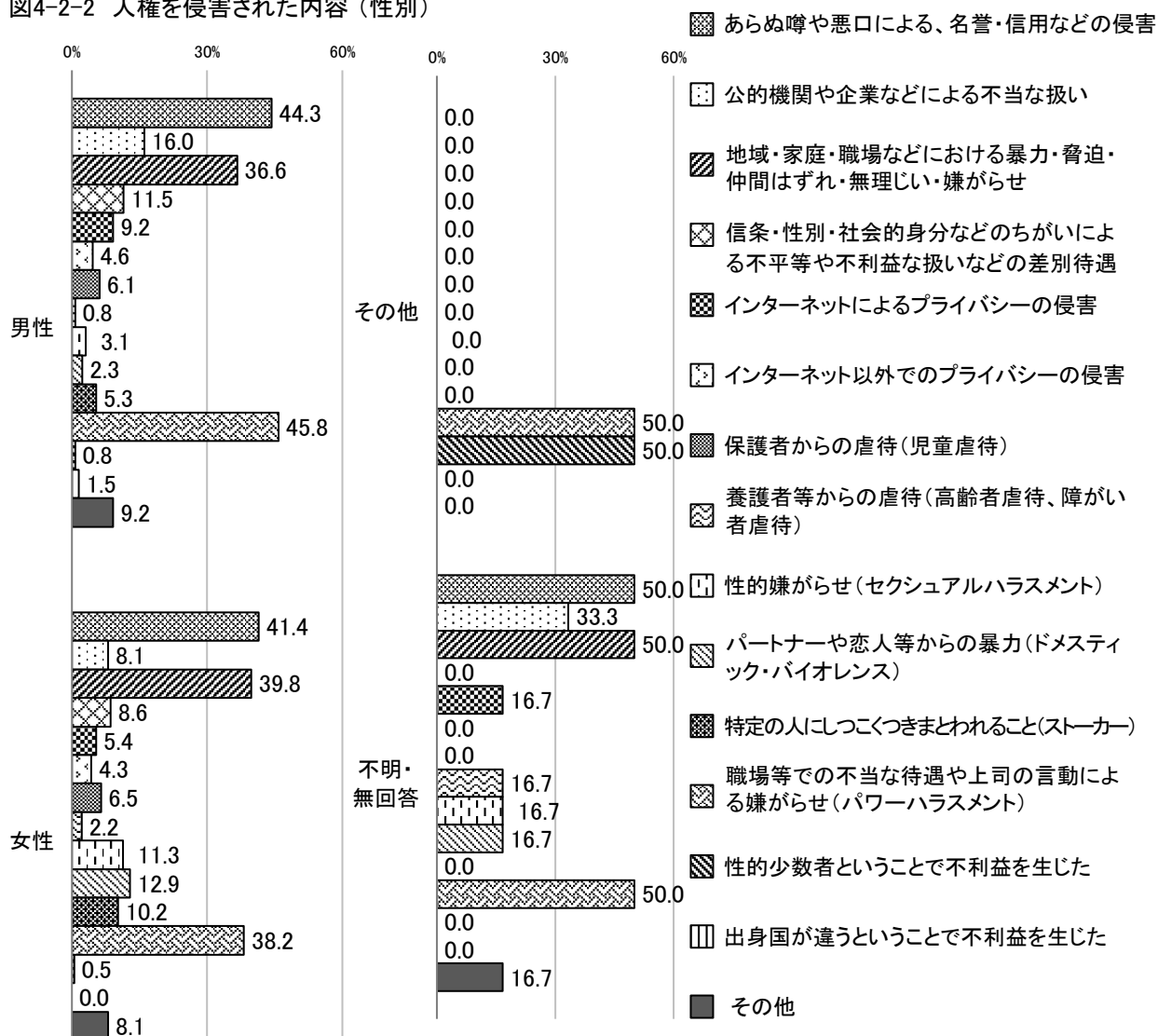
問4		人権を侵害された内容								
		回答数	あ ら ぬ 噂 や 悪 口 に よ る 、 名 誉 ・ 信 用 な ど の 侵 害	公 的 機 関 や 企 業 な ど に よ る 不 当 な 扱 い	地 域 ・ 家 庭 ・ 職 場 な ど に お け る 暴 力 ・ 脅 迫 ・ 仲 間 は ず れ ・ 無 理 じ い ・ 嫌 が ら せ	信 条 ・ 性 別 ・ 社 会 的 身 分 な ど の ち が い に よ る 不 平 等 や 不 利 益 な 扱 い な ど の 差 別 待 遇	プ ラ イ バ シ ー に よ る 侵 害	プ ラ イ バ シ ー に よ る 侵 害	保 護 者 か ら の 虐 待 （ 児 童 虐 待 ）	
全 体		325 100.0	138 42.5	38 11.7	125 38.5	31 9.5	23 7.1	14 4.3	20 6.2	
性 別	男 性	131 100.0	58 44.3	21 16.0	48 36.6	15 11.5	12 9.2	6 4.6	8 6.1	
		186 100.0	77 41.4	15 8.1	74 39.8	16 8.6	10 5.4	8 4.3	12 6.5	
	その他	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
		不明・無回答	6 100.0	3 50.0	2 33.3	3 50.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	問4		養 護 者 等 か ら の 虐 待 （ 高 齢 者 虐 待 、 障 が い 者 虐 待 ）	性 的 嫌 が ら せ （ セ ク シ ュ ア ル ハ ラ ス メ ン ト ）	パ ー ト ナ ー や 恋 人 等 か ら の 暴 力 （ ド メ ス テ ィ ツ ク ・ バ イ オ レ ン ス ）	特 定 の 人 に し つ こ く つ き ま と わ れ る こ と （ ス ト ー カ ー ）	職 場 等 で の 不 当 な 待 遇 や 上 司 の 言 動 に よ る 嫌 が ら せ （ パ ワ ー ハ ラ ス メ ン ト ）	性 的 少 数 者 と い う こ と で 不 利 益 を 生 じ た	出 身 国 が 違 う と い う こ と で 不 利 益 を 生 じ た	そ の 他
全 体		6 1.8	26 8.0	28 8.6	26 8.0	135 41.5	3 0.9	2 0.6	28 8.6	
性 別	男 性	1 0.8	4 3.1	3 2.3	7 5.3	60 45.8	1 0.8	2 1.5	12 9.2	
		4 2.2	21 11.3	24 12.9	19 10.2	71 38.2	1 0.5	0 0.0	15 8.1	
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	
		不明・無回答	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	3 50.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7
	問4									

図4-2-1 人権を侵害された内容(全体)



上位の「あ
ら
ぬ
噂
や
悪
口
に
よ
る
、
名
誉
・
信
用
な
ど
の
侵
害」、「職
場
等
で
の
パ
ワ
ー
ハ
ラ
ス
メ
ン
ト」、「地
域
・
家
庭
・
職
場
な
ど
に
お
け
る
暴
力
・
脅
迫
・
仲
間
は
ず
れ
・
無
理
じ
い
・
嫌
が
ら
せ」が、約 4 割で他と比べて高い。

図4-2-2 人権を侵害された内容（性別）



男女とも、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」、「職場におけるパワーハラスメント等による人権侵害」が高い。特に、「職場におけるパワーハラスメント等による人権侵害」では、男性 45.8%、女性 38.2%で、男性が7.6ポイント高い。

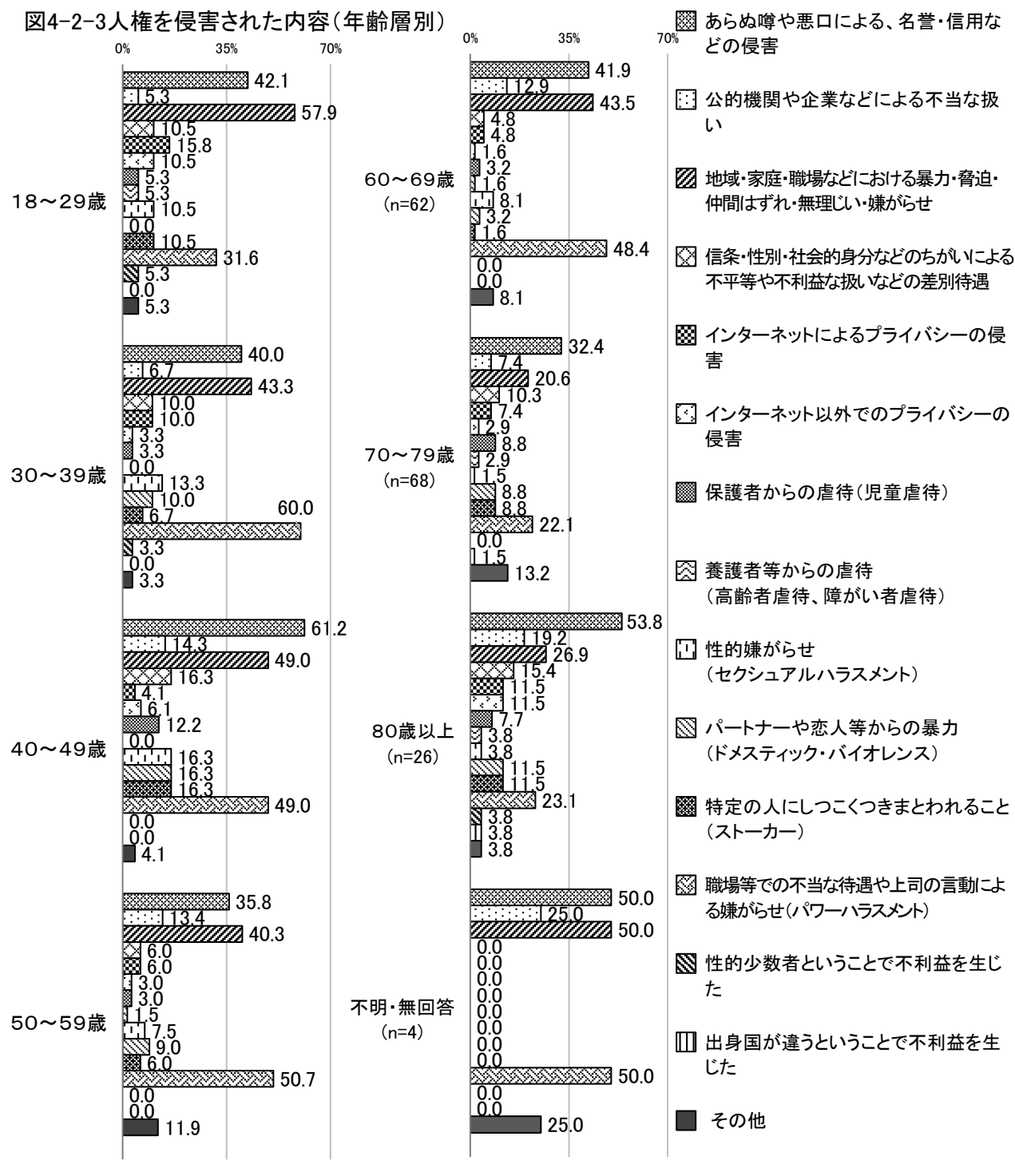
また、女性の人権侵害の経験の特徴として、「性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)」11.3%、「パートナーや恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)」12.9%、「特定の人にしつこく付きまとわれる(ストーカー)」10.2%があり、男性に比べて高い割合を示している。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4		人権を侵害された内容						
		回答数	名誉・信用などの侵害、あらぬ噂や悪口による、	公的機関や企業などによる不当な扱い	地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫など、無理じい・嫌がらせ	信条・性別・社会的身分などのちがいにによる不平等や不利益な扱い	インターネットの侵害	インターネットの侵害以外でのインターネットの侵害
全 体		325	138	38	125	31	23	14
		100.0	42.5	11.7	38.5	9.5	7.1	4.3
年 齢	18～29歳	19	8	1	11	2	3	2
		100.0	42.1	5.3	57.9	10.5	15.8	10.5
	30～39歳	30	12	2	13	3	3	1
		100.0	40.0	6.7	43.3	10.0	10.0	3.3
	40～49歳	49	30	7	24	8	2	3
		100.0	61.2	14.3	49.0	16.3	4.1	6.1
	50～59歳	67	24	9	27	4	4	2
		100.0	35.8	13.4	40.3	6.0	6.0	3.0
	60～69歳	62	26	8	27	3	3	1
		100.0	41.9	12.9	43.5	4.8	4.8	1.6
	70～79歳	68	22	5	14	7	5	2
		100.0	32.4	7.4	20.6	10.3	7.4	2.9
	80歳以上	26	14	5	7	4	3	3
		100.0	53.8	19.2	26.9	15.4	11.5	11.5
	不明・無回答	4	2	1	2	0	0	0
		100.0	50.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0
問4		養護者等からの虐待（高齢者虐待、障がい者虐待）	性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）	パートナーや恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	特定の人のしつこくつきまといられること（ストーカー）	職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）	性的少数者ということと不利益を生じたこと	出身国が違うということと不利益を生じたこと
全 体		6	26	28	26	135	3	2
		1.8	8.0	8.6	8.0	41.5	0.9	0.6
年 齢	18～29歳	1	2	0	2	6	1	0
		5.3	10.5	0.0	10.5	31.6	5.3	0.0
	30～39歳	0	4	3	2	18	1	0
		0.0	13.3	10.0	6.7	60.0	3.3	0.0
	40～49歳	0	8	8	8	24	0	0
		0.0	16.3	16.3	16.3	49.0	0.0	0.0
	50～59歳	1	5	6	4	34	0	0
		1.5	7.5	9.0	6.0	50.7	0.0	0.0
	60～69歳	1	5	2	1	30	0	0
		1.6	8.1	3.2	1.6	48.4	0.0	0.0
	70～79歳	2	1	6	6	15	0	1
		2.9	1.5	8.8	8.8	22.1	0.0	1.5
	80歳以上	1	1	3	3	6	1	1
		3.8	3.8	11.5	11.5	23.1	3.8	3.8
	不明・無回答	0	0	0	0	2	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

図4-2-3人権を侵害された内容(年齢層別)



回答率の高低に幾分かの差はあっても、どの年齢層においても極めて高いのは、「あらかぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」の3項目である。

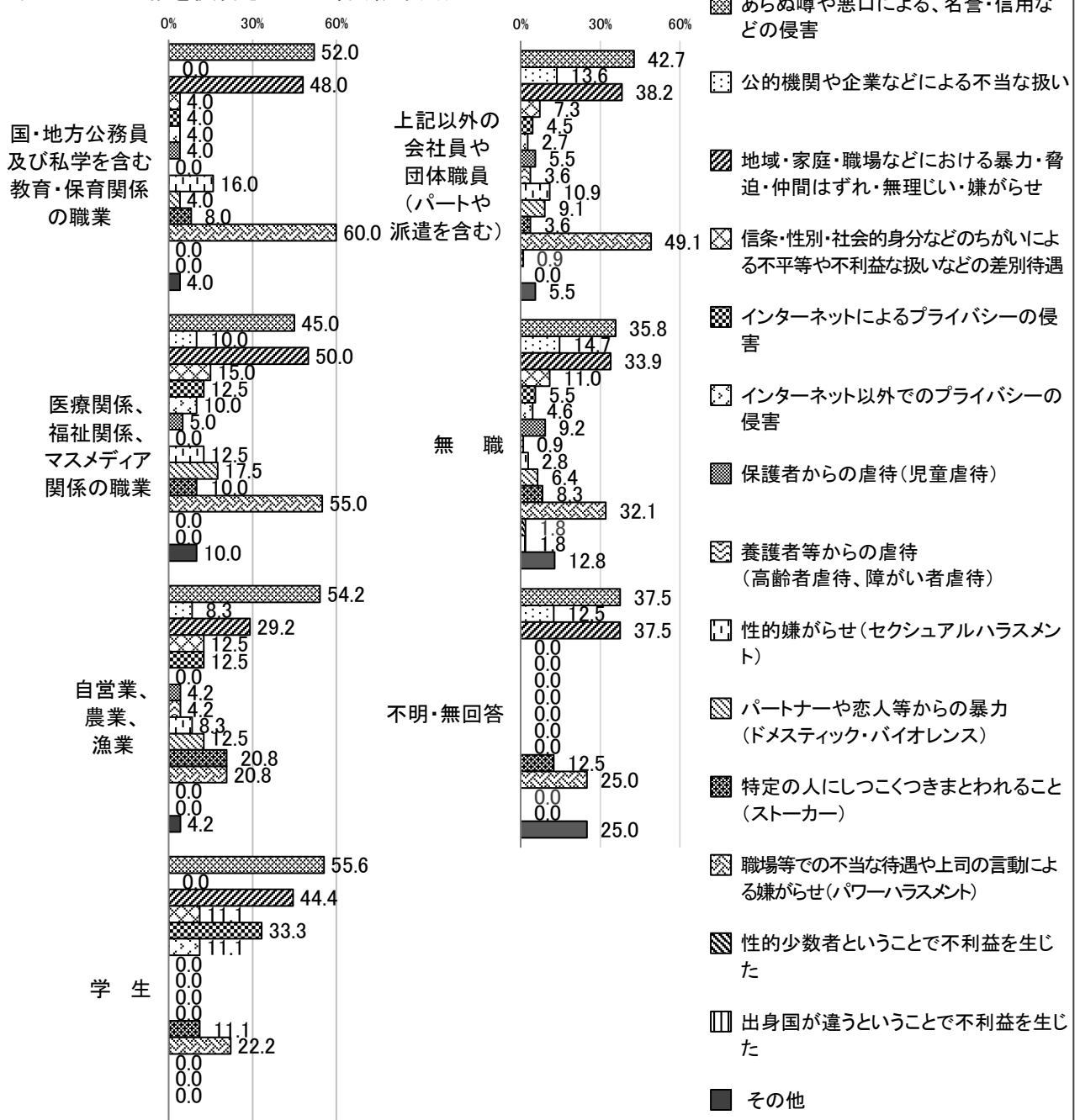
特に、「30～39 歳」で最も高かったのは、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」60.0%で、約 3 人に 2 人がパワーハラスメントを経験していることになる。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4		人権を侵害された内容							
		回答数	あらゆる噂や悪口による、名誉・信用などの侵害	公的機関や企業などによる不当な扱い	暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ	地域・家庭・職場などにおける暴力的脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ	信条・性別・社会的身分などによる差別待遇	インターネットによるプライバシーの侵害	インターネット以外でのプライバシーの侵害
全 体		325	138	38	125	31	23	14	20
		100.0	42.5	11.7	38.5	9.5	7.1	4.3	6.2
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	25	13	0	12	1	1	1	1
		100.0	52.0	0.0	48.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	40	18	4	20	6	5	4	2
		100.0	45.0	10.0	50.0	15.0	12.5	10.0	5.0
	自営業、農業、漁業	24	13	2	7	3	3	0	1
		100.0	54.2	8.3	29.2	12.5	12.5	0.0	4.2
	学 生	9	5	0	4	1	3	1	0
		100.0	55.6	0.0	44.4	11.1	33.3	11.1	0.0
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	110	47	15	42	8	5	3	6
		100.0	42.7	13.6	38.2	7.3	4.5	2.7	5.5
無 職	109	39	16	37	12	6	5	10	
	100.0	35.8	14.7	33.9	11.0	5.5	4.6	9.2	
不明・無回答	8	3	1	3	0	0	0	0	
	100.0	37.5	12.5	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
問4		養護者等からの虐待（高齢者虐待、障がい者虐待）	性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）	パートナーや恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	特定の人にしつこくつきまとわれること（ストーカー）	職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）	性的少数者ということで不利益を生じた	出身国が違いうということで不利益を生じた	その他
全 体		6	26	28	26	135	3	2	28
		1.8	8.0	8.6	8.0	41.5	0.9	0.6	8.6
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	0	4	1	2	15	0	0	1
		0.0	16.0	4.0	8.0	60.0	0.0	0.0	4.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	0	5	7	4	22	0	0	4
		0.0	12.5	17.5	10.0	55.0	0.0	0.0	10.0
	自営業、農業、漁業	1	2	3	5	5	0	0	1
		4.2	8.3	12.5	20.8	20.8	0.0	0.0	4.2
	学 生	0	0	0	1	2	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	4	12	10	4	54	1	0	6
		3.6	10.9	9.1	3.6	49.1	0.9	0.0	5.5
無 職	1	3	7	9	35	2	2	14	
	0.9	2.8	6.4	8.3	32.1	1.8	1.8	12.8	
不明・無回答	0	0	0	1	2	0	0	2	
	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	0.0	0.0	25.0	

図4-2-4 人権を侵害された内容(職業別)



回答率の高低に幾分かの差はあっても、どの職業においても極めて高いのは、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」の3項目である。

問5 人権侵害を受けたときの対処の仕方

人権を侵害された時、どう対処しましたか。また、今までに人権を侵害されたことはないが、もし、人権を侵害されたとしたら、どう対処しますか。(該当するすべてに○)

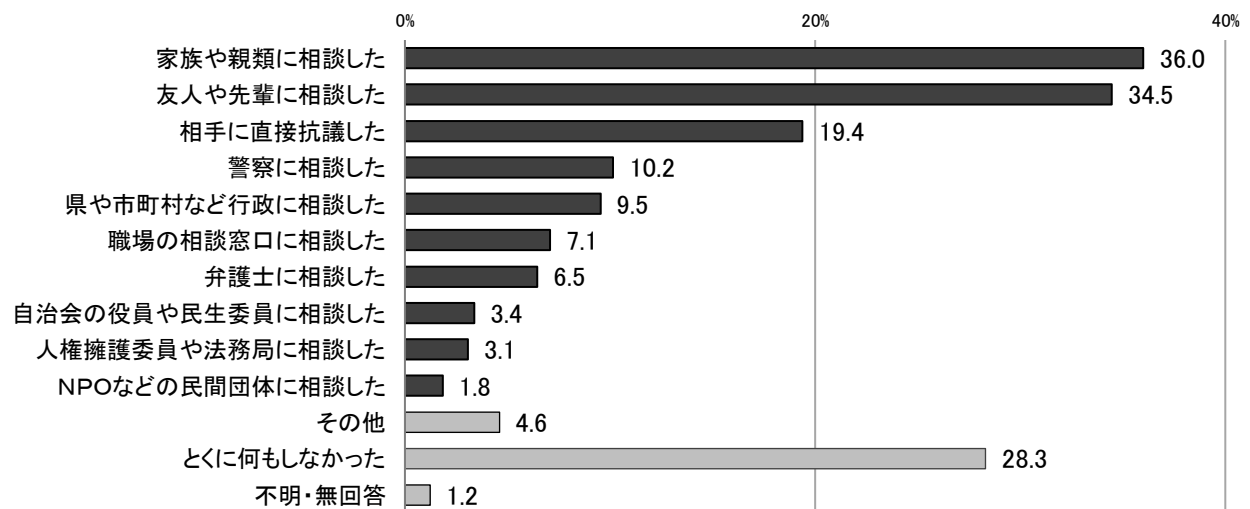
問5-1 人権を侵害されたとき、どう対処したか

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験あり)													
		回答数	家族や親類に相談した (する)	友人や先輩に相談した (する)	自治会の役員や民生委員に相談した(する)	人権擁護委員や法務局に相談した(する)	県や市町村など行政に相談した(する)	弁護士に相談した(する)	警察に相談した(する)	NPOなどの民間団体に相談した(する)	職場の相談窓口相談した(する)	相手に直接抗議した(する)	その他	とくに何もしなかった(しない)	不明・無回答
全 体		325	117	112	11	10	31	21	33	6	23	63	15	92	4
		100.0	36.0	34.5	3.4	3.1	9.5	6.5	10.2	1.8	7.1	19.4	4.6	28.3	1.2
性別	男 性	131	34	34	4	3	12	11	9	4	10	36	9	45	0
		100.0	26.0	26.0	3.1	2.3	9.2	8.4	6.9	3.1	7.6	27.5	6.9	34.4	0.0
	女 性	186	81	77	7	7	19	10	24	2	13	26	5	43	4
		100.0	43.5	41.4	3.8	3.8	10.2	5.4	12.9	1.1	7.0	14.0	2.7	23.1	2.2
	その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	不明・無回答	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0
		100.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	0.0

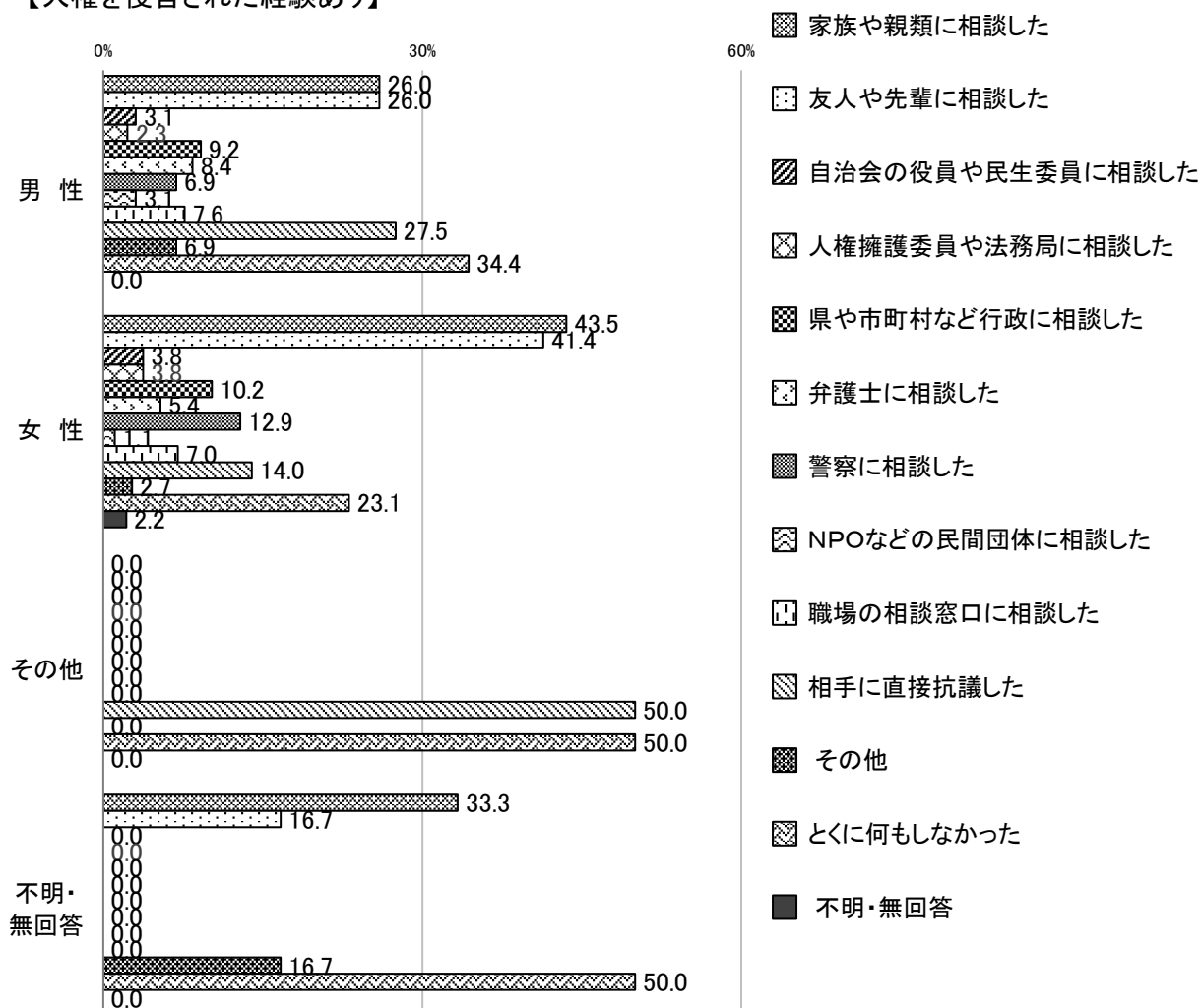
図5-1-1 人権を侵害されたときの対処の仕方(全体)【人権を侵害された経験あり】



「家族や親類に相談した」36.0%が最も高く、次いで「友人や先輩に相談した」34.5%、「とくに何もしなかった」28.3%であり、人権侵害に対して解消のための具体的な対応ができていない様子が見えがえる。

図5-1-2 人権を侵害されたときの対処の仕方(性別)

【人権を侵害された経験あり】



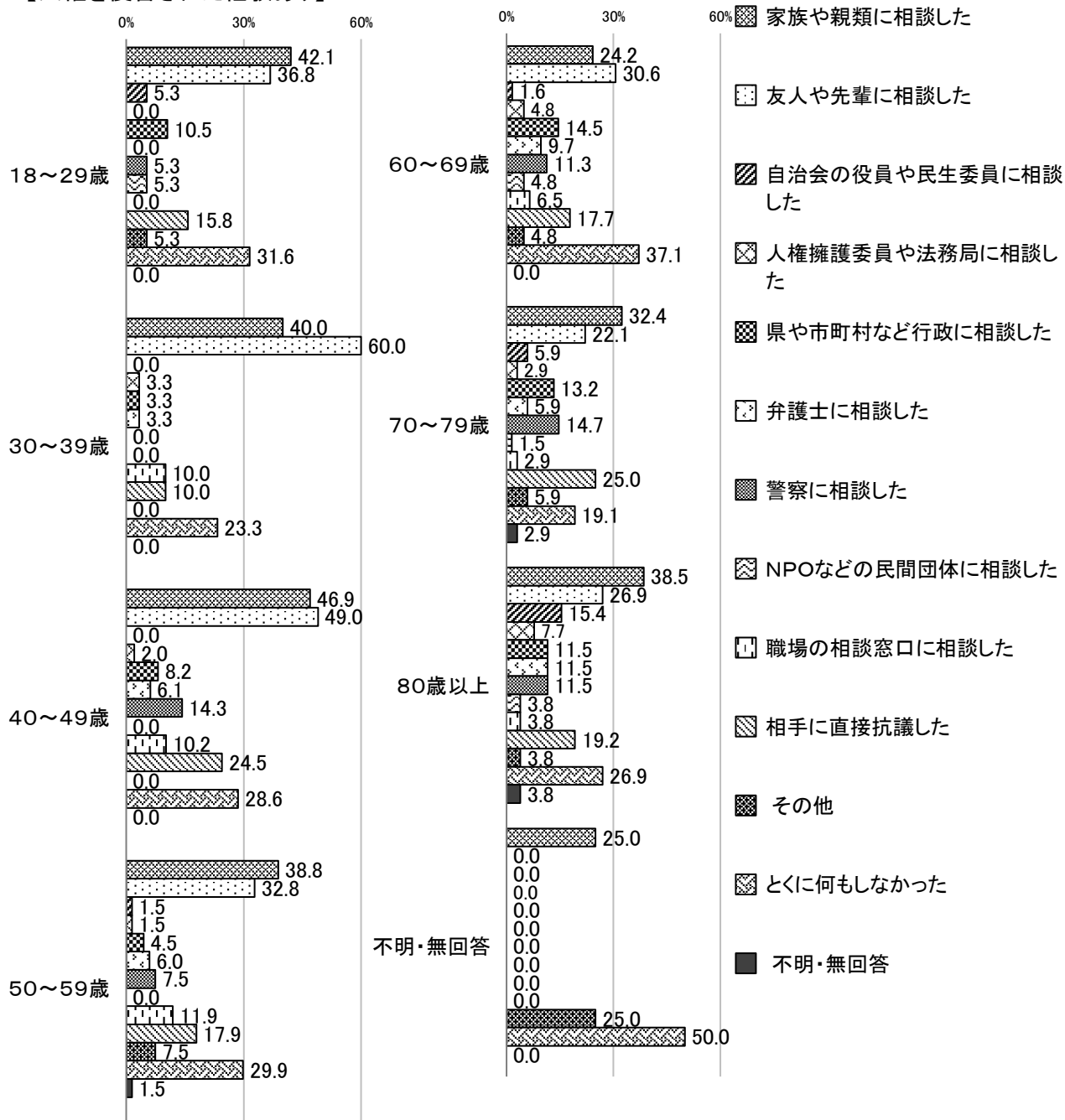
女性は「家族や親類に相談した」43.5%、「友人や先輩に相談した」41.4%、男性は「相手に直接抗議した」27.5%、「とくに何もしなかった」34.4%が高くなっており、対処の仕方の違いが鮮明である。

2) 年齢層別特徴

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方（人権を侵害された経験あり）						
		回答数	家族や親類に相談した	友人や先輩に相談した	自治会の役員や民生委員に相談した	人権擁護委員や法務局に相談した	県や市町村などの行政に相談した	弁護士に相談した
全 体		325	117	112	11	10	31	21
		100.0	36.0	34.5	3.4	3.1	9.5	6.5
年齢	18～29歳	19	8	7	1	0	2	0
		100.0	42.1	36.8	5.3	0.0	10.5	0.0
	30～39歳	30	12	18	0	1	1	1
		100.0	40.0	60.0	0.0	3.3	3.3	3.3
	40～49歳	49	23	24	0	1	4	3
		100.0	46.9	49.0	0.0	2.0	8.2	6.1
	50～59歳	67	26	22	1	1	3	4
		100.0	38.8	32.8	1.5	1.5	4.5	6.0
	60～69歳	62	15	19	1	3	9	6
		100.0	24.2	30.6	1.6	4.8	14.5	9.7
	70～79歳	68	22	15	4	2	9	4
		100.0	32.4	22.1	5.9	2.9	13.2	5.9
	80歳以上	26	10	7	4	2	3	3
		100.0	38.5	26.9	15.4	7.7	11.5	11.5
	不明・無回答	4	1	0	0	0	0	0
		100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
問5		警察に相談した	NPO団体などの相談した	職場の相談窓口	相談手に直接抗議した	その他	とにかく何もしなかった	不明・無回答
全 体		33	6	23	63	15	92	4
		10.2	1.8	7.1	19.4	4.6	28.3	1.2
年齢	18～29歳	1	1	0	3	1	6	0
		5.3	5.3	0.0	15.8	5.3	31.6	0.0
	30～39歳	0	0	3	3	0	7	0
		0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	23.3	0.0
	40～49歳	7	0	5	12	0	14	0
		14.3	0.0	10.2	24.5	0.0	28.6	0.0
	50～59歳	5	0	8	12	5	20	1
		7.5	0.0	11.9	17.9	7.5	29.9	1.5
	60～69歳	7	3	4	11	3	23	0
		11.3	4.8	6.5	17.7	4.8	37.1	0.0
	70～79歳	10	1	2	17	4	13	2
		14.7	1.5	2.9	25.0	5.9	19.1	2.9
	80歳以上	3	1	1	5	1	7	1
		11.5	3.8	3.8	19.2	3.8	26.9	3.8
	不明・無回答	0	0	0	0	1	2	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0

図5-1-3 人権を侵害されたときの対処の仕方(年齢層別)

【人権を侵害された経験あり】



「30～39 歳」の「友人や先輩に相談した」60.0%が突出しているが、人権侵害への対処については、数値的にどの年齢層においても特段の差異はない。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験あり)					
		回答数	家族や親類に相談した	友人や先輩に相談した	自治会の役員や民生委員に相談した	人権擁護委員や法務局に相談した	県や市町村などに相談した
全 体		325	117	112	11	10	31
		100.0	36.0	34.5	3.4	3.1	9.5
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	25	7	13	0	0	1
		100.0	28.0	52.0	0.0	0.0	4.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	40	24	23	0	2	5
		100.0	60.0	57.5	0.0	5.0	12.5
	自営業、農業、漁業	24	10	6	1	0	1
		100.0	41.7	25.0	4.2	0.0	4.2
	学 生	9	4	4	1	0	1
		100.0	44.4	44.4	11.1	0.0	11.1
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	110	34	42	1	2	8
		100.0	30.9	38.2	0.9	1.8	7.3
	無 職	109	37	24	8	6	15
		100.0	33.9	22.0	7.3	5.5	13.8
	不明・無回答	8	1	0	0	0	0
		100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0
問5		警察に相談した	民生間団体などの相談	職場の相談窓口	相談手に直接抗議	その他	かっくたに何もしない
全 体		33	6	23	63	15	92
		10.2	1.8	7.1	19.4	4.6	28.3
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	3	1	3	6	2	5
		12.0	4.0	12.0	24.0	8.0	20.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	5	0	3	6	1	6
		12.5	0.0	7.5	15.0	2.5	15.0
	自営業、農業、漁業	2	0	1	5	0	6
		8.3	0.0	4.2	20.8	0.0	25.0
	学 生	1	0	0	1	1	3
		11.1	0.0	0.0	11.1	11.1	33.3
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	7	2	10	21	5	40
		6.4	1.8	9.1	19.1	4.5	36.4
	無 職	14	3	6	24	4	28
		12.8	2.8	5.5	22.0	3.7	25.7
	不明・無回答	1	0	0	0	2	4
		12.5	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0

職業による人権侵害への対処についても、「家族や親類に相談した」、「友人や先輩に相談した」、「とくに何もしなかった」が主たる対応の仕方で、数値的にはどの職業においても特段の差異はない。

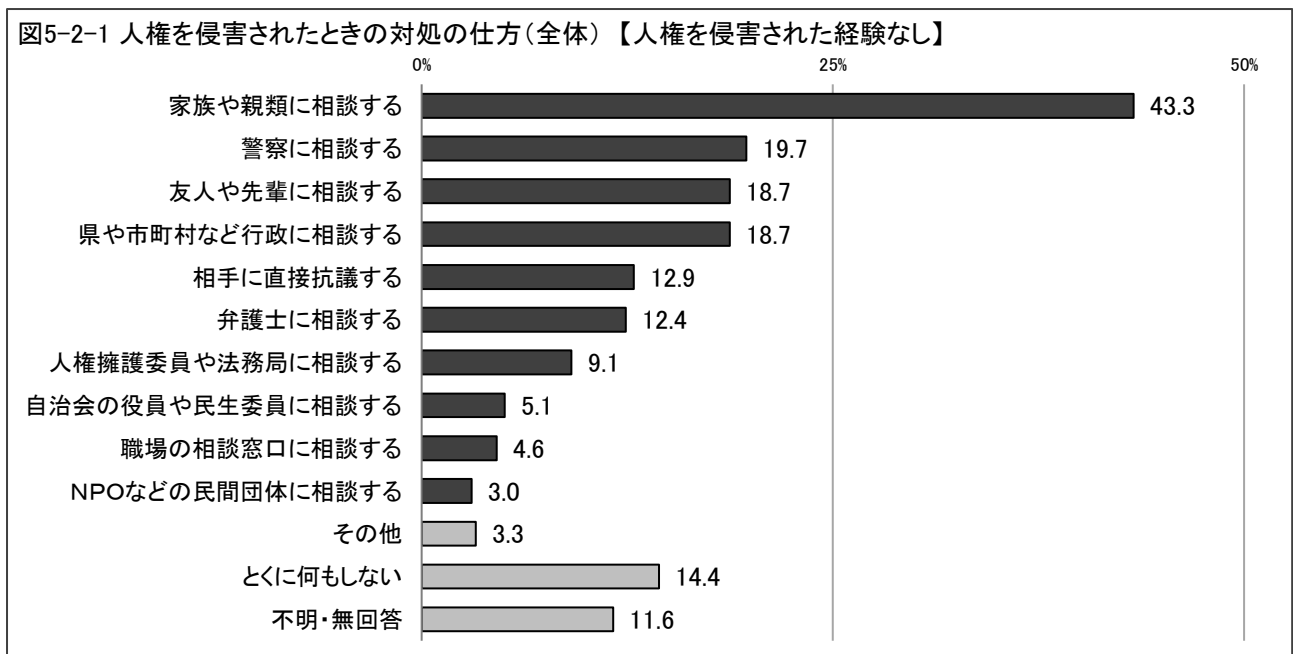
問5-2 人権を侵害されたとしたら、どう対処するか

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験なし)													
		回答数	家族や親類に相談する	友人や先輩に相談する	自治会の役員や民生委員に相談する	人権擁護委員や法務局に相談する	県や市町村など行政に相談する	弁護士に相談する	警察に相談する	NPOなどの民間団体に相談する	職場の相談窓口相談する	相手に直接抗議する	その他	とくに何もしない	不明・無回答
全 体		395	171	74	20	36	74	49	78	12	18	51	13	57	46
		100.0	43.3	18.7	5.1	9.1	18.7	12.4	19.7	3.0	4.6	12.9	3.3	14.4	11.6
性別	男 性	193	60	29	12	21	40	29	41	7	9	27	7	39	16
		100.0	31.1	15.0	6.2	10.9	20.7	15.0	21.2	3.6	4.7	14.0	3.6	20.2	8.3
	女 性	195	108	45	8	15	33	19	37	5	9	23	6	16	29
		100.0	55.4	23.1	4.1	7.7	16.9	9.7	19.0	2.6	4.6	11.8	3.1	8.2	14.9
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不明・無回答	7	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	1
		100.0	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3

男女ともに「家族や親類に相談する」が最も高く、女性は 55.4%(男性 31.1%)にもなる。男性では、「とくに何もしない」が、20.2%(女性 8.2%)ある。



「家族や親類に相談する」43.3%が最も高く、次いで「警察に相談する」19.7%、「友人や先輩に相談する」・「県や市町村など行政に相談する」がともに 18.7%になっている。人権侵害を受けた時には、約 1 割でしかなかった公的機関への相談が、どう対処するかでは、約 2 割ある。

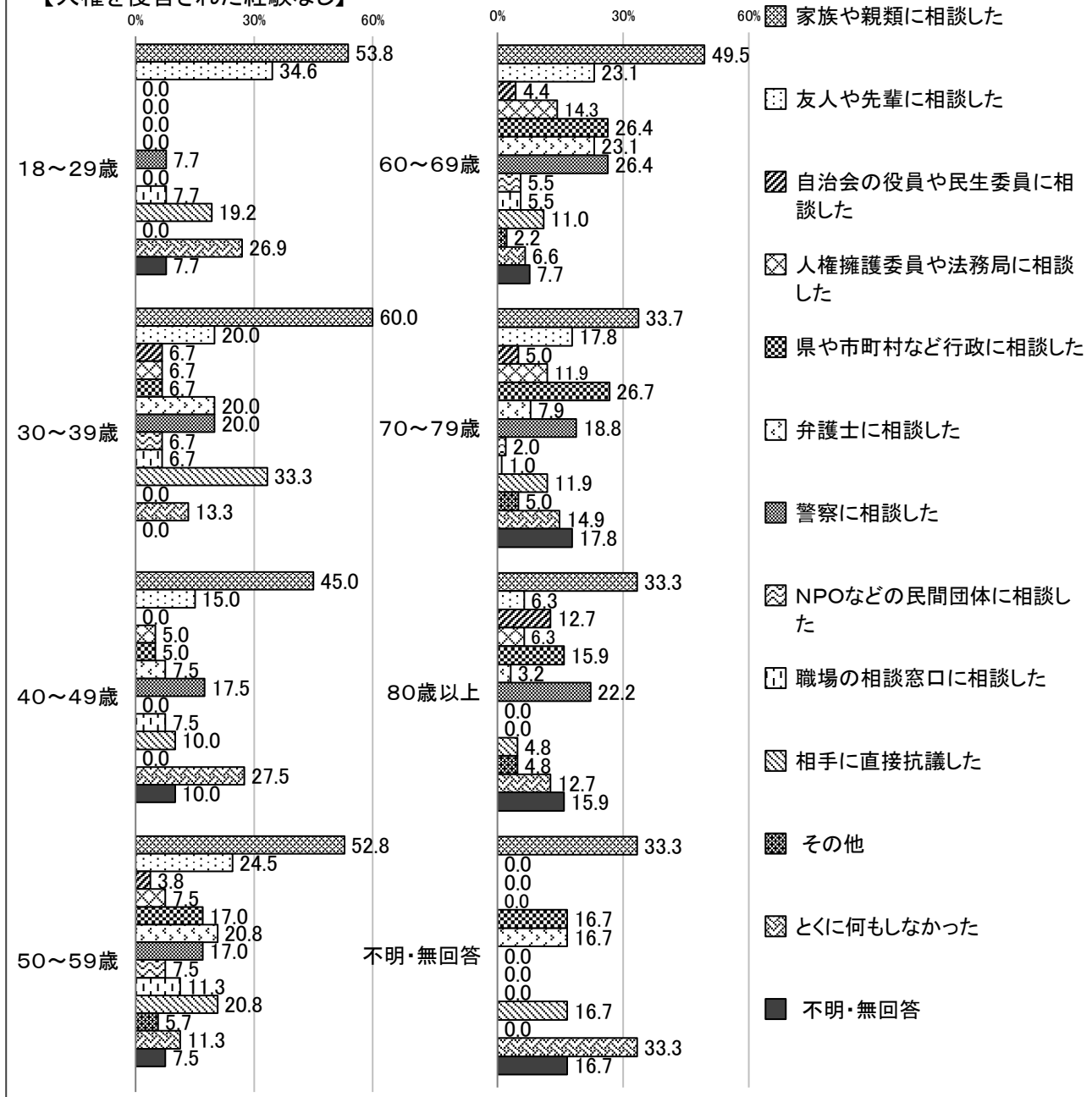
2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験なし)						
		回答数	家族や親類に相談した	友人や先輩に相談した	自治会の役員や民生委員に相談した	人権擁護委員や法務局に相談した	県や市町村などに相談した	弁護士に相談した
全 体		395	171	74	20	36	74	49
		100.0	43.3	18.7	5.1	9.1	18.7	12.4
年齢	18～29歳	26	14	9	0	0	0	0
		100.0	53.8	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～39歳	15	9	3	1	1	1	3
		100.0	60.0	20.0	6.7	6.7	6.7	20.0
	40～49歳	40	18	6	0	2	2	3
		100.0	45.0	15.0	0.0	5.0	5.0	7.5
	50～59歳	53	28	13	2	4	9	11
		100.0	52.8	24.5	3.8	7.5	17.0	20.8
	60～69歳	91	45	21	4	13	24	21
		100.0	49.5	23.1	4.4	14.3	26.4	23.1
	70～79歳	101	34	18	5	12	27	8
		100.0	33.7	17.8	5.0	11.9	26.7	7.9
	80歳以上	63	21	4	8	4	10	2
		100.0	33.3	6.3	12.7	6.3	15.9	3.2
	不明・無回答	6	2	0	0	0	1	1
		100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7
問5		警察に相談した	国民生活センターなどの相談した	職場の相談窓口	相談手に直接抗議した	その他	かたくなに何もしなかった	不明・無回答
全 体		78	12	18	51	13	57	46
		19.7	3.0	4.6	12.9	3.3	14.4	11.6
年齢	18～29歳	2	0	2	5	0	7	2
		7.7	0.0	7.7	19.2	0.0	26.9	7.7
	30～39歳	3	1	1	5	0	2	0
		20.0	6.7	6.7	33.3	0.0	13.3	0.0
	40～49歳	7	0	3	4	0	11	4
		17.5	0.0	7.5	10.0	0.0	27.5	10.0
	50～59歳	9	4	6	11	3	6	4
		17.0	7.5	11.3	20.8	5.7	11.3	7.5
	60～69歳	24	5	5	10	2	6	7
		26.4	5.5	5.5	11.0	2.2	6.6	7.7
	70～79歳	19	2	1	12	5	15	18
		18.8	2.0	1.0	11.9	5.0	14.9	17.8
	80歳以上	14	0	0	3	3	8	10
		22.2	0.0	0.0	4.8	4.8	12.7	15.9
	不明・無回答	0	0	0	1	0	2	1
		0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	16.7

図5-2-3 人権を侵害されたときの対処の仕方(年齢層別)

【人権を侵害された経験なし】



「30~39 歳」の「家族や親類に相談する」60.0%が最も高く、多くの年齢層において「家族や親類」、「友人や先輩」への相談が主で、公的機関では「警察」になっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験なし)						
		回 答 数	相 家 談 族 し や た 親 類 に	相 友 談 人 し や た 先 輩 に	し 民 自 た 生 治 委 会 の 役 員 に 相 談 や	し 法 人 た 務 権 局 擁 に 護 相 委 員 や	行 県 政 や に 市 相 町 談 村 し な た だ	し 弁 た 護 士 に 相 談
全 体		395	171	74	20	36	74	49
		100.0	43.3	18.7	5.1	9.1	18.7	12.4
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	26	13	6	0	5	10	10
		100.0	50.0	23.1	0.0	19.2	38.5	38.5
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	30	20	10	0	3	5	4
		100.0	66.7	33.3	0.0	10.0	16.7	13.3
	自営業、農業、漁業	28	11	4	0	2	3	6
		100.0	39.3	14.3	0.0	7.1	10.7	21.4
	学 生	14	7	3	0	0	0	0
		100.0	50.0	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	110	43	22	3	8	14	16
		100.0	39.1	20.0	2.7	7.3	12.7	14.5
	無 職	180	74	29	16	18	41	11
		100.0	41.1	16.1	8.9	10.0	22.8	6.1
	不明・無回答	7	3	0	1	0	1	2
		100.0	42.9	0.0	14.3	0.0	14.3	28.6
問5		警 察 に 相 談 し た	し 民 N た 間 P 団 O 体 な に ど 相 の 談	に 職 相 場 談 の し 相 談 談 窓 口	し 相 た 手 に 直 接 抗 議	そ の 他	か と く た に 何 も し な	不 明 ・ 無 回 答
全 体		78	12	18	51	13	57	46
		19.7	3.0	4.6	12.9	3.3	14.4	11.6
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	4	4	5	6	1	2	1
		15.4	15.4	19.2	23.1	3.8	7.7	3.8
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	8	0	3	3	0	3	1
		26.7	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	3.3
	自営業、農業、漁業	7	0	0	2	3	2	2
		25.0	0.0	0.0	7.1	10.7	7.1	7.1
	学 生	1	0	0	1	0	5	1
		7.1	0.0	0.0	7.1	0.0	35.7	7.1
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	23	3	9	18	3	21	9
		20.9	2.7	8.2	16.4	2.7	19.1	8.2
	無 職	34	5	1	20	6	22	31
		18.9	2.8	0.6	11.1	3.3	12.2	17.2
	不明・無回答	1	0	0	1	0	2	1
		14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3

「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の、「家族や親類に相談する」66.7%が最も高くなっているが、どの職業においても「家族や親類」、「友人や先輩」への相談が主で、公的機関では「警察」になっている。数値的には、どの職業においても特段の差異はない。

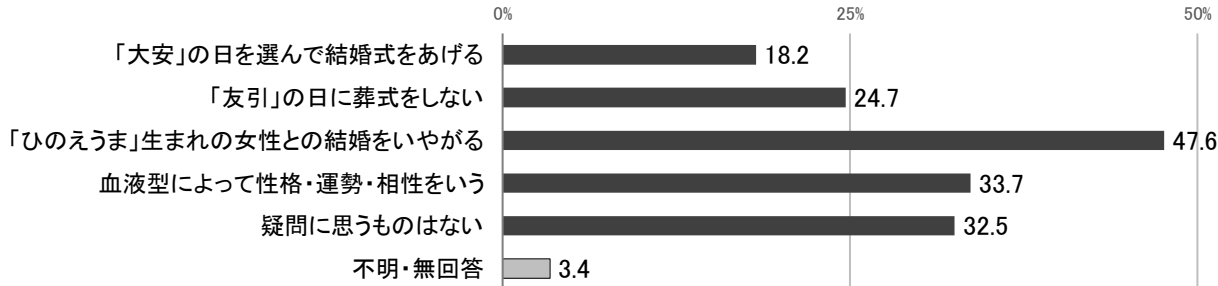
問6 風習や習慣に関して疑問に思うもの

次の風習や習慣のうち、疑問に思うものはどれですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

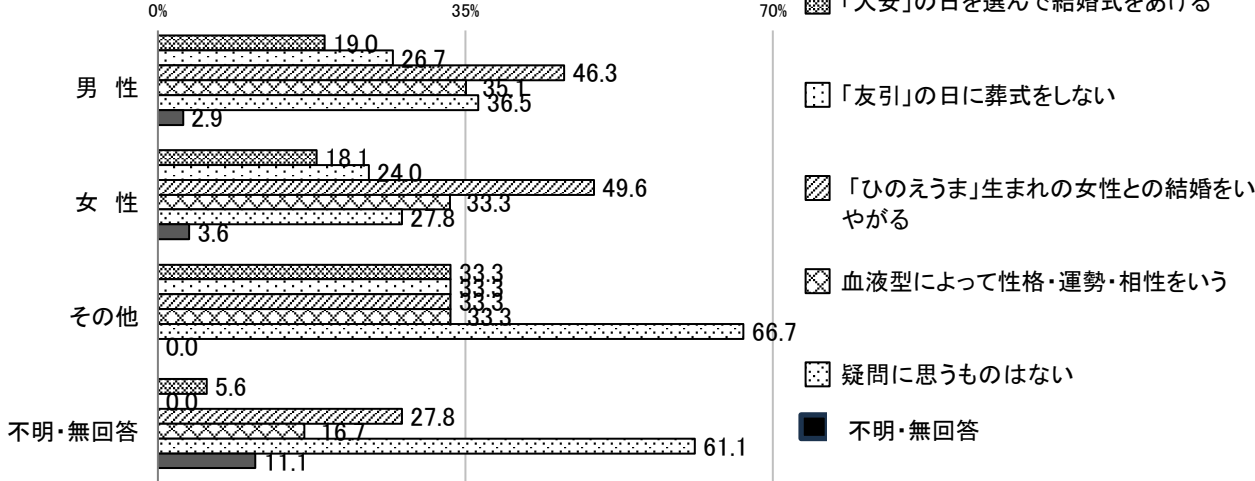
問6		風習や習慣に関して疑問に思うもの						
		回答数	「大安」の日を選んで結婚式をあげる	「友引」の日に葬式をしない	「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる	血液型によって性格・運勢・相性をいう	疑問に思うものはない	不明・無回答
全 体		790	144	195	376	266	257	27
		100.0	18.2	24.7	47.6	33.7	32.5	3.4
性 別	男 性	348	66	93	161	122	127	10
		100.0	19.0	26.7	46.3	35.1	36.5	2.9
	女 性	421	76	101	209	140	117	15
		100.0	18.1	24.0	49.6	33.3	27.8	3.6
	その他	3	1	1	1	1	2	0
		100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	0.0
不明・無回答		18	1	0	5	3	11	2
		100.0	5.6	0.0	27.8	16.7	61.1	11.1

図6-1 風習や習慣に関して疑問に思うもの（全体）



「ひのえうま生まれの女性との結婚をいやがる」47.6%が最も高く、「大安の日を選んで結婚式をあげる」18.2%が最も低い。

図6-2 風習や習慣に関して疑問に思うもの（性別）



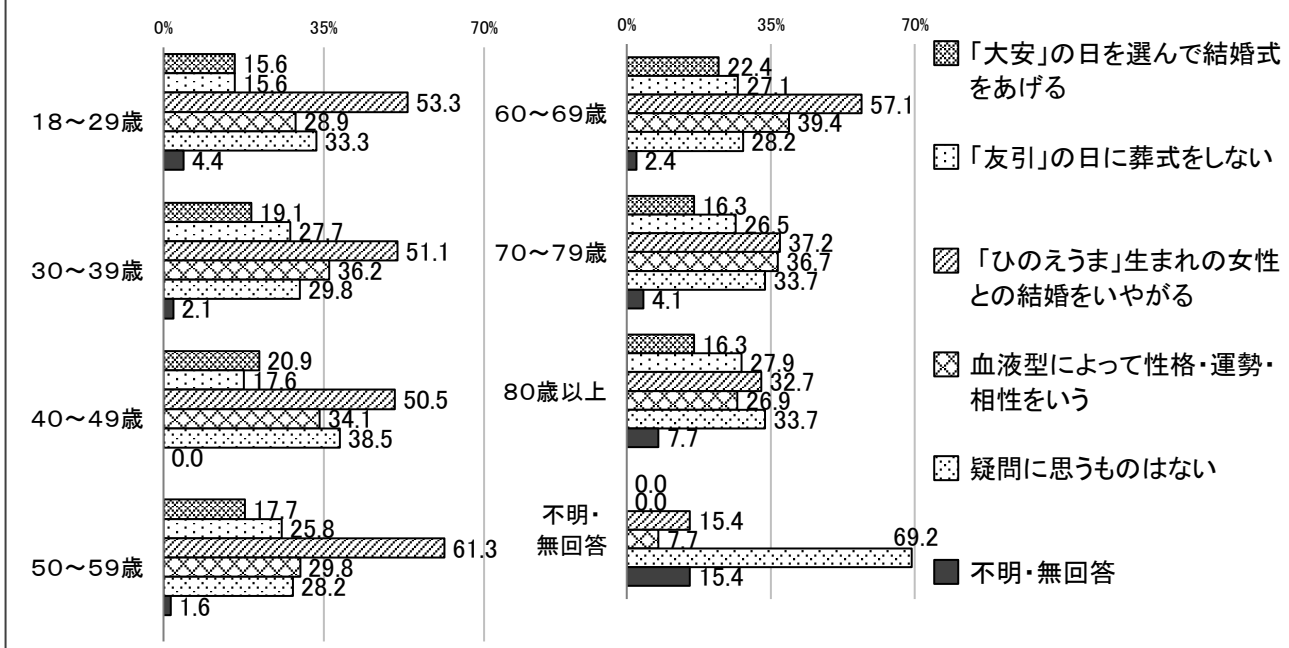
性別による特段の差異はない。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問6		風習や習慣に関して疑問に思うもの						
		回答数	「大安」の日を選んで結婚式をあげる	「友引」の日に葬式をしない	「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる	血液型によって性格・運勢・相性をいう	疑問に思うものはない	不明・無回答
全 体		790	144	195	376	266	257	27
		100.0	18.2	24.7	47.6	33.7	32.5	3.4
年 齢	18～29歳	45	7	7	24	13	15	2
		100.0	15.6	15.6	53.3	28.9	33.3	4.4
	30～39歳	47	9	13	24	17	14	1
		100.0	19.1	27.7	51.1	36.2	29.8	2.1
	40～49歳	91	19	16	46	31	35	0
		100.0	20.9	17.6	50.5	34.1	38.5	0.0
	50～59歳	124	22	32	76	37	35	2
		100.0	17.7	25.8	61.3	29.8	28.2	1.6
	60～69歳	170	38	46	97	67	48	4
		100.0	22.4	27.1	57.1	39.4	28.2	2.4
年 齢	70～79歳	196	32	52	73	72	66	8
		100.0	16.3	26.5	37.2	36.7	33.7	4.1
	80歳以上	104	17	29	34	28	35	8
		100.0	16.3	27.9	32.7	26.9	33.7	7.7
不明・無回答		13	0	0	2	1	9	2
		100.0	0.0	0.0	15.4	7.7	69.2	15.4

図6-3 風習や習慣に関して疑問に思うもの(年齢層別)



「18～29歳」では、「大安の日を選んで結婚式をあげる」、「友引の日に葬式をしない」がともに15.6%で、どの年齢層よりも低い。また、18歳から69歳では「ひのえうま生まれの女性との結婚をいやがる」が5割から6割ある。

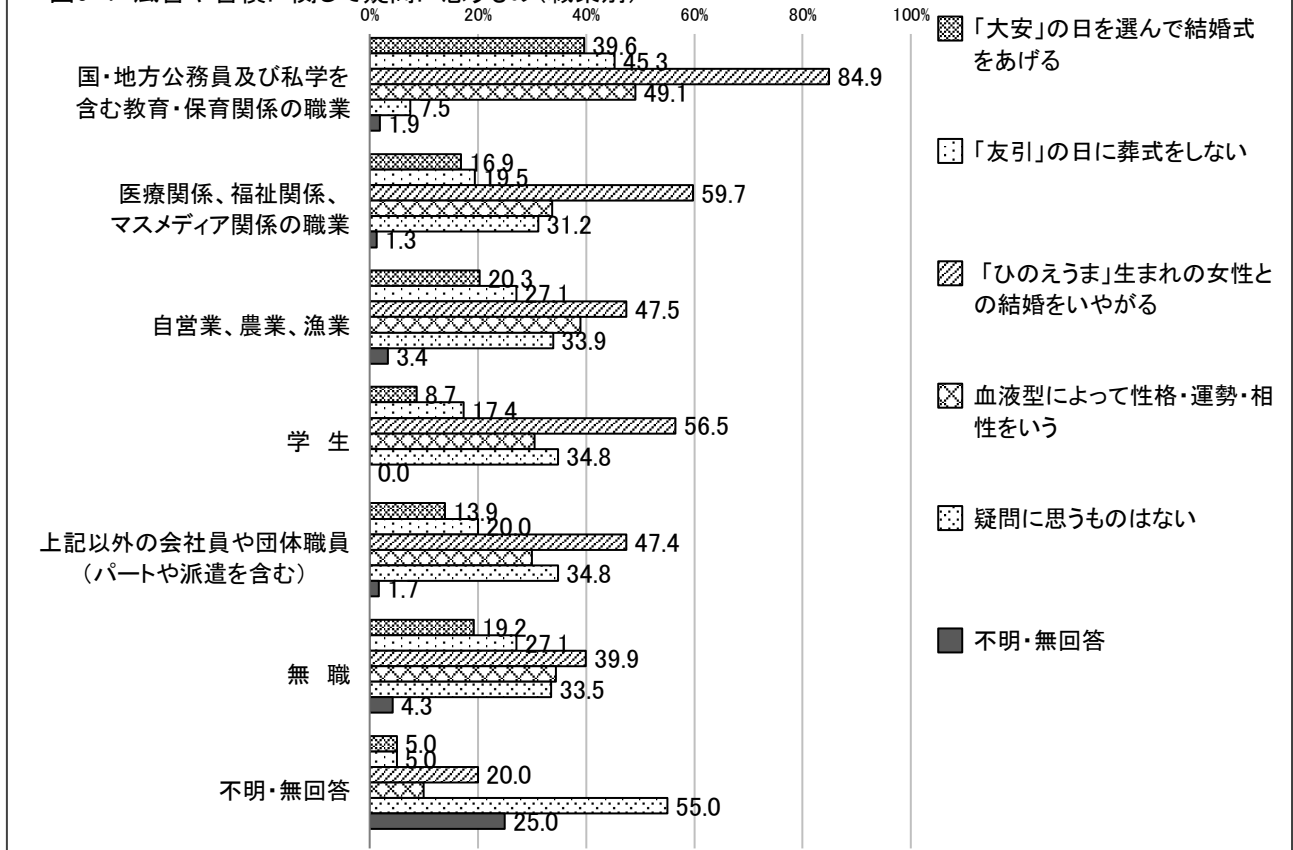
70歳から80歳以上の「ひのえうま」への疑問は、約3割から4割で他の項目と同程度である。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問6		風習や習慣に関して疑問に思うもの						
		回答数	「大安」の日を選んで結婚式をあげる	「友引」の日に葬式をしない	「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる	血液型によって性格・運勢・相性をいう	疑問に思うものはない	不明・無回答
全 体		790	144	195	376	266	257	27
		100.0	18.2	24.7	47.6	33.7	32.5	3.4
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	21	24	45	26	4	1
		100.0	39.6	45.3	84.9	49.1	7.5	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	13	15	46	26	24	1
		100.0	16.9	19.5	59.7	33.8	31.2	1.3
	自営業、農業、漁業	59	12	16	28	23	20	2
		100.0	20.3	27.1	47.5	39.0	33.9	3.4
	学 生	23	2	4	13	7	8	0
		100.0	8.7	17.4	56.5	30.4	34.8	0.0
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	32	46	109	69	80	4
		100.0	13.9	20.0	47.4	30.0	34.8	1.7
	無 職	328	63	89	131	113	110	14
		100.0	19.2	27.1	39.9	34.5	33.5	4.3
	不明・無回答	20	1	1	4	2	11	5
		100.0	5.0	5.0	20.0	10.0	55.0	25.0

図6-4 風習や習慣に関して疑問に思うもの(職業別)



「学生」の、「大安の日を選んで結婚式をあげる」に疑問を感じた回答は 8.2%で、どの職業よりも低い。また、「疑問に思うものはない」とする回答も、「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」とならんで 34.8%と高い。

問7 人権関係法の認知度

人権に関するいろいろな法律について、どの程度知っていますか。
それぞれ該当するもの1つに○)

1) 全体の特徴

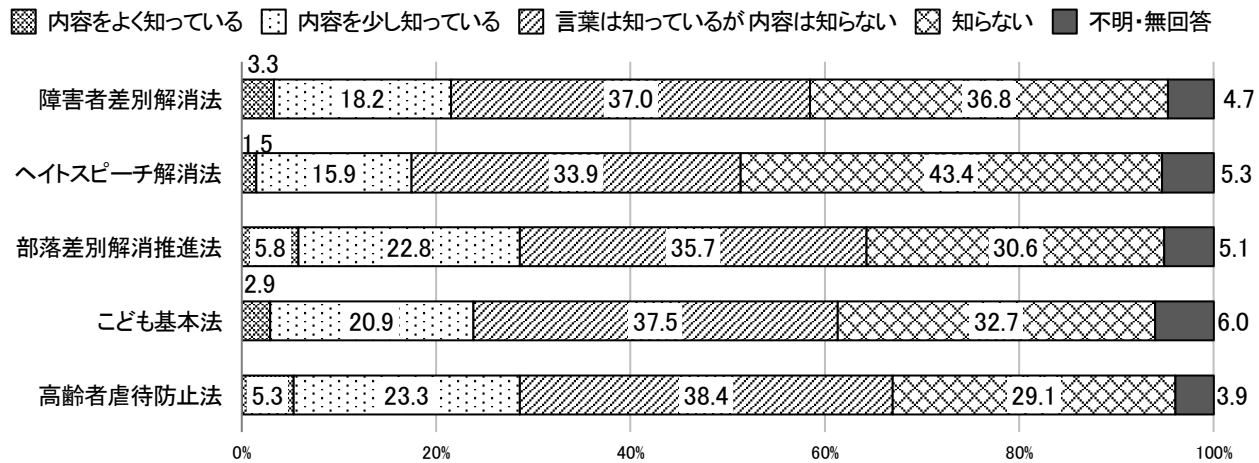
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っている	内容を知らない
全体	障害者差別解消法	790	26	144	292	291	37	170	583
		100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
	ヘイトスピーチ解消法	790	12	126	268	343	41	138	611
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
	部落差別解消推進法	790	46	180	282	242	40	226	524
		100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
	こども基本法	790	23	165	296	258	48	188	554
		100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8	70.2
	高齢者虐待防止法	790	42	184	303	230	31	226	533
		100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5

*「内容を知っている」「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*「内容を知らない」「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1 人権関係法の認知度(全体)



「内容を知っている」の認知度が高いのは、「部落差別解消推進法」と「高齢者虐待防止法」でともに28.6%、次いで「こども基本法」の23.8%である。

また、「内容を知らない」は、「ヘイトスピーチ解消推進法」77.3%、次いで「障害者差別解消法」73.8%となっている。

問7-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

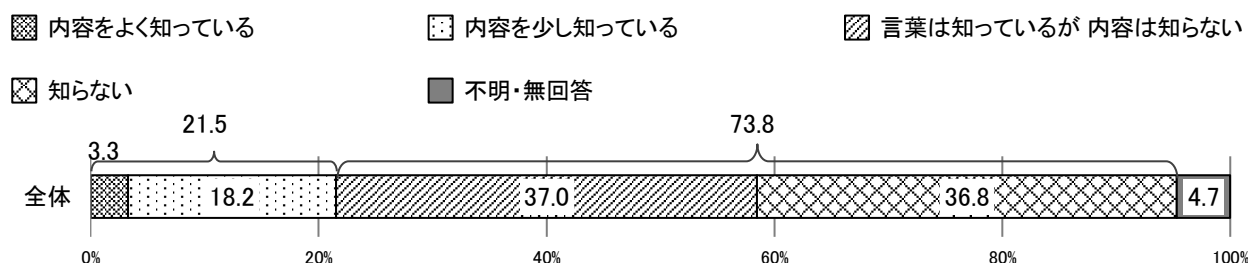
1）全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らなくて知っている	内容を知らない
全 体		790	26	144	292	291	37	170	583
		100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
性 別	男 性	348	11	75	128	126	8	86	254
		100.0	3.2	21.6	36.8	36.2	2.2	24.8	73.0
	女 性	421	13	67	160	157	24	80	317
		100.0	3.1	15.9	38.0	37.3	5.7	19.0	75.3
	その他	3	1	0	2	0	0	1	2
		100.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	66.7
不明・無回答		18	1	2	2	8	5	3	10
		100.0	5.6	11.1	11.1	44.4	27.8	16.7	55.5

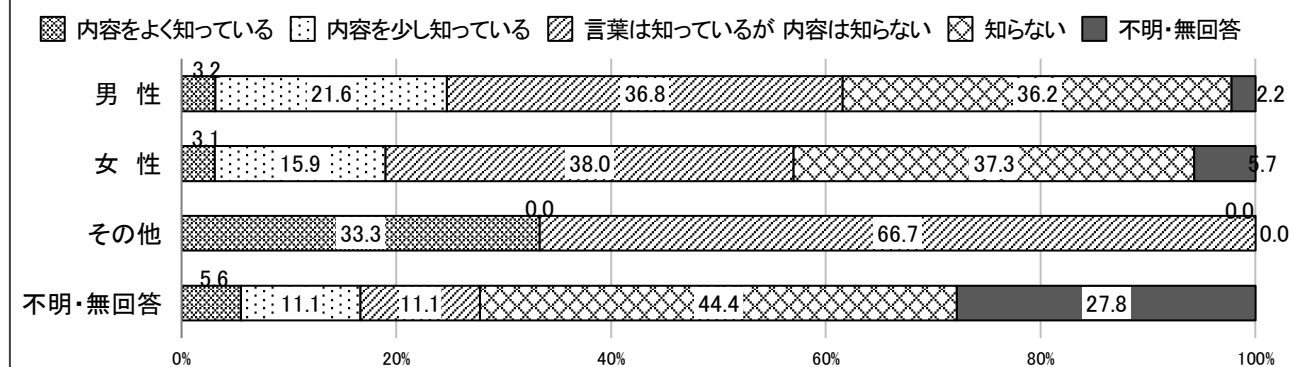
*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1-1 人権関係法の認知度(全体)【障害者差別解消法】



「内容を知っている」は 21.5%、「内容を知らない」は 73.8%になっている。

図7-1-2 人権関係法の認知度(性別)【障害者差別解消法】



「内容を知っている」は、女性より男性が 5.8 ポイント高い。

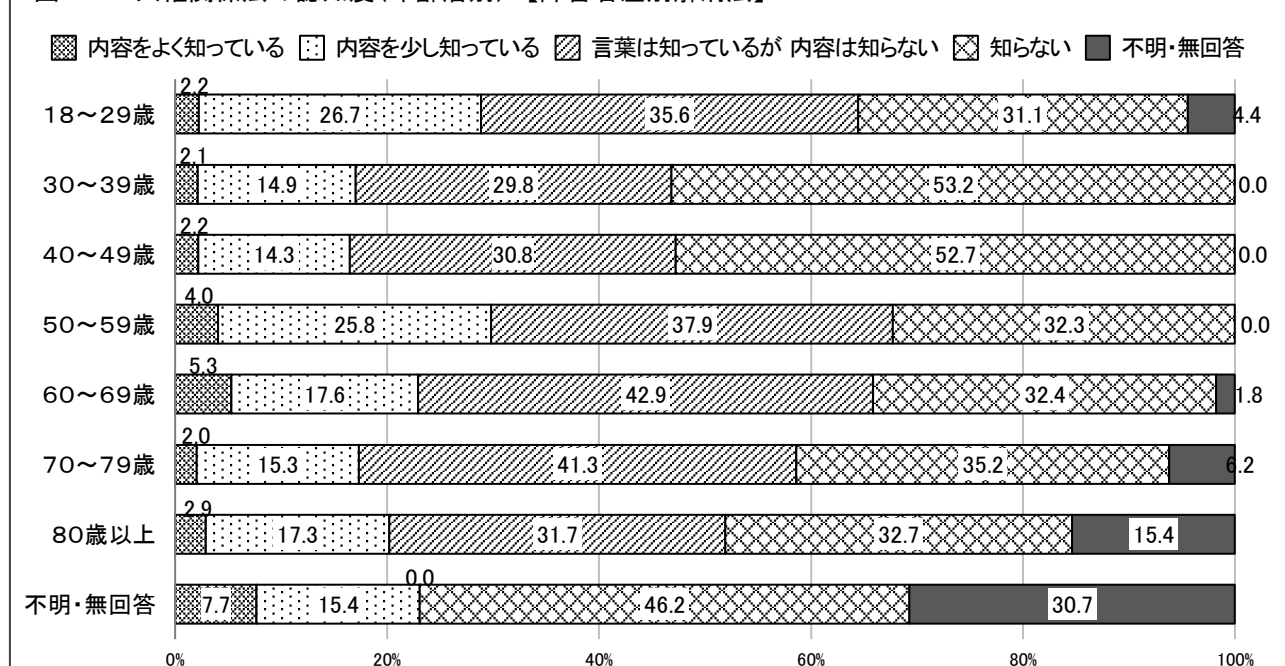
1) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」						
		回答数	内容をよく知っています	内容を少し知っています	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らない
全 体		790	26	144	292	291	37	170
		100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5
年 齢	18～29歳	45	1	12	16	14	2	13
		100.0	2.2	26.7	35.6	31.1	4.4	28.9
	30～39歳	47	1	7	14	25	0	8
		100.0	2.1	14.9	29.8	53.2	0.0	17.0
	40～49歳	91	2	13	28	48	0	15
		100.0	2.2	14.3	30.8	52.7	0.0	16.5
	50～59歳	124	5	32	47	40	0	37
		100.0	4.0	25.8	37.9	32.3	0.0	29.8
	60～69歳	170	9	30	73	55	3	39
		100.0	5.3	17.6	42.9	32.4	1.8	22.9
年 齢	70～79歳	196	4	30	81	69	12	34
		100.0	2.0	15.3	41.3	35.2	6.2	17.3
	80歳以上	104	3	18	33	34	16	21
		100.0	2.9	17.3	31.7	32.7	15.4	20.2
不明・無回答		13	1	2	0	6	4	3
		100.0	7.7	15.4	0.0	46.2	30.7	23.1

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【障害者差別解消法】



「内容をよく知っている」は、50歳から69歳では4～5%あるが、他の年代は2パーセント台である。「知らない」が、30歳から49歳で約5割に達している。

3) 職業別特徴

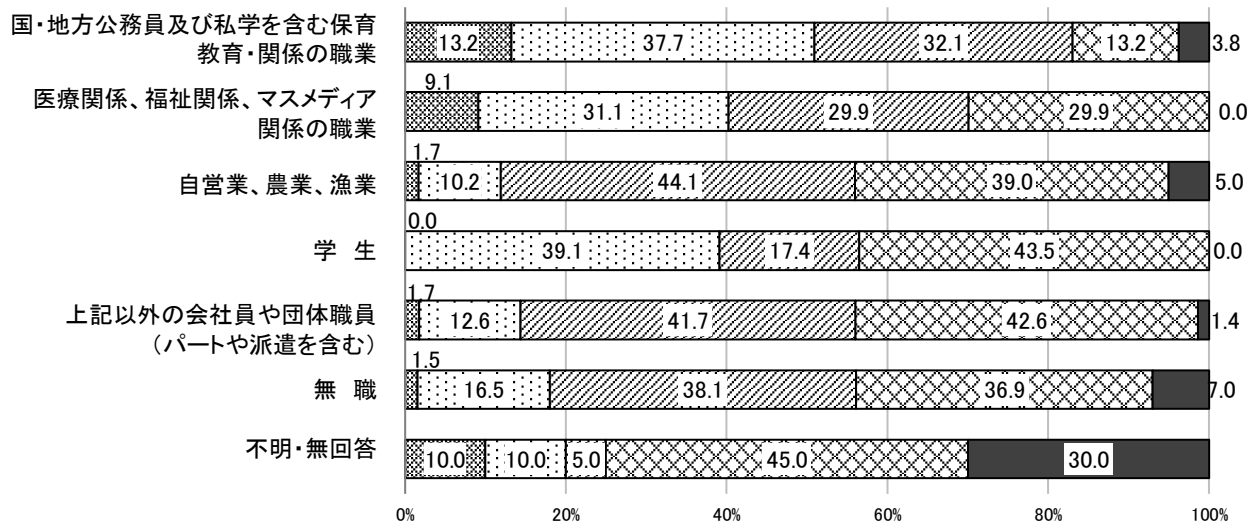
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っている	内容を知らない
全 体		790	26	144	292	291	37	170	583
		100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	7	20	17	7	2	27	24
		100.0	13.2	37.7	32.1	13.2	3.8	50.9	45.3
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	7	24	23	23	0	31	46
		100.0	9.1	31.1	29.9	29.9	0.0	40.2	59.8
	自営業、農業、漁業	59	1	6	26	23	3	7	49
		100.0	1.7	10.2	44.1	39.0	5.0	11.9	83.1
	学 生	23	0	9	4	10	0	9	14
		100.0	0.0	39.1	17.4	43.5	0.0	39.1	60.9
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	4	29	96	98	3	33	194
		100.0	1.7	12.6	41.7	42.6	1.4	14.3	84.3
業	無 職	328	5	54	125	121	23	59	246
		100.0	1.5	16.5	38.1	36.9	7.0	18.0	75.0
	不明・無回答	20	2	2	1	9	6	4	10
		100.0	10.0	10.0	5.0	45.0	30.0	20.0	50.0

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1-4 人権関係法の認知度(職業別)【障害者差別解消法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが内容は知らない ▩ 知らない ■ 不明・無回答



「内容をよく知っている」は、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」13.2%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」9.1%、他は1パーセント台で、「学生」は0.0%である。

「知らない」は、「自営業、農業、漁業」39.0%、「学生」43.5%、「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」42.6%で、約4割ある。

問7-2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法)

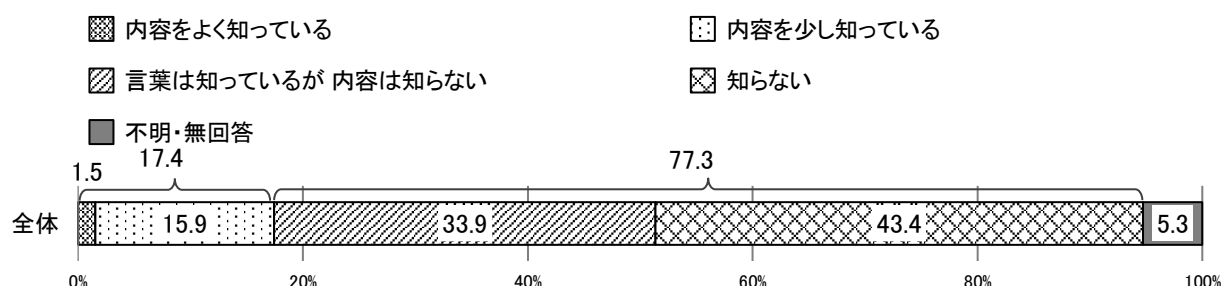
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っている	内容を知らない
全 体		790	12	126	268	343	41	138	611
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
性 別	男 性	348	4	74	131	129	10	78	260
		100.0	1.1	21.3	37.6	37.1	2.9	22.4	74.7
	女 性	421	6	51	131	207	26	57	338
		100.0	1.4	12.1	31.1	49.2	6.2	13.5	80.3
	その他	3	1	0	1	0	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3
不明・無回答		18	1	1	5	7	4	2	12
		100.0	5.6	5.6	27.8	38.9	22.1	11.2	66.7

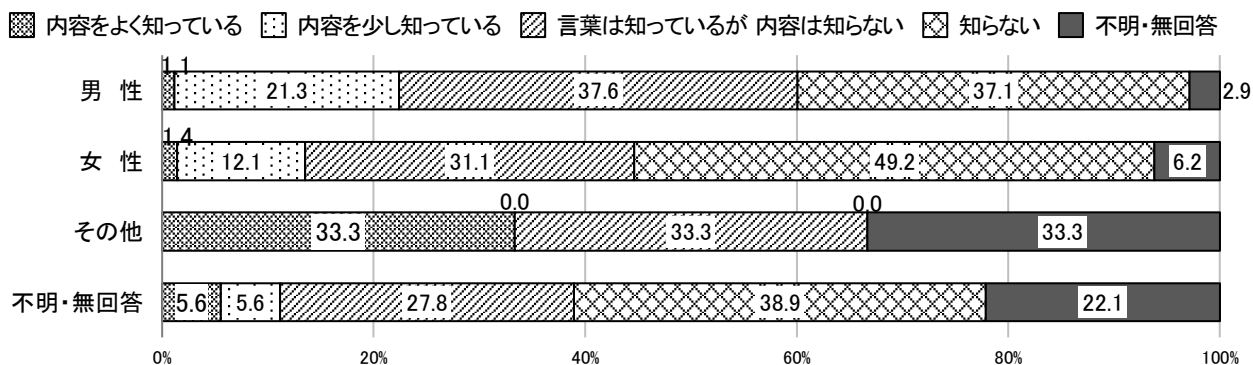
*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-2-1 人権関係法の認知度(全体)【ヘイトスピーチ解消法】



「内容を知っている」は17.4%、「内容を知らない」は77.3%で、認知度は低い。

図7-2-2 人権関係法の認知度(性別)【ヘイトスピーチ解消法】



「内容をよく知っている」は、男女ともに1パーセント台である。

「知らない」は、男性37.1%、女性49.2%で、女性の認知度が低い。

2) 年齢層別特徴

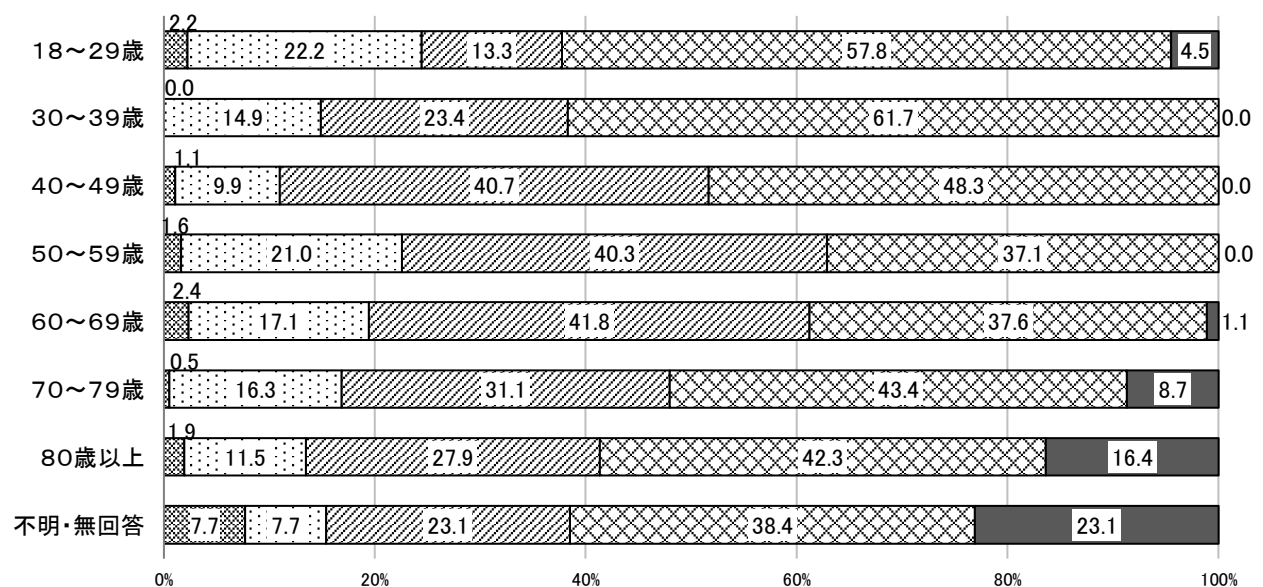
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っている	内容を知らない
全 体		790	12	126	268	343	41	138	611
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
年 齢	18～29歳	45	1	10	6	26	2	11	32
		100.0	2.2	22.2	13.3	57.8	4.5	24.4	71.1
	30～39歳	47	0	7	11	29	0	7	40
		100.0	0.0	14.9	23.4	61.7	0.0	14.9	85.1
	40～49歳	91	1	9	37	44	0	10	81
		100.0	1.1	9.9	40.7	48.3	0.0	11.0	89.0
	50～59歳	124	2	26	50	46	0	28	96
		100.0	1.6	21.0	40.3	37.1	0.0	22.6	77.4
	60～69歳	170	4	29	71	64	2	33	135
		100.0	2.4	17.1	41.8	37.6	1.1	19.5	79.4
	70～79歳	196	1	32	61	85	17	33	146
		100.0	0.5	16.3	31.1	43.4	8.7	16.8	74.5
	80歳以上	104	2	12	29	44	17	14	73
		100.0	1.9	11.5	27.9	42.3	16.4	13.4	70.2
	不明・無回答	13	1	1	3	5	3	2	8
		100.0	7.7	7.7	23.1	38.4	23.1	15.4	61.5

*「内容を知っている」「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-2-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【ヘイトスピーチ解消法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが内容は知らない ▩ 知らない ■ 不明・無回答



「内容を知っている」は、「18～29歳」24.4%、「50～59歳」22.6%が2割を超えているが、他は1割台である。

「内容を知らない」は、「40～49歳」89.0%が最も高く、全体でも77.3%と認知度は低い。

3) 職業別特徴

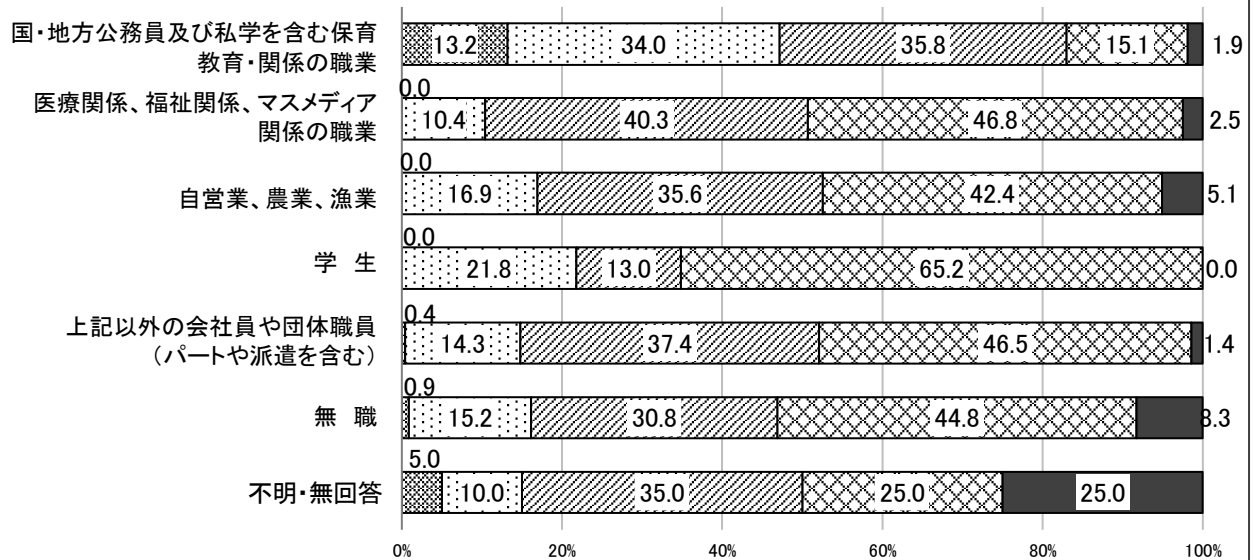
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」						
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らない
全 体		790	12	126	268	343	41	138
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	7	18	19	8	1	25
		100.0	13.2	34.0	35.8	15.1	1.9	47.2
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	0	8	31	36	2	8
		100.0	0.0	10.4	40.3	46.8	2.5	10.4
	自営業、農業、漁業	59	0	10	21	25	3	10
		100.0	0.0	16.9	35.6	42.4	5.1	16.9
	学 生	23	0	5	3	15	0	5
		100.0	0.0	21.8	13.0	65.2	0.0	21.8
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	1	33	86	107	3	34
		100.0	0.4	14.3	37.4	46.5	1.4	14.7
業	無 職	328	3	50	101	147	27	53
		100.0	0.9	15.2	30.8	44.8	8.3	16.1
	不明・無回答	20	1	2	7	5	5	3
		100.0	5.0	10.0	35.0	25.0	25.0	15.0

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-2-4 人権関係法の認知度(職業別)【ヘイトスピーチ解消法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが内容は知らない ▩ 知らない ■ 不明・無回答



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」は、「内容を知っている」が47.2%あり、約半数の人はこの法律を認知しており、「内容をよく知っている」で見ても、13.2%と高く、他は1パーセントにも満たない。

問7-3 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

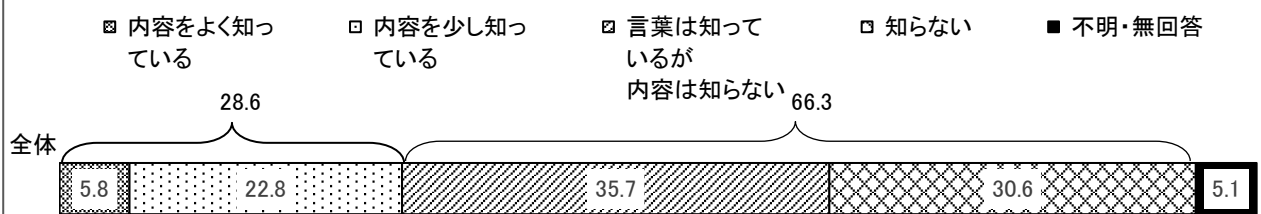
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」							
		回答数	内容をよく知っています	内容を少し知っています	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っています	内容を知らない
全 体		790	46	180	282	242	40	226	524
		100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
性 別	男 性	348	20	97	125	95	11	117	220
		100.0	5.7	27.9	35.9	27.3	3.2	33.6	63.2
	女 性	421	23	80	152	141	25	103	293
		100.0	5.5	19.0	36.1	33.5	5.9	24.5	69.6
	その他	3	1	1	1	0	0	2	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	66.6	33.3
	不明・無回答	18	2	2	4	6	4	4	10
		100.0	11.1	11.1	22.2	33.4	22.2	22.2	55.6

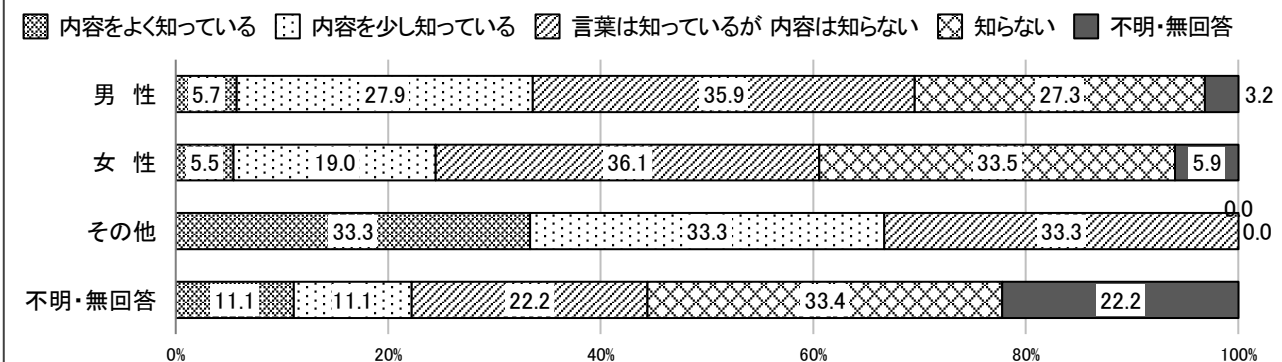
*「内容を知っている」…「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」…「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-3-1 人権関係法の認知度(全体)【部落差別解消推進法】



「内容を知っている」28.6%は、本調査で取り上げた法律の中では、「高齢者虐待防止法」と並んで、最も高く認知されている法律である。

図7-3-2 人権関係法の認知度(性別)【部落差別解消推進法】



「内容を知っている」では、男性 33.6%、女性 24.5%、「内容は知らない」では、男性 63.2%、女性 69.6%で、女性の認知度がやや低い。

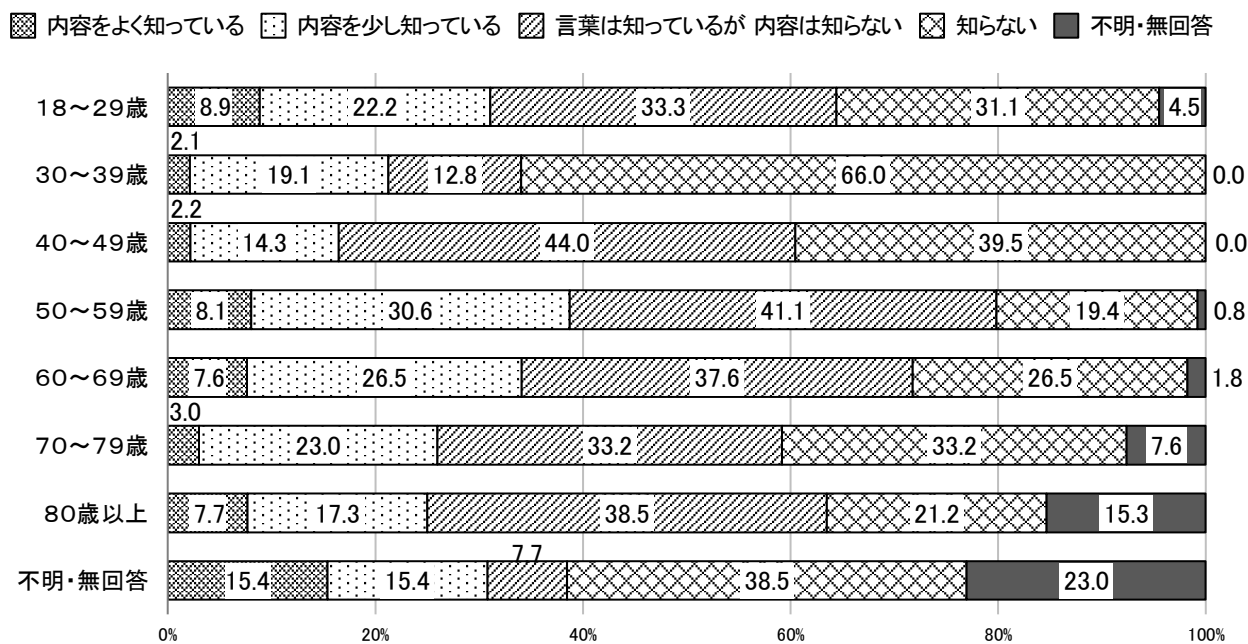
2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問7		人権関係法の認知度「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」						
		回答数	内容をよく知っています	内容を少し知っています	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らない
全 体		790	46	180	282	242	40	524
		100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	66.3
年 齢	18～29歳	45	4	10	15	14	2	29
		100.0	8.9	22.2	33.3	31.1	4.5	64.4
	30～39歳	47	1	9	6	31	0	37
		100.0	2.1	19.1	12.8	66.0	0.0	78.8
	40～49歳	91	2	13	40	36	0	76
		100.0	2.2	14.3	44.0	39.5	0.0	83.5
	50～59歳	124	10	38	51	24	1	75
		100.0	8.1	30.6	41.1	19.4	0.8	60.5
	60～69歳	170	13	45	64	45	3	109
		100.0	7.6	26.5	37.6	26.5	1.8	64.1
	70～79歳	196	6	45	65	65	15	130
		100.0	3.0	23.0	33.2	33.2	7.6	66.4
	80歳以上	104	8	18	40	22	16	62
		100.0	7.7	17.3	38.5	21.2	15.3	59.7
	不明・無回答	13	2	2	1	5	3	6
		100.0	15.4	15.4	7.7	38.5	23.0	46.2

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-3-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【部落差別解消推進法】



「内容をよく知っている」では、30歳から49歳が2パーセント台、「70～79歳」が3パーセント台と低く、他は7～8パーセント台になっている。

「知らない」では、「30～39歳」が66.0%で、最も認知度が低い。

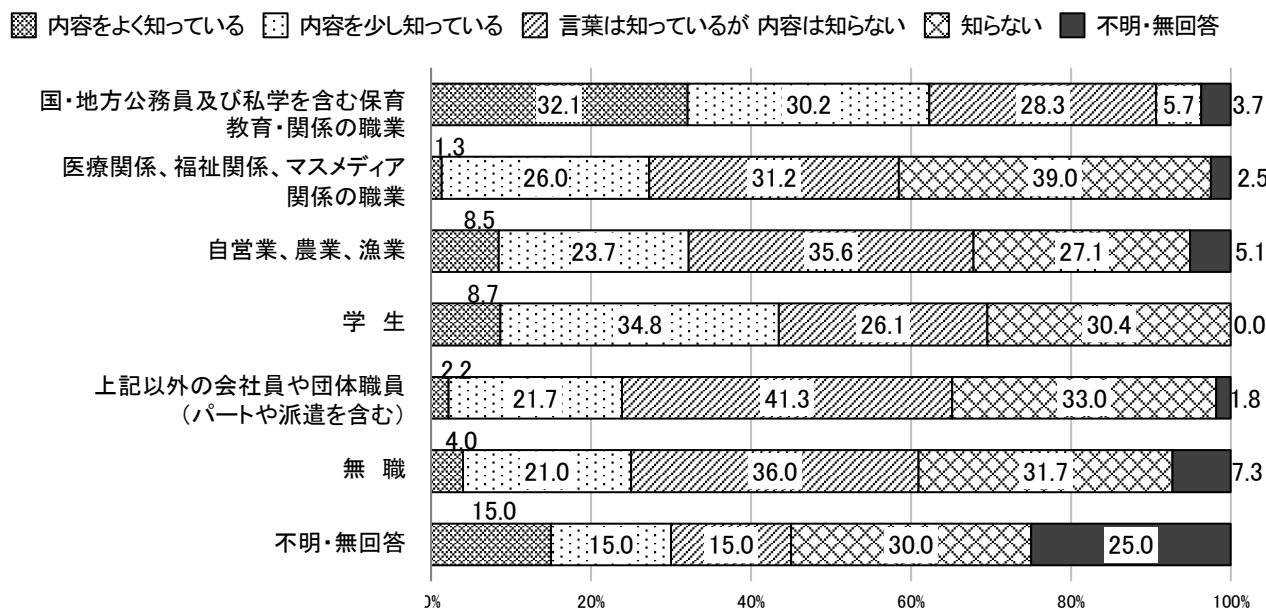
3)職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らなくて知っている	内容を知らない
全 体		790	46	180	282	242	40	226	524
		100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	17	16	15	3	2	33	18
		100.0	32.1	30.2	28.3	5.7	3.7	62.3	34.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	1	20	24	30	2	21	54
		100.0	1.3	26.0	31.2	39.0	2.5	27.3	70.2
	自営業、農業、漁業	59	5	14	21	16	3	19	37
		100.0	8.5	23.7	35.6	27.1	5.1	32.2	62.7
	学 生	23	2	8	6	7	0	10	13
		100.0	8.7	34.8	26.1	30.4	0.0	43.5	56.5
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	5	50	95	76	4	55	171
		100.0	2.2	21.7	41.3	33.0	1.8	23.9	74.3
	無 職	328	13	69	118	104	24	82	222
		100.0	4.0	21.0	36.0	31.7	7.3	25.0	67.7
	不明・無回答	20	3	3	3	6	5	6	9
		100.0	15.0	15.0	15.0	30.0	25.0	30.0	45.0

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-3-4 人権関係法の認知度(職業別)【部落差別解消推進法】



「内容をよく知っている」では、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」が 32.1%、次いで高いのが「学生」で 8.7%になっている。

「知らない」では、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係」の 39.0%が最も高い。

問7-4 こども基本法

1) 全体及び性別特徴

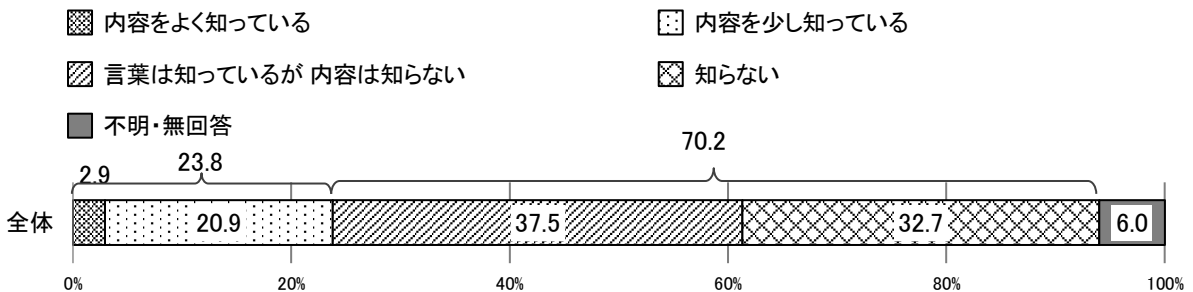
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「こども基本法」							
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っている	内容を知らない
全 体		790	23	165	296	258	48	188	554
		100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8	70.2
性 別	男 性	348	7	72	147	108	14	79	255
		100.0	2.0	20.7	42.3	31.0	4.0	22.7	73.3
	女 性	421	13	93	142	144	29	106	286
		100.0	3.1	22.1	33.7	34.2	6.9	25.2	67.9
	その他	3	1	0	1	0	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3
不明・無回答		18	2	0	6	6	4	2	12
		100.0	11.1	0.0	33.3	33.3	22.2	11.1	66.6

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

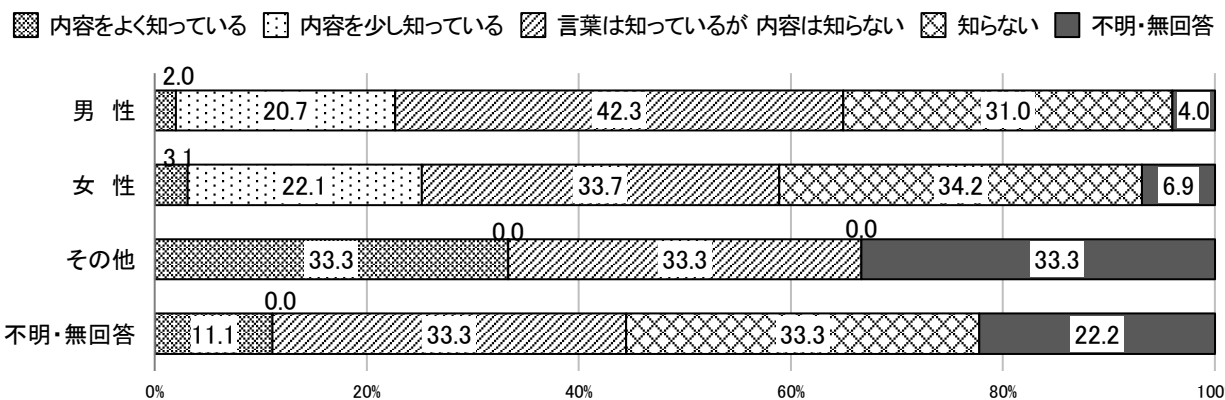
*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-4-1 人権関係法の認知度(全体)【こども基本法】



「内容を知っている」は、23.8%、「内容を知らない」は 70.2%で、認知度は低い。

図7-4-2 人権関係法の認知度(性別)【こども基本法】



「内容を知らない」では、男性 73.3%、女性 67.9%で、その差は 5.4 ポイントあり、女性の認知度がやや高い。

2) 年齢層別特徴

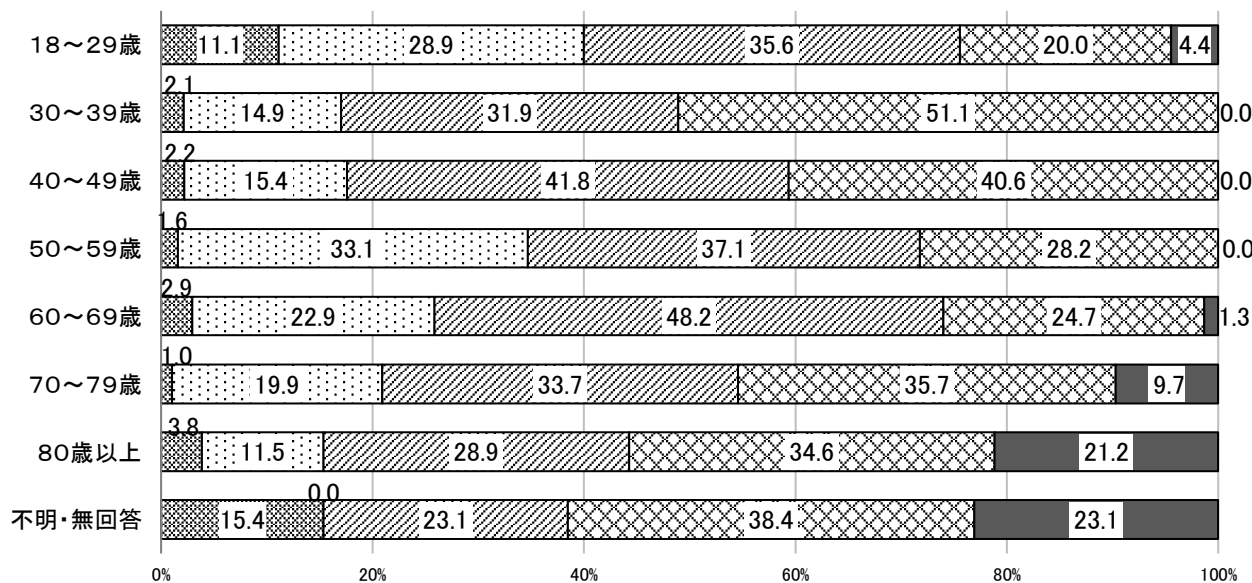
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「こども基本法」						
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っている
全 体		790	23	165	296	258	48	188
		100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8
年 齢	18～29歳	45	5	13	16	9	2	18
		100.0	11.1	28.9	35.6	20.0	4.4	40.0
	30～39歳	47	1	7	15	24	0	8
		100.0	2.1	14.9	31.9	51.1	0.0	17.0
	40～49歳	91	2	14	38	37	0	16
		100.0	2.2	15.4	41.8	40.6	0.0	17.6
	50～59歳	124	2	41	46	35	0	43
		100.0	1.6	33.1	37.1	28.2	0.0	34.7
	60～69歳	170	5	39	82	42	2	44
		100.0	2.9	22.9	48.2	24.7	1.3	25.8
	70～79歳	196	2	39	66	70	19	41
		100.0	1.0	19.9	33.7	35.7	9.7	20.9
	80歳以上	104	4	12	30	36	22	16
		100.0	3.8	11.5	28.9	34.6	21.2	15.3
	不明・無回答	13	2	0	3	5	3	2
		100.0	15.4	0.0	23.1	38.4	23.1	15.4

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-4-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【こども基本法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが内容は知らない ▩ 知らない ■ 不明・無回答



「内容を知っている」では、「18～29歳」が40.0%で最も高く、次いで「50～59歳」の34.7%である。
「内容を知らない」では、「30～39歳」が83.0%で最も高く、次いで、「40～49歳」の82.4%である。

3) 職業別特徴

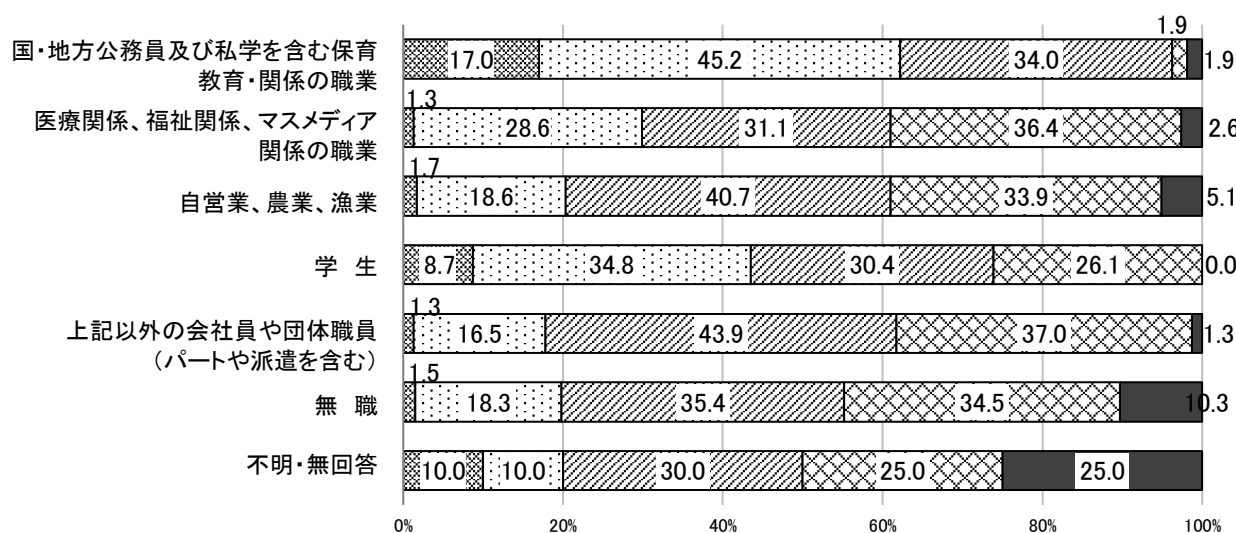
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「こども基本法」						
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らない
全 体		790	23	165	296	258	48	188
		100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	9	24	18	1	1	33
		100.0	17.0	45.2	34.0	1.9	1.9	62.2
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	1	22	24	28	2	23
		100.0	1.3	28.6	31.1	36.4	2.6	29.9
	自営業、農業、漁業	59	1	11	24	20	3	12
		100.0	1.7	18.6	40.7	33.9	5.1	20.3
	学 生	23	2	8	7	6	0	10
		100.0	8.7	34.8	30.4	26.1	0.0	43.5
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	3	38	101	85	3	41
		100.0	1.3	16.5	43.9	37.0	1.3	17.8
	無 職	328	5	60	116	113	34	65
		100.0	1.5	18.3	35.4	34.5	10.3	19.8
	不明・無回答	20	2	2	6	5	5	4
		100.0	10.0	10.0	30.0	25.0	25.0	20.0

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-4-4 人権関係法の認知度(職業別)【こども基本法】

■ 内容をよく知っている ■ 内容を少し知っている ■ 言葉は知っているが内容は知らない ■ 知らない ■ 不明・無回答



「内容を知っている」で高いのは、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の 62.2%、次いで「学生」の 43.5%である。

「内容を知らない」で高いのは、「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」の 80.9%、次いで「自営業、農業、漁業」の 74.6%である。

問7-5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(高齢者虐待防止法)

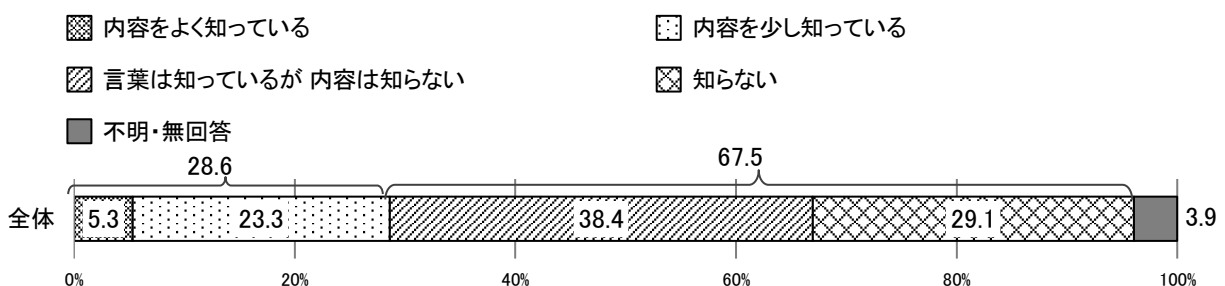
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」							
		回答数	内容をよく知っています	内容を少し知っています	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らずとも知っている	内容を知らない
全 体		790	42	184	303	230	31	226	533
		100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5
性 別	男 性	348	14	80	137	109	8	94	246
		100.0	4.0	23.0	39.4	31.3	2.3	27.0	70.7
	女 性	421	25	102	161	114	19	127	275
		100.0	5.9	24.2	38.2	27.1	4.6	30.1	65.3
	その他	3	1	0	1	0	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3
不明・無回答		18	2	2	4	7	3	4	11
		100.0	11.1	11.1	22.2	38.9	16.7	22.2	61.1

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

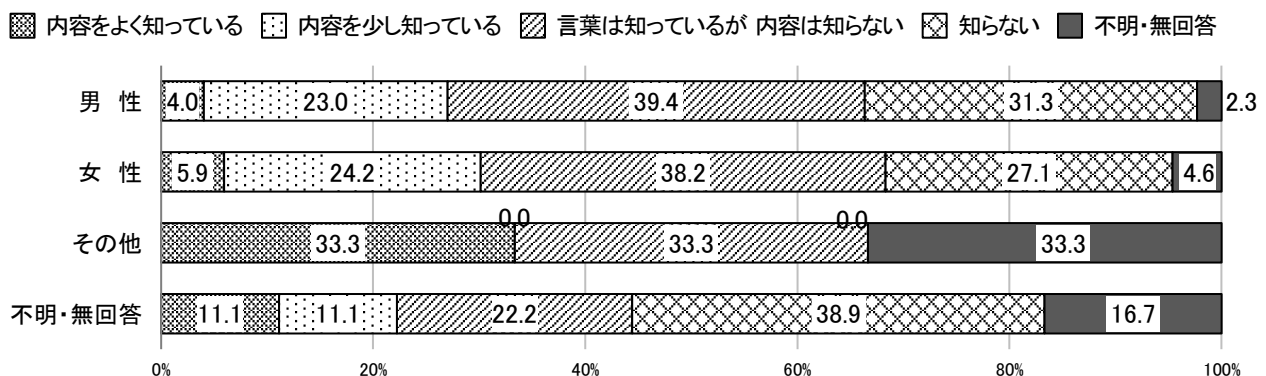
*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-5-1 人権関係法の認知度(全体)【高齢者虐待防止法】



「内容を知っている」は28.6%、「内容を知らない」は67.5%で、認知度は他の法律と比べて少し高い。

図7-5-2 人権関係法の認知度(性別)【高齢者虐待防止法】



女性の認知度が幾分高いが、有意さを認めるほどの特段の差異はない。

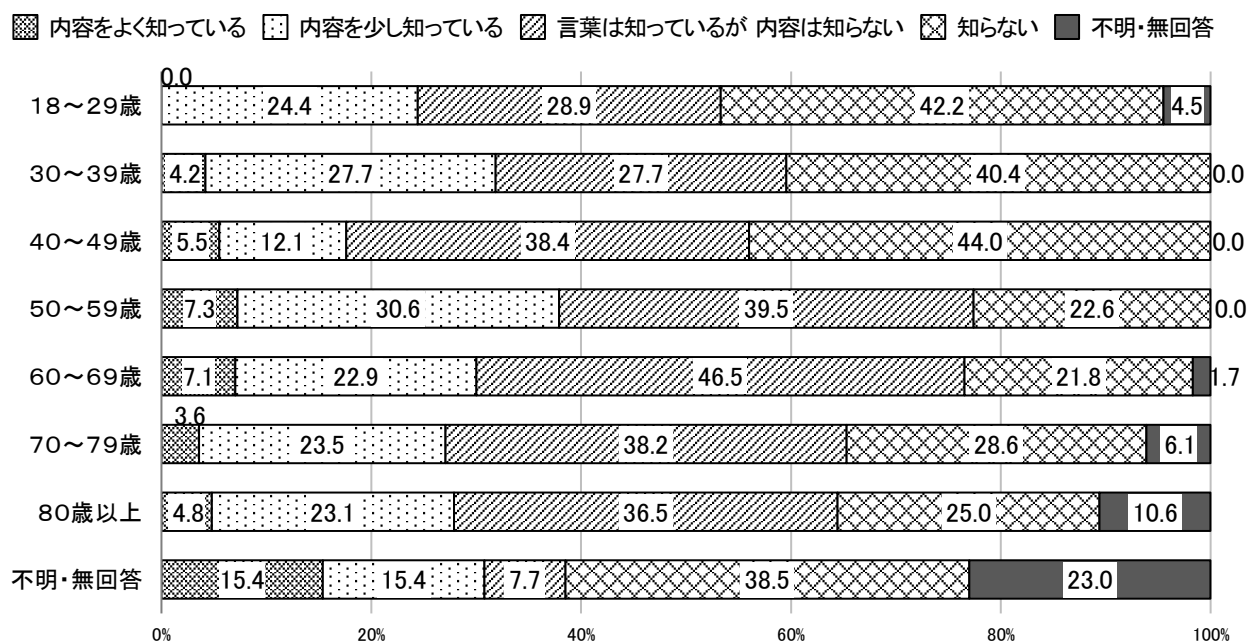
2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」							
		回答数	内容をよく知っています	内容を少し知っています	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知っています	内容を知らない
全 体		790	42	184	303	230	31	226	533
		100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5
年 齢	18～29歳	45	0	11	13	19	2	11	32
		100.0	0.0	24.4	28.9	42.2	4.5	24.4	71.1
	30～39歳	47	2	13	13	19	0	15	32
		100.0	4.2	27.7	27.7	40.4	0.0	31.9	68.1
	40～49歳	91	5	11	35	40	0	16	75
		100.0	5.5	12.1	38.4	44.0	0.0	17.6	82.4
	50～59歳	124	9	38	49	28	0	47	77
		100.0	7.3	30.6	39.5	22.6	0.0	37.9	62.1
	60～69歳	170	12	39	79	37	3	51	116
		100.0	7.1	22.9	46.5	21.8	1.7	30.0	68.3
	70～79歳	196	7	46	75	56	12	53	131
		100.0	3.6	23.5	38.2	28.6	6.1	27.1	66.8
	80歳以上	104	5	24	38	26	11	29	64
		100.0	4.8	23.1	36.5	25.0	10.6	27.9	61.5
	不明・無回答	13	2	2	1	5	3	4	6
		100.0	15.4	15.4	7.7	38.5	23.0	30.8	46.2

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-5-3人権関係法の認知度(年齢層別)【高齢者虐待防止法】



「内容をよく知っている」で高いのは、「50～59歳」の7.3%、次いで「60～69歳」の7.1%である。
「知らない」で高いのは、「40～49歳」の44.0%、次いで「18～29歳」の42.2%である。

3) 職業別特徴

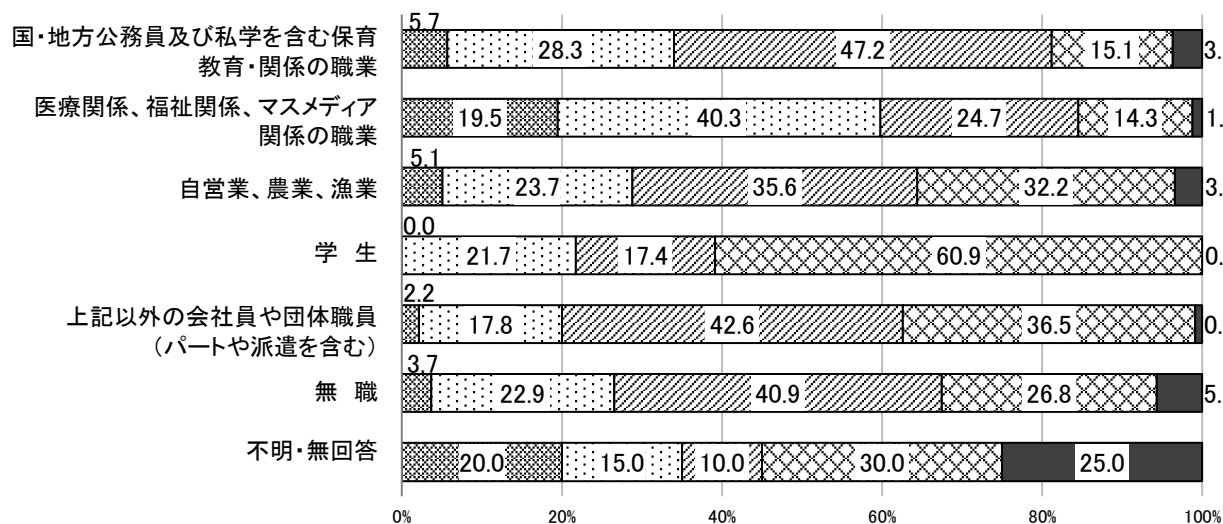
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」						
		回答数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	知らない	不明・無回答	内容を知らない
全 体		790	42	184	303	230	31	533
		100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	67.5
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	3	15	25	8	2	33
		100.0	5.7	28.3	47.2	15.1	3.7	62.3
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	15	31	19	11	1	30
		100.0	19.5	40.3	24.7	14.3	1.2	39.0
	自営業、農業、漁業	59	3	14	21	19	2	40
		100.0	5.1	23.7	35.6	32.2	3.4	67.8
	学 生	23	0	5	4	14	0	18
		100.0	0.0	21.7	17.4	60.9	0.0	78.3
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	5	41	98	84	2	182
		100.0	2.2	17.8	42.6	36.5	0.9	79.1
業	無 職	328	12	75	134	88	19	222
		100.0	3.7	22.9	40.9	26.8	5.7	67.7
不明・無回答		20	4	3	2	6	5	8
		100.0	20.0	15.0	10.0	30.0	25.0	40.0

*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-5-4 人権関係法の認知度(職業別)【高齢者虐待防止法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが内容は知らない ▩ 知らない ■ 不明・無回答



「内容をよく知っている」は、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の19.5%が最も高く、次いで「国・地方公務員及び私学を含む保育教育・関係の職業」の5.7%になっている。

「知らない」は、「学生」の60.9%が最も高く、次いで「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」の36.5%になっている。

第2章 同和問題（部落差別）について

問8 同和問題（部落差別）の認知時期

同和問題（部落差別）といわれる、同和地区（被差別部落）出身であるというだけで、不当に差別され、社会的な不利益を受けている人々の人権問題があるということをはじめて知ったのは、いつ頃ですか。（1つに○）

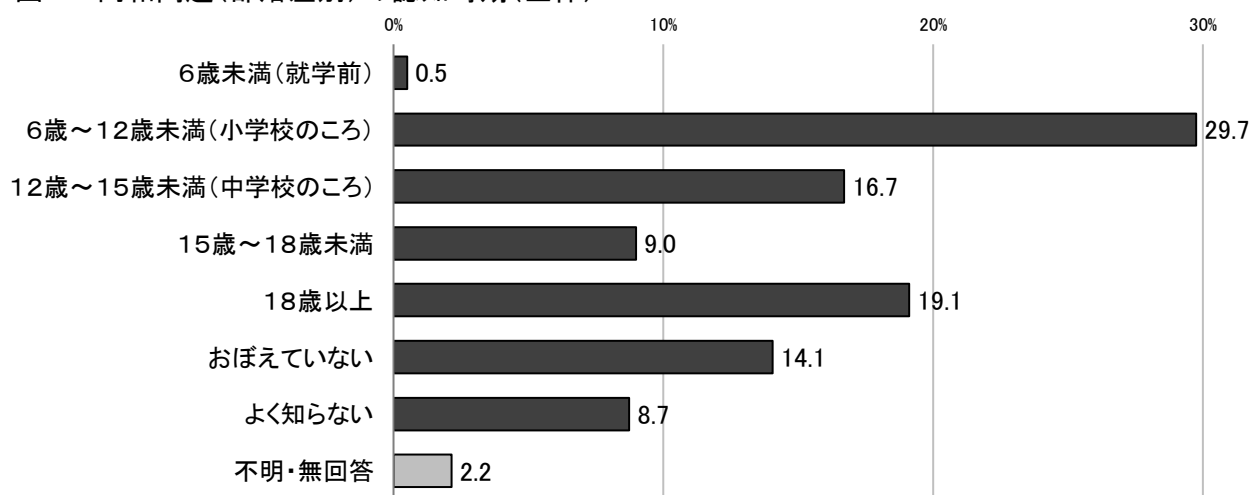
1）全体及び性別特徴

上段：実数（人） 下段：比率（％）

問8	回答数	6歳未満（就学前）	6歳～12歳未満（小学校のころ）	12歳～15歳未満（中学校のころ）	15歳～18歳未満	18歳以上	おぼえていない	よく知らない	不明・無回答
全 体	790	4	235	132	71	151	111	69	17
	100.0	0.5	29.7	16.7	9.0	19.1	14.1	8.7	2.2
性 別	男 性	348	2	96	60	40	67	43	4
		100.0	0.6	27.6	17.2	11.5	19.3	12.4	1.1
	女 性	421	2	134	69	28	80	65	11
		100.0	0.5	31.8	16.4	6.7	19.0	15.4	2.6
	その他	3	0	1	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	不明・無回答	18	0	4	3	3	2	1	2
		100.0	0.0	22.2	16.7	16.7	11.1	5.6	11.1

性別による特段の差異はない

図8-1 同和問題（部落差別）の認知時期（全体）



認知した時期については、「6歳未満(就学前)」0.5%、「6歳～12歳未満(小学校のころ)」29.7%、「12歳～15歳未満(中学校のころ)」16.7%、「15歳～18歳未満」9.0%で、全体の55.9%になり、約半数の人が、18歳までに認知している。

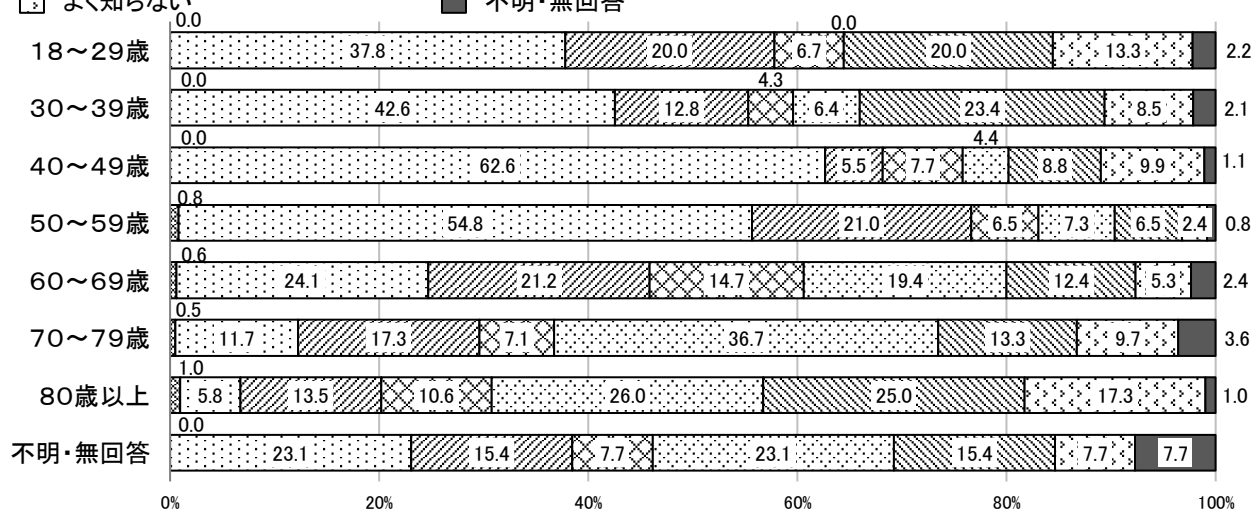
2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問8		回答数	6歳未満(就学前)	6歳～12歳未満(小学校のころ)	12歳～15歳未満(中学校のころ)	15歳～18歳未満	18歳以上	おぼえていない	よく知らない	不明・無回答
全 体		790	4	235	132	71	151	111	69	17
		100.0	0.5	29.7	16.7	9.0	19.1	14.1	8.7	2.2
年 齢	18～29歳	45	0	17	9	3	0	9	6	1
		100.0	0.0	37.8	20.0	6.7	0.0	20.0	13.3	2.2
	30～39歳	47	0	20	6	2	3	11	4	1
		100.0	0.0	42.6	12.8	4.3	6.4	23.4	8.5	2.1
	40～49歳	91	0	57	5	7	4	8	9	1
		100.0	0.0	62.6	5.5	7.7	4.4	8.8	9.9	1.1
	50～59歳	124	1	68	26	8	9	8	3	1
		100.0	0.8	54.8	21.0	6.5	7.3	6.5	2.4	0.8
	60～69歳	170	1	41	36	25	33	21	9	4
		100.0	0.6	24.1	21.2	14.7	19.4	12.4	5.3	2.4
	70～79歳	196	1	23	34	14	72	26	19	7
		100.0	0.5	11.7	17.3	7.1	36.7	13.3	9.7	3.6
	80歳以上	104	1	6	14	11	27	26	18	1
		100.0	1.0	5.8	13.5	10.6	26.0	25.0	17.3	1.0
	不明・無回答	13	0	3	2	1	3	2	1	1
		100.0	0.0	23.1	15.4	7.7	23.1	15.4	7.7	7.7

図8-3 同和問題(部落差別)の認知時期(年齢層別)

6歳未満(就学前) 6歳～12歳未満(小学校のころ) 12歳～15歳未満(中学校のころ)
 15歳～18歳未満 18歳以上 おぼえていない
 よく知らない 不明・無回答



「6歳～12歳未満(小学校のころ)」で高いのは、「40～49歳」の62.6%、次いで「50～59歳」の54.8%になっている。

「18歳以上」で高いのは、「70～79歳」の36.7%、次いで「80歳以上」の26.0%になっている。

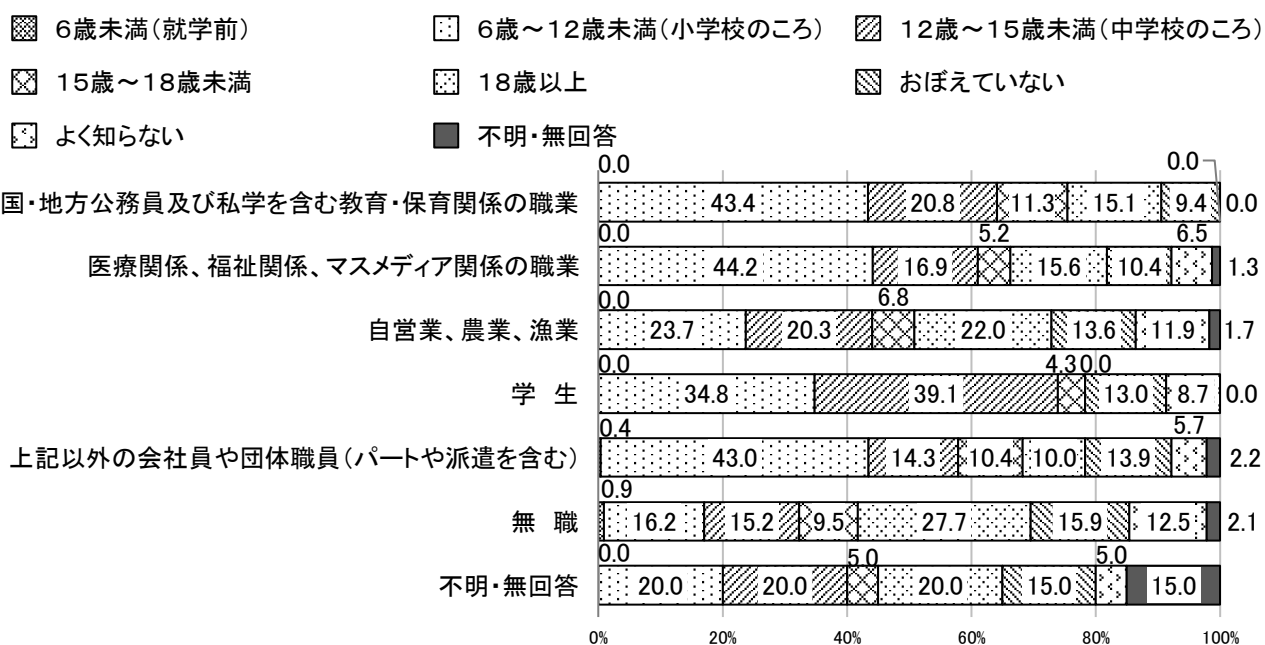
「60～69歳」の年齢層を境に、認知の仕方に変化が起きていることがわかる。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問8	回答数	6歳未満(就学前)	6歳～12歳未満(小学校のころ)	12歳～15歳未満(中学校のころ)	15歳～18歳未満	18歳以上	おぼえていない	よく知らない	不明・無回答
全 体	790	4	235	132	71	151	111	69	17
	100.0	0.5	29.7	16.7	9.0	19.1	14.1	8.7	2.2
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	23	11	6	8	5	0	0
		100.0	0.0	43.4	20.8	11.3	15.1	9.4	0.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	34	13	4	12	8	5	1
		100.0	0.0	44.2	16.9	5.2	15.6	10.4	1.3
	自営業、農業、漁業	59	14	12	4	13	8	7	1
		100.0	0.0	23.7	20.3	6.8	22.0	13.6	1.7
	学 生	23	8	9	1	0	3	2	0
		100.0	0.0	34.8	39.1	4.3	0.0	13.0	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	99	33	24	23	32	13	5
		100.0	0.4	43.0	14.3	10.4	10.0	13.9	2.2
業	無 職	328	53	50	31	91	52	41	7
		100.0	0.9	16.2	15.2	9.5	27.7	15.9	2.1
	不明・無回答	20	4	4	1	4	3	1	3
	100.0	0.0	20.0	20.0	5.0	20.0	15.0	5.0	15.0

図8-4 同和問題(部落差別)の認知時期(職業別)



義務教育時代(「6歳～12歳未満(小学校のころ)」及び「12歳～15歳未満(中学校のころ)」)の認知では、「学生」の73.9%が最も高く、次いで「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の64.2%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の61.1%である。

「18歳以上」で高いのは、「無職」の27.7%、次いで「自営業、農業、漁業」の22.0%である。

問9 同和問題（部落差別）の認知経路

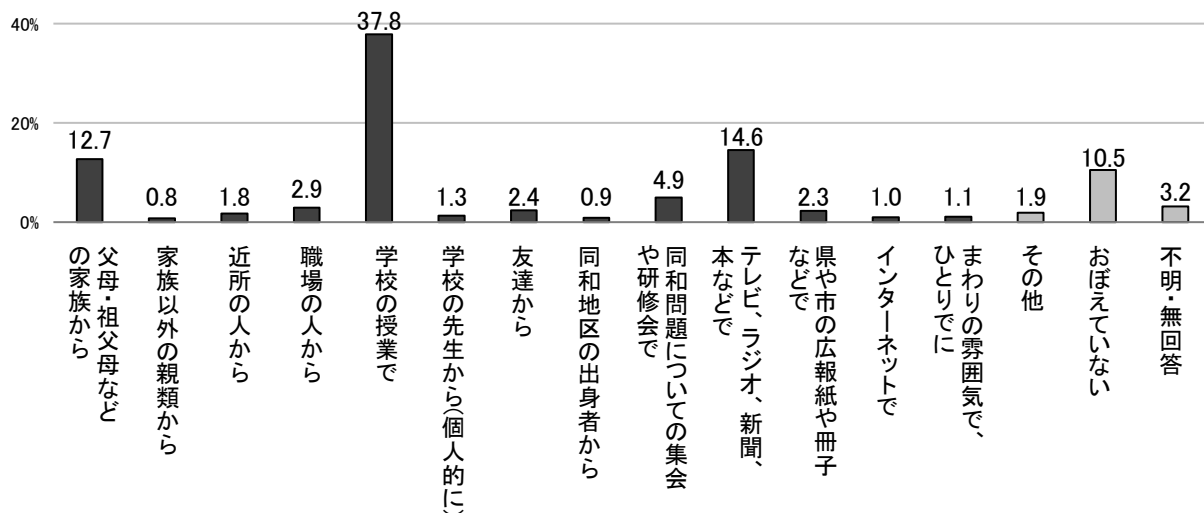
同和問題（部落差別）についてはじめて知ったのは、何によってですか。（1つに○）

1）全体及び性別特徴

問9	回答数	父母・祖父母などの家族から	家族以外の親類から	近所の人から	職場の人から	学校の授業で	学校の先生から（個人的に）	友達から	同和地区の出身者から
全 体	790	100	6	14	23	299	10	19	7
	100.0	12.7	0.8	1.8	2.9	37.8	1.3	2.4	0.9
性別	男 性	348	42	4	16	127	3	9	4
		100.0	12.1	1.1	4.6	36.5	0.9	2.6	1.1
	女 性	421	54	2	7	167	7	8	3
		100.0	12.8	0.5	1.7	39.7	1.7	1.9	0.7
	その他	3	1	0	0	1	0	0	0
		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
別	不明・無回答	18	3	0	1	4	0	2	0
		100.0	16.7	0.0	5.6	22.2	0.0	11.1	0.0
問9	研修会や同和問題についての集いや	テレビ、ラジオ、新聞、本などで	県や市の広報紙や冊子などで	インターネットで	まわりの雰囲気、ひとりで	その他	おぼえていない	不明・無回答	
全 体	39	115	18	8	9	15	83	25	
	4.9	14.6	2.3	1.0	1.1	1.9	10.5	3.2	
性別	女 性	23	51	5	6	5	8	33	8
		6.6	14.7	1.4	1.7	1.4	2.3	9.5	2.3
	男 性	15	60	13	2	3	7	48	16
		3.6	14.3	3.1	0.5	0.7	1.7	11.4	3.8
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0
		33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
別	不明・無回答	0	4	0	0	1	0	2	1
		0.0	22.2	0.0	0.0	5.6	0.0	11.1	5.6

性別による特段の差異はない。

図9-1 同和問題（部落差別）の認知経路（全体）



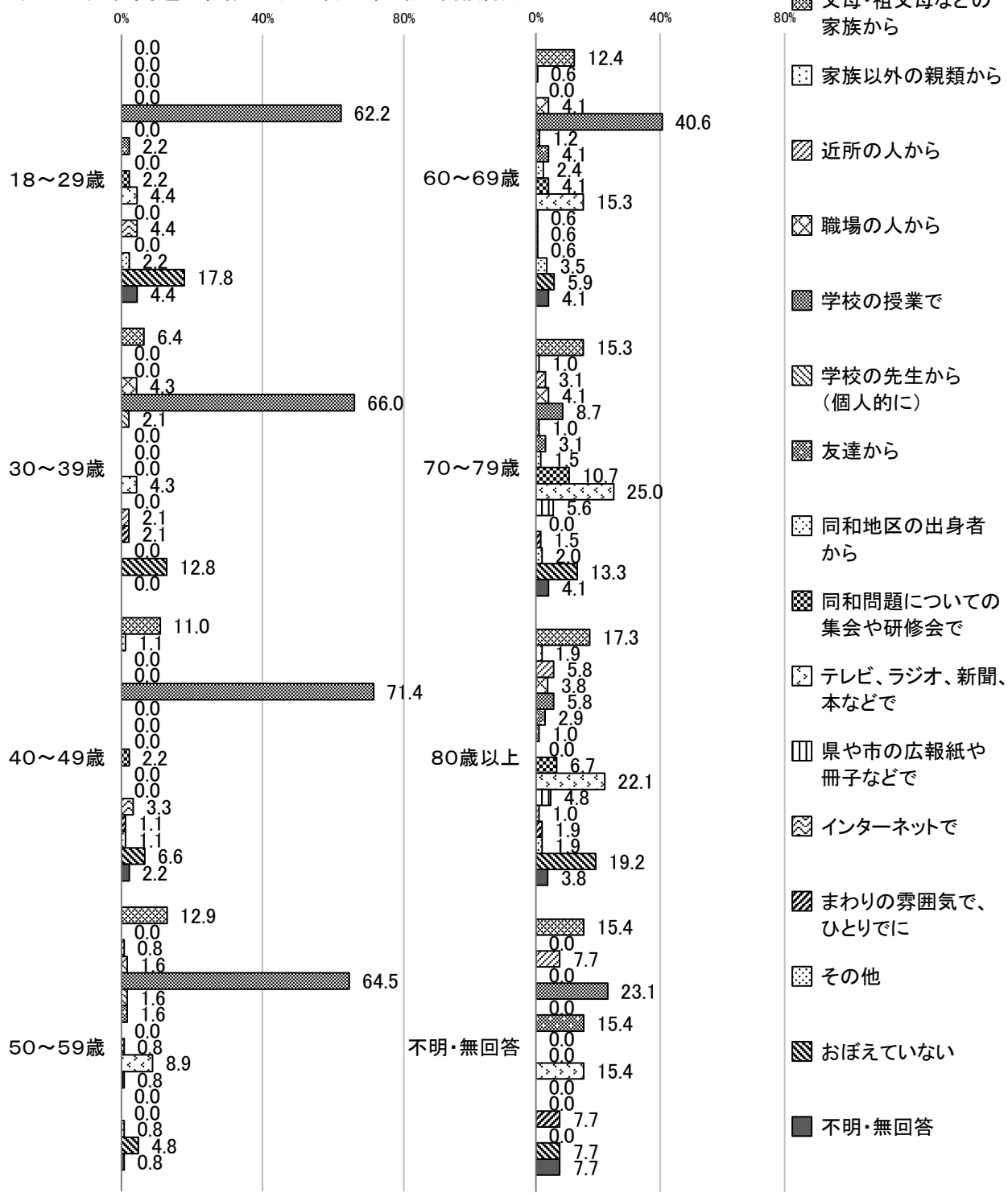
「学校の授業で」37.8%が最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、本などで」のマスメディア関係14.6%、「父母・祖父母などの家族」12.7%になっている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問9		回答数	父母・祖父母からの	家族以外の親類から	近所の人から	職場の人から	学校の授業で	学校の先生から (個人的に)	友達から	同和地区の出身者から
全 体		790	100	6	14	23	299	10	19	7
		100.0	12.7	0.8	1.8	2.9	37.8	1.3	2.4	0.9
年 齢	18～29歳	45	0	0	0	0	28	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.2	0.0	2.2	0.0
	30～39歳	47	3	0	0	2	31	1	0	0
		100.0	6.4	0.0	0.0	4.3	66.0	2.1	0.0	0.0
	40～49歳	91	10	1	0	0	65	0	0	0
		100.0	11.0	1.1	0.0	0.0	71.4	0.0	0.0	0.0
	50～59歳	124	16	0	1	2	80	2	2	0
		100.0	12.9	0.0	0.8	1.6	64.5	1.6	1.6	0.0
	60～69歳	170	21	1	0	7	69	2	7	4
		100.0	12.4	0.6	0.0	4.1	40.6	1.2	4.1	2.4
	70～79歳	196	30	2	6	8	17	2	6	3
		100.0	15.3	1.0	3.1	4.1	8.7	1.0	3.1	1.5
	80歳以上	104	18	2	6	4	6	3	1	0
		100.0	17.3	1.9	5.8	3.8	5.8	2.9	1.0	0.0
	不明・無回答	13	2	0	1	0	3	0	2	0
		100.0	15.4	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	15.4	0.0
問9		研修・同和問題集や会での	本ラテなど、新聞、	や県冊や市などの広報紙	でインターネット	でまわりとの雰囲気	その他	おぼえていない	不明・無回答	
全 体		39	115	18	8	9	15	83	25	
		4.9	14.6	2.3	1.0	1.1	1.9	10.5	3.2	
年 齢	18～29歳	1	2	0	2	0	1	8	2	
		2.2	4.4	0.0	4.4	0.0	2.2	17.8	4.4	
	30～39歳	0	2	0	1	1	0	6	0	
		0.0	4.3	0.0	2.1	2.1	0.0	12.8	0.0	
	40～49歳	2	0	0	3	1	1	6	2	
		2.2	0.0	0.0	3.3	1.1	1.1	6.6	2.2	
	50～59歳	1	11	1	0	0	1	6	1	
		0.8	8.9	0.8	0.0	0.0	0.8	4.8	0.8	
	60～69歳	7	26	1	1	1	6	10	7	
		4.1	15.3	0.6	0.6	0.6	3.5	5.9	4.1	
	70～79歳	21	49	11	0	3	4	26	8	
		10.7	25.0	5.6	0.0	1.5	2.0	13.3	4.1	
	80歳以上	7	23	5	1	2	2	20	4	
		6.7	22.1	4.8	1.0	1.9	1.9	19.2	3.8	
	不明・無回答	0	2	0	0	1	0	1	1	
		0.0	15.4	0.0	0.0	7.7	0.0	7.7	7.7	

図9-3 同和問題(部落差別)の認知経路(年齢層別)



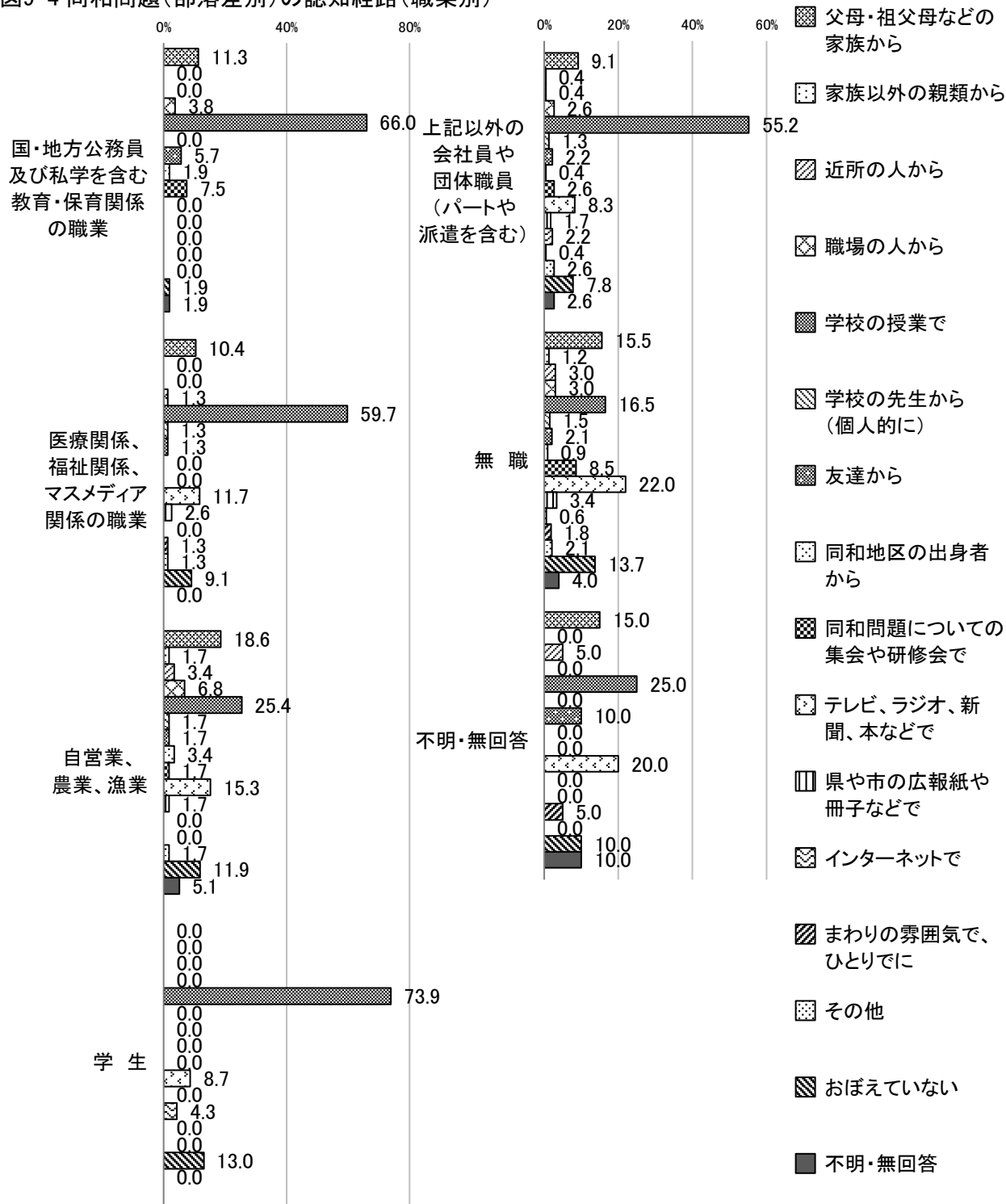
18 歳から 69 歳までは、「学校の授業で」が最も高く、70 歳以上では認知経路は多様で、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで」が高くなっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問9		回答数	な 父 ど の ・ 家 祖 族 父 か ら 母	か 家 ら 族 以 外 の 親 類	近 所 の 人 か ら	職 場 の 人 か ら	学 校 の 授 業 で	(学 校 の 先 生 か ら 個 人 的 に)	友 達 か ら	者 同 か 和 ら 地 区 の 出 身
全 体		790	100	6	14	23	299	10	19	7
		100.0	12.7	0.8	1.8	2.9	37.8	1.3	2.4	0.9
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	6	0	0	2	35	0	3	1
		100.0	11.3	0.0	0.0	3.8	66.0	0.0	5.7	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	8	0	0	1	46	1	1	0
		100.0	10.4	0.0	0.0	1.3	59.7	1.3	1.3	0.0
	自営業、農業、漁業	59	11	1	2	4	15	1	1	2
		100.0	18.6	1.7	3.4	6.8	25.4	1.7	1.7	3.4
	学 生	23	0	0	0	0	17	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.9	0.0	0.0	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	21	1	1	6	127	3	5	1
		100.0	9.1	0.4	0.4	2.6	55.2	1.3	2.2	0.4
	無 職	328	51	4	10	10	54	5	7	3
		100.0	15.5	1.2	3.0	3.0	16.5	1.5	2.1	0.9
	不明・無回答	20	3	0	1	0	5	0	2	0
		100.0	15.0	0.0	5.0	0.0	25.0	0.0	10.0	0.0
問9		研 同 修 い 会 と で 問 の 題 集 に 会 や	本 ラ な テ な ジ ど レ ど オ ビ 、 、 新 聞 、	や 県 冊 や 子 市 な の ど 広 で 報 紙	で イン ター ネ ット	で ま 、 わ ひ り と の り 雰 で 囲 に 気	そ の 他	お ぼ え て い な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体		39	115	18	8	9	15	83	25	
		4.9	14.6	2.3	1.0	1.1	1.9	10.5	3.2	
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	4	0	0	0	0	0	1	1	
		7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	1.9	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	0	9	2	0	1	1	7	0	
		0.0	11.7	2.6	0.0	1.3	1.3	9.1	0.0	
	自営業、農業、漁業	1	9	1	0	0	1	7	3	
		1.7	15.3	1.7	0.0	0.0	1.7	11.9	5.1	
	学 生	0	2	0	1	0	0	3	0	
		0.0	8.7	0.0	4.3	0.0	0.0	13.0	0.0	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	6	19	4	5	1	6	18	6	
		2.6	8.3	1.7	2.2	0.4	2.6	7.8	2.6	
	無 職	28	72	11	2	6	7	45	13	
		8.5	22.0	3.4	0.6	1.8	2.1	13.7	4.0	
	不明・無回答	0	4	0	0	1	0	2	2	
		0.0	20.0	0.0	0.0	5.0	0.0	10.0	10.0	

図9-4 同和問題(部落差別)の認知経路(職業別)



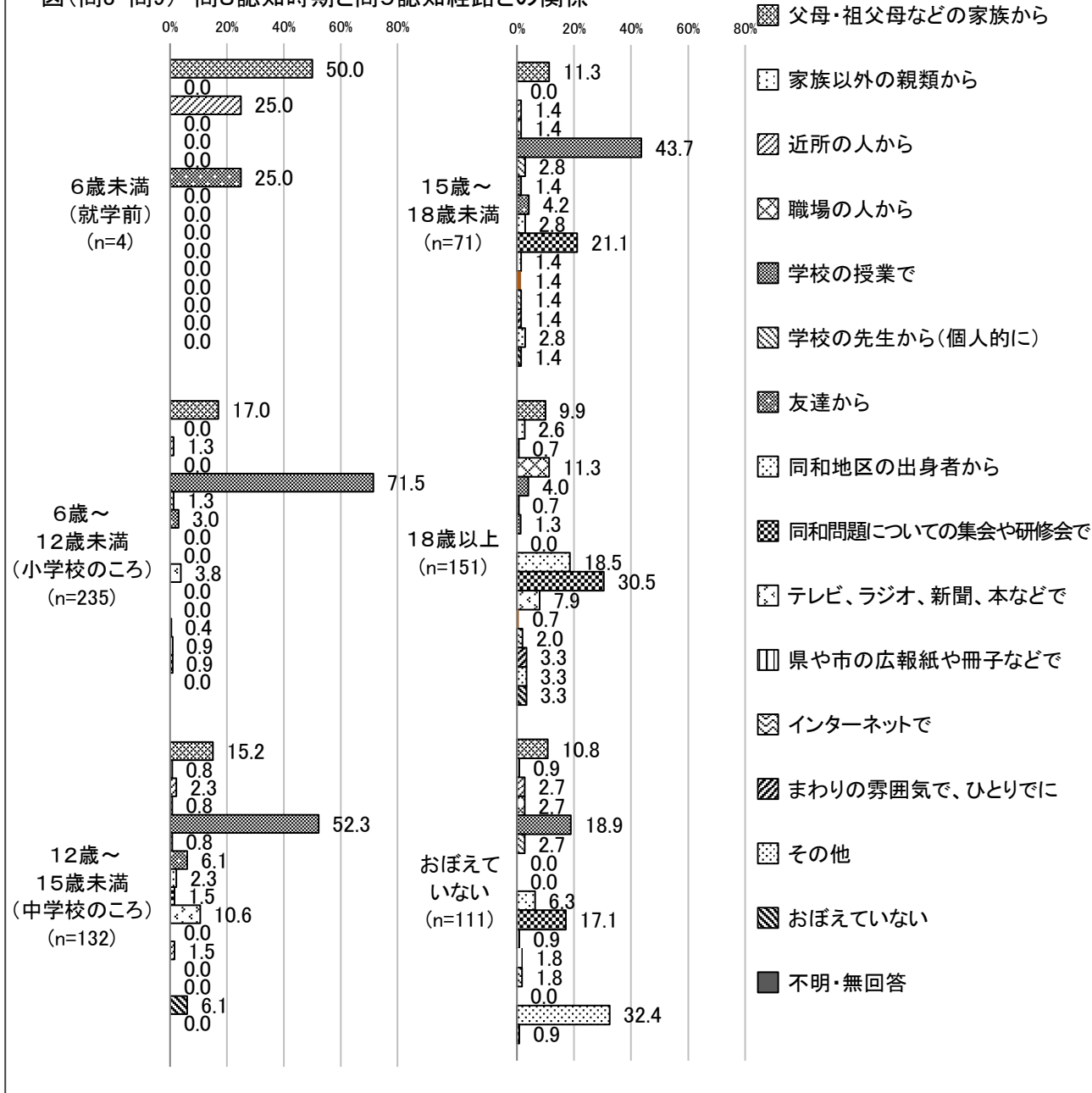
どの職業においても、認知経路として高いのは「学校の授業で」であるが、「自営業、農業、漁業」、「無職」においては、この割合が他の職業と比べると低く、その分、多様な経路での認知になっている。

4) 問8 同和問題(部落差別)の認知時期と問9 同和問題(部落差別)の認知経路との関係

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問9		回 答 数	父 母 の 家 族 か ら	家 族 以 外 の 親 類 か ら	近 所 の 人 か ら	職 場 の 人 か ら	学 校 の 授 業 で	学 校 の 先 生 か ら (個 人 的 に)	友 達 か ら	同 和 地 区 の 出 身 者 か ら
全 体		704	97	6	12	22	295	10	19	6
		100.0	13.8	0.9	1.7	3.1	41.9	1.4	2.7	0.9
問 8 認 知 時 期	6歳未満(就学前)	4	2	0	1	0	0	0	1	0
		100.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
	6歳～12歳未満 (小学校のころ)	235	40	0	3	0	168	3	7	0
		100.0	17.0	0.0	1.3	0.0	71.5	1.3	3.0	0.0
	12歳～15歳未満 (中学校のころ)	132	20	1	3	1	69	1	8	3
		100.0	15.2	0.8	2.3	0.8	52.3	0.8	6.1	2.3
	15歳～18歳未満	71	8	0	1	1	31	2	1	3
		100.0	11.3	0.0	1.4	1.4	43.7	2.8	1.4	4.2
18歳以上	151	15	4	1	17	6	1	2	0	
	100.0	9.9	2.6	0.7	11.3	4.0	0.7	1.3	0.0	
おぼえていない	111	12	1	3	3	21	3	0	0	
	100.0	10.8	0.9	2.7	2.7	18.9	2.7	0.0	0.0	
問9		研 つ 同 修 い 和 会 て 問 で の 題 集 に 会 や	本 ラ テ な ジ レ ど オ ビ で 、 、 新 聞 、	や 県 冊 や 子 市 な の ど 広 で 報 紙	で イ ン タ ー ネ ッ ト	で ま 、 わ ひ り と の 雰 で 囲 に 気	そ の 他	お ぼ え て い な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体		39	103	14	6	7	8	53	7	
		5.5	14.6	2.0	0.9	1.0	1.1	7.5	1.0	
問 8 認 知 時 期	6歳未満(就学前)	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6歳～12歳未満 (小学校のころ)	0	9	0	0	1	2	2	0	
		0.0	3.8	0.0	0.0	0.4	0.9	0.9	0.0	
	12歳～15歳未満 (中学校のころ)	2	14	0	2	0	0	8	0	
		1.5	10.6	0.0	1.5	0.0	0.0	6.1	0.0	
	15歳～18歳未満	2	15	1	1	1	1	2	1	
		2.8	21.1	1.4	1.4	1.4	1.4	2.8	1.4	
18歳以上	28	46	12	1	3	5	5	5		
	18.5	30.5	7.9	0.7	2.0	3.3	3.3	3.3		
おぼえていない	7	19	1	2	2	0	36	1		
	6.3	17.1	0.9	1.8	1.8	0.0	32.4	0.9		

図(問8-問9) 問8認知時期と問9認知経路との関係



認知経路を「学校の授業で」とした回答は、認知時期「6歳～12歳未満(小学校のころ)」71.5%が最も高く、次いで「12歳～15歳未満(中学校のころ)」52.3%、「15歳～18歳未満」43.7%となっている。

認知時期で見ると、「6歳未満」では、「父母・祖父母などの家族」50.0%が最も高く、次いで「近所の人」「友達から」が同じく25.0%になっている。

「18歳以上」では、「同和问题の集会で」が30.5%、次いで「同和地区出身者から」と当事者との出会いからが18.5%ある。

問10 同和問題（部落差別）に関して、人権が尊重されていない事項

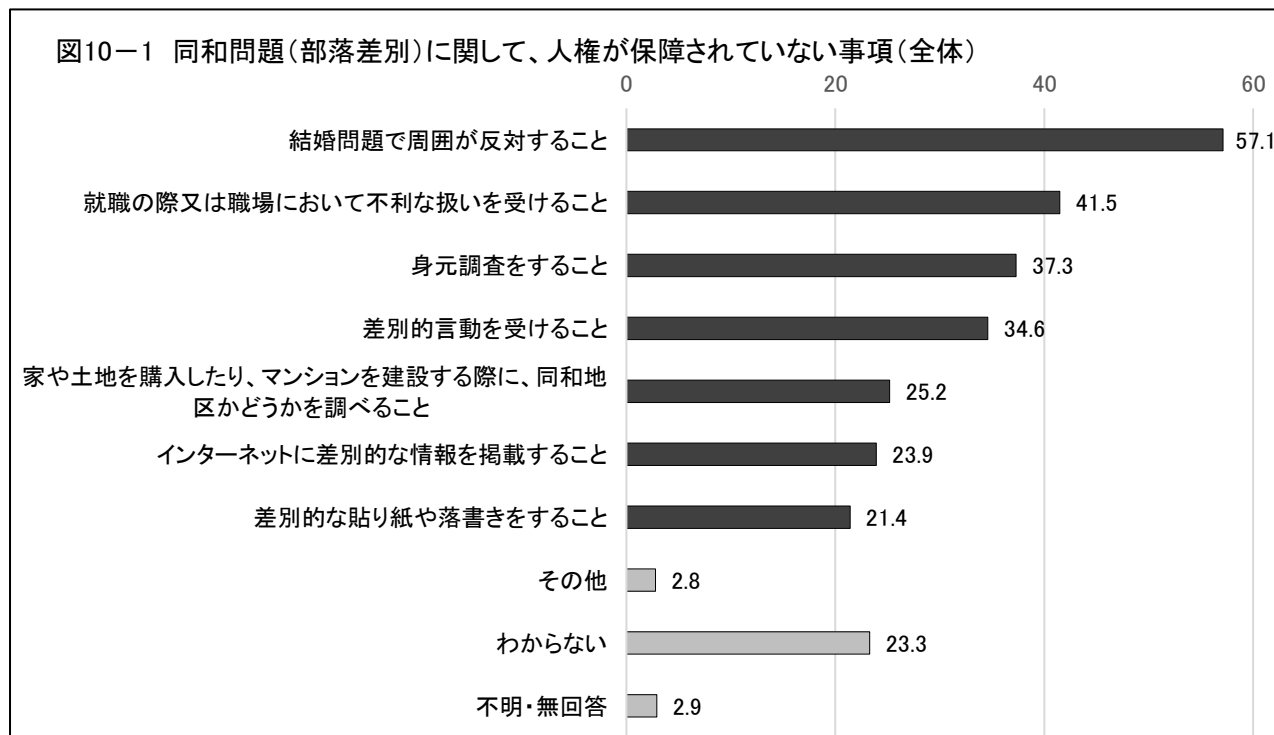
同和問題（部落差別）に関する次のことがらについて、人権がとくに尊重されていないと思うのはどのようなことですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)													
問10		回答数	結婚問題で周囲が反対 すること	就職の際又は職場において不利な扱いを受けること	差別的言動を受けること	差別的な貼り紙や落書きをすること	身元調査をすること	インターネットに差別的な情報を掲載すること	どうにかを調べることに同和地区建設する際に、マンションを購入したか	家や土地を購入したか	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	451	328	273	169	295	189	199	22	184	23	
		100.0	57.1	41.5	34.6	21.4	37.3	23.9	25.2	2.8	23.3	2.9	
性	男 性	348	187	135	114	70	122	79	99	14	89	6	
		100.0	53.7	38.8	32.8	20.1	35.1	22.7	28.4	4.0	25.6	1.7	
別	女 性	421	255	186	155	94	170	106	98	7	91	13	
		100.0	60.6	44.2	36.8	22.3	40.4	25.2	23.3	1.7	21.6	3.1	
	その他	3	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	
		100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	
	不明・無回答	18	8	6	4	4	2	3	1	1	3	3	
		100.0	44.4	33.3	22.2	22.2	11.1	16.7	5.6	5.6	16.7	16.7	

性別による特段の差異はない。

図10-1 同和問題（部落差別）に関して、人権が保障されていない事項（全体）

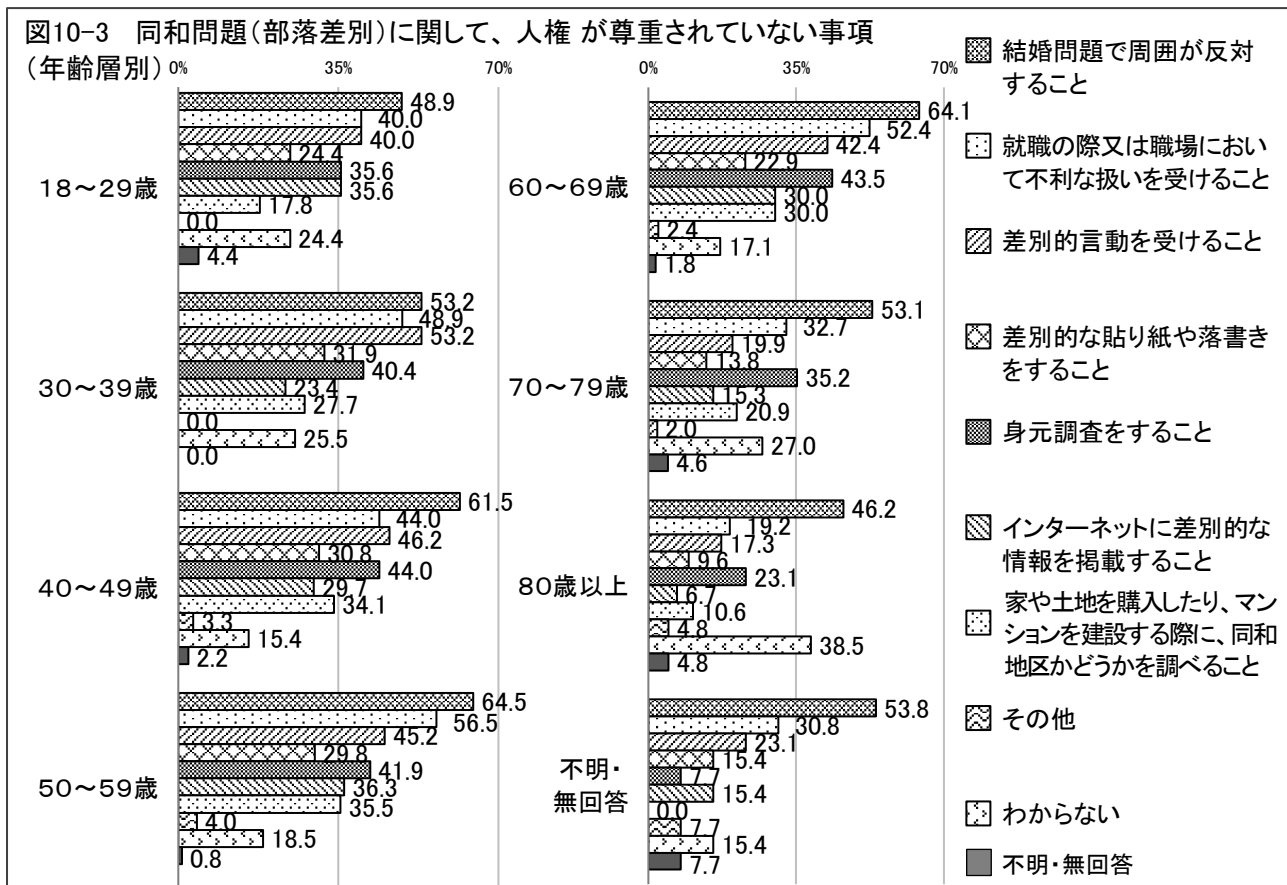


「結婚問題で周囲が反対すること」57.1%が最も高く、次いで「就職の際または職場において不利な扱いを受けること」41.5%、「身元調査をすること」37.3%、「差別的な言動を受けること」34.6%、「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べること」25.2%の順になっている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問10	回答数	結婚問題で周囲が反対	受けること	就職の際又は職場において不利な扱いを受けること	差別的言動を受けること	差別的な貼り紙や落書きをすること	身元調査をすること	インターネットに差別的な情報を掲載すること	どうするかを調べる	り、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べる	家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べる	その他	わからない	不明・無回答
全 体	790	451	328	273	169	295	189	199	22	184	23			
	100.0	57.1	41.5	34.6	21.4	37.3	23.9	25.2	2.8	23.3	2.9			
年 齢	18～29歳	45	22	18	18	11	16	16	8	0	11	2		
		100.0	48.9	40.0	40.0	24.4	35.6	35.6	17.8	0.0	24.4	4.4		
	30～39歳	47	25	23	25	15	19	11	13	0	12	0		
		100.0	53.2	48.9	53.2	31.9	40.4	23.4	27.7	0.0	25.5	0.0		
	40～49歳	91	56	40	42	28	40	27	31	3	14	2		
		100.0	61.5	44.0	46.2	30.8	44.0	29.7	34.1	3.3	15.4	2.2		
	50～59歳	124	80	70	56	37	52	45	44	5	23	1		
		100.0	64.5	56.5	45.2	29.8	41.9	36.3	35.5	4.0	18.5	0.8		
	60～69歳	170	109	89	72	39	74	51	51	4	29	3		
		100.0	64.1	52.4	42.4	22.9	43.5	30.0	30.0	2.4	17.1	1.8		
	70～79歳	196	104	64	39	27	69	30	41	4	53	9		
		100.0	53.1	32.7	19.9	13.8	35.2	15.3	20.9	2.0	27.0	4.6		
	80歳以上	104	48	20	18	10	24	7	11	5	40	5		
		100.0	46.2	19.2	17.3	9.6	23.1	6.7	10.6	4.8	38.5	4.8		
	不明・無回答	13	7	4	3	2	1	2	0	1	2	1		
		100.0	53.8	30.8	23.1	15.4	7.7	15.4	0.0	7.7	15.4	7.7		



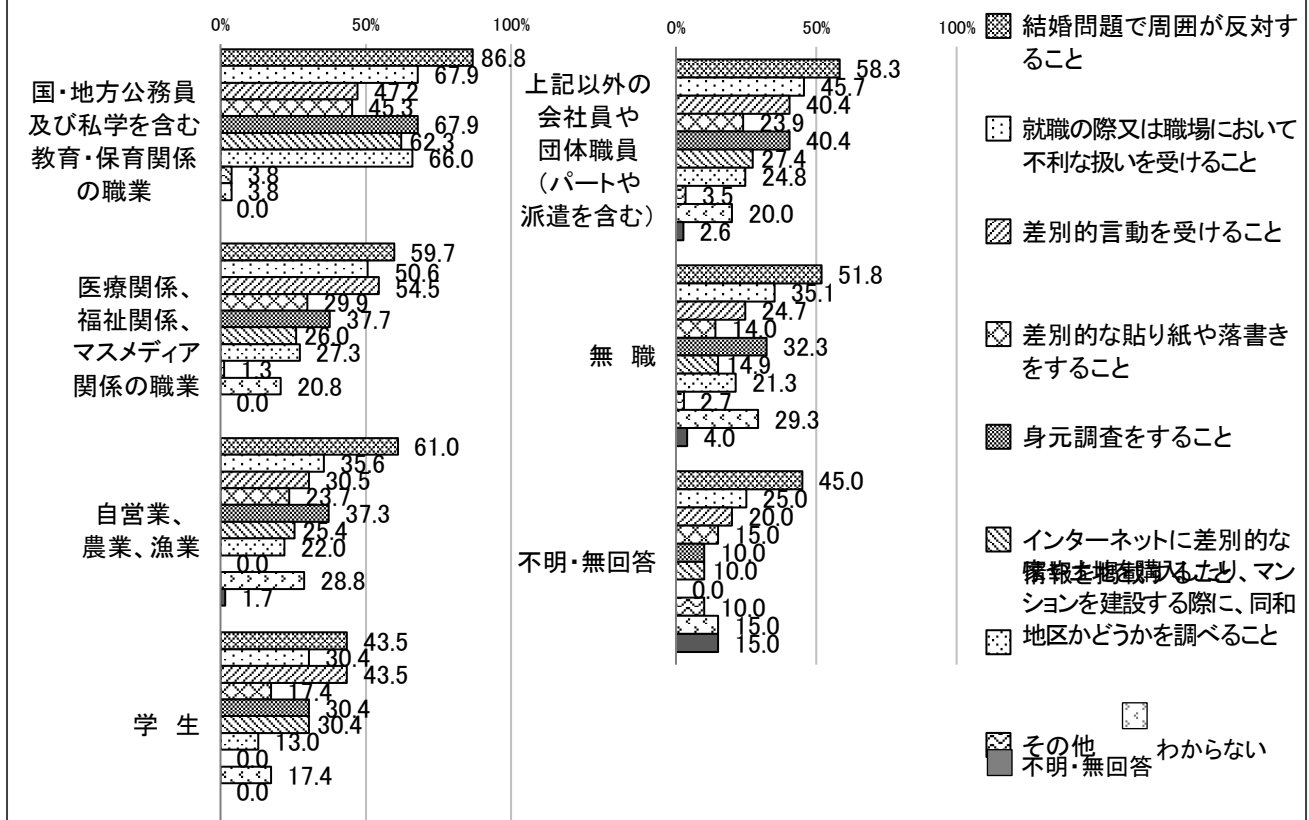
「結婚問題で周囲が反対すること」、「差別的な言動を受けること」、「就職の際または職場において不利な扱いを受けること」が上位にきているが、年齢による特段の差異はない。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問10		回答数	結婚問題で周囲が反対すること	就職の際又は職場において不利な扱いを受けること	差別的言動を受けること	差別的な貼り紙や落書きをすること	身元調査をすること	インターネットに差別的な情報を掲載すること	地区かどうかを調べることに、同和	家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	451	328	273	169	295	189	199	22	184	23	
		100.0	57.1	41.5	34.6	21.4	37.3	23.9	25.2	2.8	23.3	2.9	
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	46	36	25	24	36	33	35	2	2	0	
		100.0	86.8	67.9	47.2	45.3	67.9	62.3	66.0	3.8	3.8	0.0	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	46	39	42	23	29	20	21	1	16	0	
		100.0	59.7	50.6	54.5	29.9	37.7	26.0	27.3	1.3	20.8	0.0	
	自営業、農業、漁業	59	36	21	18	14	22	15	13	0	17	1	
		100.0	61.0	35.6	30.5	23.7	37.3	25.4	22.0	0.0	28.8	1.7	
	学 生	23	10	7	10	4	7	7	3	0	4	0	
		100.0	43.5	30.4	43.5	17.4	30.4	30.4	13.0	0.0	17.4	0.0	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	134	105	93	55	93	63	57	8	46	6	
		100.0	58.3	45.7	40.4	23.9	40.4	27.4	24.8	3.5	20.0	2.6	
業 界	無 職	328	170	115	81	46	106	49	70	9	96	13	
		100.0	51.8	35.1	24.7	14.0	32.3	14.9	21.3	2.7	29.3	4.0	
	不明・無回答	20	9	5	4	3	2	2	0	2	3	3	
		100.0	45.0	25.0	20.0	15.0	10.0	10.0	0.0	10.0	15.0	15.0	

図10-4 同和問題(部落差別)に関して、人権が尊重されていない事項(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の、「身元調査をすること」や「インターネットに差別的な情報を記載すること」、「家や土地の購入」などについての認識が高い。

問11 同和問題（部落差別）と自分との関わり

同和問題（部落差別）の解消に向けたあなたの考えとして最も近いものは、次のどれですか（1つに○）

1）全体及び性別特徴

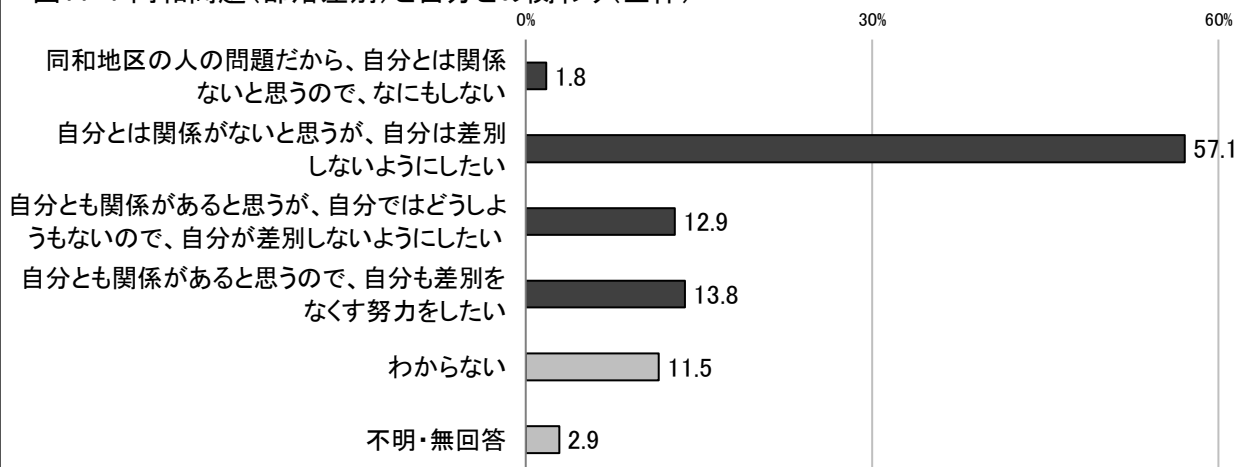
		実数(人) 下段: 比率(%)							
問11	回答数	同和地区の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない	自分とは関係ないと思うが、自分は差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい	わからない	不明・無回答	自分とは関係がない	自分とも関係がある
全 体	790	14	451	102	109	91	23	465	211
	100.0	1.8	57.1	12.9	13.8	11.5	2.9	58.9	26.7
	348	6	202	40	56	37	7	208	96
	100.0	1.7	58.0	11.5	16.1	10.7	2.0	59.7	27.6
	421	8	238	60	50	52	13	246	110
	100.0	1.9	56.5	14.3	11.9	12.4	3.0	58.4	26.2
	3	0	1	0	1	0	1	1	1
性 別	100.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3
	18	0	10	2	2	2	2	10	4
	100.0	0.0	55.6	11.1	11.1	11.1	11.1	55.6	22.2

* 自分とは関係がない・・・「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」と「自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい」の合計

* 自分とも関係がある・・・「自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい」と「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」の合計

性別による特段の差異はない。

図11-1 同和問題（部落差別）と自分との関わり(全体)



「自分とは関係ないと思うが、自分は差別しないようにしたい」が 57.1%(H25_56.2%)で最も高く、「同和地区の問題だから、自分とは関係ないと思うので何もしない」1.8%(H25_1.7%)を合わせると、「自分とは関係ない」とする回答は、58.9%になる。

一方、「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」13.8%(H25_14.0%)、「自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい」12.9%(H25_11.4%)で、「自分とも関係ある」とする回答は、合わせて 26.7%である。

2) 年齢層別特徴

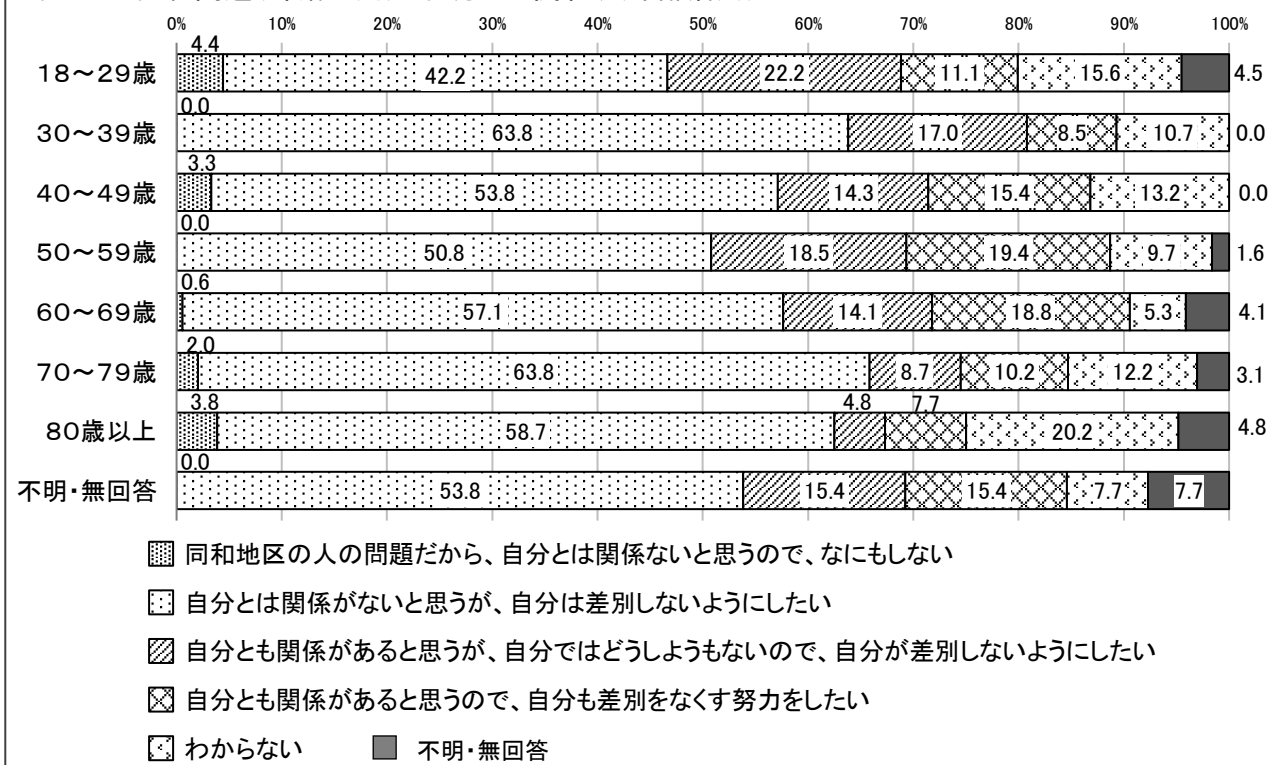
上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問11	回答数	同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない	自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい	わからない	不明・無回答	自分とは関係がない	自分とも関係がある
全 体	790	14	451	102	109	91	23	465	211
	100.0	1.8	57.1	12.9	13.8	11.5	2.9	58.9	26.7
年 齢	18～29歳	45	2	19	10	5	7	21	15
		100.0	4.4	42.2	22.2	11.1	15.6	46.6	33.3
	30～39歳	47	0	30	8	4	5	30	12
		100.0	0.0	63.8	17.0	8.5	10.7	63.8	25.5
	40～49歳	91	3	49	13	14	12	52	27
		100.0	3.3	53.8	14.3	15.4	13.2	57.1	29.7
	50～59歳	124	0	63	23	24	12	63	47
		100.0	0.0	50.8	18.5	19.4	9.7	50.8	37.9
	60～69歳	170	1	97	24	32	9	98	56
		100.0	0.6	57.1	14.1	18.8	5.3	57.7	32.9
	70～79歳	196	4	125	17	20	24	129	37
		100.0	2.0	63.8	8.7	10.2	12.2	65.8	18.9
	80歳以上	104	4	61	5	8	21	65	13
		100.0	3.8	58.7	4.8	7.7	20.2	62.5	12.5
	不明・無回答	13	0	7	2	2	1	7	4
		100.0	0.0	53.8	15.4	15.4	7.7	53.8	30.8

* 自分とは関係がない・・・「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」と「自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい」の合計

* 自分とも関係がある・・・「自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい」と「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」の合計

図11-3 同和问题(部落差別)と自分との関わり(年齢層別)



「18～29歳」の42.2%を除き、どの年齢層においても、5割から6割強の人たちが、「同和问题は自分とは関係ない」と回答している。

3) 職業別特徴

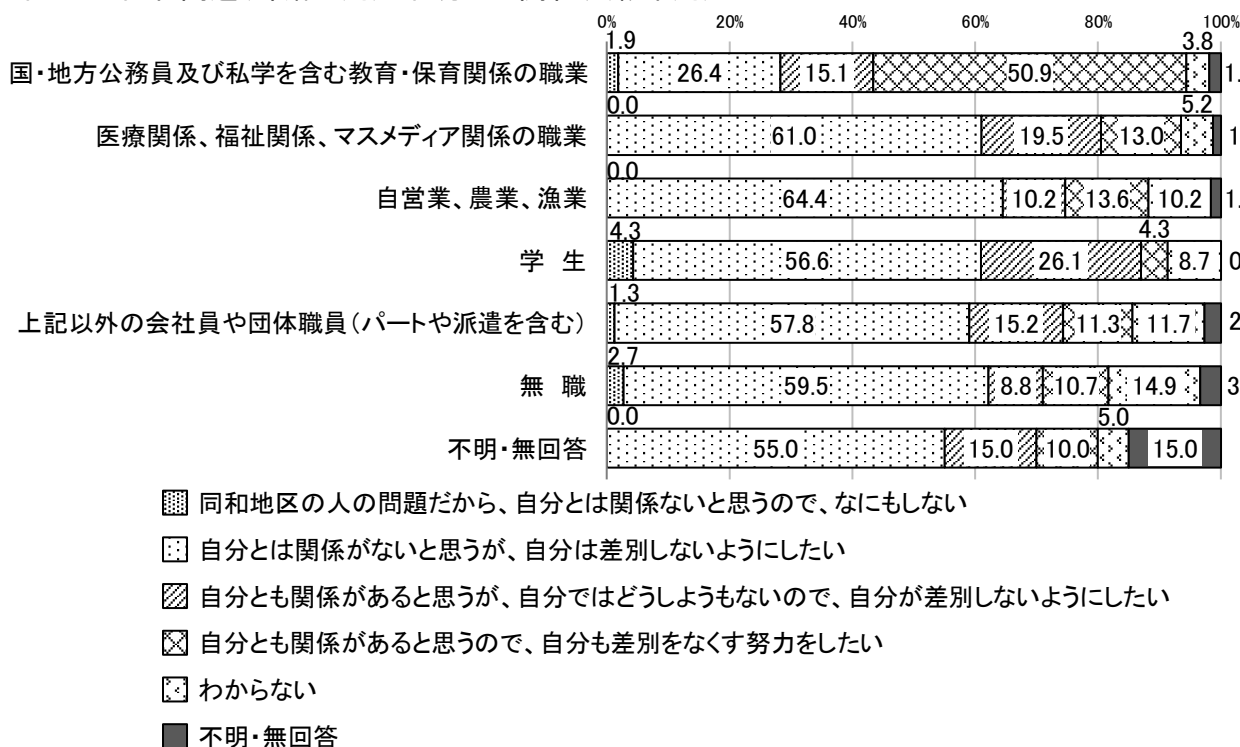
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問11	回答数	同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない	自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい	わからない	不明・無回答	自分とは関係がない	自分とも関係がある
全 体	790	14	451	102	109	91	23	465	211
	100.0	1.8	57.1	12.9	13.8	11.5	2.9	58.9	26.7
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	14	8	27	2	1	15	35
		100.0	1.9	26.4	15.1	50.9	3.8	1.9	28.3
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	0	47	15	10	4	1	47
		100.0	0.0	61.0	19.5	13.0	5.2	1.3	61.0
	自営業、農業、漁業	59	0	38	6	8	6	1	38
		100.0	0.0	64.4	10.2	13.6	10.2	1.6	64.4
	学 生	23	1	13	6	1	2	0	14
		100.0	4.3	56.6	26.1	4.3	8.7	0.0	60.9
業	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	3	133	35	26	27	6	136
		100.0	1.3	57.8	15.2	11.3	11.7	2.7	59.1
	無 職	328	9	195	29	35	49	11	204
		100.0	2.7	59.5	8.8	10.7	14.9	3.4	62.2
	不明・無回答	20	0	11	3	2	1	3	11
		100.0	0.0	55.0	15.0	10.0	5.0	15.0	55.0

* 自分とは関係がない・・・「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」と「自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい」の合計

* 自分とも関係がある・・・「自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい」と「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」の合計

図11-4 同和问题(部落差別)と自分との関わり(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」が、「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」50.9%と、他の職業と比較して極めて高い。

4) 問1 人権問題についての関心と 問11 同和問題（部落差別）と自分との関わり

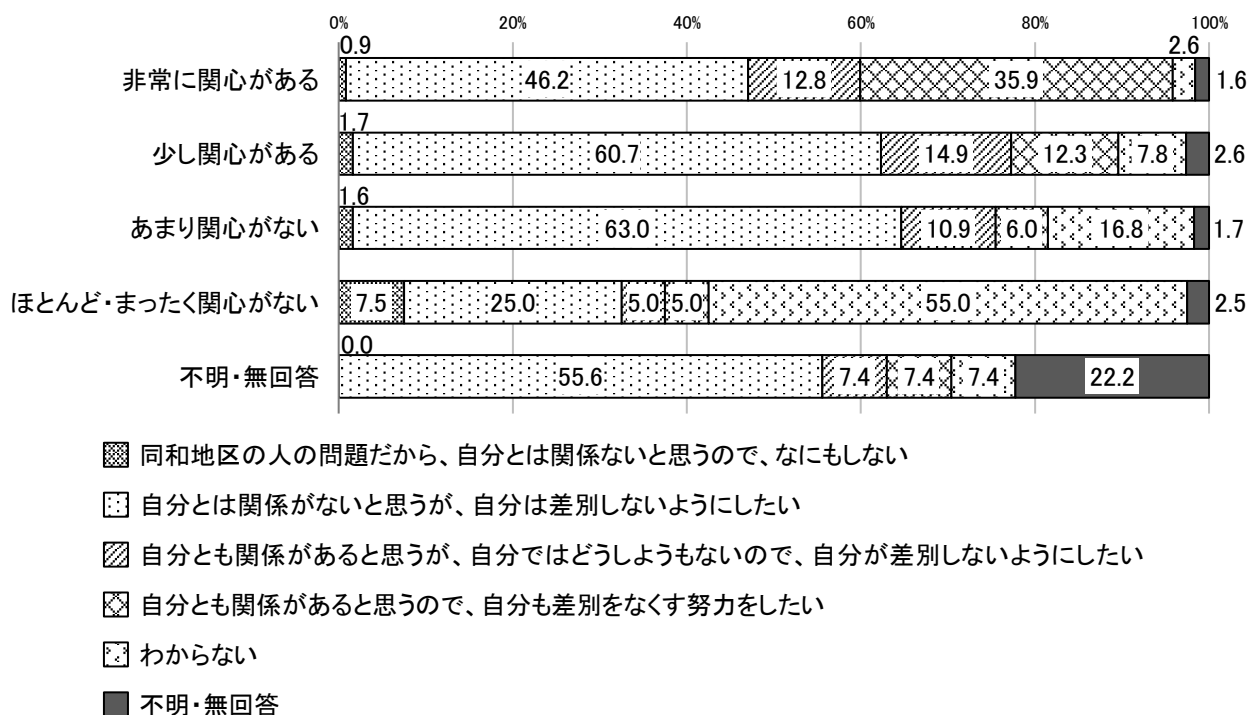
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問11		回答数	同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない	自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい	自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい	わからない	不明・無回答	自分とは関係がない	自分とも関係がある
問1 人権問題 について の関心	全 体	790	14	451	102	109	91	23	465	211
		100.0	1.8	57.1	12.9	13.8	11.5	2.9	58.9	26.7
	非常に関心がある	117	1	54	15	42	3	2	55	57
		100.0	0.9	46.2	12.8	35.9	2.6	1.6	47.1	48.7
	少し関心がある	422	7	256	63	52	33	11	263	115
		100.0	1.7	60.7	14.9	12.3	7.8	2.6	62.4	27.2
	あまり関心がない	184	3	116	20	11	31	3	119	31
		100.0	1.6	63.0	10.9	6.0	16.8	1.7	64.6	16.9
	ほとんど・まったく関心がない	40	3	10	2	2	22	1	13	4
		100.0	7.5	25.0	5.0	5.0	55.0	2.5	32.5	10.0
	不明・無回答	27	0	15	2	2	2	6	15	4
		100.0	0.0	55.6	7.4	7.4	7.4	22.2	55.6	14.8

* 自分とは関係がない・・・「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」と「自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい」の合計

* 自分とも関係がある・・・「自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい」と「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」の合計

図(問1－問11) 問1人権問題についての関心と
問11同和問題（部落差別）と自分との関わりとの関係



人権問題に「非常に関心がある」と回答した人は、「差別をなくす努力をしたい」が 35.9%と高いが、「ほとんど・まったく関心がない」と回答した人は、「わからない」と 55.0%が回答している。

問12 同和問題（部落差別）の解決方法

同和問題（部落差別）を解消するには、どうしたらよいと考えますか。（該当するすべてに

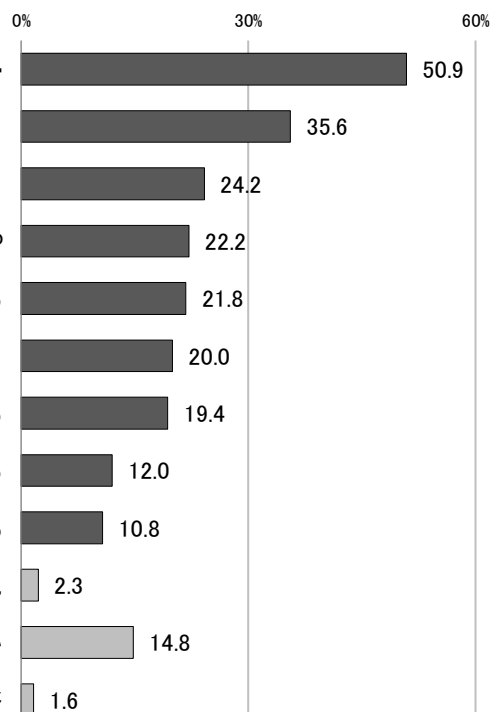
1）全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)														
問12		回答数	インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする	同和地区の生活環境を改善・整備する	同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる	同和地区の人々自身が、差別の解消に向けて努力する	市民一人ひとりが互いに交流する	学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にすると教育活動・啓発活動を積極的に行う	差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する	同和地区の人々が、かたまって住まないようにする	同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790 100.0	281 35.6	153 19.4	175 22.2	85 10.8	172 21.8	402 50.9	191 24.2	95 12.0	158 20.0	18 2.3	117 14.8	13 1.6
性 別	男 性	348 100.0	109 31.3	67 19.3	73 21.0	38 10.9	81 23.3	170 48.9	99 28.4	45 12.9	75 21.6	12 3.4	48 13.8	5 1.4
	女 性	421 100.0	164 39.0	83 19.7	99 23.5	45 10.7	83 19.7	223 53.0	89 21.1	47 11.2	80 19.0	6 1.4	67 15.9	7 1.7
	その他	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	不明・無回答	18 100.0	8 44.4	3 16.7	3 16.7	2 11.1	7 38.9	8 44.4	2 11.1	3 16.7	1 5.6	0 0.0	2 11.1	1 5.6

性別による特段の差異はない。

図12-1 同和問題（部落差別）の解決方法（全体）

学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う
インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする
差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する
同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる
市民一人ひとりが互いに交流する
同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる
同和地区の生活環境を改善・整備する
同和地区の人々が、かたまって住まないようにする
同和地区の人々が、差別の解消に向けて努力する
その他
わからない
不明・無回答



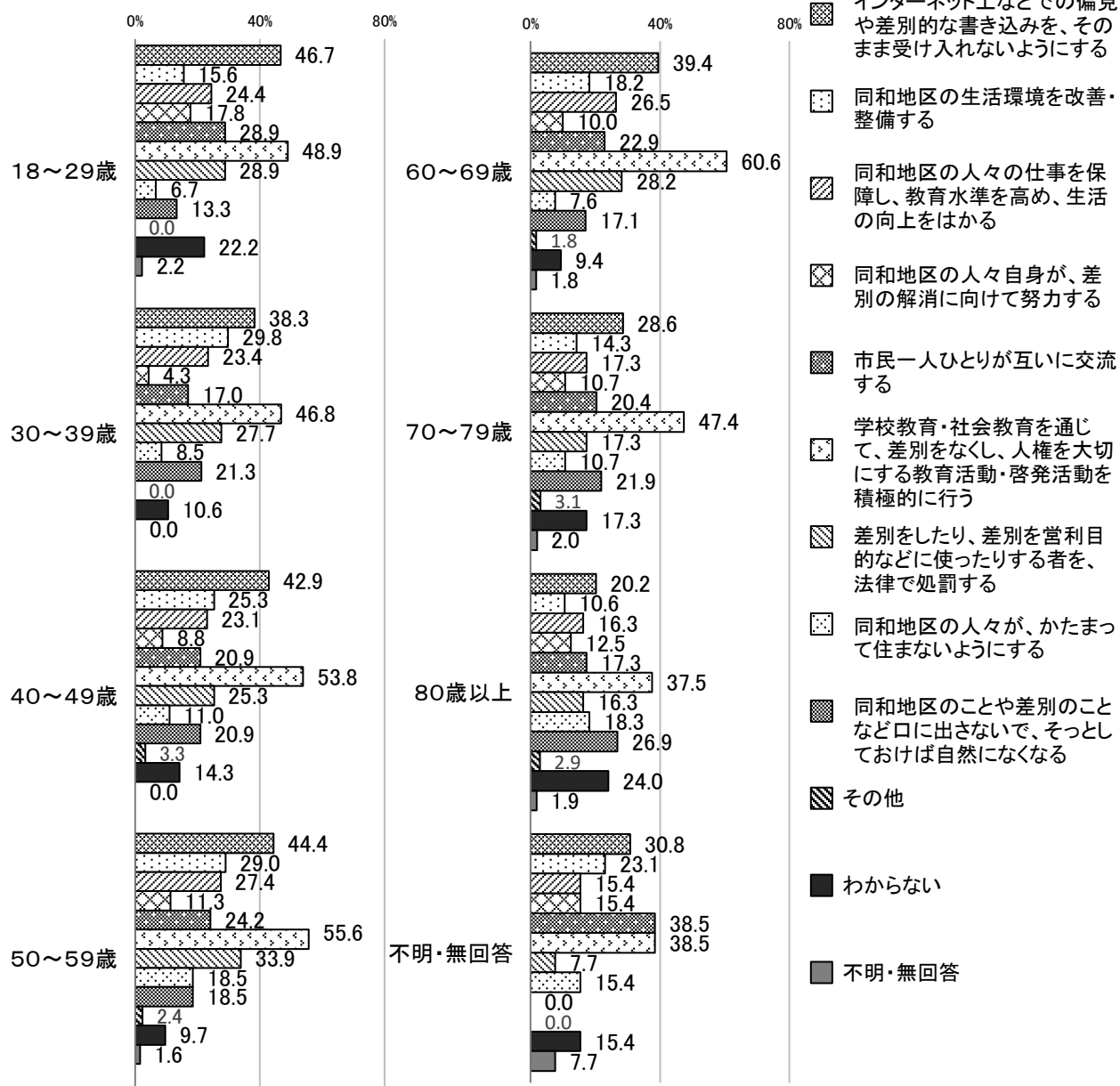
「学校教育・社会教育を通じて差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」が50.9%で最も高く、前回(H25_44.2%)よりも約7ポイント高くなっている。次いで「インターネット上での偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする」35.6%、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を法律で処罰する」24.2%(H25_17.8%)の順になっている。

一方、いわゆる「寝た子を起こすな」論にあたる「そっとしておけば自然になくなる」の回答は20.0%で、前回(H25_24.0%)よりも4ポイント低下している。また、「同和地区の人々自身が、差別の解消に向けて努力する」が10.8%で前回(H25_21.6%)と比べて10.8ポイント、「同和地区の人々が、かたまって住まないようにする」が12.0%(H25_14.6%)で、2.6ポイント低下している。

2) 年齢層別特徴

		上段:実数(人) 下段:比率(%)					
問12	回答数	インターネット上の偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする	同和地区の生活環境を改善・整備する	同和地区の人々の仕事、保障、生活、教育水準を高める	同和地区の人々自身が、差別の解消に向けて努力する	市民一人ひとりが互いに交流する	学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う
年 齢	全 体	790 100.0	281 35.6	153 19.4	175 22.2	85 10.8	172 21.8
	18～29歳	45 100.0	21 46.7	7 15.6	11 24.4	8 17.8	13 28.9
	30～39歳	47 100.0	18 38.3	14 29.8	11 23.4	2 4.3	8 17.0
	40～49歳	91 100.0	39 42.9	23 25.3	21 23.1	8 8.8	19 20.9
	50～59歳	124 100.0	55 44.4	36 29.0	34 27.4	14 11.3	30 24.2
	60～69歳	170 100.0	67 39.4	31 18.2	45 26.5	17 10.0	39 22.9
	70～79歳	196 100.0	56 28.6	28 14.3	34 17.3	21 10.7	40 20.4
	80歳以上	104 100.0	21 20.2	11 10.6	17 16.3	13 12.5	18 17.3
	不明・無回答	13 100.0	4 30.8	3 23.1	2 15.4	2 15.4	5 38.5
問12	るす営差 る利別 者目をし を的た をなり 、ど 、法律に で使 処つ 罰別 ををす	にか同 す和 るた地 るま区 のの 住人 ま々 ない よう	自でこ同 然、と和 になど地 くそ口の るとなに るとして おさ けや ばい 別の	そ 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	
年 齢	全 体	191 24.2	95 12.0	158 20.0	18 2.3	117 14.8	13 1.6
	18～29歳	13 28.9	3 6.7	6 13.3	0 0.0	10 22.2	1 2.2
	30～39歳	13 27.7	4 8.5	10 21.3	0 0.0	5 10.6	0 0.0
	40～49歳	23 25.3	10 11.0	19 20.9	3 3.3	13 14.3	0 0.0
	50～59歳	42 33.9	23 18.5	23 18.5	3 2.4	12 9.7	2 1.6
	60～69歳	48 28.2	13 7.6	29 17.1	3 1.8	16 9.4	3 1.8
	70～79歳	34 17.3	21 10.7	43 21.9	6 3.1	34 17.3	4 2.0
	80歳以上	17 16.3	19 18.3	28 26.9	3 2.9	25 24.0	2 1.9
	不明・無回答	1 7.7	2 15.4	0 0.0	0 0.0	2 15.4	1 7.7

図12-3 同和問題(部落差別)の解決方法(年齢層別)



幅広い年齢層において、「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」、「インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする」が上位にきている。次いで「同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上を図る」、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりするものを、法律で処罰する」が高くなっている。

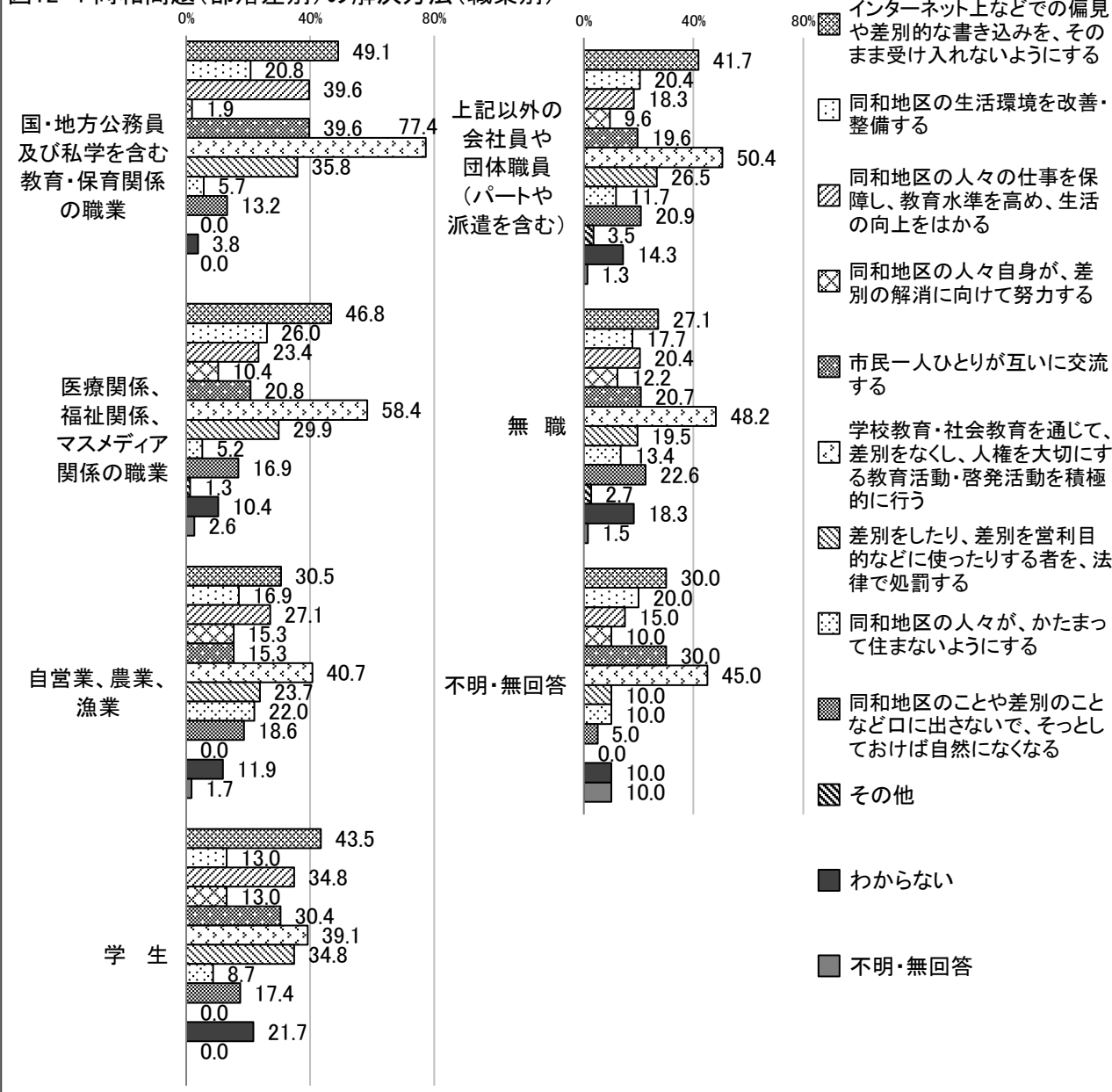
一方、70歳以上の高齢者においては、他の年齢層に比べて「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」が高くなっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問12		回答数	よを偏イン う、見やター にその差別ネッ するま別のト 受け書き上な 入れ込みで ないの	・同 整和地 備区 するの 生活 環境 を改 善	生保同 活障和 のし地 向、区 上、教 を育人 をは水々 かる準の 仕高事 めを、	す差同 る別の の地区 解消の 人々自 向け身 て努が 力、	交市 流民 する一人 ひとり が互 いに	活大て 動切、校 をに差 積する 極るを 的なく に教育 に行活 う動、 ・人 啓権 発を じ
全 体		790	281	153	175	85	172	402
		100.0	35.6	19.4	22.2	10.8	21.8	50.9
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	26	11	21	1	21	41
		100.0	49.1	20.8	39.6	1.9	39.6	77.4
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	36	20	18	8	16	45
		100.0	46.8	26.0	23.4	10.4	20.8	58.4
	自営業、農業、漁業	59	18	10	16	9	9	24
		100.0	30.5	16.9	27.1	15.3	15.3	40.7
	学 生	23	10	3	8	3	7	9
		100.0	43.5	13.0	34.8	13.0	30.4	39.1
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	96	47	42	22	45	116
		100.0	41.7	20.4	18.3	9.6	19.6	50.4
	無 職	328	89	58	67	40	68	158
		100.0	27.1	17.7	20.4	12.2	20.7	48.2
	不明・無回答	20	6	4	3	2	6	9
		100.0	30.0	20.0	15.0	10.0	30.0	45.0
問12		るす営差 る利別 者目を を的し 、な 法ど 律に、 で使 処つ 罰た をす り	にか同 すた和 るま地 るま区 つての 住人 ま々 ない 、 よう	なくそ とな なる と地 し区 ど口 ての おこ け出 さ ばさ や 自 然 な 差 別 に 、	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体		191	95	158	18	117	13	
		24.2	12.0	20.0	2.3	14.8	1.6	
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	19	3	7	0	2	0	
		35.8	5.7	13.2	0.0	3.8	0.0	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	23	4	13	1	8	2	
		29.9	5.2	16.9	1.3	10.4	2.6	
	自営業、農業、漁業	14	13	11	0	7	1	
		23.7	22.0	18.6	0.0	11.9	1.7	
	学 生	8	2	4	0	5	0	
		34.8	8.7	17.4	0.0	21.7	0.0	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	61	27	48	8	33	3	
		26.5	11.7	20.9	3.5	14.3	1.3	
	無 職	64	44	74	9	60	5	
		19.5	13.4	22.6	2.7	18.3	1.5	
	不明・無回答	2	2	1	0	2	2	
		10.0	10.0	5.0	0.0	10.0	10.0	

図12-4 同和問題(部落差別)の解決方法(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」は、「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」77.4%、「同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる」・「市民一人ひとりが互いに交流する」39.6%、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する」35.8%と、他の職業と比べて高い割合を示している。

第3章 さまざまな人権問題について

問13 女性の人権について

女性の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問13		女性の人権について							
		回答数	男女の固定的役割分担意識や行動（「男は仕事・女は家事・育児」など）	職場における差別待遇（採用・昇格・仕事内容・賃金など）による不当な扱い	政治分野における女性の参画状況	女性の社会進出のための支援制度	職場や学校における性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）	妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること（マタニティハラスメント）	パートナーや恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
全 体		790	390	355	198	192	232	285	200
		100.0	49.4	44.9	25.1	24.3	29.4	36.1	25.3
性別	男 性	348	151	140	92	77	105	114	72
		100.0	43.4	40.2	26.4	22.1	30.2	32.8	20.7
	女 性	421	232	207	102	112	124	168	125
		100.0	55.1	49.2	24.2	26.6	29.5	39.9	29.7
	その他	3	1	0	1	1	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3
	不明・無回答	18	6	8	3	2	2	2	2
		100.0	33.3	44.4	16.7	11.1	11.1	11.1	11.1
問13		女性への性暴力	特定の人の性暴力（ストーカー）	売春・買春・援助交際	アダルトビデオ・ポルノ雑誌における女性の商品化など	電車内などの公共の場における性情報の漏れ	その他	わからない	不明・無回答
全 体		277	154	158	148	115	18	93	31
		35.1	19.5	20.0	18.7	14.6	2.3	11.8	3.9
性別	男 性	103	70	60	51	36	11	46	14
		29.6	20.1	17.2	14.7	10.3	3.2	13.2	4.0
	女 性	166	80	93	93	76	6	45	15
		39.4	19.0	22.1	22.1	18.1	1.4	10.7	3.6
	その他	1	1	1	1	1	0	0	1
		33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
	不明・無回答	7	3	4	3	2	1	2	1
		38.9	16.7	22.2	16.7	11.1	5.6	11.1	5.6

回答率が高いのは、「男女の固定的役割分担意識や行動(「男は仕事、女は家事・育児」など)」49.4%、「職場における差別待遇(採用・昇格・仕事内容・賃金など)による不当な扱い」44.9%、「妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること(マタニティハラスメント)」36.1%となっている。

図13-1 女性の人権について(全体)

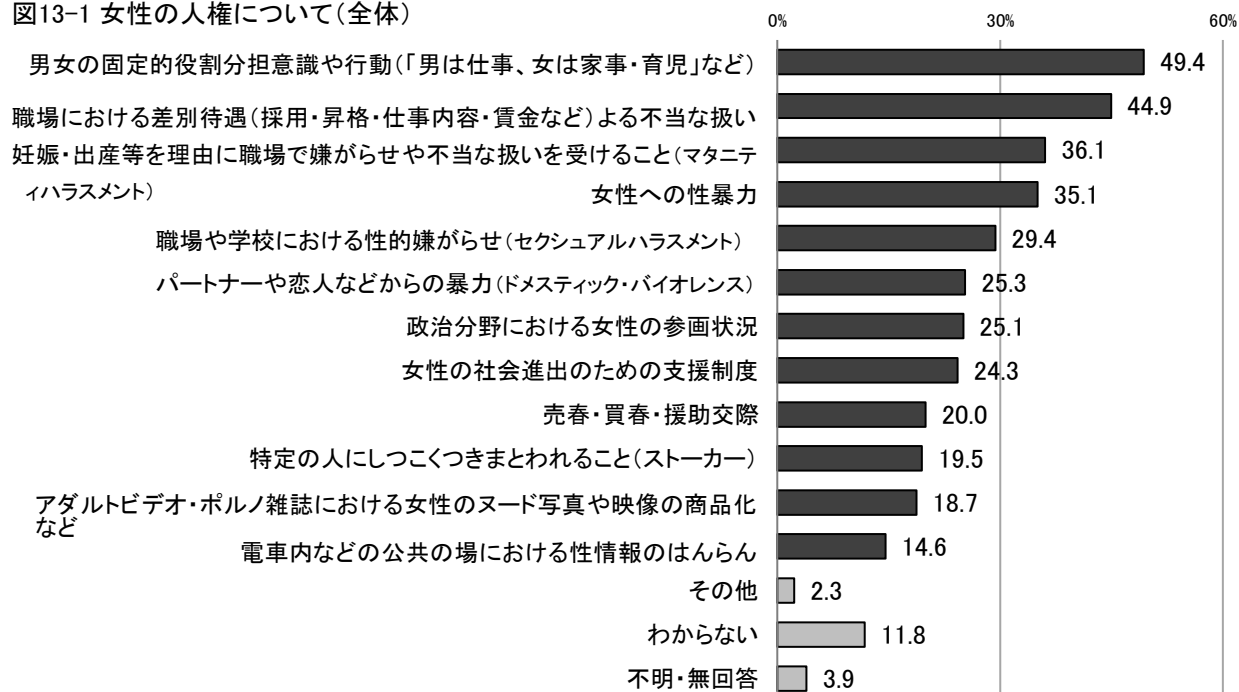
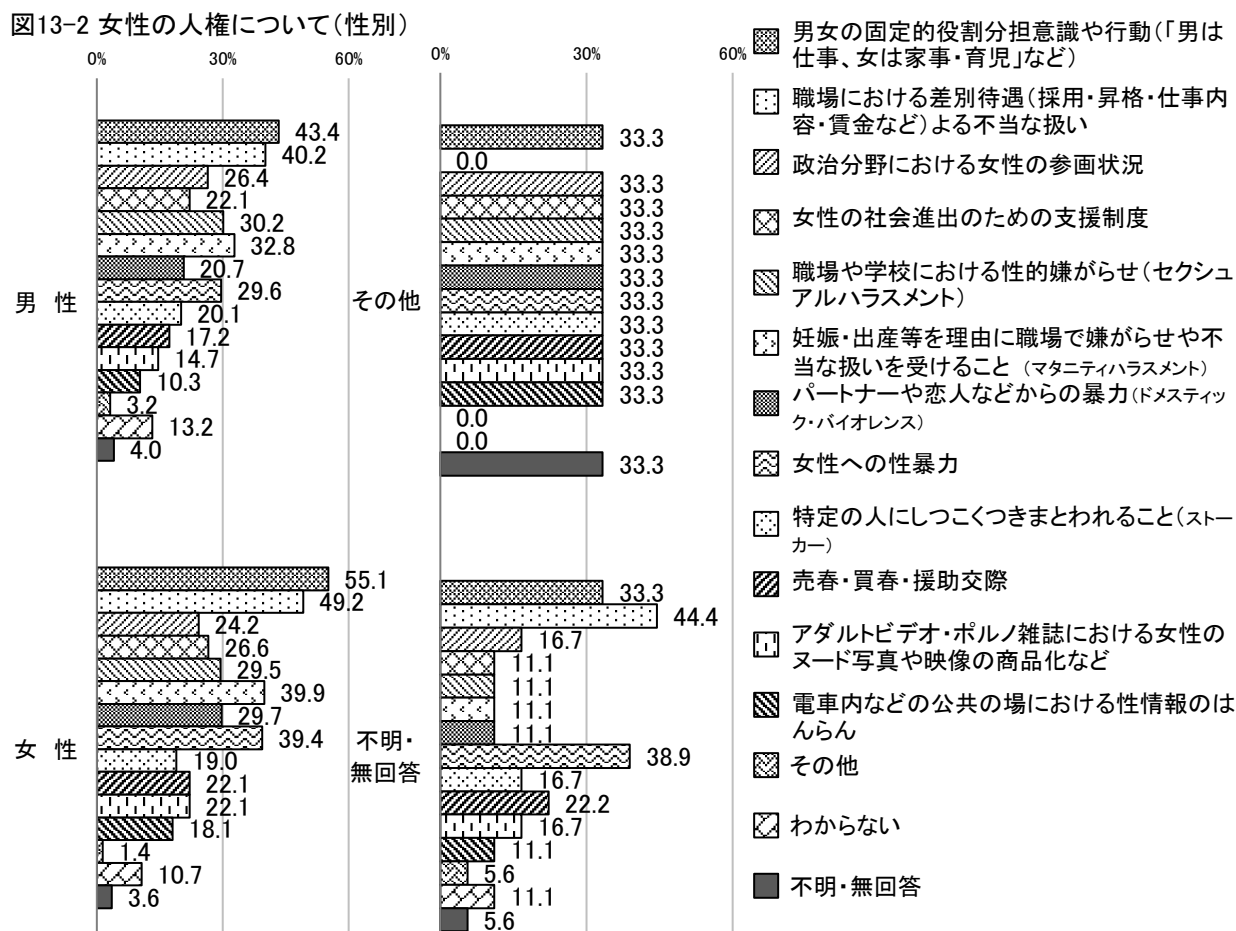


図13-2 女性の人権について(性別)



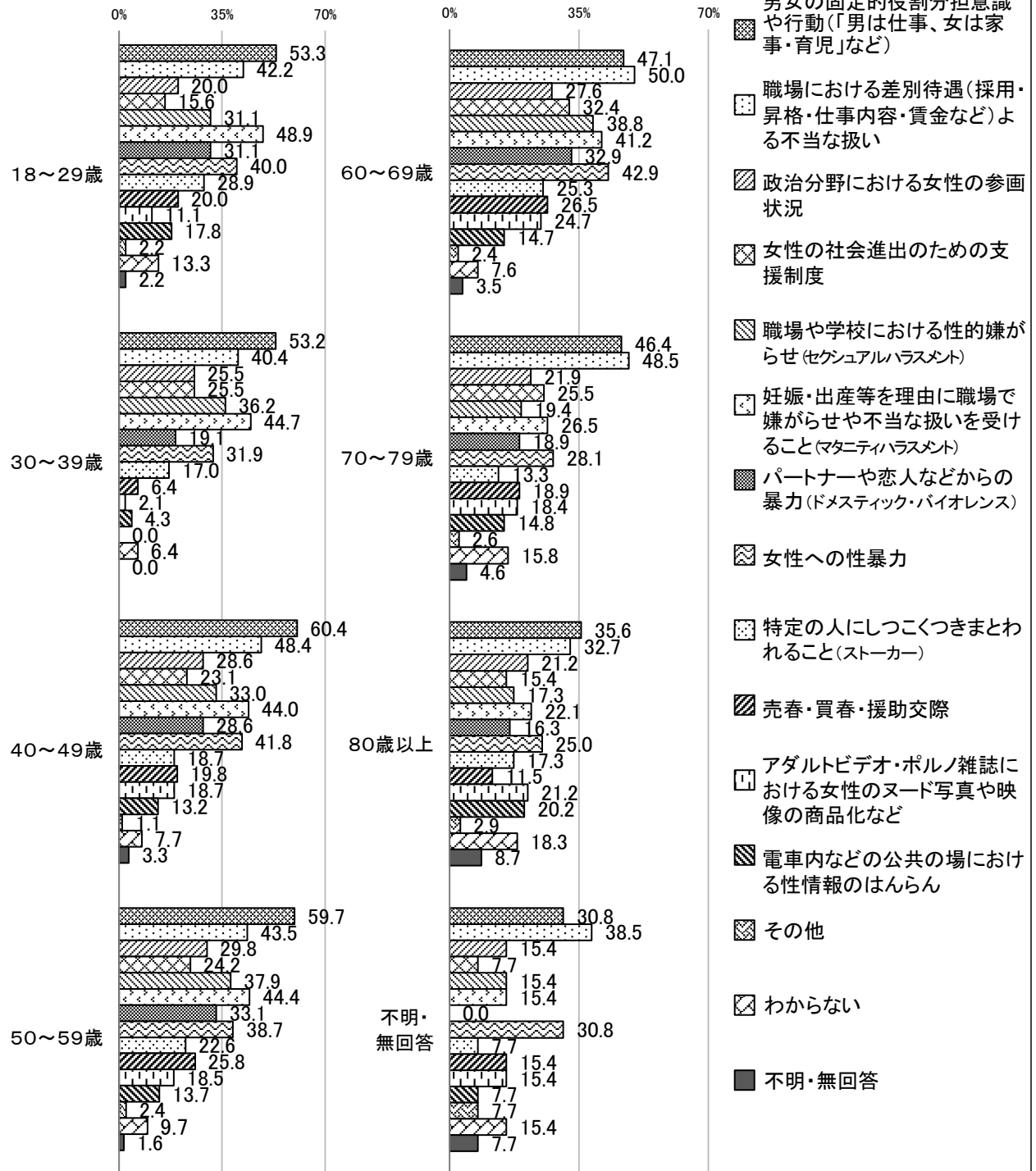
「男女の固定的役割分担意識や行動」では、男性と比べて女性が 11.7 ポイント高く、「女性への性暴力」も、女性の方が 9.8 ポイント高い。他の項目も同様に、女性が敏感に感じ取っている様子が分かる。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問13		女性の人権について								
		回答数	育児・仕事・家事・育児 など	男女の固定的役割分担意識や行動（「男は仕事・女は家事・育児」など）	職場における差別待遇（採用・昇格・仕事内容・賃金など）による不当な扱い	政治分野における女性の参画状況	女性の社会進出のための支援制度	職場や学校における性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）	妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること（マタニティハラスメント）	パートナーや恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
全 体		790	390	355	198	192	232	285	200	
		100.0	49.4	44.9	25.1	24.3	29.4	36.1	25.3	
年 齢	18～29歳	45	24	19	9	7	14	22	14	
		100.0	53.3	42.2	20.0	15.6	31.1	48.9	31.1	
	30～39歳	47	25	19	12	12	17	21	9	
		100.0	53.2	40.4	25.5	25.5	36.2	44.7	19.1	
	40～49歳	91	55	44	26	21	30	40	26	
		100.0	60.4	48.4	28.6	23.1	33.0	44.0	28.6	
	50～59歳	124	74	54	37	30	47	55	41	
		100.0	59.7	43.5	29.8	24.2	37.9	44.4	33.1	
	60～69歳	170	80	85	47	55	66	70	56	
		100.0	47.1	50.0	27.6	32.4	38.8	41.2	32.9	
	70～79歳	196	91	95	43	50	38	52	37	
		100.0	46.4	48.5	21.9	25.5	19.4	26.5	18.9	
	80歳以上	104	37	34	22	16	18	23	17	
		100.0	35.6	32.7	21.2	15.4	17.3	22.1	16.3	
	不明・無回答	13	4	5	2	1	2	2	0	
		100.0	30.8	38.5	15.4	7.7	15.4	15.4	0.0	
問13		女性への性暴力	特定の人のしつこくつきまとわれること（ストーカー）	売春・買春・援助交際	商品化など	ヌード写真や映像のポルノ雑誌における女性の権利	電車内などの公共の場における性行為の公然と行われること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		277	154	158	148	115	18	93	31	
		35.1	19.5	20.0	18.7	14.6	2.3	11.8	3.9	
年 齢	18～29歳	18	13	9	5	8	1	6	1	
		40.0	28.9	20.0	11.1	17.8	2.2	13.3	2.2	
	30～39歳	15	8	3	1	2	0	3	0	
		31.9	17.0	6.4	2.1	4.3	0.0	6.4	0.0	
	40～49歳	38	17	18	17	12	1	7	3	
		41.8	18.7	19.8	18.7	13.2	1.1	7.7	3.3	
	50～59歳	48	28	32	23	17	3	12	2	
		38.7	22.6	25.8	18.5	13.7	2.4	9.7	1.6	
	60～69歳	73	43	45	42	25	4	13	6	
		42.9	25.3	26.5	24.7	14.7	2.4	7.6	3.5	
	70～79歳	55	26	37	36	29	5	31	9	
		28.1	13.3	18.9	18.4	14.8	2.6	15.8	4.6	
	80歳以上	26	18	12	22	21	3	19	9	
		25.0	17.3	11.5	21.2	20.2	2.9	18.3	8.7	
	不明・無回答	4	1	2	2	1	1	2	1	
		30.8	7.7	15.4	15.4	7.7	7.7	15.4	7.7	

図13-3 女性の人権について(年齢層別)



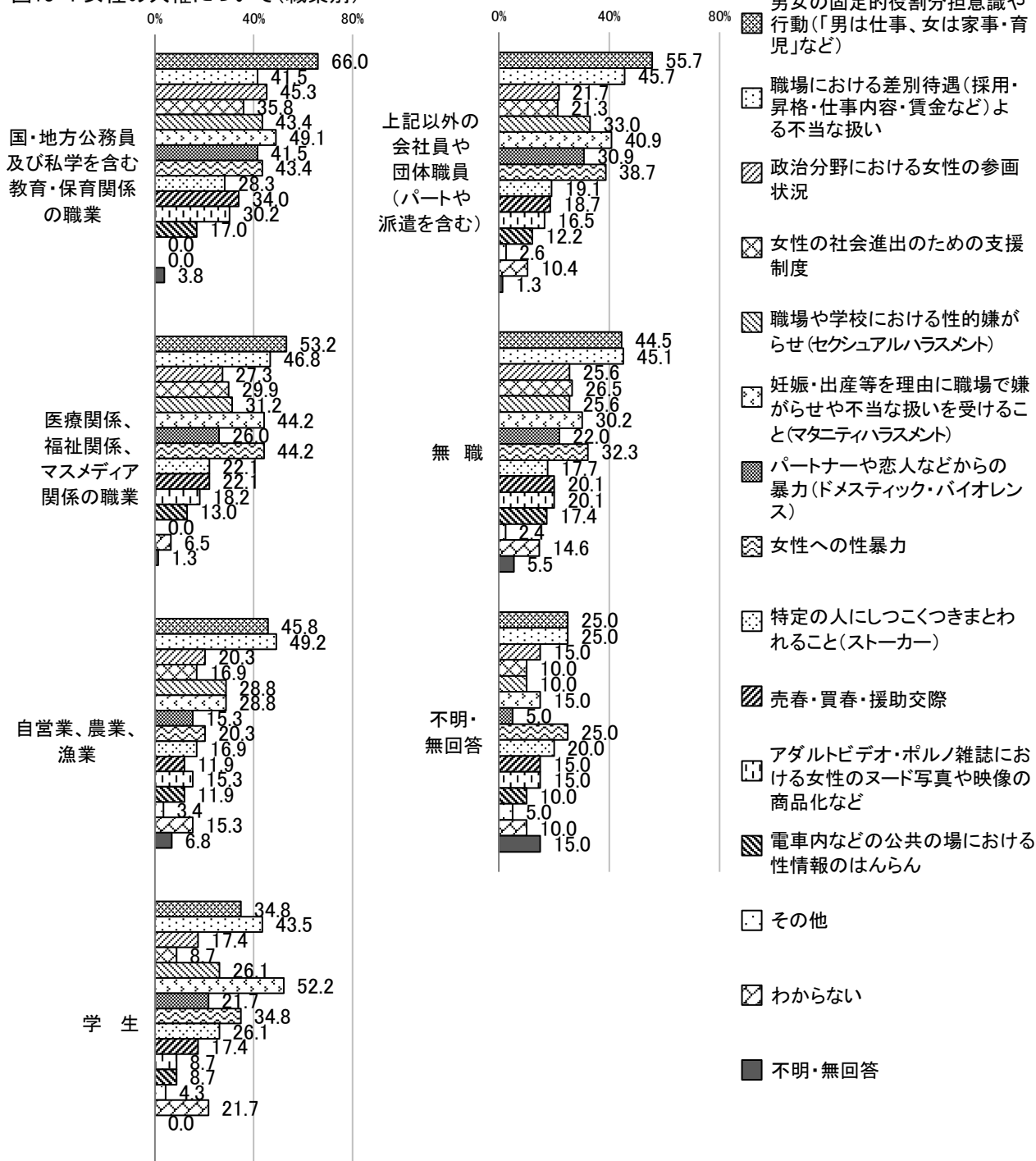
どの年齢層においても、「男女の固定的役割分担意識や行動」と「職場における差別待遇」の問題に対する回答が最も高い項目になっている。また、18歳から69歳までの年齢層においては、「マタニティハラスメント」問題および「女性への性暴力」への認識が高くなっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問13		女性の人権について									
		回答数	男女の固定的役割分担意識 や行動（「男は仕事、女は家事・育児」など）	職場における差別待遇 （採用・昇格・仕事内容・賃金など）による不当な扱い	政治分野における女性の参画状況	女性の社会進出のための支援制度	職場や学校における性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）	妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること（マタニティハラスメント）	パートナーや恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）		
全 体		790 100.0	390 49.4	355 44.9	198 25.1	192 24.3	232 29.4	285 36.1	200 25.3		
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53 100.0	35 66.0	22 41.5	24 45.3	19 35.8	23 43.4	26 49.1	22 41.5		
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77 100.0	41 53.2	36 46.8	21 27.3	23 29.9	24 31.2	34 44.2	20 26.0		
	自営業、農業、漁業	59 100.0	27 45.8	29 49.2	12 20.3	10 16.9	17 28.8	17 28.8	9 15.3		
	学 生	23 100.0	8 34.8	10 43.5	4 17.4	2 8.7	6 26.1	12 52.2	5 21.7		
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230 100.0	128 55.7	105 45.7	50 21.7	49 21.3	76 33.0	94 40.9	71 30.9		
	無 職	328 100.0	146 44.5	148 45.1	84 25.6	87 26.5	84 25.6	99 30.2	72 22.0		
	不明・無回答	20 100.0	5 25.0	5 25.0	3 15.0	2 10.0	2 10.0	3 15.0	1 5.0		
	問13	女性への性暴力	（ストーカー）	特定の人のしつこくつきまとわれること	売春・買春・援助交際	写真や映像の女性の商品化など	雑誌・テレビ・ポルノなどにおける女性の公共の場における情報のはんらん	電車内などの公共の場における情報のはんらん	その他	わからない	不明・無回答
	全 体		277 35.1	154 19.5	158 20.0	148 18.7	115 14.6	18 2.3	93 11.8	31 3.9	
	職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	23 43.4	15 28.3	18 34.0	16 30.2	9 17.0	0 0.0	0 0.0	2 3.8	
医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業		34 44.2	17 22.1	17 22.1	14 18.2	10 13.0	0 0.0	5 6.5	1 1.3		
自営業、農業、漁業		12 20.3	10 16.9	7 11.9	9 15.3	7 11.9	2 3.4	9 15.3	4 6.8		
学 生		8 34.8	6 26.1	4 17.4	2 8.7	2 8.7	1 4.3	5 21.7	0 0.0		
上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）		89 38.7	44 19.1	43 18.7	38 16.5	28 12.2	6 2.6	24 10.4	3 1.3		
無 職		106 32.3	58 17.7	66 20.1	66 20.1	57 17.4	8 2.4	48 14.6	18 5.5		
不明・無回答		5 25.0	4 20.0	3 15.0	3 15.0	2 10.0	1 5.0	2 10.0	3 15.0		

図13-4 女性の人権について(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」が、多くの項目において40%近くの回答があり、他の職種と比べて問題意識が高い。「学生」では、「妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること(マタニティハラスメント)」への問題意識が52.2%と、他の職種と比べて高い。

問14 子どもの人権について

子どもの人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問14		子どもの人権について											
		回答数	含む （過度の 放任や無 視を）	親、が子 どもに虐 待（身体 的、心理 的、性的 ）を加え たり、子 育てを放 棄する	意見、を 無視する	学校、や 就職先の 選択など で、親が 子どもに 自分の考 えを強制 し、子の 意思を無 視する	子ども同 士で暴力 や仲間を めし、無 視などの いじめを はし、無 視などの いじめを						

「虐待問題」への認識が74.2%で最も高い。次いで「子どもの貧困」47.5%、「子ども同士のいじめ問題」44.6%、「周りの人たちのいじめへの無関心」43.8%が40パーセント台で続き、新しい問題で「ヤングケアラー」についても42.5%ある。

図14-1 子どもの人権について(全体)

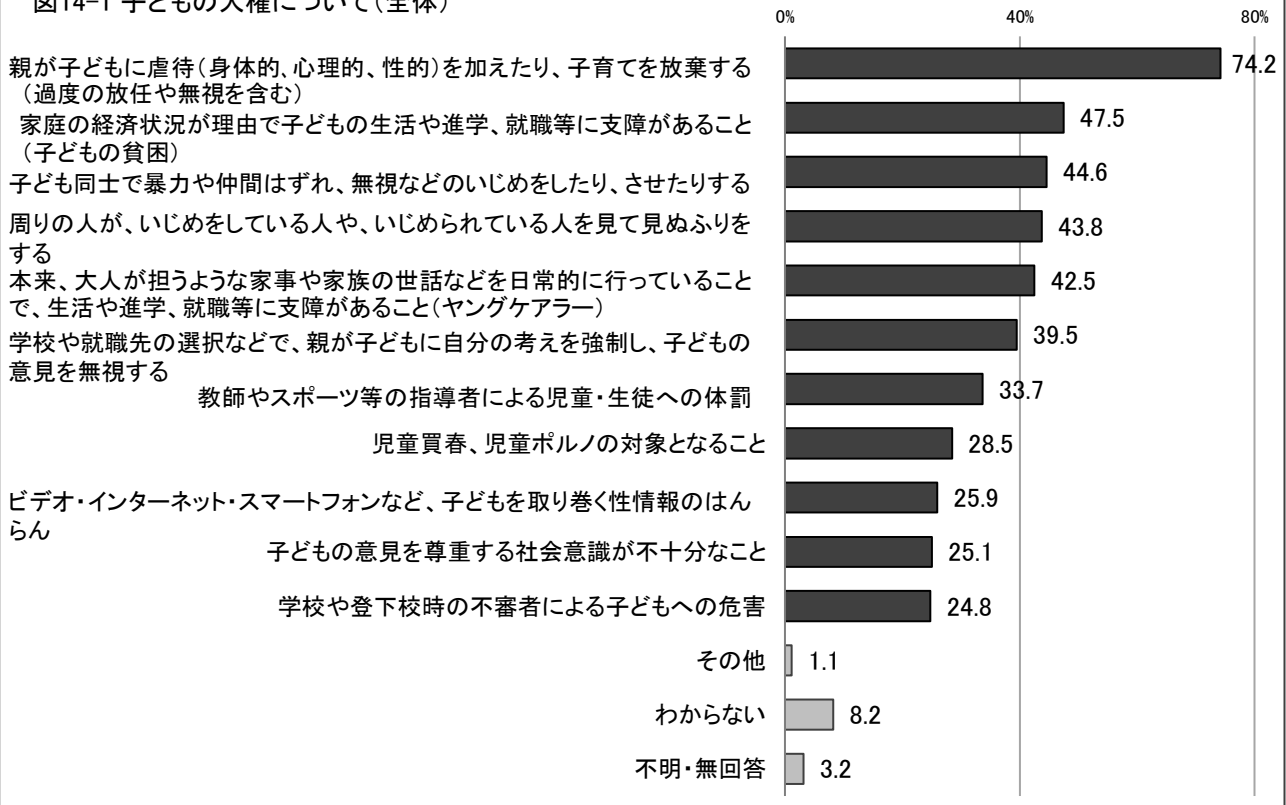
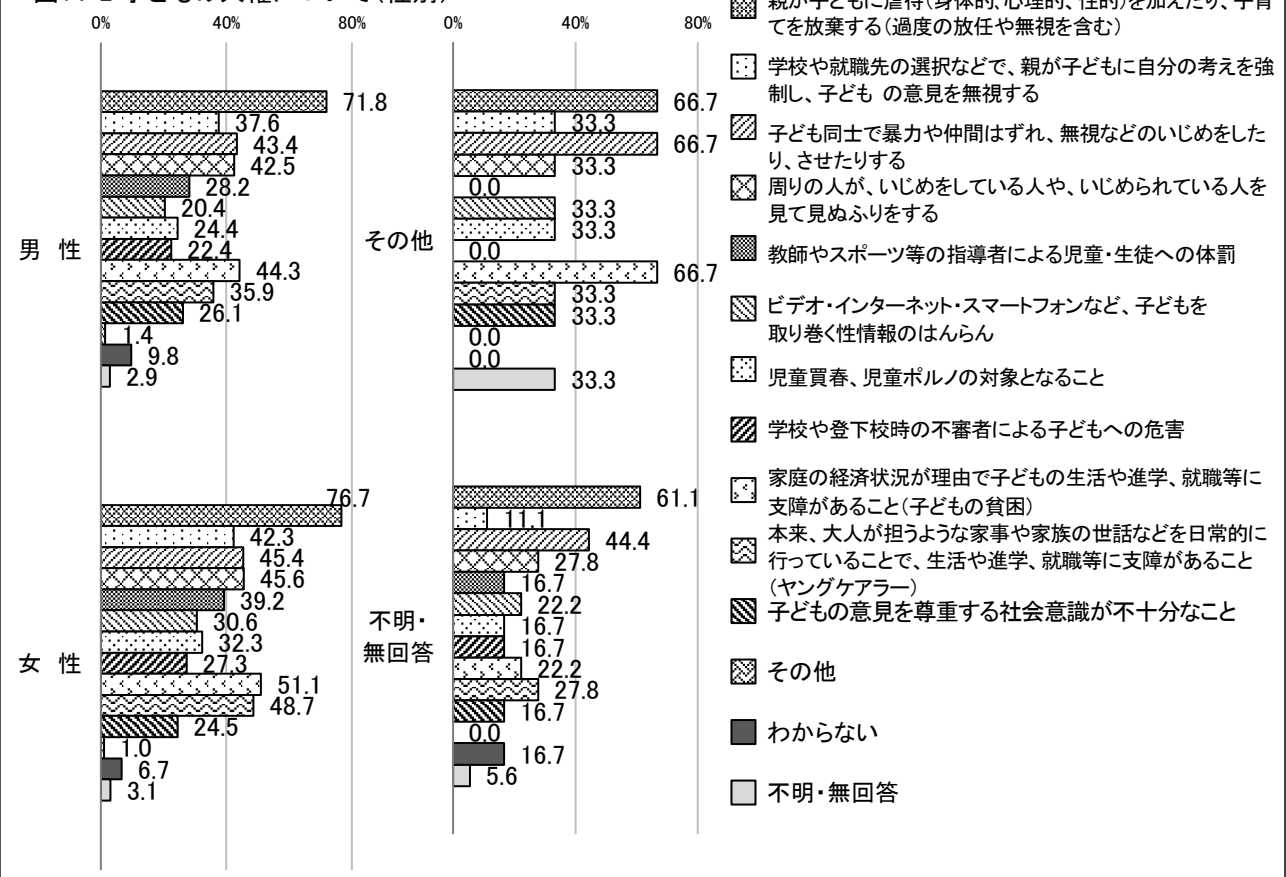


図14-2 子どもの人権について(性別)



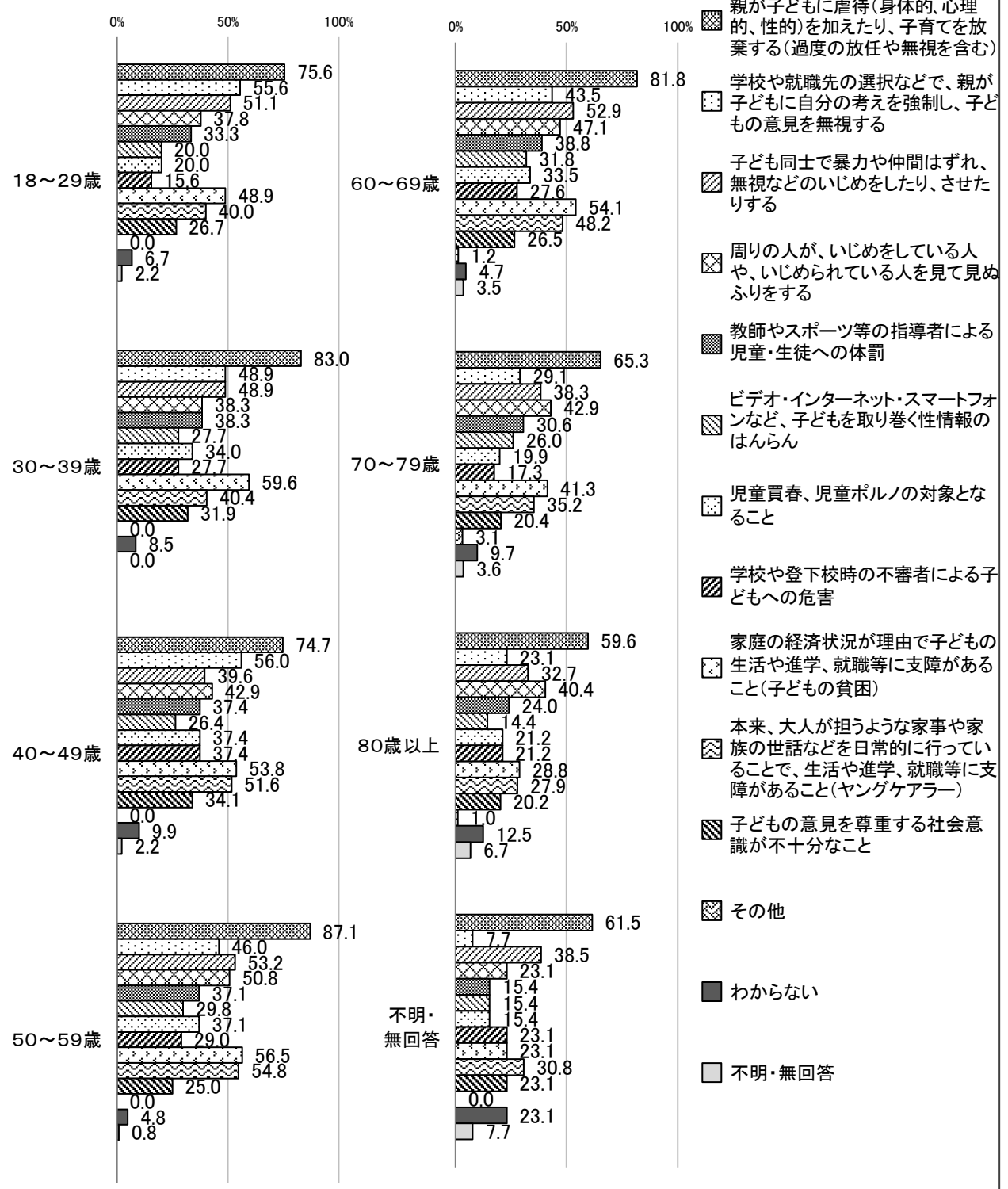
男女ともに、「虐待問題」への関心が最も高い。また、「体罰」、「性情報のはんらん」、「ヤングケアラー」に関しては、男性に比べて女性の方の関心が約 10 ポイント高い。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問14		子どもの人権について							
		回答数	親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加えたり、子育てを放棄する(過度の放任や無視を含む)	意見や考えを無視する	学校や就職先の選択などで、親が子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見を無視する	子ども同士で暴力や仲間をいじめたり、無視などのいじめをした	子どもが、いじめをされている人を見て見ぬふりをする	周りの人が、いじめをし	教師やスポーツ等の指導者による児童・生徒への体罰
全 体		790	586	312	352	346	266	205	225
		100.0	74.2	39.5	44.6	43.8	33.7	25.9	28.5
年 齢	18～29歳	45	34	25	23	17	15	9	9
		100.0	75.6	55.6	51.1	37.8	33.3	20.0	20.0
	30～39歳	47	39	23	23	18	18	13	16
		100.0	83.0	48.9	48.9	38.3	38.3	27.7	34.0
	40～49歳	91	68	51	36	39	34	24	34
		100.0	74.7	56.0	39.6	42.9	37.4	26.4	37.4
	50～59歳	124	108	57	66	63	46	37	46
		100.0	87.1	46.0	53.2	50.8	37.1	29.8	37.1
	60～69歳	170	139	74	90	80	66	54	57
		100.0	81.8	43.5	52.9	47.1	38.8	31.8	33.5
	70～79歳	196	128	57	75	84	60	51	39
		100.0	65.3	29.1	38.3	42.9	30.6	26.0	19.9
	80歳以上	104	62	24	34	42	25	15	22
		100.0	59.6	23.1	32.7	40.4	24.0	14.4	21.2
	不明・無回答	13	8	1	5	3	2	2	2
		100.0	61.5	7.7	38.5	23.1	15.4	15.4	15.4
問14		学校や登下校時の不審者による子どもへの危害	家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に支障があること (子どもの貧困)	進学、就職等に支障があること(ヤングケアラー)	本来自来、大人が担うような家族の世話などを日常的に行っていること	子どもの意見を尊重する社会意識が不十分なこと	その他	わからない	不明・無回答
全 体		196	375	336	198	9	65	25	
		24.8	47.5	42.5	25.1	1.1	8.2	3.2	
年 齢	18～29歳	7	22	18	12	0	3	1	
		15.6	48.9	40.0	26.7	0.0	6.7	2.2	
	30～39歳	13	28	19	15	0	4	0	
		27.7	59.6	40.4	31.9	0.0	8.5	0.0	
	40～49歳	34	49	47	31	0	9	2	
		37.4	53.8	51.6	34.1	0.0	9.9	2.2	
	50～59歳	36	70	68	31	0	6	1	
		29.0	56.5	54.8	25.0	0.0	4.8	0.8	
	60～69歳	47	92	82	45	2	8	6	
		27.6	54.1	48.2	26.5	1.2	4.7	3.5	
年 齢	70～79歳	34	81	69	40	6	19	7	
		17.3	41.3	35.2	20.4	3.1	9.7	3.6	
	80歳以上	22	30	29	21	1	13	7	
		21.2	28.8	27.9	20.2	1.0	12.5	6.7	
不明・無回答		3	3	4	3	0	3	1	
		23.1	23.1	30.8	23.1	0.0	23.1	7.7	

図14-3 子どもの人権について(年齢層別)



多くの年齢層で「親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加えたり、子育てを放棄する」が最も高く、次いで「家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に支障があること(子どもの貧困)」となっている。

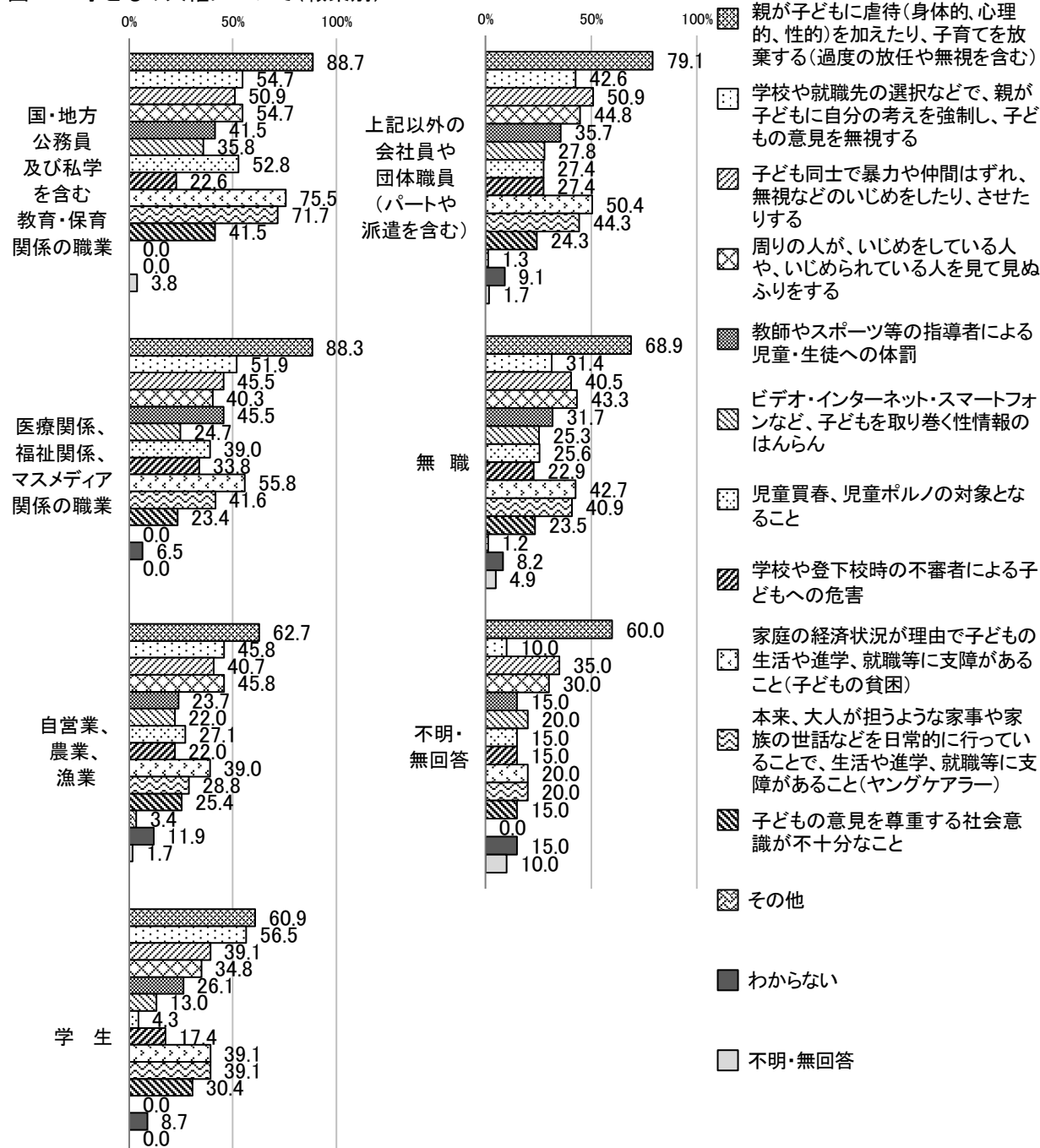
ヤングケアラーの問題については、40歳から59歳で関心が高く50%を超えている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問14		子どもの人権について								
		回答数	(過度の放任や無視を含む) 親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加えたり、子育てを放棄する	強制し、子どもに自分の意見を無視する	学校や就職先の選択などで、親が子どもに自分の考えを	子ども同士で暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをした	子どもを見ぬふりをする	周りの人が、いじめをして人	教師やスポーツ等の指導者に	スマートフォンなどの子どもを取り巻く情報のはんらん
全 体		790 100.0	586 74.2	312 39.5	352 44.6	346 43.8	266 33.7	205 25.9	225 28.5	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53 100.0	47 88.7	29 54.7	27 50.9	29 54.7	22 41.5	19 35.8	28 52.8	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77 100.0	68 88.3	40 51.9	35 45.5	31 40.3	35 45.5	19 24.7	30 39.0	
	自営業、農業、漁業	59 100.0	37 62.7	27 45.8	24 40.7	27 45.8	14 23.7	13 22.0	16 27.1	
	学 生	23 100.0	14 60.9	13 56.5	9 39.1	8 34.8	6 26.1	3 13.0	1 4.3	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230 100.0	182 79.1	98 42.6	117 50.9	103 44.8	82 35.7	64 27.8	63 27.4	
	無 職	328 100.0	226 68.9	103 31.4	133 40.5	142 43.3	104 31.7	83 25.3	84 25.6	
	不明・無回答	20 100.0	12 60.0	2 10.0	7 35.0	6 30.0	3 15.0	4 20.0	3 15.0	
	問14	学校や登下校時の不審者に よる子どもへの危害	(子どもの貧困) 支障があること	家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に	(ヤングケアラー) 学、就職等に支障があること	子ども 意識が不十分なことを尊重する社会	その他	わからない	不明・無回答	
	全 体		196 24.8	375 47.5	336 42.5	198 25.1	9 1.1	65 8.2	25 3.2	
	職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	12 22.6	40 75.5	38 71.7	22 41.5	0 0.0	0 0.0	2 3.8	
医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業		26 33.8	43 55.8	32 41.6	18 23.4	0 0.0	5 6.5	0 0.0		
自営業、農業、漁業		13 22.0	23 39.0	17 28.8	15 25.4	2 3.4	7 11.9	1 1.7		
学 生		4 17.4	9 39.1	9 39.1	7 30.4	0 0.0	2 8.7	0 0.0		
上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)		63 27.4	116 50.4	102 44.3	56 24.3	3 1.3	21 9.1	4 1.7		
無 職		75 22.9	140 42.7	134 40.9	77 23.5	4 1.2	27 8.2	16 4.9		
不明・無回答		3 15.0	4 20.0	4 20.0	3 15.0	0 0.0	3 15.0	2 10.0		

図14-4 子どもの人権について(職業別)



どの職業においても最も問題があると認識されているのは、「親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加えたり、子育てを放棄する」で、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」88.7%と「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」88.3%で特に高い。次に「家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に支障があること(子どもの貧困)」が公務員や医療関係・福祉関係者、無職の中で2番めになっている。

「学生」では、「学校や就職先の選択などで、親が子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見を無視する」が56.5%で、2番めになっている

問15 高齢者の人権について

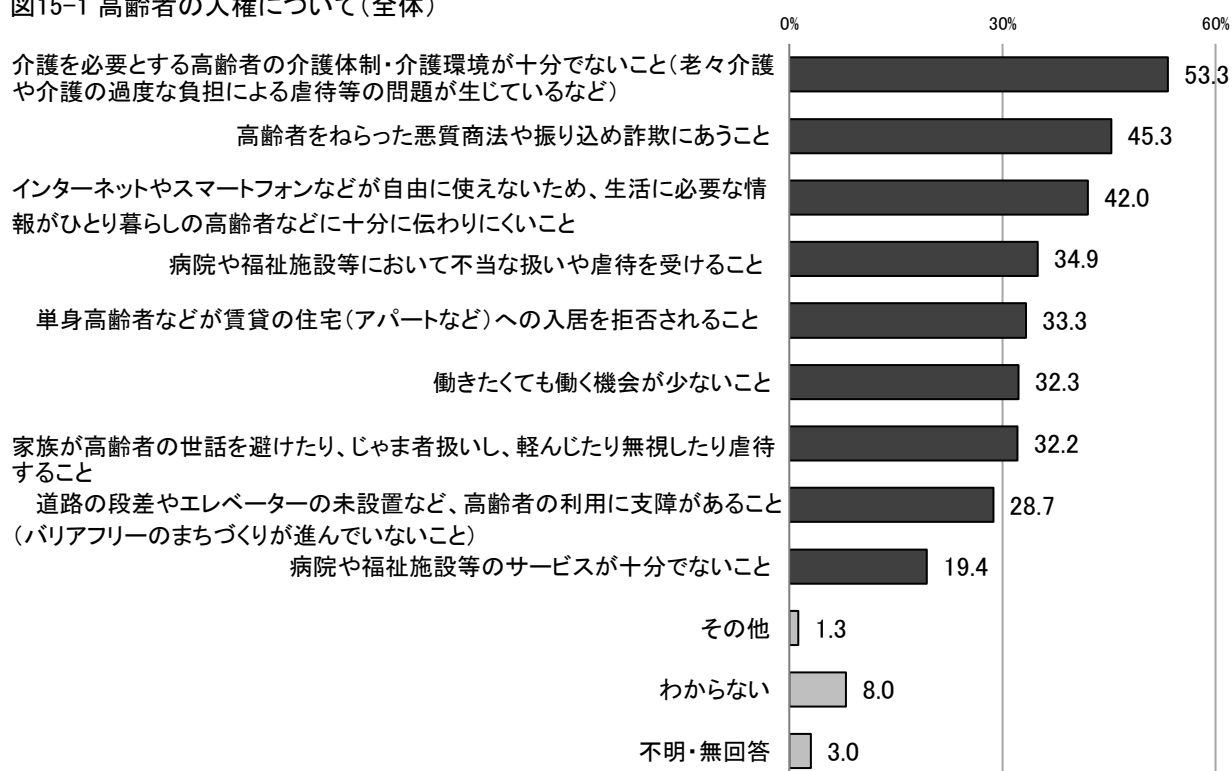
高齢者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

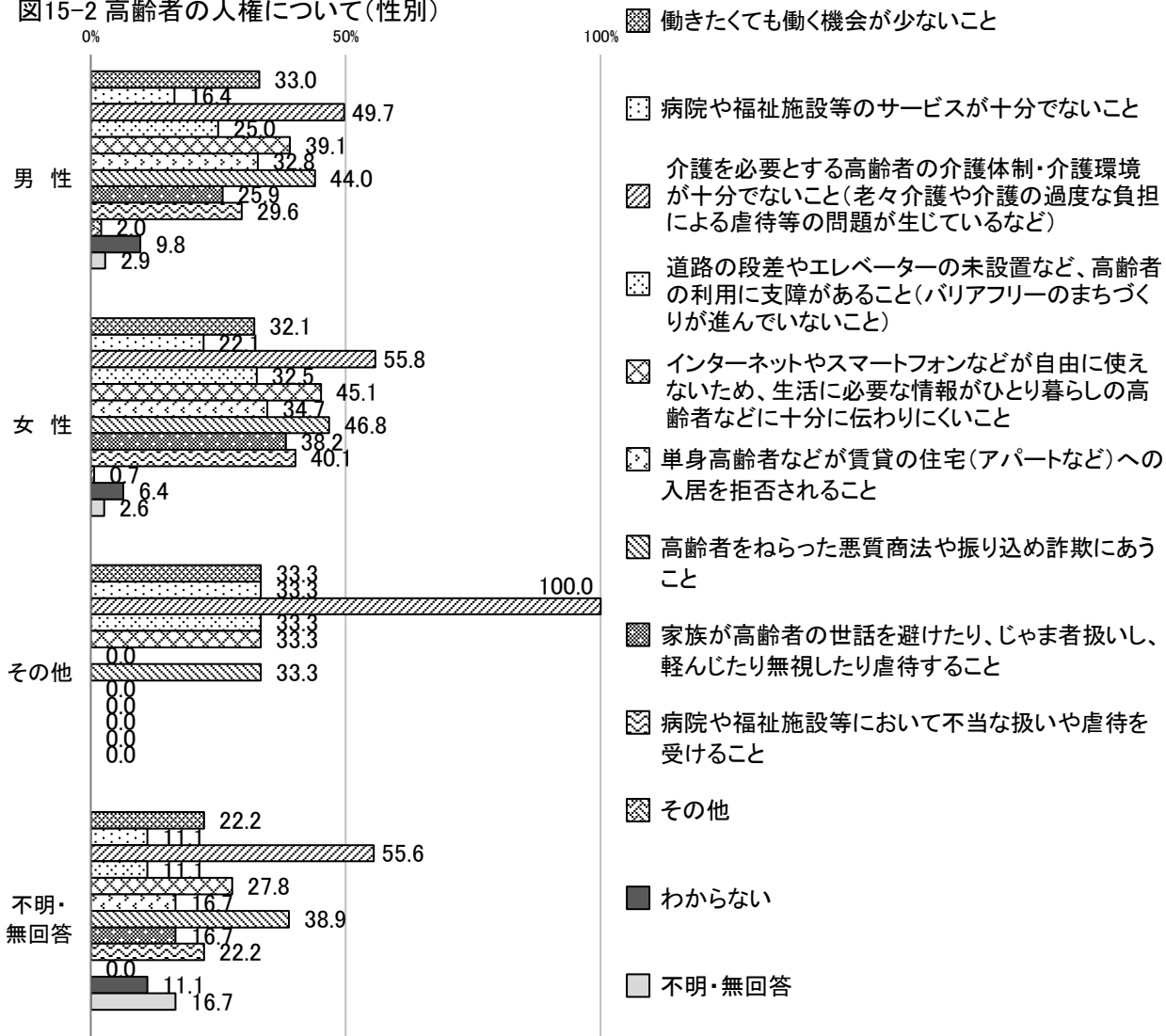
問15		高齢者の人権について						
		回答数	働きたくても働く機会が少ないこと	病院や福祉施設等のサービスが十分でないこと	介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないことへ老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど	（バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと）	道路の段差やエレベーターの未設置など、高齢者の利用に支障があること	インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報が十分に伝わりにくいこと
全 体		790	255	153	421	227	332	263
		100.0	32.3	19.4	53.3	28.7	42.0	33.3
性	男 性	348	115	57	173	87	136	114
		100.0	33.0	16.4	49.7	25.0	39.1	32.8
別	女 性	421	135	93	235	137	190	146
		100.0	32.1	22.1	55.8	32.5	45.1	34.7
	その他	3	1	1	3	1	1	0
		100.0	33.3	33.3	100.0	33.3	33.3	0.0
	不明・無回答	18	4	2	10	2	5	3
		100.0	22.2	11.1	55.6	11.1	27.8	16.7
問15		詐欺・悪質高齢者をねらった詐欺にあうことや振り込め	るり者を家族が高齢者の世話に無扱いしたり、軽んじたりすること	虐待を病院や福祉施設等に	その他	わからない	不明・無回答	
全 体		358	254	276	10	63	24	
		45.3	32.2	34.9	1.3	8.0	3.0	
性	男 性	153	90	103	7	34	10	
		44.0	25.9	29.6	2.0	9.8	2.9	
別	女 性	197	161	169	3	27	11	
		46.8	38.2	40.1	0.7	6.4	2.6	
	その他	1	0	0	0	0	0	
		33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	不明・無回答	7	3	4	0	2	3	
		38.9	16.7	22.2	0.0	11.1	16.7	

図15-1 高齢者の人権について(全体)



「介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと(老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど)」53.3%が最も高く、次いで「高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺にあうこと」45.3%、「インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報が、ひとり暮らしの高齢者などに十分に伝わりにくいこと」42.0%になっている。

図15-2 高齢者の人権について(性別)



「介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと(老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど)」が、男性 49.7%、女性 55.8%で、ともに最も高い項目である。

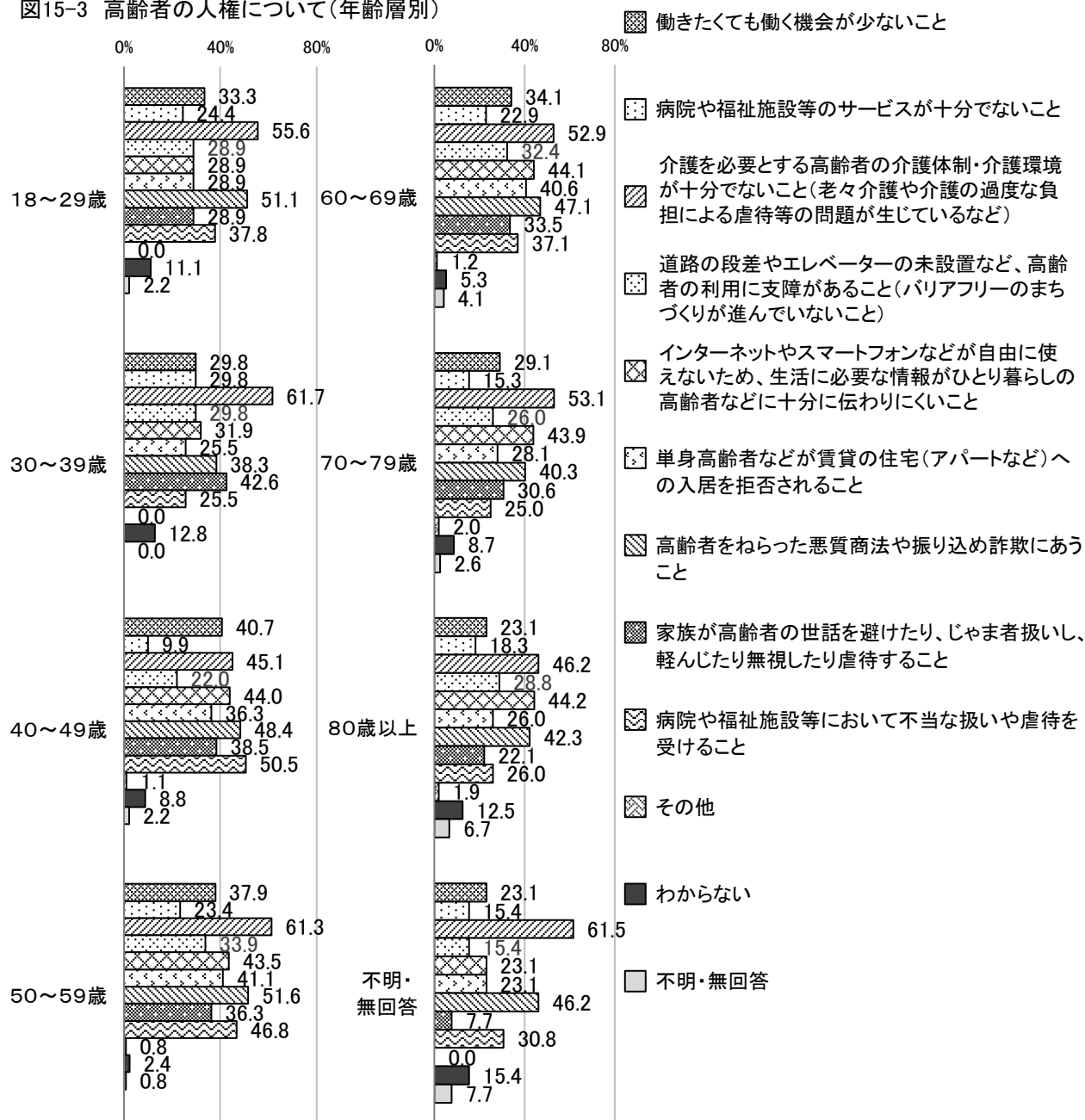
また、「家族が高齢者を邪魔者扱いすること」、「病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること」についての認識の高さでは、女性が男性に比べて、ともに 10 ポイントほど高い。

2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問15		高齢者の人権について								
		回答数	働きたくても働く機会が少ないこと	病院や福祉施設等のサービスが十分でないこと	介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと（老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど）	介護を進んでいないこと（バリアフリーのまちづくり）	未設置など、高齢者の利用に支障があること	道路の段差やエレベーターの十分に伝わりにくいこと	ひとり暮らしの高齢者などに必要な情報が取れないこと	インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報が十分に伝わりにくいこと
全 体		790	255	153	421	227	332	263		
		100.0	32.3	19.4	53.3	28.7	42.0	33.3		
年 齢	18～29歳	45	15	11	25	13	13	13		
		100.0	33.3	24.4	55.6	28.9	28.9	28.9		
	30～39歳	47	14	14	29	14	15	12		
		100.0	29.8	29.8	61.7	29.8	31.9	25.5		
	40～49歳	91	37	9	41	20	40	33		
		100.0	40.7	9.9	45.1	22.0	44.0	36.3		
	50～59歳	124	47	29	76	42	54	51		
		100.0	37.9	23.4	61.3	33.9	43.5	41.1		
	60～69歳	170	58	39	90	55	75	69		
		100.0	34.1	22.9	52.9	32.4	44.1	40.6		
	70～79歳	196	57	30	104	51	86	55		
		100.0	29.1	15.3	53.1	26.0	43.9	28.1		
	80歳以上	104	24	19	48	30	46	27		
		100.0	23.1	18.3	46.2	28.8	44.2	26.0		
	不明・無回答	13	3	2	8	2	3	3		
		100.0	23.1	15.4	61.5	15.4	23.1	23.1		
問15		詐欺・悪質高齢者をねらったこと	悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと	詐欺・悪質高齢者をねらったこと
全 体		358	254	276	10	63	24			
		45.3	32.2	34.9	1.3	8.0	3.0			
年 齢	18～29歳	23	13	17	0	5	1			
		51.1	28.9	37.8	0.0	11.1	2.2			
	30～39歳	18	20	12	0	6	0			
		38.3	42.6	25.5	0.0	12.8	0.0			
	40～49歳	44	35	46	1	8	2			
		48.4	38.5	50.5	1.1	8.8	2.2			
	50～59歳	64	45	58	1	3	1			
		51.6	36.3	46.8	0.8	2.4	0.8			
	60～69歳	80	57	63	2	9	7			
		47.1	33.5	37.1	1.2	5.3	4.1			
	70～79歳	79	60	49	4	17	5			
		40.3	30.6	25.0	2.0	8.7	2.6			
	80歳以上	44	23	27	2	13	7			
		42.3	22.1	26.0	1.9	12.5	6.7			
	不明・無回答	6	1	4	0	2	1			
		46.2	7.7	30.8	0.0	15.4	7.7			

図15-3 高齢者の人権について(年齢層別)



多くの年齢層において、「介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと」が最も高くなっており、介護問題を第一に挙げている。次いで「高齢者をねらった悪質商法や振り込め詐欺にあうこと」が高くなっている。

「30～39 歳」では、「家族が高齢者を邪魔者扱いすること」42.6%、70 歳以上では、「インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者などに十分に伝わりにくいこと」が上位にある。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問15		高齢者の人権について						
		回答数	働きたくても働く機会が少ないこと	病院や福祉施設等のサービスが十分でないこと	介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと（老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど）	介護を必要とする高齢者の介護など、高齢者の利用に支障があること（バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと）	道路の段差やエレベーターの未設置など、高齢者の利用に支障があること	インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者などに十分に伝わりにくいこと
全 体		790	255	153	421	227	332	263
		100.0	32.3	19.4	53.3	28.7	42.0	33.3
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	20	15	38	19	22	21
		100.0	37.7	28.3	71.7	35.8	41.5	39.6
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	26	20	47	23	28	35
		100.0	33.8	26.0	61.0	29.9	36.4	45.5
	自営業、農業、漁業	59	12	8	27	19	26	20
		100.0	20.3	13.6	45.8	32.2	44.1	33.9
	学 生	23	5	3	12	4	3	4
		100.0	21.7	13.0	52.2	17.4	13.0	17.4
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	98	46	116	64	99	76
		100.0	42.6	20.0	50.4	27.8	43.0	33.0
業	無 職	328	90	58	169	94	150	103
		100.0	27.4	17.7	51.5	28.7	45.7	31.4
	不明・無回答	20	4	3	12	4	4	4
		100.0	20.0	15.0	60.0	20.0	20.0	20.0
問15		あう商高	しい避家	虐待お病	そ	わ	不	
		う法法	いたけ族	待いて院	他	から	明	
		こや者	たり、た	を受不福		ない	・	
		と振を	虐待ん、	ける当祉			無	
			すじたり	ること扱			回	
			ること無	い			答	
			視	や				
全 体		358	254	276	10	63	24	
		45.3	32.2	34.9	1.3	8.0	3.0	
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	30	18	24	0	1	1	
		56.6	34.0	45.3	0.0	1.9	1.9	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	38	39	30	1	2	0	
		49.4	50.6	39.0	1.3	2.6	0.0	
	自営業、農業、漁業	23	19	21	3	5	1	
		39.0	32.2	35.6	5.1	8.5	1.7	
	学 生	11	5	6	0	4	0	
		47.8	21.7	26.1	0.0	17.4	0.0	
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	102	77	96	3	21	5	
		44.3	33.5	41.7	1.3	9.1	2.2	
業	無 職	147	95	95	3	28	14	
		44.8	29.0	29.0	0.9	8.5	4.3	
	不明・無回答	7	1	4	0	2	3	
		35.0	5.0	20.0	0.0	10.0	15.0	

どの職業においても、介護の問題、悪質商法の問題や情報へのアクセスの問題が上位にきているが、職業による特段の差異はない。

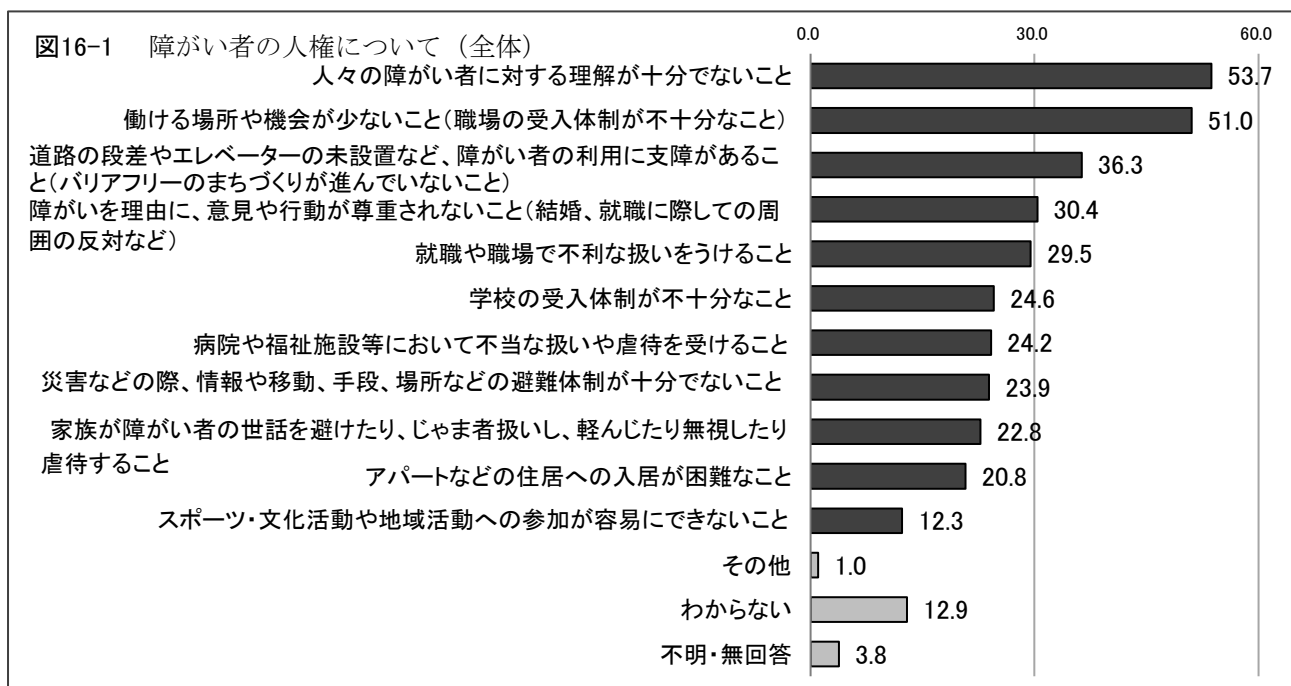
問16 障がい者の人権について

障がい者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

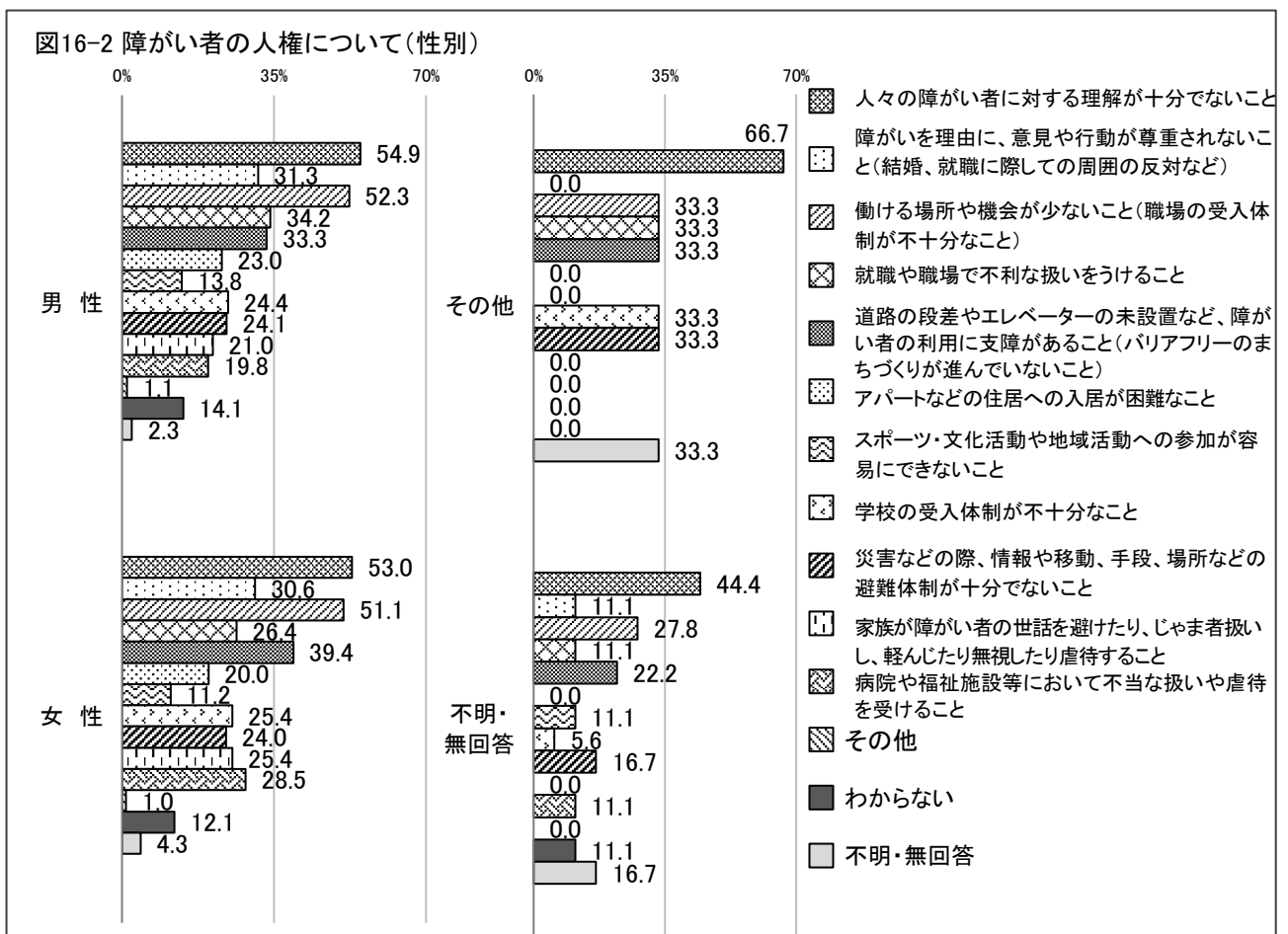
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問16		障がい者の人権について									
		回答数	人々の障がい者に対する理解が十分でないこと	障がい者の周囲の反対などに際しての理由(結婚、就職)	障がい者の受入体制が不十分な(職場の受入体制が不十分な)	働く場所や機会が少ないこと	就職や職場で不利な扱いを受けること	道路の段差やエレベーターの未設置など、障がい者の利用に支障があること(バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと)	アパートなどの住居への入居が困難なこと	スポーツ・文化活動や地域活動への参加が容易にできないこと	
全 体		790	424	240	403	233	287	164	97		
		100.0	53.7	30.4	51.0	29.5	36.3	20.8	12.3		
性別	男 性	348	191	109	182	119	116	80	48		
		100.0	54.9	31.3	52.3	34.2	33.3	23.0	13.8		
	女 性	421	223	129	215	111	166	84	47		
		100.0	53.0	30.6	51.1	26.4	39.4	20.0	11.2		
	その他	3	2	0	1	1	1	0	0		
		100.0	66.7	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0		
	不明・無回答	18	8	2	5	2	4	0	2		
		100.0	44.4	11.1	27.8	11.1	22.2	0.0	11.1		
問16		学校の受入体制が不十分なこと	避難体制が十分でないこと	災害などの場合、情報や移動手段、場所などの移動が困難なこと	りし、軽んじたり無視した虐待すること	避けた家族がいたり者の世話をし、けたり、じゃま者扱いを家族が障がい者の世話をし、けたり、じゃま者扱いを	ける不当な扱いや虐待をおい	病院や福祉施設等において	その他	わからない	不明・無回答
全 体		194	189	180	191	8	102	30			
		24.6	23.9	22.8	24.2	1.0	12.9	3.8			
性別	男 性	85	84	73	69	4	49	8			
		24.4	24.1	21.0	19.8	1.1	14.1	2.3			
	女 性	107	101	107	120	4	51	18			
		25.4	24.0	25.4	28.5	1.0	12.1	4.3			
	その他	1	1	0	0	0	0	1			
		33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3			
	不明・無回答	1	3	0	2	0	2	3			
		5.6	16.7	0.0	11.1	0.0	11.1	16.7			



「人々の障がい者に対する理解が十分でないこと」53.7%、「働ける場所や機会が少ないこと（職場の受け入れ態勢が不十分なこと）」51.0%の2項目が50%を超えており、関心の高い問題になっている。



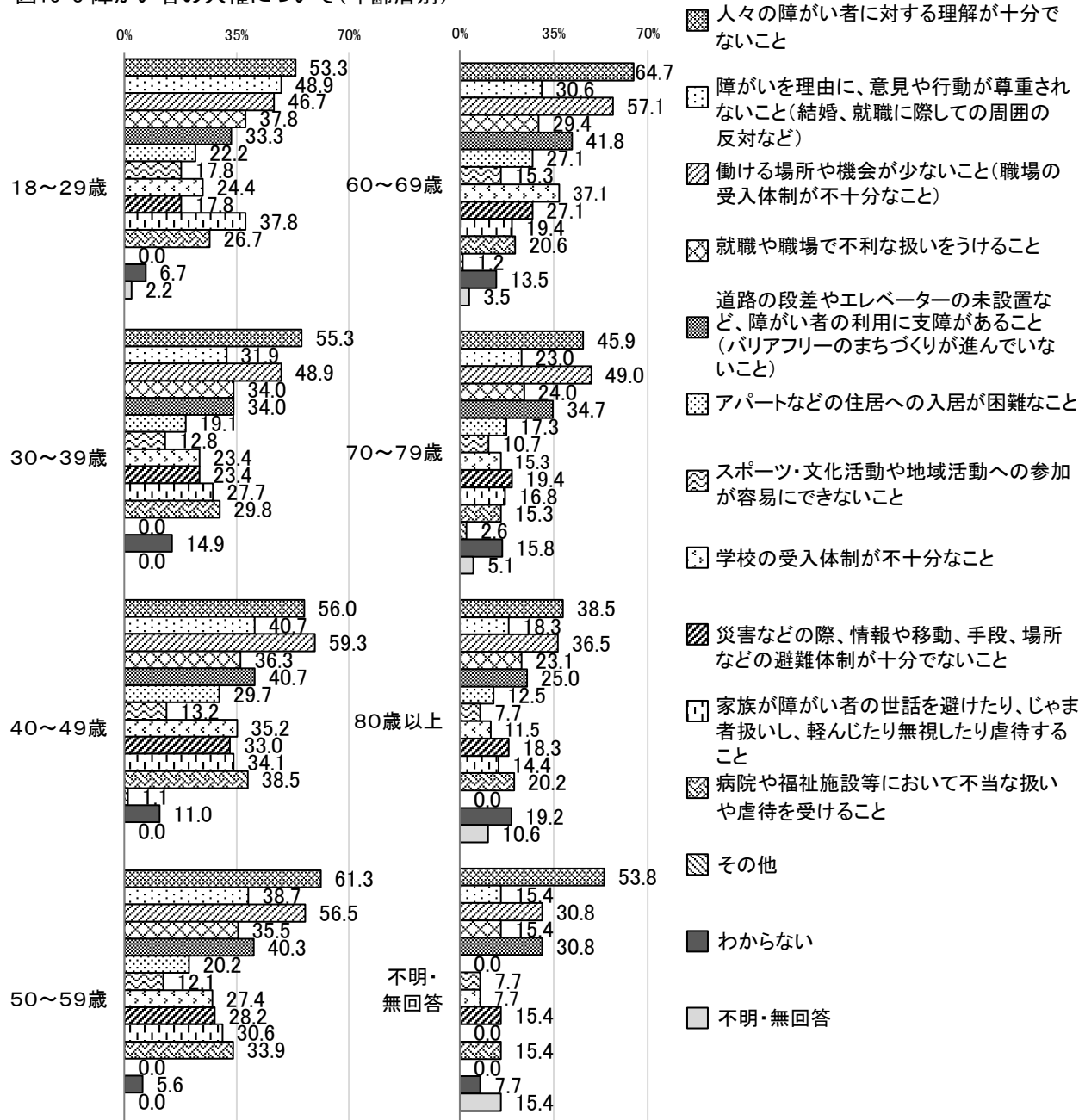
「就職や職場で不利な扱いを受けること」では、男性が7.8ポイント高く、「病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること」では、女性が8.7ポイント高い。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問16		障がい者の人権について											
		回答数	人々の障がい者に対する理解が十分でないこと	就職に際しての周囲の反対など	障がい者を理由に、意見や行動が尊重されないこと（結婚、など）	働く場所や機会が少ないこと（職場の受入体制が）	就職や職場で不利な扱いを受けること	道路の段差やエレベーターの利用に支障があること（バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと）	アパートなどの住居への入居が困難なこと	スポーツ・文化活動や地域活動への参加が容易にできないこと			
全 体		790	424	240	403	233	287	164	97				
		100.0	53.7	30.4	51.0	29.5	36.3	20.8	12.3				
年 齢	18～29歳	45	24	22	21	17	15	10	8				
		100.0	53.3	48.9	46.7	37.8	33.3	22.2	17.8				
	30～39歳	47	26	15	23	16	16	9	6				
		100.0	55.3	31.9	48.9	34.0	34.0	19.1	12.8				
	40～49歳	91	51	37	54	33	37	27	12				
		100.0	56.0	40.7	59.3	36.3	40.7	29.7	13.2				
	50～59歳	124	76	48	70	44	50	25	15				
		100.0	61.3	38.7	56.5	35.5	40.3	20.2	12.1				
	60～69歳	170	110	52	97	50	71	46	26				
		100.0	64.7	30.6	57.1	29.4	41.8	27.1	15.3				
	70～79歳	196	90	45	96	47	68	34	21				
		100.0	45.9	23.0	49.0	24.0	34.7	17.3	10.7				
	80歳以上	104	40	19	38	24	26	13	8				
		100.0	38.5	18.3	36.5	23.1	25.0	12.5	7.7				
	不明・無回答	13	7	2	4	2	4	0	1				
		100.0	53.8	15.4	30.8	15.4	30.8	0.0	7.7				
問16		学校の受入体制が不十分なこと	避難体制が十分でないこと	災害などの際、情報や移動、手段、場所などの	り虐待すること	避けたり、じやま者扱いをし、軽んじたり無視した	家族が障がい者の世話を	けること	病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待をおい	その他	わからない	不明・無回答	
全 体		194	189	180	191	8	102	30					
		24.6	23.9	22.8	24.2	1.0	12.9	3.8					
年 齢	18～29歳	11	8	17	12	0	3	1					
		24.4	17.8	37.8	26.7	0.0	6.7	2.2					
	30～39歳	11	11	13	14	0	7	0					
		23.4	23.4	27.7	29.8	0.0	14.9	0.0					
	40～49歳	32	30	31	35	1	10	0					
		35.2	33.0	34.1	38.5	1.1	11.0	0.0					
	50～59歳	34	35	38	42	0	7	0					
		27.4	28.2	30.6	33.9	0.0	5.6	0.0					
	60～69歳	63	46	33	35	2	23	6					
		37.1	27.1	19.4	20.6	1.2	13.5	3.5					
	70～79歳	30	38	33	30	5	31	10					
		15.3	19.4	16.8	15.3	2.6	15.8	5.1					
	80歳以上	12	19	15	21	0	20	11					
		11.5	18.3	14.4	20.2	0.0	19.2	10.6					
	不明・無回答	1	2	0	2	0	1	2					
		7.7	15.4	0.0	15.4	0.0	7.7	15.4					

図16-3 障がい者の人権について(年齢層別)



多くの年齢層において上位2項目は、「人々の障害者に対する理解が十分でないこと」、「働ける場所や機会が少ないこと(職場の受け入れ態勢が不十分なこと)」である。

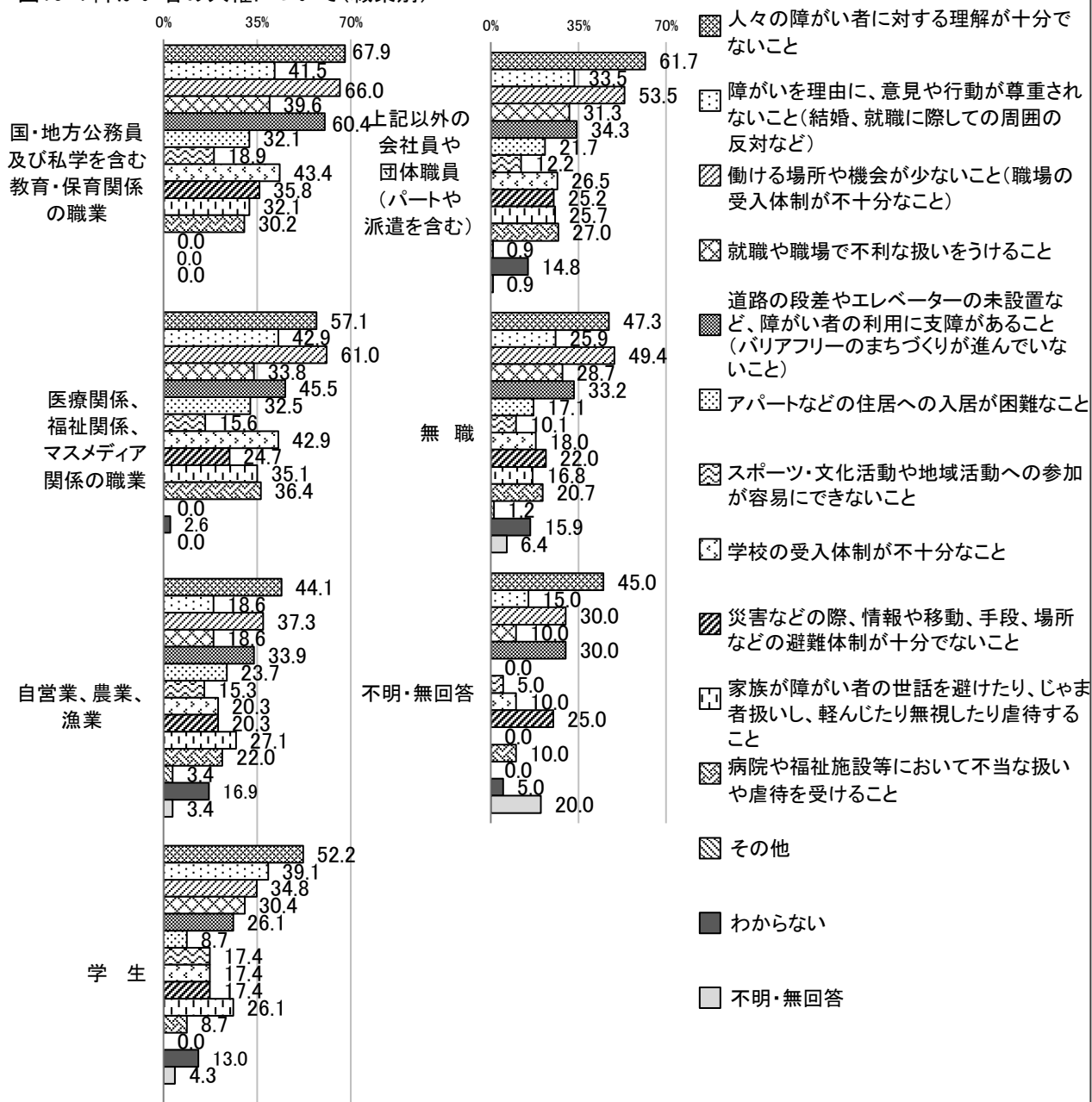
「18～29歳」では、「障がいを理由に、意見や行動が尊重されないこと(結婚、就職に際しての周囲の反対など)」が48.9%で2番めになっており、「家族が障がい者の世話を避けたり、じゃま者扱いし、軽んじたり無視したり虐待すること」37.8%は、どの年齢層よりも高い。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問16		障がい者の人権について								
		回答数	人々の障がい者に対する理解が十分でないこと	障がい者を理由に、意見や行動が尊重されないこと（結婚、就職に際しての周囲の反対など）	（職場の受入体制が不十分なこと）	働ける場所や機会が少ないこと	就職や職場で不利な扱いをうけること	道路の段差やエレベーターの未設置など、障がい者の利用に支障があること（バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと）	アパートなどの住居への入居が困難なこと	スポーツ・文化活動や地域活動への参加が容易にできないこと
全 体		790	424	240	403	233	287	164	97	
		100.0	53.7	30.4	51.0	29.5	36.3	20.8	12.3	
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	36	22	35	21	32	17	10	
		100.0	67.9	41.5	66.0	39.6	60.4	32.1	18.9	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	44	33	47	26	35	25	12	
		100.0	57.1	42.9	61.0	33.8	45.5	32.5	15.6	
	自営業、農業、漁業	59	26	11	22	11	20	14	9	
		100.0	44.1	18.6	37.3	18.6	33.9	23.7	15.3	
	学 生	23	12	9	8	7	6	2	4	
		100.0	52.2	39.1	34.8	30.4	26.1	8.7	17.4	
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	142	77	123	72	79	50	28	
		100.0	61.7	33.5	53.5	31.3	34.3	21.7	12.2	
	無 職	328	155	85	162	94	109	56	33	
		100.0	47.3	25.9	49.4	28.7	33.2	17.1	10.1	
	不明・無回答	20	9	3	6	2	6	0	1	
		100.0	45.0	15.0	30.0	10.0	30.0	0.0	5.0	
問16		な学校の受入体制が不十分なこと	避難体制が十分でないこと	災害などの際、情報や移動、手段、場所などの	すること	不当な扱いや虐待を受ける	病院や福祉施設等において	その他	わからない	不明・無回答
全 体		194	189	180	191	8	102	30		
		24.6	23.9	22.8	24.2	1.0	12.9	3.8		
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	23	19	17	16	0	0	0		
		43.4	35.8	32.1	30.2	0.0	0.0	0.0		
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	33	19	27	28	0	2	0		
		42.9	24.7	35.1	36.4	0.0	2.6	0.0		
	自営業、農業、漁業	12	12	16	13	2	10	2		
		20.3	20.3	27.1	22.0	3.4	16.9	3.4		
	学 生	4	4	6	2	0	3	1		
		17.4	17.4	26.1	8.7	0.0	13.0	4.3		
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	61	58	59	62	2	34	2		
		26.5	25.2	25.7	27.0	0.9	14.8	0.9		
	無 職	59	72	55	68	4	52	21		
		18.0	22.0	16.8	20.7	1.2	15.9	6.4		
	不明・無回答	2	5	0	2	0	1	4		
		10.0	25.0	0.0	10.0	0.0	5.0	20.0		

図16-4 障がい者の人権について(職業別)



多くの職業で上位 2 項目は、「人々の障害に対する理解が十分でないこと」、「働ける場所や機会が少ないこと(職場の受け入れ態勢が不十分なこと)」を挙げている。

全体的には、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」に問題意識が高く表れている。

問17 日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について

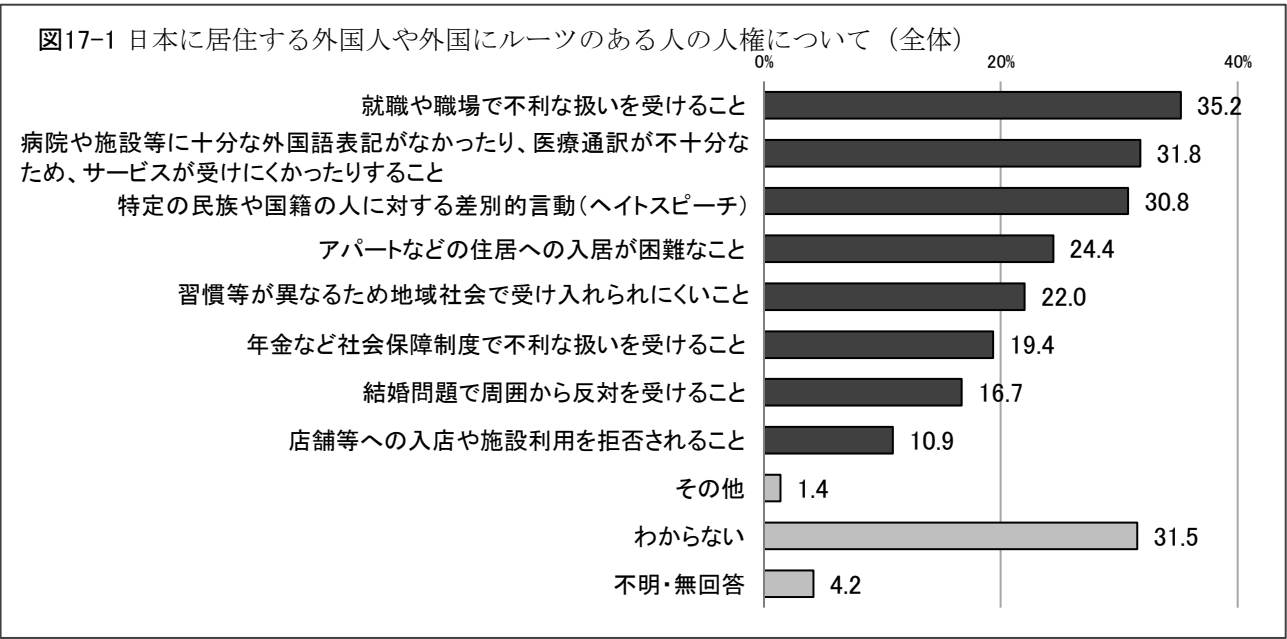
日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権がとくに尊重されていないと思うのはどのようなことですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問17		日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について											
		回答数	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	結婚問題で周囲から反対を受けること	店舗等への入店や施設利用を拒否されること	習慣等が異なるため地域社会で受け入れられにくいこと	サービスが受けにくかったりすること	病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分なため、サービスが受けにくかったりすること	年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること	特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）	その他	わからない
全 体		790	278	193	132	86	174	251	153	243	11	249	33
		100.0	35.2	24.4	16.7	10.9	22.0	31.8	19.4	30.8	1.4	31.5	4.2
性別	男 性	348	120	88	56	36	89	109	65	111	7	116	9
		100.0	34.5	25.3	16.1	10.3	25.6	31.3	18.7	31.9	2.0	33.3	2.6
	女 性	421	154	103	74	50	80	140	85	130	4	127	19
		100.0	36.6	24.5	17.6	11.9	19.0	33.3	20.2	30.9	1.0	30.2	4.5
	その他	3	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
	不明・無回答	18	3	1	1	0	4	1	2	1	0	6	4
		100.0	16.7	5.6	5.6	0.0	22.2	5.6	11.1	5.6	0.0	33.3	22.2

性別による特段の差異はない。



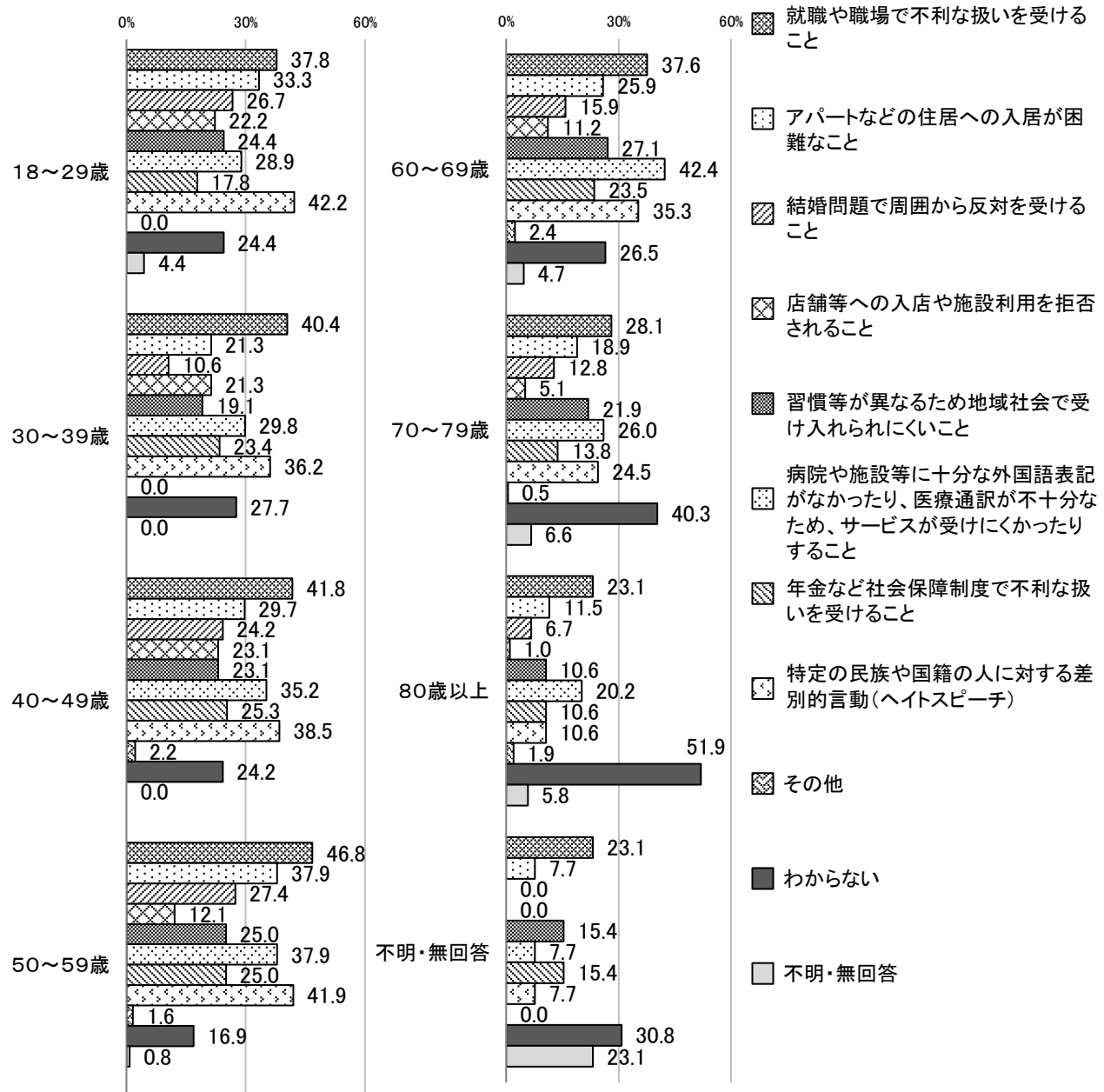
上位にあるのは、「就職や職場で不利な扱いを受けること」、「病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分なため、サービスが受けにくかったりすること」、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）」で、3 割を超えている。また、「わからない」も約 3 割ある。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問17		日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について					
		回答数	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	結婚問題で周囲から反対を受けること	店舗等への入店や施設利用を拒否されること	習慣等が異なるため地域社会で受け入れられにくいこと
全 体		790	278	193	132	86	174
		100.0	35.2	24.4	16.7	10.9	22.0
年 齢	18～29歳	45	17	15	12	10	11
		100.0	37.8	33.3	26.7	22.2	24.4
	30～39歳	47	19	10	5	10	9
		100.0	40.4	21.3	10.6	21.3	19.1
	40～49歳	91	38	27	22	21	21
		100.0	41.8	29.7	24.2	23.1	23.1
	50～59歳	124	58	47	34	15	31
		100.0	46.8	37.9	27.4	12.1	25.0
	60～69歳	170	64	44	27	19	46
		100.0	37.6	25.9	15.9	11.2	27.1
	70～79歳	196	55	37	25	10	43
		100.0	28.1	18.9	12.8	5.1	21.9
	80歳以上	104	24	12	7	1	11
		100.0	23.1	11.5	6.7	1.0	10.6
	不明・無回答	13	3	1	0	0	2
		100.0	23.1	7.7	0.0	0.0	15.4
問17		たビ不っな病 リス十た外院 すが分り国や る受な、語施 こけた医表設 とにめ療記等 く、通がに十 かサ訳な分 っが十分	け度年 る金 ことな で不 利な 社会 保 障 制 受	(人 言動 特定の民族や国籍 に対する差別的 言動) (ヘイトスピーチ)	その他	わからない	不明・無回答
全 体		251	153	243	11	249	33
		31.8	19.4	30.8	1.4	31.5	4.2
年 齢	18～29歳	13	8	19	0	11	2
		28.9	17.8	42.2	0.0	24.4	4.4
	30～39歳	14	11	17	0	13	0
		29.8	23.4	36.2	0.0	27.7	0.0
	40～49歳	32	23	35	2	22	0
		35.2	25.3	38.5	2.2	24.2	0.0
	50～59歳	47	31	52	2	21	1
		37.9	25.0	41.9	1.6	16.9	0.8
	60～69歳	72	40	60	4	45	8
		42.4	23.5	35.3	2.4	26.5	4.7
	70～79歳	51	27	48	1	79	13
		26.0	13.8	24.5	0.5	40.3	6.6
	80歳以上	21	11	11	2	54	6
		20.2	10.6	10.6	1.9	51.9	5.8
	不明・無回答	1	2	1	0	4	3
		7.7	15.4	7.7	0.0	30.8	23.1

図17-3 日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について(年齢層別)



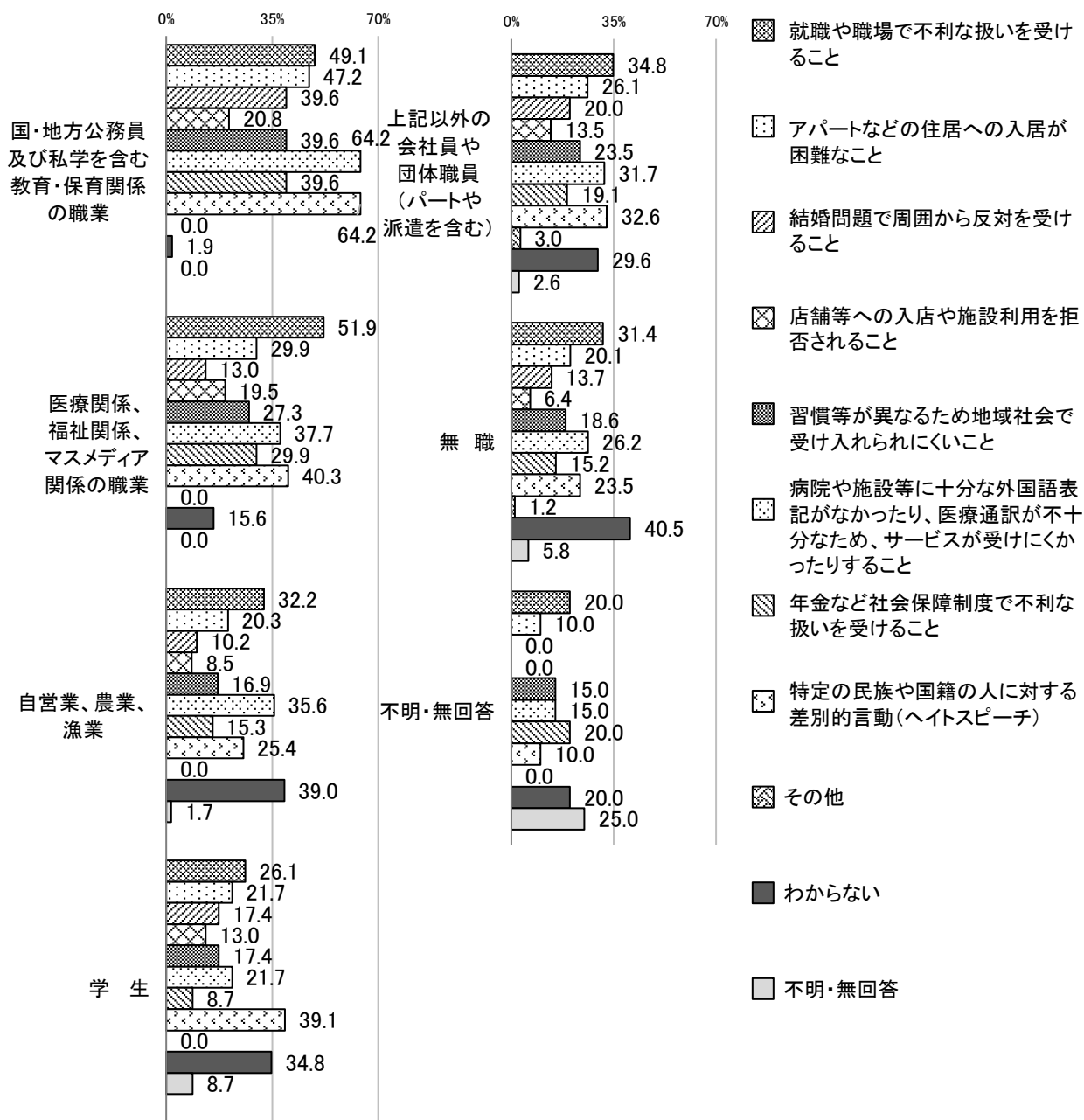
18 歳から69 歳では、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)」へ関心が高く、高齢者では、「分からない」とする回答が高くなっている。また、どの年齢層においても、「就職や職場で不利な扱いを受けること」、「病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分のため、サービスが受けにくかったりすること」が上位にきている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問17		日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について					
		回答数	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	結婚問題で周囲から反対を受けること	店舗等への入店や施設利用を拒否されること	地域社会で異なる慣習等があるため受け入れられにくいこと
全 体		790	278	193	132	86	174
		100.0	35.2	24.4	16.7	10.9	22.0
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	26	25	21	11	21
		100.0	49.1	47.2	39.6	20.8	39.6
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	40	23	10	15	21
		100.0	51.9	29.9	13.0	19.5	27.3
	自営業、農業、漁業	59	19	12	6	5	10
		100.0	32.2	20.3	10.2	8.5	16.9
	学 生	23	6	5	4	3	4
		100.0	26.1	21.7	17.4	13.0	17.4
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	80	60	46	31	54
		100.0	34.8	26.1	20.0	13.5	23.5
	無 職	328	103	66	45	21	61
		100.0	31.4	20.1	13.7	6.4	18.6
	不明・無回答	20	4	2	0	0	3
		100.0	20.0	10.0	0.0	0.0	15.0
問17		たサ医外病 りー療国院 すビ通語や るス訳表施 ことがが記 と受け不な け十分に にくなかつ かたり、 ため、	不 利 金 な ど 社 会 保 障 制 度 と で	特 定 の 民 族 や 国 籍 の 人 に 対 す る 差 別 的 言 動 （ ヘイトスピーチ ）	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		251	153	243	11	249	33
		31.8	19.4	30.8	1.4	31.5	4.2
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	34	21	34	0	1	0
		64.2	39.6	64.2	0.0	1.9	0.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	29	23	31	0	12	0
		37.7	29.9	40.3	0.0	15.6	0.0
	自営業、農業、漁業	21	9	15	0	23	1
		35.6	15.3	25.4	0.0	39.0	1.7
	学 生	5	2	9	0	8	2
		21.7	8.7	39.1	0.0	34.8	8.7
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	73	44	75	7	68	6
		31.7	19.1	32.6	3.0	29.6	2.6
	無 職	86	50	77	4	133	19
		26.2	15.2	23.5	1.2	40.5	5.8
	不明・無回答	3	4	2	0	4	5
		15.0	20.0	10.0	0.0	20.0	25.0

図17-4 日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」では、「病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分のため、サービスが受けにくいこと」・「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)」がともに 64.2%で最も高い。

「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」では、「就職や職場で不利な扱いを受けること」51.9%が最も高い。

「わからない」とした回答が、「自営業、農業、漁業」39.0%、「学生」34.8%、「無職」40.5%とあり、高い割合になっている。

問18 インターネットに関する人権事項について

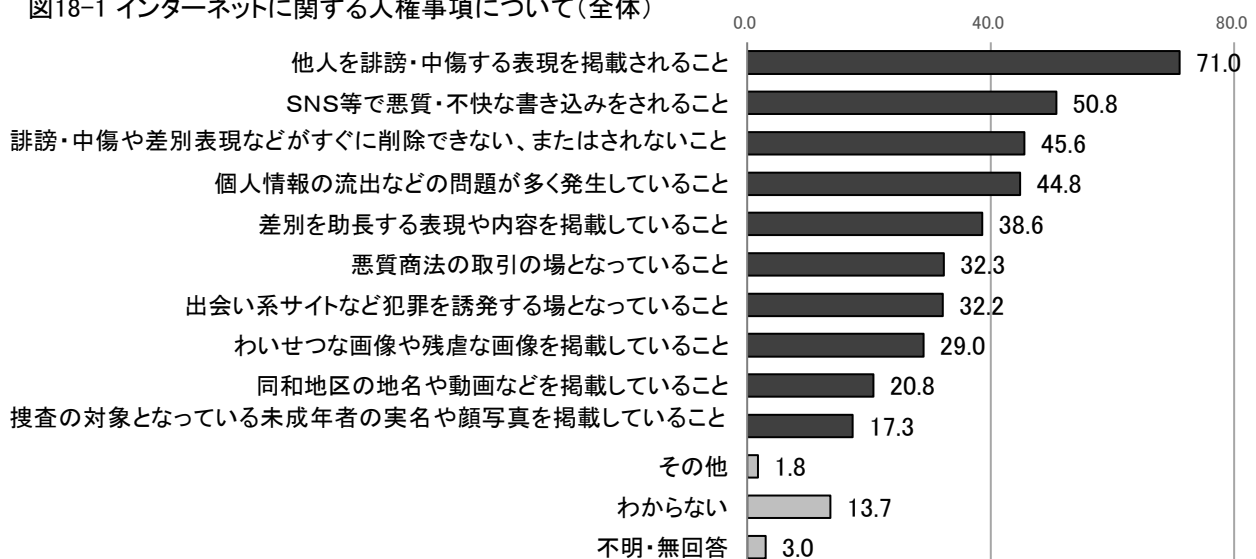
インターネットに関することで、人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問18		インターネットに関する人権事項について													
		回答数	他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること	差別を助長する表現や内容を掲載していること	同和地区の地名や動画などを掲載していること	SNS等で悪質・不快な書き込みをされること	出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載していること	わいせつな画像や残虐な画像を掲載していること	個人情報の流出などの問題が多く発生していること	悪質商法の取引の場となっていること	誹謗・中傷や差別表現などがすぐには削除できない、またはされないこと	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	561	305	164	401	254	137	229	354	255	360	14	108	24
		100.0	71.0	38.6	20.8	50.8	32.2	17.3	29.0	44.8	32.3	45.6	1.8	13.7	3.0
性別	男 性	348	244	134	73	176	100	47	78	146	121	158	8	46	5
		100.0	70.1	38.5	21.0	50.6	28.7	13.5	22.4	42.0	34.8	45.4	2.3	13.2	1.4
	女 性	421	307	166	90	219	150	90	150	204	133	195	5	58	14
		100.0	72.9	39.4	21.4	52.0	35.6	21.4	35.6	48.5	31.6	46.3	1.2	13.8	3.3
	その他	3	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3
	不明・無回答	18	9	4	0	5	3	0	0	3	0	6	0	4	4
		100.0	50.0	22.2	0.0	27.8	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0	22.2	22.2

図18-1 インターネットに関する人権事項について(全体)



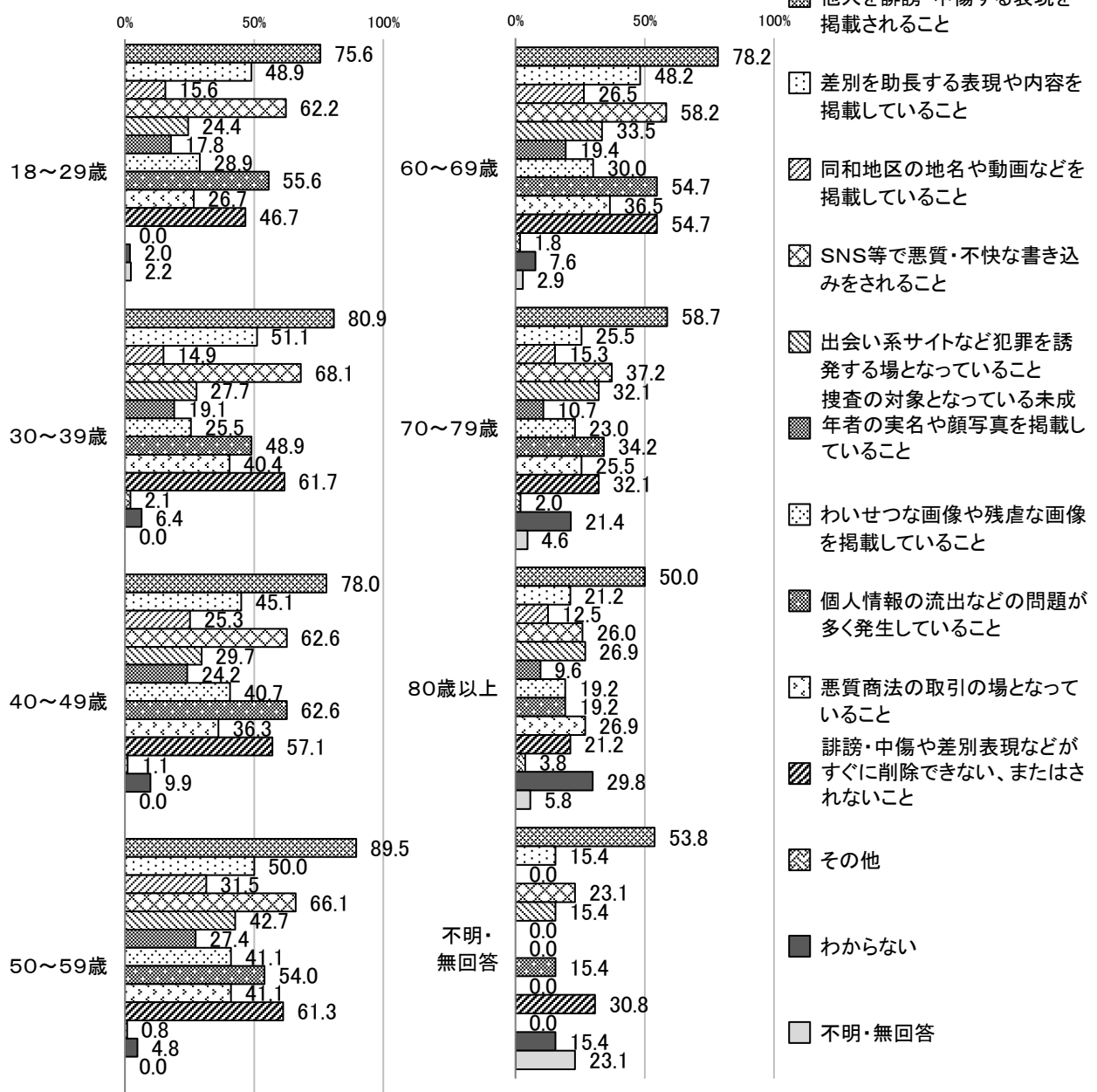
回答の上位に来ている項目を大きく分けると、次の三つに分類される。最も高いのは「誹謗・中傷の書き込み、その削除に関する問題」、次いで「差別表現と個人情報の流出に関する問題」、「悪質商法や性犯罪に関わる問題」になっている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問18		インターネットに関する人権事項について						
		回答数	他人を誹謗・中傷する表現を掲載すること	差別を助長する内容の掲載	動画などの掲載しや	SNS等で悪質・不快な書き込みをされること	出会い系サイトなど犯罪を誘っていること	掲載している写真の真实性を調査の対象となつていないこと
全 体		790	561	305	164	401	254	137
		100.0	71.0	38.6	20.8	50.8	32.2	17.3
年 齢	18～29歳	45	34	22	7	28	11	8
		100.0	75.6	48.9	15.6	62.2	24.4	17.8
	30～39歳	47	38	24	7	32	13	9
		100.0	80.9	51.1	14.9	68.1	27.7	19.1
	40～49歳	91	71	41	23	57	27	22
		100.0	78.0	45.1	25.3	62.6	29.7	24.2
	50～59歳	124	111	62	39	82	53	34
		100.0	89.5	50.0	31.5	66.1	42.7	27.4
	60～69歳	170	133	82	45	99	57	33
		100.0	78.2	48.2	26.5	58.2	33.5	19.4
	70～79歳	196	115	50	30	73	63	21
		100.0	58.7	25.5	15.3	37.2	32.1	10.7
	80歳以上	104	52	22	13	27	28	10
		100.0	50.0	21.2	12.5	26.0	26.9	9.6
	不明・無回答	13	7	2	0	3	2	0
		100.0	53.8	15.4	0.0	23.1	15.4	0.0
問18		し 残 わ て 虐 い い な せ る い な こ 画 つ と 像 な を 画 像 掲 載 や	し の 個 の 人 情 問 題 報 い が 多 る こ の と 流 出 く 生 産 と 生 産	と 悪 な 質 な 商 っ 法 て い の 取 こ 引 の 場	は 削 表 誹 さ 除 現 謗 れ で な ・ な き が 中 い な い 傷 こ い す や と 、 ぐ 差 ま に 別 た	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		229	354	255	360	14	108	24
		29.0	44.8	32.3	45.6	1.8	13.7	3.0
年 齢	18～29歳	13	25	12	21	0	2	1
		28.9	55.6	26.7	46.7	0.0	4.4	2.2
	30～39歳	12	23	19	29	1	3	0
		25.5	48.9	40.4	61.7	2.1	6.4	0.0
	40～49歳	37	57	33	52	1	9	0
		40.7	62.6	36.3	57.1	1.1	9.9	0.0
	50～59歳	51	67	51	76	1	6	0
		41.1	54.0	41.1	61.3	0.8	4.8	0.0
	60～69歳	51	93	62	93	3	13	5
		30.0	54.7	36.5	54.7	1.8	7.6	2.9
	70～79歳	45	67	50	63	4	42	9
		23.0	34.2	25.5	32.1	2.0	21.4	4.6
	80歳以上	20	20	28	22	4	31	6
		19.2	19.2	26.9	21.2	3.8	29.8	5.8
	不明・無回答	0	2	0	4	0	2	3
		0.0	15.4	0.0	30.8	0.0	15.4	23.1

図18-3 インターネットに関する人権事項について(年齢層別)



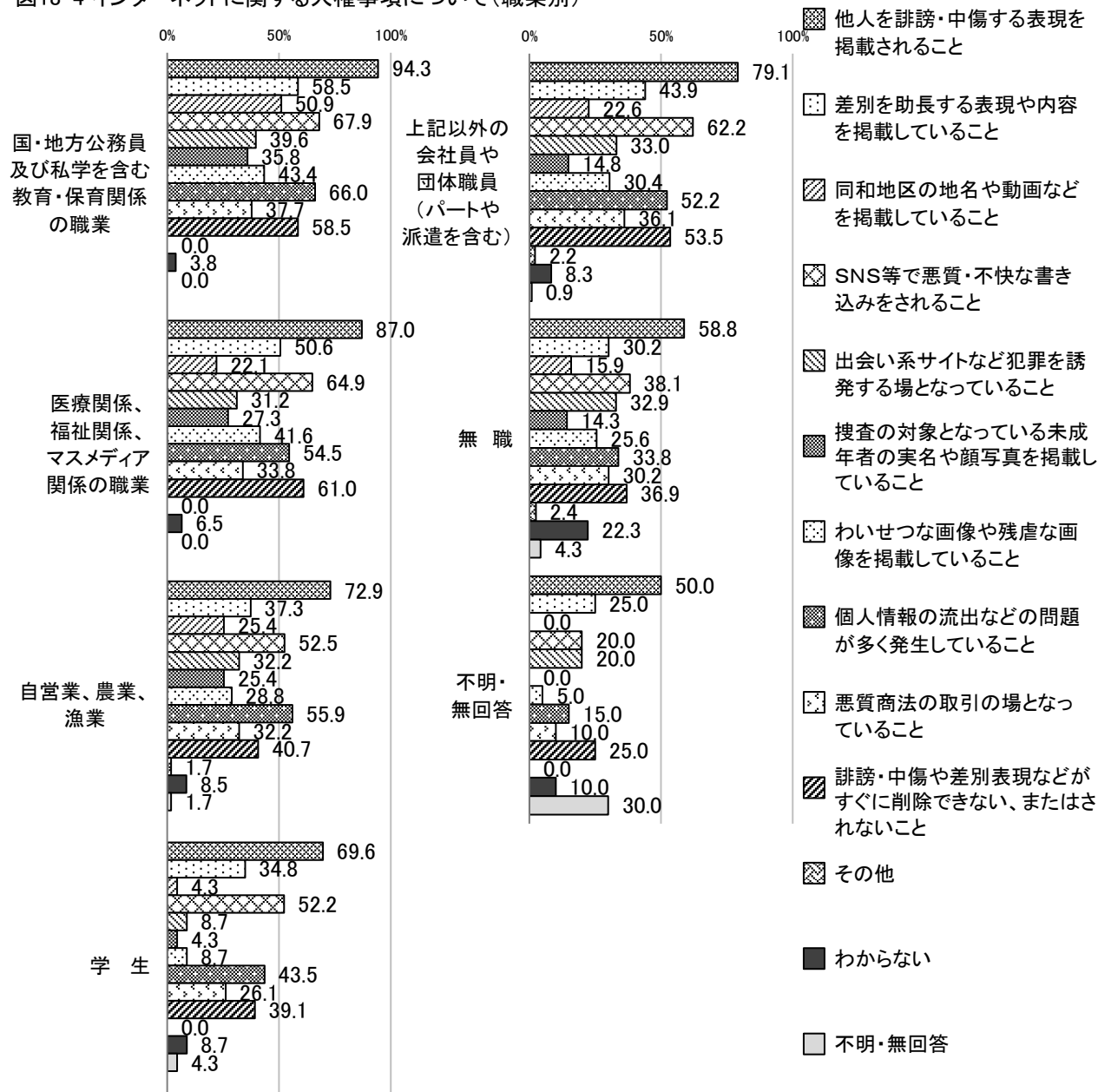
どの年齢層でも、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」が最も大きい項目となっている。次に、「SNS 等で悪質・不快な書き込みをされること」、「個人情報の流出などの問題が多く発生していること」、「誹謗・中傷や差別表現などが削除できない、またはされないこと」が、比較的高い数値となっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問18		インターネットに関する人権事項について					
		回答数	他の人を誹り中傷すること	差別的内容を掲載すること	動画・画像の地域名や個人情報を掲載すること	SNS等で悪質・不快な書き込みをする	出会い系サイトなどの誘惑的な場となつてい
全 体		790	561	305	164	401	254
		100.0	71.0	38.6	20.8	50.8	32.2
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	50	31	27	36	21
		100.0	94.3	58.5	50.9	67.9	39.6
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	67	39	17	50	24
		100.0	87.0	50.6	22.1	64.9	31.2
	自営業、農業、漁業	59	43	22	15	31	19
		100.0	72.9	37.3	25.4	52.5	32.2
	学 生	23	16	8	1	12	2
		100.0	69.6	34.8	4.3	52.2	8.7
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	182	101	52	143	76
		100.0	79.1	43.9	22.6	62.2	33.0
	無 職	328	193	99	52	125	108
		100.0	58.8	30.2	15.9	38.1	32.9
	不明・無回答	20	10	5	0	4	4
		100.0	50.0	25.0	0.0	20.0	20.0
問18		し残わい て虐いせ いなつな 画像画 像を像 掲載や	しの個人 情報情 報の報 の流 出な ど	と悪質 な商 法 の取 引 の場	は削表誹 されでな きなが ないす い、ぐ まに別 た	そ 他	わ か ら な い
全 体		229	354	255	360	14	108
		29.0	44.8	32.3	45.6	1.8	13.7
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	23	35	20	31	0	2
		43.4	66.0	37.7	58.5	0.0	3.8
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	32	42	26	47	0	5
		41.6	54.5	33.8	61.0	0.0	6.5
	自営業、農業、漁業	17	33	19	24	1	5
		28.8	55.9	32.2	40.7	1.7	8.5
	学 生	2	10	6	9	0	2
		8.7	43.5	26.1	39.1	0.0	8.7
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	70	120	83	123	5	19
		30.4	52.2	36.1	53.5	2.2	8.3
	無 職	84	111	99	121	8	73
		25.6	33.8	30.2	36.9	2.4	22.3
	不明・無回答	1	3	2	5	0	2
		5.0	15.0	10.0	25.0	0.0	10.0
							30.0

図18-4 インターネットに関する人権事項について(職業別)



どの職業においても、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」が最も高い数値になっている。次いで「SNS 等で悪質・不快な書き込みをされること」、「個人情報の流出などの問題が多く発生していること」、「誹謗・中傷や差別表現などが削除できない、またはされないこと」が、比較的高くなっている。

問19 インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと

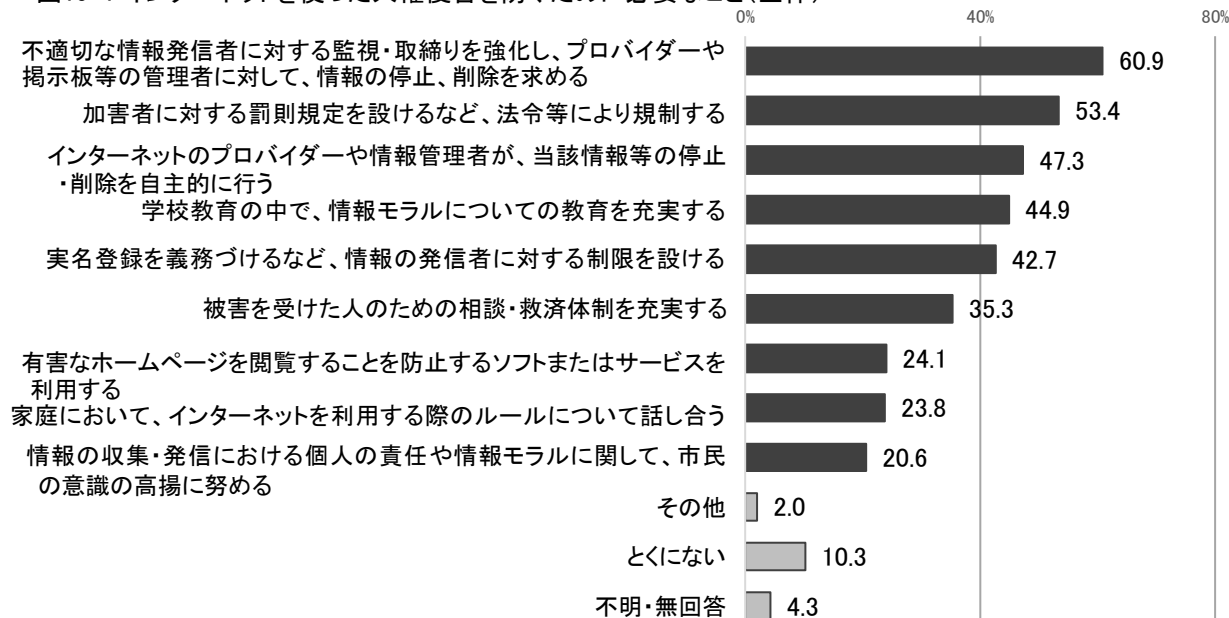
インターネットを使った人権侵害を防ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(該当するすべてに○)

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

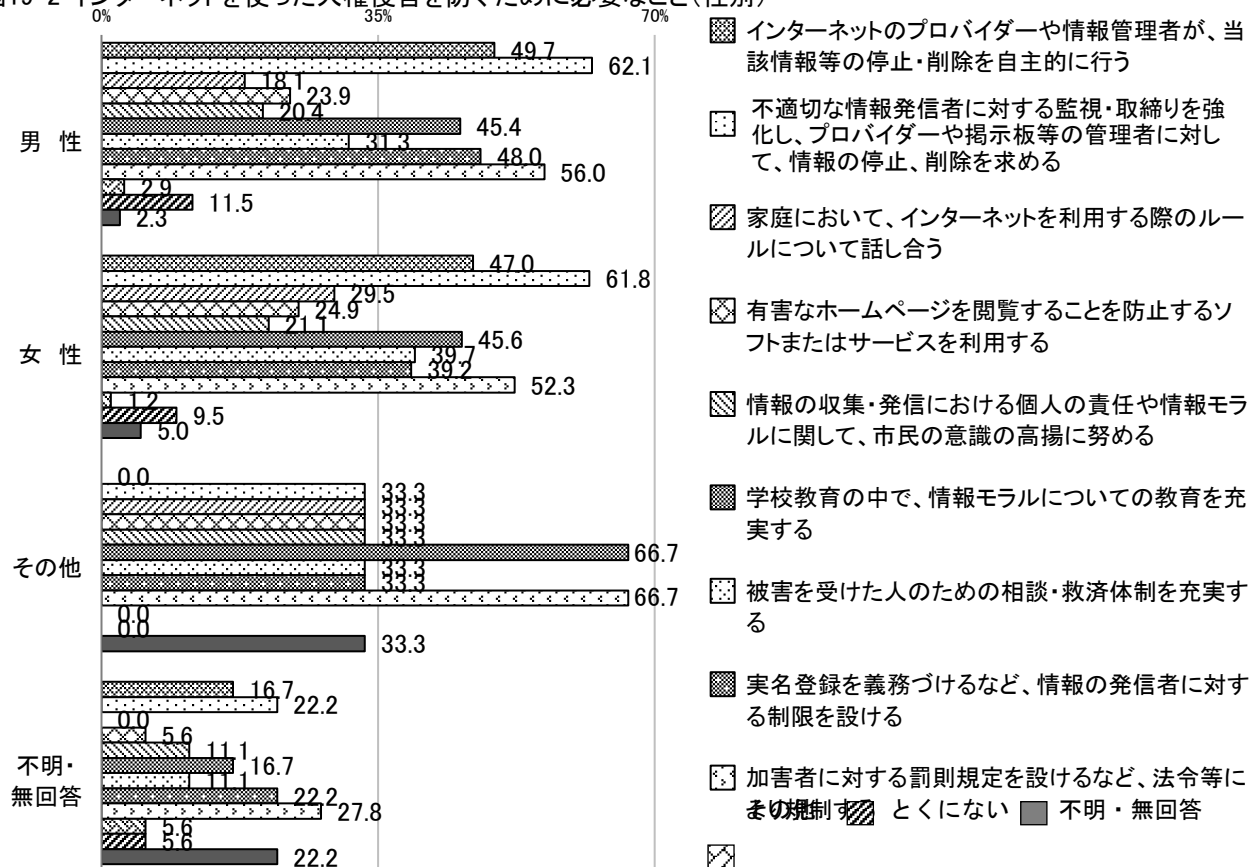
問19		インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと						
		回答数	インターネットの情報の停止・削除を自主的に	インターネットの情報の停止・削除を求め、情報板の停止、削除を求めている	不適切な情報発信者に対する監視・取り締まり強化し、管理者にたいして適切な情報発信を強化し、管理者にたいして適切な情報発信を求めている	家庭において、インターネットを利用する際のルールについて話し合う	有害なホームページを閲覧することは、ホームページを利用するソフトを閲覧することは、	

図19-1 インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと(全体)



「情報発信者に対する監視・取り締まり、管理者に情報の停止、削除を求める」、「加害者に対する罰則、法令等により規制」が、50%を超えている。

図19-2 インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと(性別)



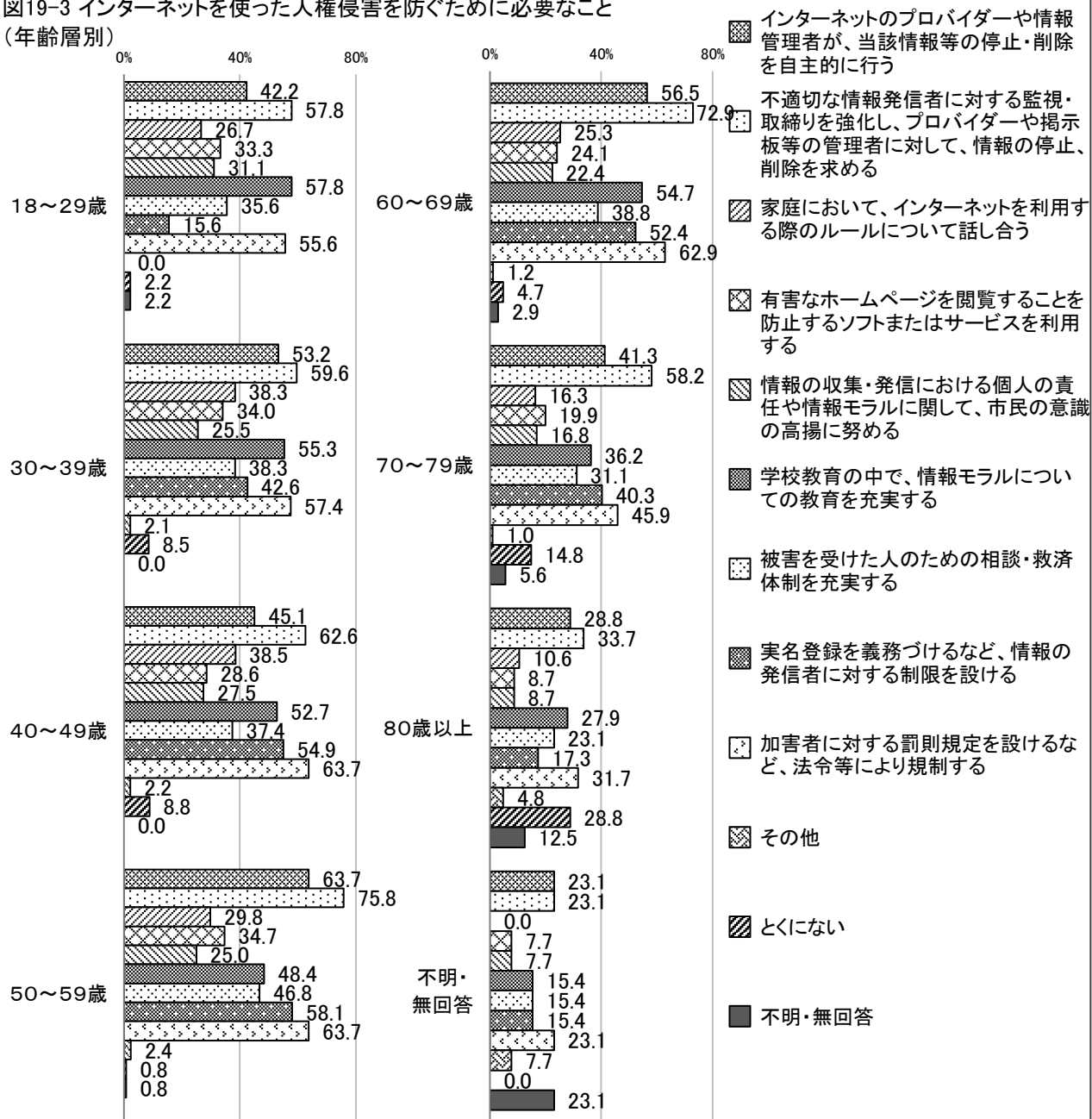
「実名登録を義務づけるなど、情報の発信者に対する制限を設ける」で男性が 8.8 ポイント高く、「家庭において、インターネットを利用する際のルールについて話し合う」で、女性が 11.4 ポイント高い。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問19		インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと						
		回答数	インターネットの情報の停止・削除を自主的に行う	不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、プロバイダーや掲示板等の管理者に対して、情報の停止、削除を求める	家庭において、インターネットを利用する際のルールについて話し合う	有害なホームページを閲覧することは防止するソフトまたはサービスを利用する	個人情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに努めて、市民の意識の高揚に努める	学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実する
全 体		790 100.0	374 47.3	481 60.9	188 23.8	190 24.1	163 20.6	355 44.9
年 齢	18～29歳	45 100.0	19 42.2	26 57.8	12 26.7	15 33.3	14 31.1	26 57.8
		47 100.0	25 53.2	28 59.6	18 38.3	16 34.0	12 25.5	26 55.3
	30～39歳	91 100.0	41 45.1	57 62.6	35 38.5	26 28.6	25 27.5	48 52.7
		124 100.0	79 63.7	94 75.8	37 29.8	43 34.7	31 25.0	60 48.4
	40～49歳	170 100.0	96 56.5	124 72.9	43 25.3	41 24.1	38 22.4	93 54.7
		196 100.0	81 41.3	114 58.2	32 16.3	39 19.9	33 16.8	71 36.2
	50～59歳	104 100.0	30 28.8	35 33.7	11 10.6	9 8.7	9 8.7	29 27.9
		13 100.0	3 23.1	3 23.1	0 0.0	1 7.7	1 7.7	2 15.4
	60～69歳							
	70～79歳							
	80歳以上							
	不明・無回答							
問19		被害を受けた人のための相談・救済体制を充実する	実名登録の義務づけなど、個人情報の設定に関する規制を強化する	加害者に対する罰則規定を設けるなど、法規令等により規制する	その他	とくにない	不明・無回答	
全 体		279 35.3	337 42.7	422 53.4	16 2.0	81 10.3	34 4.3	
年 齢	18～29歳	16 35.6	7 15.6	25 55.6	0 0.0	1 2.2	1 2.2	
		18 38.3	20 42.6	27 57.4	1 2.1	4 8.5	0 0.0	
	30～39歳	34 37.4	50 54.9	58 63.7	2 2.2	8 8.8	0 0.0	
		58 46.8	72 58.1	79 63.7	3 2.4	1 0.8	1 0.8	
	40～49歳	66 38.8	89 52.4	107 62.9	2 1.2	8 4.7	5 2.9	
		61 31.1	79 40.3	90 45.9	2 1.0	29 14.8	11 5.6	
	50～59歳	24 23.1	18 17.3	33 31.7	5 4.8	30 28.8	13 12.5	
		2 15.4	2 15.4	3 23.1	1 7.7	0 0.0	3 23.1	
	60～69歳							
	70～79歳							
	80歳以上							
	不明・無回答							

図19-3 インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと
(年齢層別)



70 歳以上から、回答率が小さくなるという回答の減少傾向(選択数が少ない)がみられる。

「不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、プロバイダーや掲示板等の管理者に対して、情報の停止、削除を求める」は、「50～59 歳」が 75.8%で最も高い。また、「加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する」が、18 歳から 69 歳まで 5 割から 6 割台となっている。

一方、「18～29歳」では、「実名登録を義務づけるなど、情報の発信者に対する制限を設ける」が 15.6%で、他の年齢層と比べて最も低い。

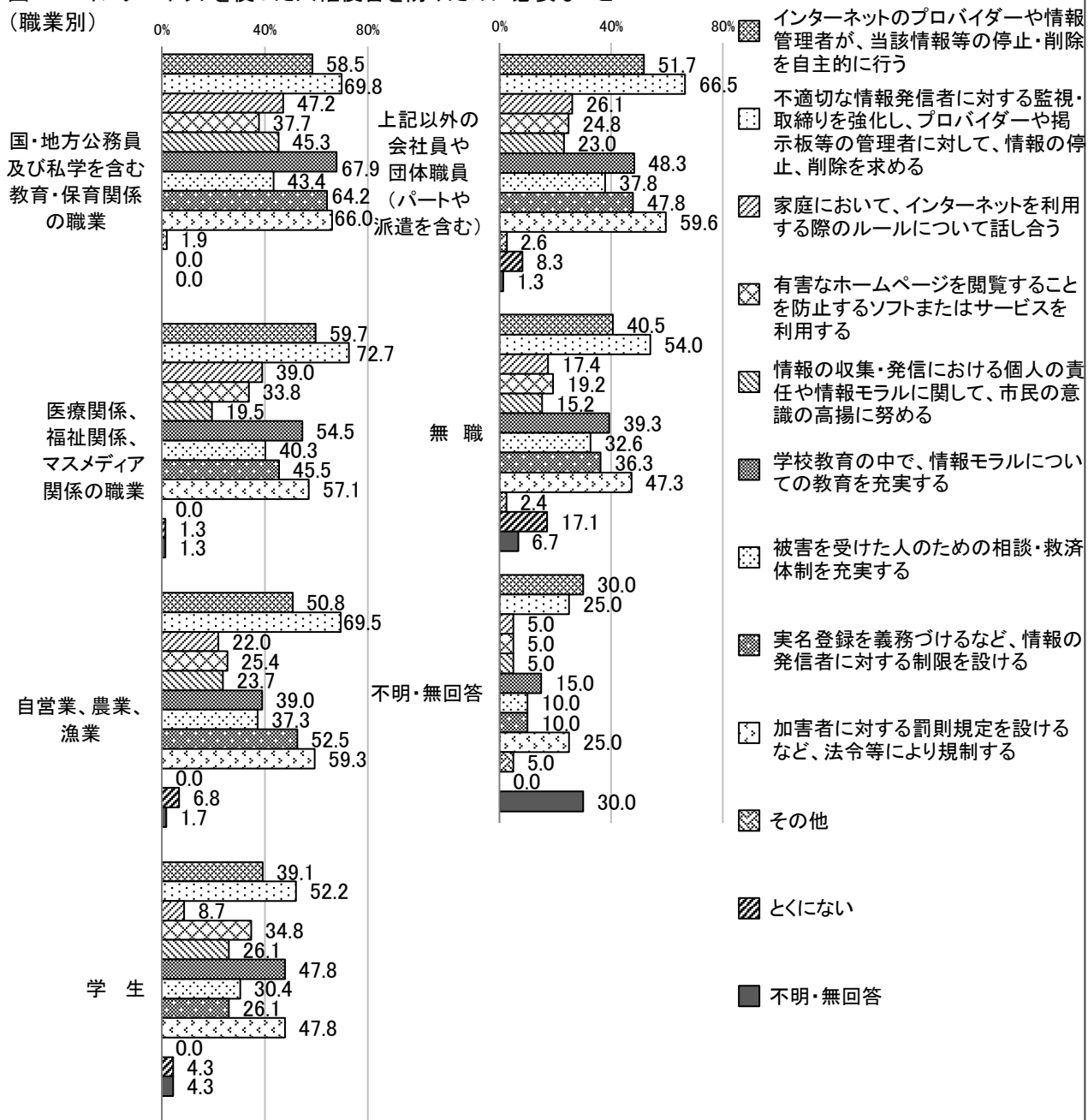
3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問19		インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと						
		回答数	インターネットの情報を等情に利用する	インターネットの情報を等情に利用する	インターネットの情報を等情に利用する	インターネットの情報を等情に利用する	インターネットの情報を等情に利用する	インターネットの情報を等情に利用する
全 体		790	374	481	188	190	163	355
		100.0	47.3	60.9	23.8	24.1	20.6	44.9
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	31	37	25	20	24	36
		100.0	58.5	69.8	47.2	37.7	45.3	67.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	46	56	30	26	15	42
		100.0	59.7	72.7	39.0	33.8	19.5	54.5
	自営業、農業、漁業	59	30	41	13	15	14	23
		100.0	50.8	69.5	22.0	25.4	23.7	39.0
	学 生	23	9	12	2	8	6	11
		100.0	39.1	52.2	8.7	34.8	26.1	47.8
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	119	153	60	57	53	111
		100.0	51.7	66.5	26.1	24.8	23.0	48.3
	無 職	328	133	177	57	63	50	129
		100.0	40.5	54.0	17.4	19.2	15.2	39.3
	不明・無回答	20	6	5	1	1	1	3
		100.0	30.0	25.0	5.0	5.0	5.0	15.0
問19		体た被	制発け実	よりな罰加	そ	わ	不	
		制め害	限信者名	りど則害	他	か	明	
		をのを	を者な登	規、規者		ら	・	
		充相受	設にど録	制法令を		な	無	
		実談け	対、を	する等設		い	回	
		す・た	るす情	るにける			答	
		る救済	る報務					
全 体		279	337	422	16	81	34	
		35.3	42.7	53.4	2.0	10.3	4.3	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	23	34	35	1	0	0	
		43.4	64.2	66.0	1.9	0.0	0.0	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	31	35	44	0	1	1	
		40.3	45.5	57.1	0.0	1.3	1.3	
	自営業、農業、漁業	22	31	35	0	4	1	
		37.3	52.5	59.3	0.0	6.8	1.7	
	学 生	7	6	11	0	1	1	
		30.4	26.1	47.8	0.0	4.3	4.3	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	87	110	137	6	19	3	
		37.8	47.8	59.6	2.6	8.3	1.3	
	無 職	107	119	155	8	56	22	
		32.6	36.3	47.3	2.4	17.1	6.7	
	不明・無回答	2	2	5	1	0	6	
		10.0	10.0	25.0	5.0	0.0	30.0	

図19-4 インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと

(職業別)



どの職業においても、「不適切な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化し、プロバイダーや掲示板等の管理者に対して、情報の停止、削除を求める」が最も高い。また、「加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する」も、高い割合になっている。

「学生」の、「家庭において、インターネットを利用する際のルールについて話し合う」8.7%は、他の職業と比べて最も低い。

問20 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について

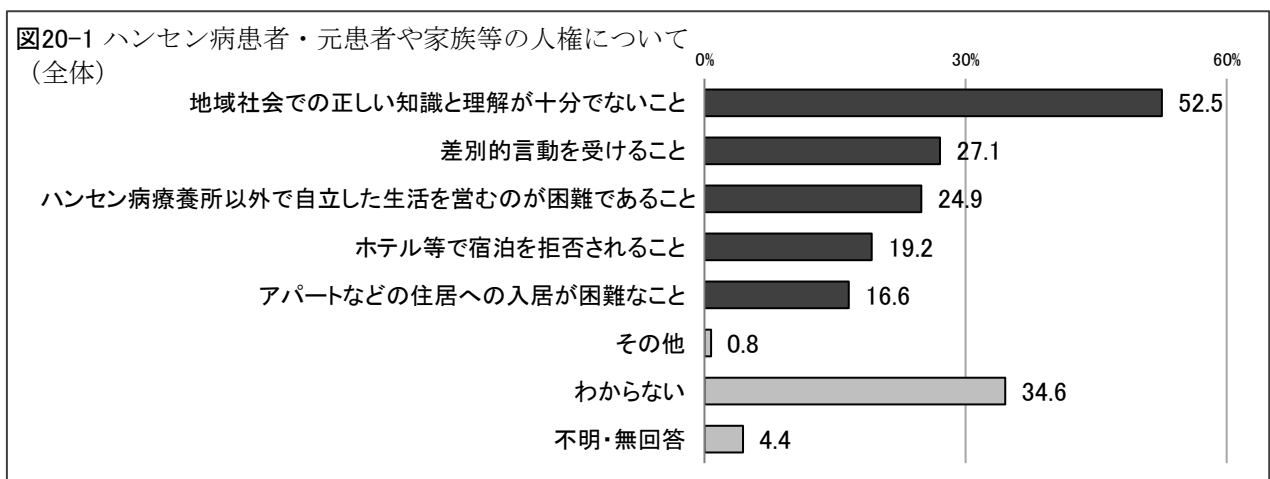
ハンセン病患者・元患者や家族等の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問20		ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について							
	回答数	地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと	ハンセン病患者が自立した生活をするのが困難であること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	差別的言動を受けること	ホテル等で宿泊を拒否されること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	415	197	131	214	152	6	273
		100.0	52.5	24.9	16.6	27.1	19.2	0.8	34.6
性別	男 性	348	188	81	57	87	56	3	122
		100.0	54.0	23.3	16.4	25.0	16.1	0.9	35.1
	女 性	421	220	115	72	124	94	3	141
		100.0	52.3	27.3	17.1	29.5	22.3	0.7	33.5
	その他	3	1	0	0	1	0	0	2
		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
	不明・無回答	18	6	1	2	2	2	0	8
		100.0	33.3	5.6	11.1	11.1	11.1	0.0	44.4

性別による特段の差異はない。



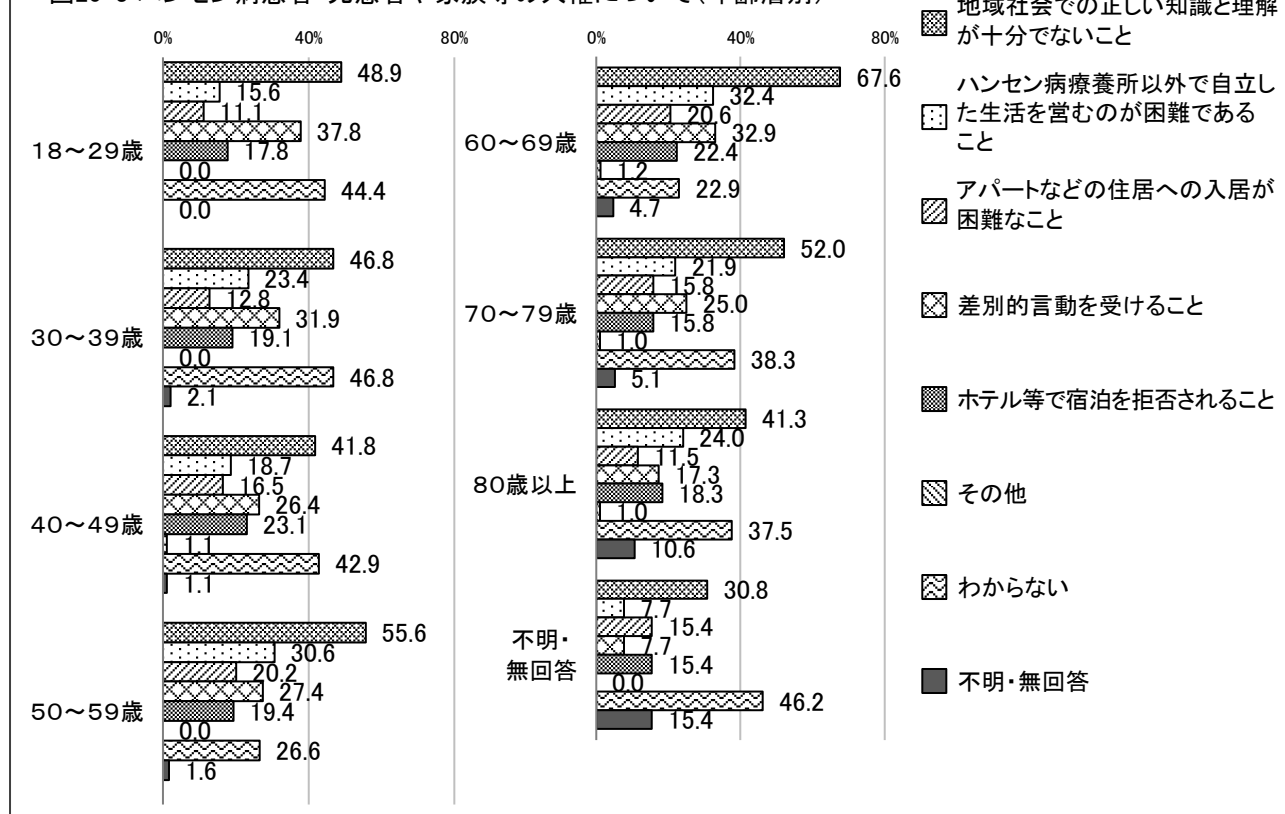
「地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」52.5%が最も高く、次いで「差別的言動を受けること」27.1%、「ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難であること」24.9%になっている。また、「わからない」が、34.6%と高い割合である。

2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問20		ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について								
		回答数	地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと	ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難なこと	アパートなどの住居への入居が困難なこと	差別的言動を受けること	ホテル等で宿泊を拒否されること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	415	197	131	214	152	6	273	35
		100.0	52.5	24.9	16.6	27.1	19.2	0.8	34.6	4.4
年 齢	18～29歳	45	22	7	5	17	8	0	20	0
		100.0	48.9	15.6	11.1	37.8	17.8	0.0	44.4	0.0
	30～39歳	47	22	11	6	15	9	0	22	1
		100.0	46.8	23.4	12.8	31.9	19.1	0.0	46.8	2.1
	40～49歳	91	38	17	15	24	21	1	39	1
		100.0	41.8	18.7	16.5	26.4	23.1	1.1	42.9	1.1
	50～59歳	124	69	38	25	34	24	0	33	2
		100.0	55.6	30.6	20.2	27.4	19.4	0.0	26.6	1.6
	60～69歳	170	115	55	35	56	38	2	39	8
		100.0	67.6	32.4	20.6	32.9	22.4	1.2	22.9	4.7
年 齢	70～79歳	196	102	43	31	49	31	2	75	10
		100.0	52.0	21.9	15.8	25.0	15.8	1.0	38.3	5.1
	80歳以上	104	43	25	12	18	19	1	39	11
		100.0	41.3	24.0	11.5	17.3	18.3	1.0	37.5	10.6
年 齢	不明・無回答	13	4	1	2	1	2	0	6	2
		100.0	30.8	7.7	15.4	7.7	15.4	0.0	46.2	15.4

図20-3 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について(年齢層別)



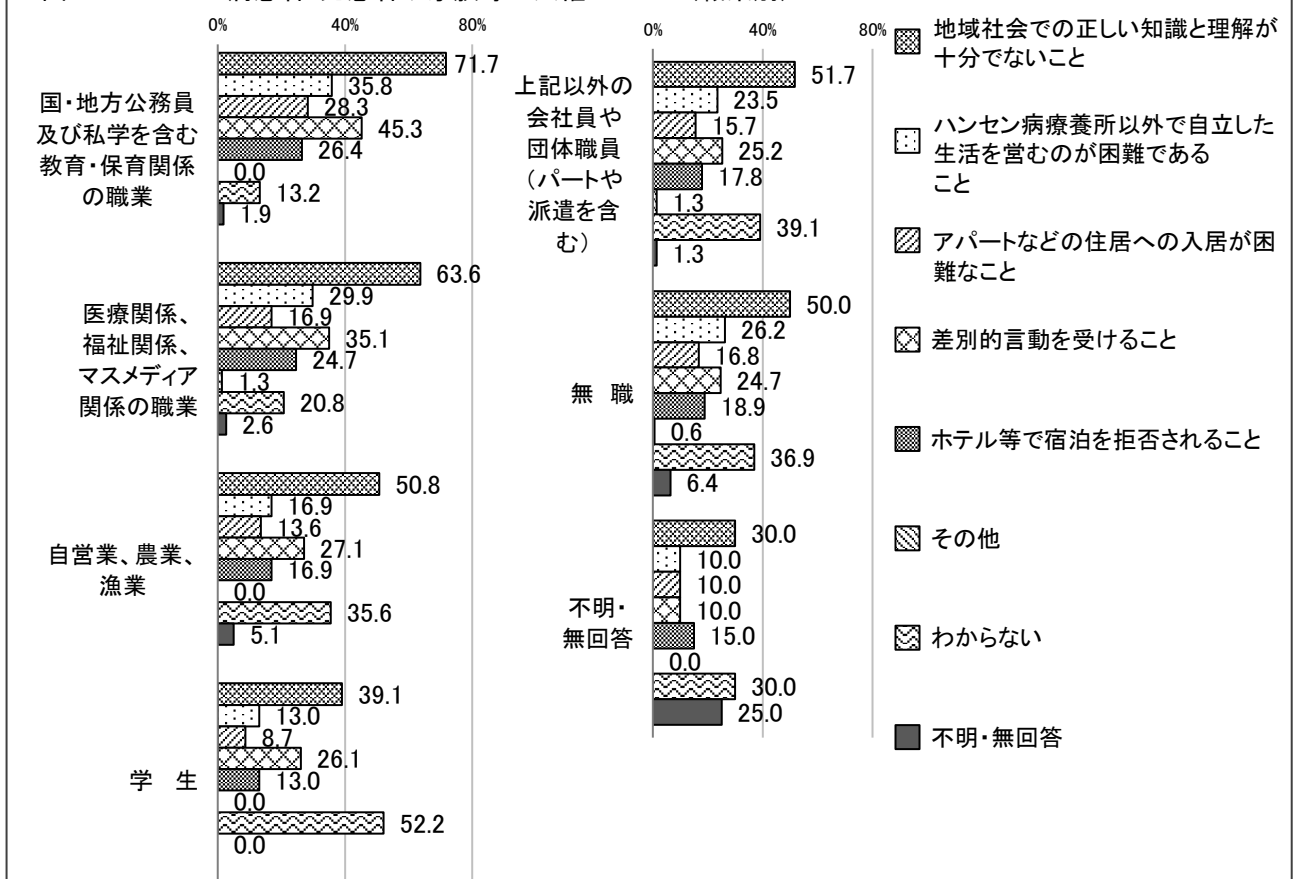
どの年齢層においても、「地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」が高い割合である。また、「わからない」が、どの年齢層にも大きな数値で見られる。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問20		ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について								
		回答数	知識と理解が十分でないこと	地域社会での正しい生活が営むのが困難なこと	ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難なこと	アパートなどの住居への入居が困難なこと	差別的言動を受けること	ホテル等で宿泊を拒否されること	その他	わからない
全 体		790	415	197	131	214	152	6	273	35
		100.0	52.5	24.9	16.6	27.1	19.2	0.8	34.6	4.4
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	38	19	15	24	14	0	7	1
		100.0	71.7	35.8	28.3	45.3	26.4	0.0	13.2	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	49	23	13	27	19	1	16	2
		100.0	63.6	29.9	16.9	35.1	24.7	1.3	20.8	2.6
	自営業、農業、漁業	59	30	10	8	16	10	0	21	3
		100.0	50.8	16.9	13.6	27.1	16.9	0.0	35.6	5.1
	学 生	23	9	3	2	6	3	0	12	0
		100.0	39.1	13.0	8.7	26.1	13.0	0.0	52.2	0.0
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	119	54	36	58	41	3	90	3
		100.0	51.7	23.5	15.7	25.2	17.8	1.3	39.1	1.3
業	無 職	328	164	86	55	81	62	2	121	21
		100.0	50.0	26.2	16.8	24.7	18.9	0.6	36.9	6.4
	不明・無回答	20	6	2	2	2	3	0	6	5
100.0		30.0	10.0	10.0	10.0	15.0	0.0	30.0	25.0	

図20-4 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について(職業別)



どの職業においても、「地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」が高い割合である。また、「学生」の「分からない」52.2%は、他と比べても大きい。

問21 北朝鮮当局による拉致被害者等に関わる人権について

北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するすべてに○）

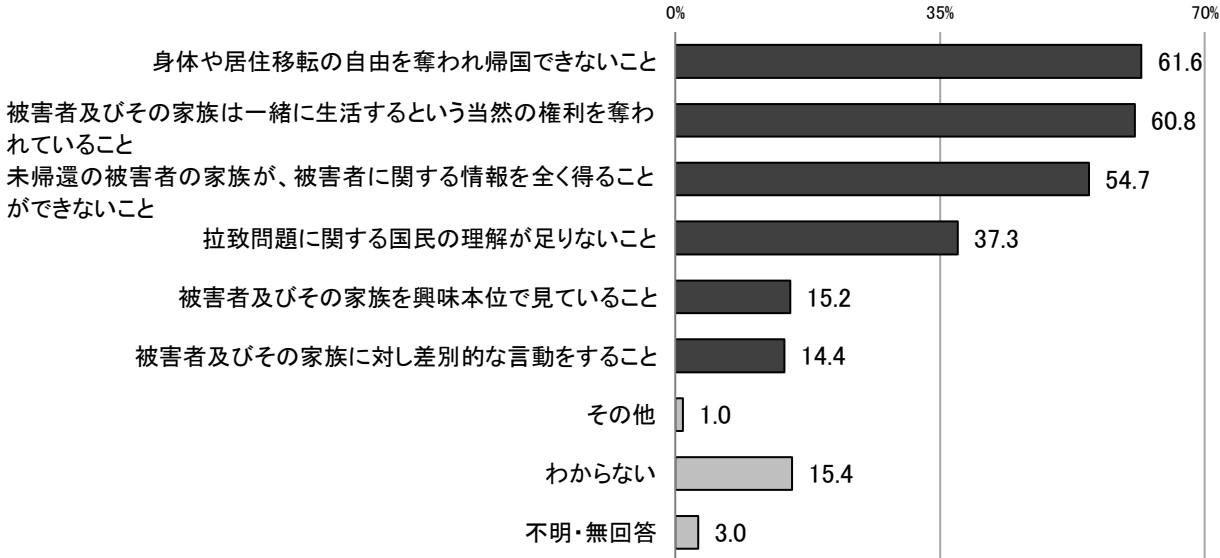
1）全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問21		北朝鮮当局による拉致被害者に関わる人権について									
		回答数	身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと	権利を奪われていること	被害者及びその家族は一緒に生活するとう当然の	未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと	被害者及びその家族に対し差別的な言動をすること	被害者及びその家族を興味本位で見ていること	拉致問題に関する国民の理解が足りないこと	その他	わからない
全 体		790	487	480	432	114	120	295	8	122	24
		100.0	61.6	60.8	54.7	14.4	15.2	37.3	1.0	15.4	3.0
性別	男 性	348	221	212	190	49	55	135	4	52	9
		100.0	63.5	60.9	54.6	14.1	15.8	38.8	1.1	14.9	2.6
	女 性	421	254	257	235	64	65	157	4	67	13
		100.0	60.3	61.0	55.8	15.2	15.4	37.3	1.0	15.9	3.1
	その他	3	2	1	2	0	0	1	0	1	0
		100.0	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
	不明・無回答	18	10	10	5	1	0	2	0	2	2
		100.0	55.6	55.6	27.8	5.6	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1

性別による特段の差異はない。

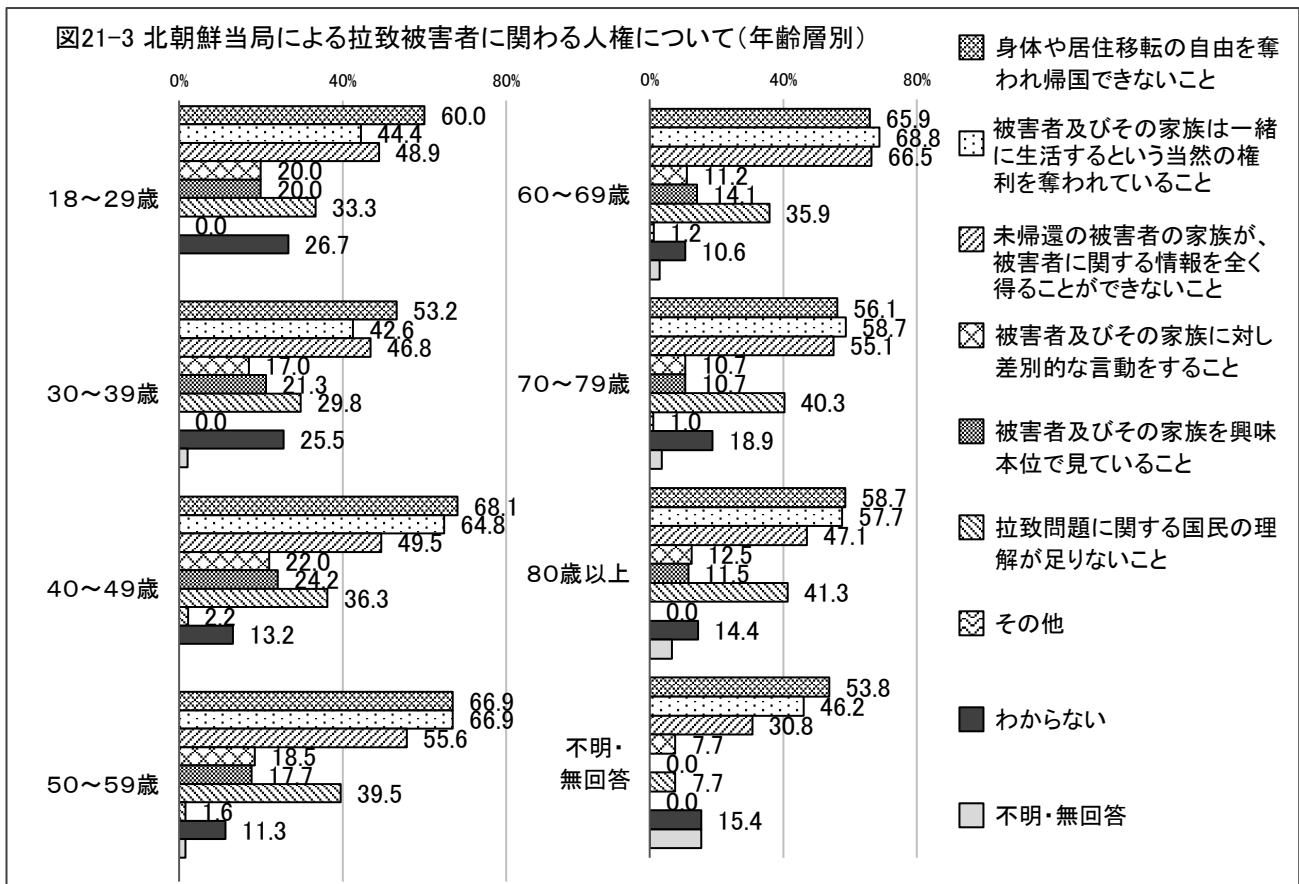
図21-1 北朝鮮当局による拉致被害者に関わる人権について（全体）



「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと」61.6%が最も高く、次いで「被害者及びその家族と一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」60.8%、「未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと」54.7%となっている。

2) 年齢層別特徴

問21		北朝鮮当局による拉致被害者に関わる人権について									
		回答数	身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと	被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること	被帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと	被害者及びその家族に対し差別的な言動をすること	被害者及びその家族を興味本位で見ていること	拉致問題に関する国民の理解が足りないこと	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	487	480	432	114	120	295	8	122	24
		100.0	61.6	60.8	54.7	14.4	15.2	37.3	1.0	15.4	3.0
年 齢	18～29歳	45	27	20	22	9	9	15	0	12	0
		100.0	60.0	44.4	48.9	20.0	20.0	33.3	0.0	26.7	0.0
	30～39歳	47	25	20	22	8	10	14	0	12	1
		100.0	53.2	42.6	46.8	17.0	21.3	29.8	0.0	25.5	2.1
	40～49歳	91	62	59	45	20	22	33	2	12	0
		100.0	68.1	64.8	49.5	22.0	24.2	36.3	2.2	13.2	0.0
	50～59歳	124	83	83	69	23	22	49	2	14	2
		100.0	66.9	66.9	55.6	18.5	17.7	39.5	1.6	11.3	1.6
	60～69歳	170	112	117	113	19	24	61	2	18	5
		100.0	65.9	68.8	66.5	11.2	14.1	35.9	1.2	10.6	2.9
	70～79歳	196	110	115	108	21	21	79	2	37	7
		100.0	56.1	58.7	55.1	10.7	10.7	40.3	1.0	18.9	3.6
	80歳以上	104	61	60	49	13	12	43	0	15	7
		100.0	58.7	57.7	47.1	12.5	11.5	41.3	0.0	14.4	6.7
	不明・無回答	13	7	6	4	1	0	1	0	2	2
		100.0	53.8	46.2	30.8	7.7	0.0	7.7	0.0	15.4	15.4

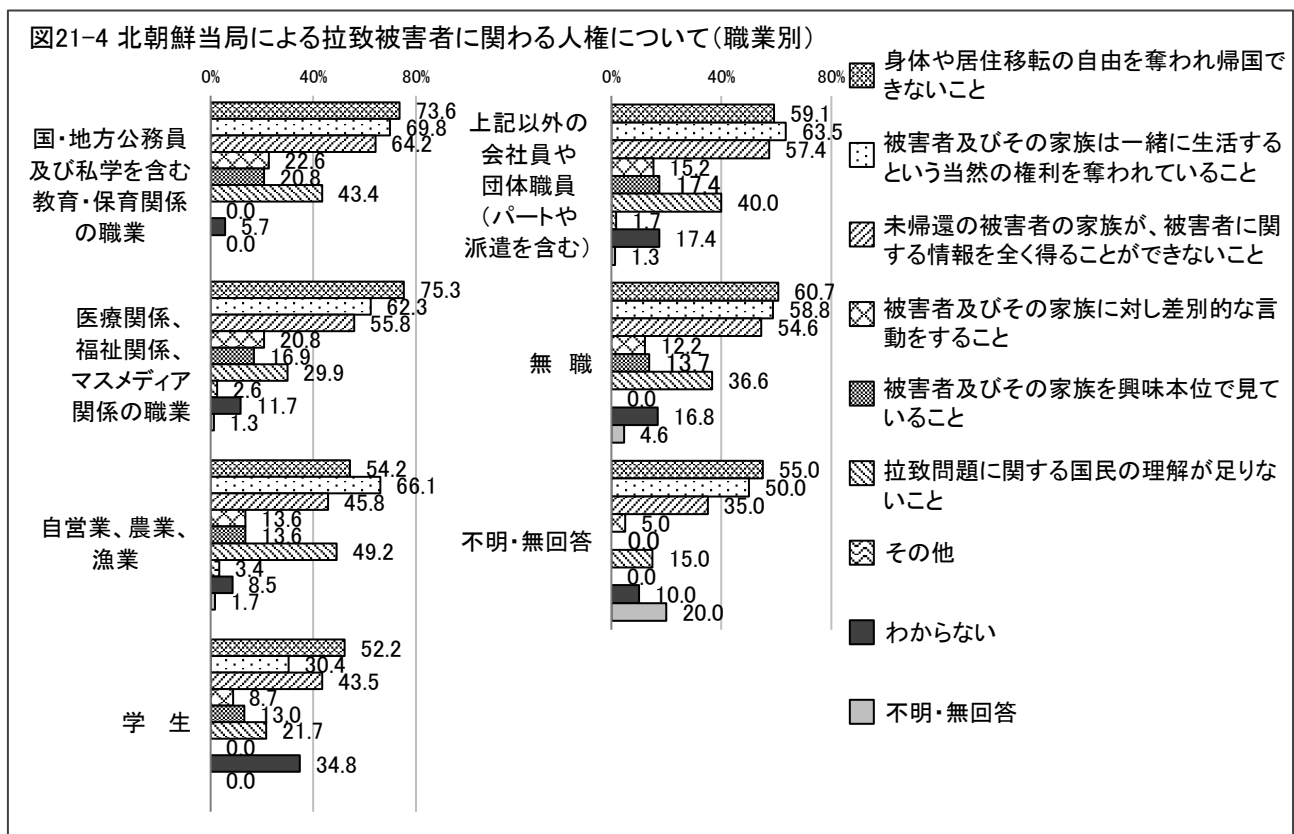


49歳以下の年齢層では、「被害者及びその家族を興味本位で見ること」が50歳以上の年齢層よりも高く、39歳以下の年齢層では、「わからない」が他の年齢層と比べて高い。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問21		北朝鮮当局による拉致被害者に関わる人権について								
		回答数	奪われ帰国できないこと	身体や居住移転の自由を奪われていること	被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること	被害者及びその家族が、一緒に生活する家族と一緒に生活する権利を奪われていること	被害者及びその家族が、一緒に生活する家族と一緒に生活する権利を奪われていること	被害者及びその家族が、一緒に生活する家族と一緒に生活する権利を奪われていること	被害者及びその家族が、一緒に生活する家族と一緒に生活する権利を奪われていること	被害者及びその家族が、一緒に生活する家族と一緒に生活する権利を奪われていること
全 体		790	487	480	432	114	120	295	8	122
		100.0	61.6	60.8	54.7	14.4	15.2	37.3	1.0	15.4
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	39	37	34	12	11	23	0	3
		100.0	73.6	69.8	64.2	22.6	20.8	43.4	0.0	5.7
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	58	48	43	16	13	23	2	9
		100.0	75.3	62.3	55.8	20.8	16.9	29.9	2.6	11.7
	自営業、農業、漁業	59	32	39	27	8	8	29	2	5
		100.0	54.2	66.1	45.8	13.6	13.6	49.2	3.4	8.5
	学 生	23	12	7	10	2	3	5	0	8
		100.0	52.2	30.4	43.5	8.7	13.0	21.7	0.0	34.8
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	136	146	132	35	40	92	4	40
		100.0	59.1	63.5	57.4	15.2	17.4	40.0	1.7	17.4
業	無 職	328	199	193	179	40	45	120	0	55
		100.0	60.7	58.8	54.6	12.2	13.7	36.6	0.0	16.8
	不明・無回答	20	11	10	7	1	0	3	0	2
		100.0	55.0	50.0	35.0	5.0	0.0	15.0	0.0	10.0



「学生」では、他の職業で高い割合である「一緒に生活する権利を奪われている」が30.4%と低く、また、「わからない」が34.8%で、他と比べて高い。

問22 刑を終えて出所した人の人権について

刑を終えて出所した人の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。（該当するすべてに○）

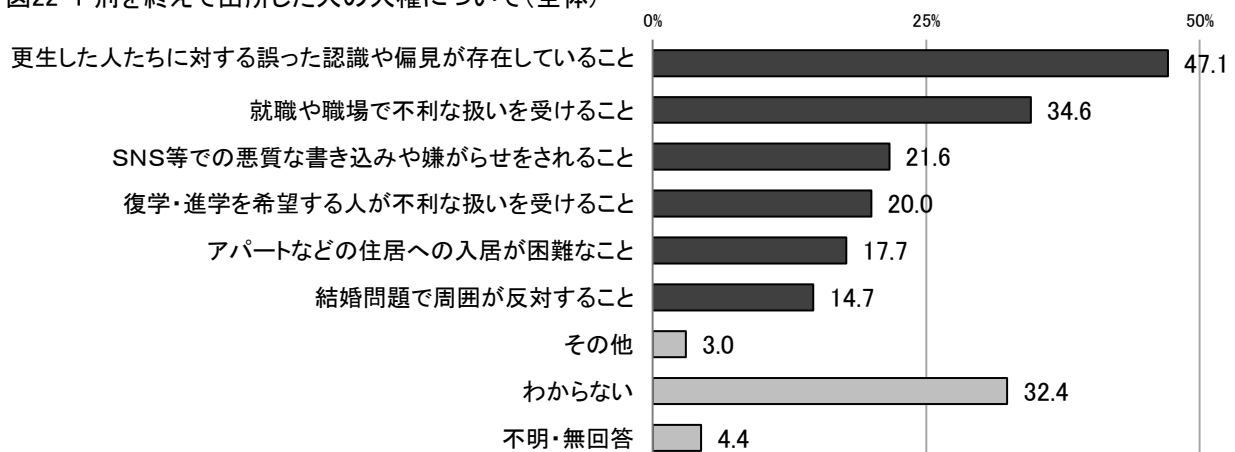
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問22		刑を終えて出所した人の人権について									
		回答数	更生した人たちの偏見が存在していること	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	結婚問題で周囲が反対すること	SNS等での悪質な書き込みや嫌がらせをされること	復学・進学を希望する人が不利な扱いを受けること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	372	273	140	116	171	158	24	256	35
		100.0	47.1	34.6	17.7	14.7	21.6	20.0	3.0	32.4	4.4
性別	男 性	348	170	116	56	48	76	60	14	108	11
		100.0	48.9	33.3	16.1	13.8	21.8	17.2	4.0	31.0	3.2
	女 性	421	195	153	83	65	95	98	9	140	20
		100.0	46.3	36.3	19.7	15.4	22.6	23.3	2.1	33.3	4.8
	その他	3	1	1	0	1	0	0	0	2	0
		100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
	不明・無回答	18	6	3	1	2	0	0	1	6	4
		100.0	33.3	16.7	5.6	11.1	0.0	0.0	5.6	33.3	22.2

性別による特段の差異はない。

図22-1 刑を終えて出所した人の人権について(全体)



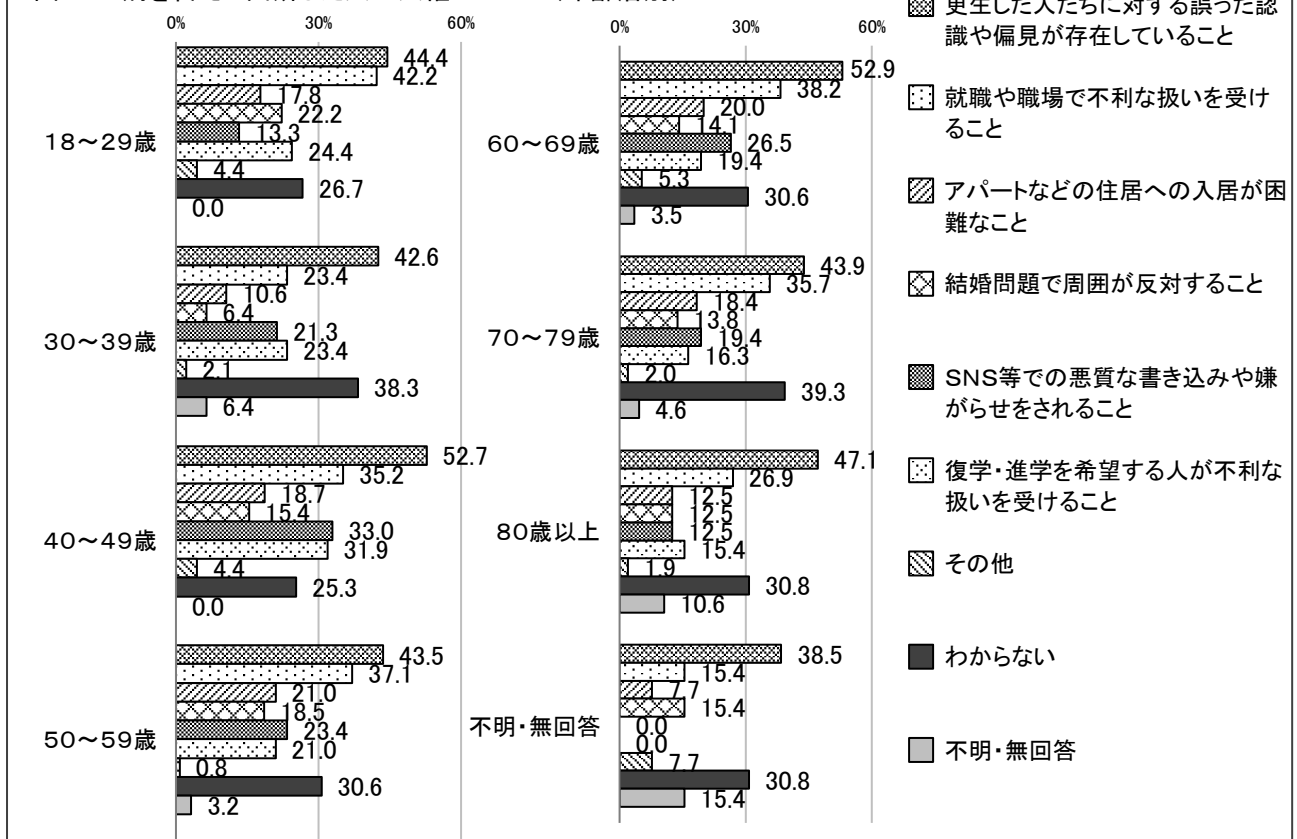
「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」47.1%、「就職や職場で不利な扱いを受けること」34.6%の2項目が高い。また、「わからない」も32.4%と高くなっている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問22		刑を終えて出所した人の人権について									
		回答数	更生した人たちの誤った認識や偏見が存在していること	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	結婚問題で周囲が反対すること	SNS等での悪質な書き込みや嫌がらせをされること	復学・進学を希望する人が不利な扱いを受けること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	372	273	140	116	171	158	24	256	35
		100.0	47.1	34.6	17.7	14.7	21.6	20.0	3.0	32.4	4.4
年 齢	18～29歳	45	20	19	8	10	6	11	2	12	0
		100.0	44.4	42.2	17.8	22.2	13.3	24.4	4.4	26.7	0.0
	30～39歳	47	20	11	5	3	10	11	1	18	3
		100.0	42.6	23.4	10.6	6.4	21.3	23.4	2.1	38.3	6.4
	40～49歳	91	48	32	17	14	30	29	4	23	0
		100.0	52.7	35.2	18.7	15.4	33.0	31.9	4.4	25.3	0.0
	50～59歳	124	54	46	26	23	29	26	1	38	4
		100.0	43.5	37.1	21.0	18.5	23.4	21.0	0.8	30.6	3.2
	60～69歳	170	90	65	34	24	45	33	9	52	6
		100.0	52.9	38.2	20.0	14.1	26.5	19.4	5.3	30.6	3.5
	70～79歳	196	86	70	36	27	38	32	4	77	9
		100.0	43.9	35.7	18.4	13.8	19.4	16.3	2.0	39.3	4.6
	80歳以上	104	49	28	13	13	13	16	2	32	11
		100.0	47.1	26.9	12.5	12.5	12.5	15.4	1.9	30.8	10.6
	不明・無回答	13	5	2	1	2	0	0	1	4	2
		100.0	38.5	15.4	7.7	15.4	0.0	0.0	7.7	30.8	15.4

図22-3 刑を終えて出所した人の人権について(年齢層別)



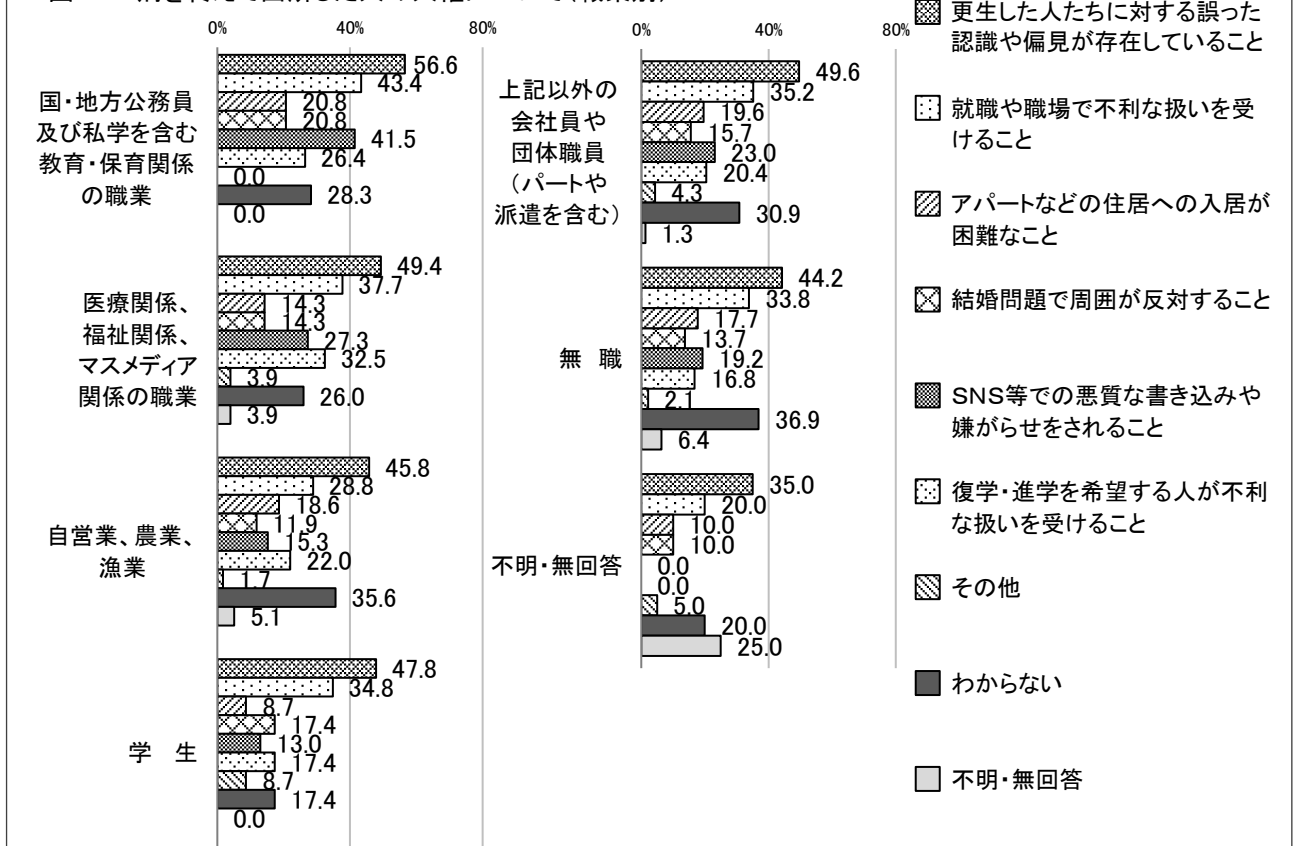
どの年齢層においても、「更生した人々に対する誤った認識や偏見が存在していること」が最も高い。また、「分からない」が、どの年齢層でも高くなっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問22		刑を終えて出所した人の人権について									
		回答数	更生した人たちに誤った認識や偏見が存在していること	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	結婚問題で周囲が反対すること	SNS等での悪質な書き込みや嫌がらせをされること	復学・進学を希望する人が不利な扱いを受けること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	372	273	140	116	171	158	24	256	35
		100.0	47.1	34.6	17.7	14.7	21.6	20.0	3.0	32.4	4.4
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	30	23	11	11	22	14	0	15	0
		100.0	56.6	43.4	20.8	20.8	41.5	26.4	0.0	28.3	0.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	38	29	11	11	21	25	3	20	3
		100.0	49.4	37.7	14.3	14.3	27.3	32.5	3.9	26.0	3.9
	自営業、農業、漁業	59	27	17	11	7	9	13	1	21	3
		100.0	45.8	28.8	18.6	11.9	15.3	22.0	1.7	35.6	5.1
	学 生	23	11	8	2	4	3	4	2	4	0
		100.0	47.8	34.8	8.7	17.4	13.0	17.4	8.7	17.4	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	114	81	45	36	53	47	10	71	3
		100.0	49.6	35.2	19.6	15.7	23.0	20.4	4.3	30.9	1.3
業	無 職	328	145	111	58	45	63	55	7	121	21
		100.0	44.2	33.8	17.7	13.7	19.2	16.8	2.1	36.9	6.4
	不明・無回答	20	7	4	2	2	0	0	1	4	5
		100.0	35.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	5.0	20.0	25.0

図22-4 刑を終えて出所した人の人権について(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の、「SNS 等での悪質な書き込みや嫌がらせをされること」41.5%は、他と比べて高い。また、どの職業にも、「わからない」が高い割合である。

問23 犯罪被害者やその家族の人権について

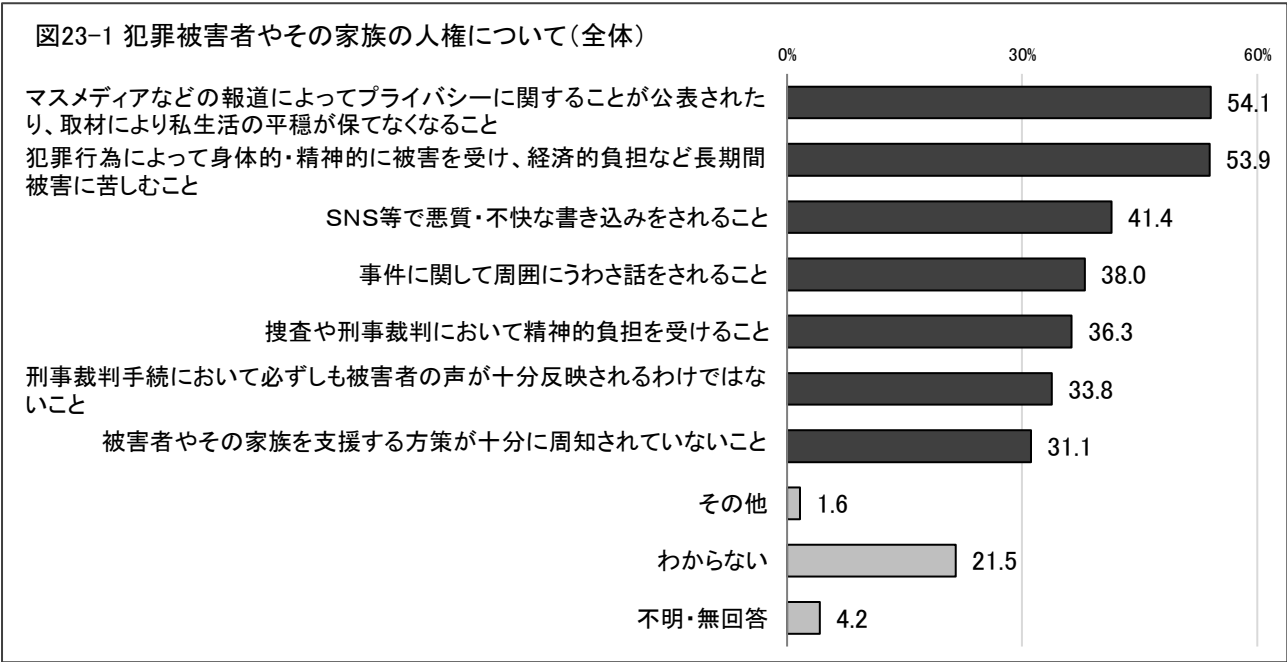
犯罪被害者やその家族の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問23		犯罪被害者やその家族の人権について										
		回答数	犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと	捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること	被害者の声が十分反映されるわけではないこと	事件に関して周囲にうわさ話をされること	被害者やその家族を支援する方策が十分に周知されていないこと	活の公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなる	マスメディアなどの報道によつてプライバシーに関することが	S N S等で悪質・不快な書き込みをされること	その他	わからない
全 体		790	426	287	267	300	246	427	327	13	170	33
		100.0	53.9	36.3	33.8	38.0	31.1	54.1	41.4	1.6	21.5	4.2
性 別	男 性	348	190	131	132	126	112	193	151	8	69	10
		100.0	54.6	37.6	37.9	36.2	32.2	55.5	43.4	2.3	19.8	2.9
	女 性	421	230	151	131	167	132	229	171	5	95	20
		100.0	54.6	35.9	31.1	39.7	31.4	54.4	40.6	1.2	22.6	4.8
	その他	3	1	1	0	2	1	2	0	0	1	0
		100.0	33.3	33.3	0.0	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	不明・無回答	18	5	4	4	5	1	3	5	0	5	3
		100.0	27.8	22.2	22.2	27.8	5.6	16.7	27.8	0.0	27.8	16.7

性別による特段の差異はない。



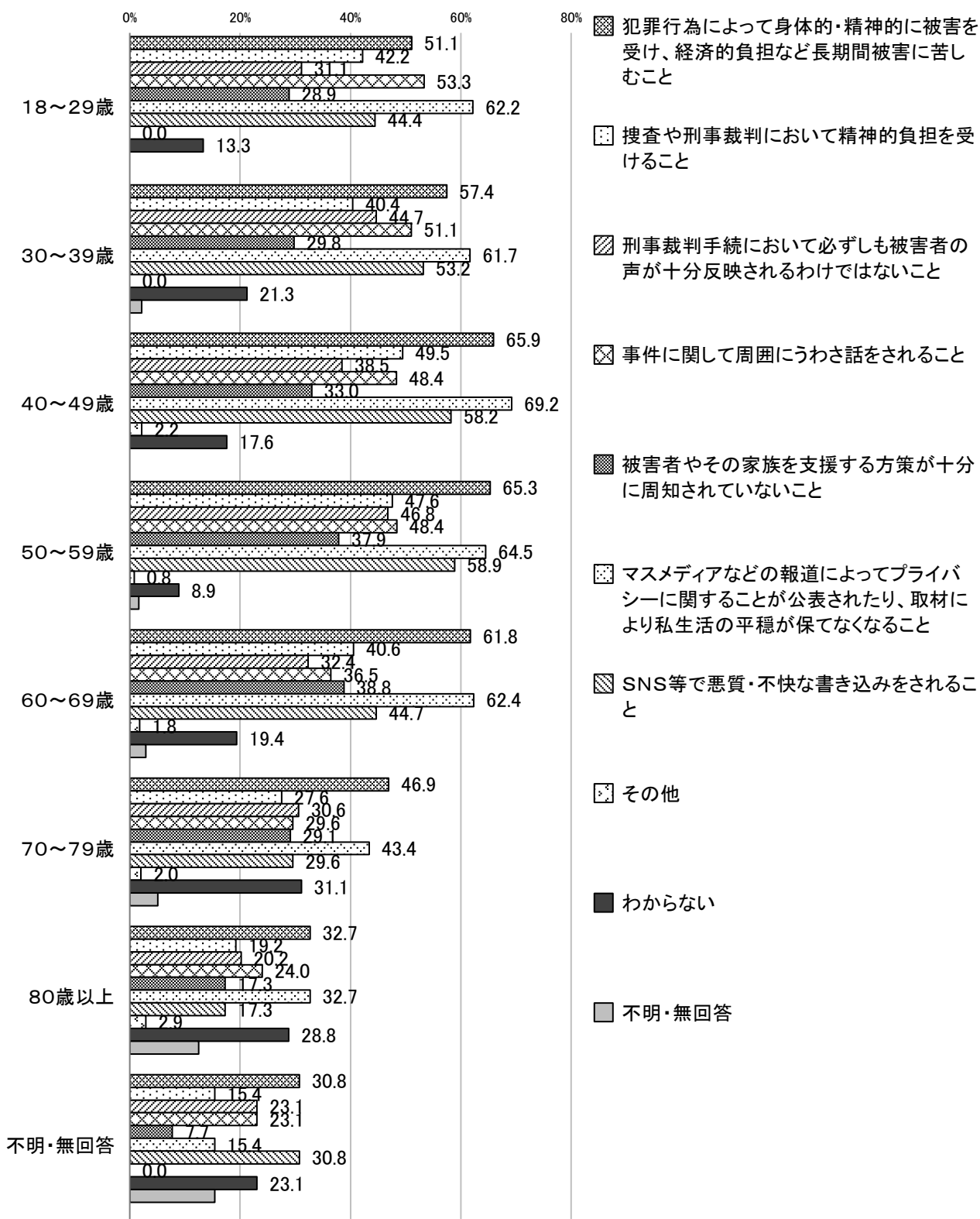
「プライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保たれなくなること」54.1%、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」53.9%の二項目が、5割を超えている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問23		犯罪被害者やその家族の人権について										
		回答数	な 的 犯 どに 罪 長被 行 期害 為 間を に 被受 よ 害け っ に、て 苦経 身 し済 体 む的 的 こ負・ と担 精 精 神	負 捜 担 査 を や 受 刑 け 事 る 裁 こ 判 と 決 に お い て 精 神 的	わ 被 刑 け 害 事 で 者 裁 は の 判 な 声 手 い が 続 こ 十 に と 分 お と 反 い 映 て さ 必 れ ず る し も	さ 事 れ 件 る に こ 関 と し て 周 囲 に う わ さ 話 を	こ 方 被 と 策 害 が 者 十 や 分 そ に の 周 家 知 族 さ を れ 支 て 援 い す な る い	活 公 て マ の 表 プ ス 平 さ ラ メ 穏 れ イ デ が た バ イ 保 り シ ア 、 ー な 取 に ど く 材 関 の な る す 報 り よ り 道 と 私 こ に 生 が つ	み S を N さ S れ 等 る で こ 悪 と 質 ・ 不 快 な 書 き 込	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		790	426	287	267	300	246	427	327	13	170	33
		100.0	53.9	36.3	33.8	38.0	31.1	54.1	41.4	1.6	21.5	4.2
年 齢	18～29歳	45	23	19	14	24	13	28	20	0	6	0
		100.0	51.1	42.2	31.1	53.3	28.9	62.2	44.4	0.0	13.3	0.0
	30～39歳	47	27	19	21	24	14	29	25	0	10	1
		100.0	57.4	40.4	44.7	51.1	29.8	61.7	53.2	0.0	21.3	2.1
	40～49歳	91	60	45	35	44	30	63	53	2	16	0
		100.0	65.9	49.5	38.5	48.4	33.0	69.2	58.2	2.2	17.6	0.0
	50～59歳	124	81	59	58	60	47	80	73	1	11	2
		100.0	65.3	47.6	46.8	48.4	37.9	64.5	58.9	0.8	8.9	1.6
	60～69歳	170	105	69	55	62	66	106	76	3	33	5
		100.0	61.8	40.6	32.4	36.5	38.8	62.4	44.7	1.8	19.4	2.9
	70～79歳	196	92	54	60	58	57	85	58	4	61	10
		100.0	46.9	27.6	30.6	29.6	29.1	43.4	29.6	2.0	31.1	5.1
	80歳以上	104	34	20	21	25	18	34	18	3	30	13
		100.0	32.7	19.2	20.2	24.0	17.3	32.7	17.3	2.9	28.8	12.5
	不明・無回答	13	4	2	3	3	1	2	4	0	3	2
		100.0	30.8	15.4	23.1	23.1	7.7	15.4	30.8	0.0	23.1	15.4

図23-3 犯罪被害者やその家族の人権について(年齢層別)



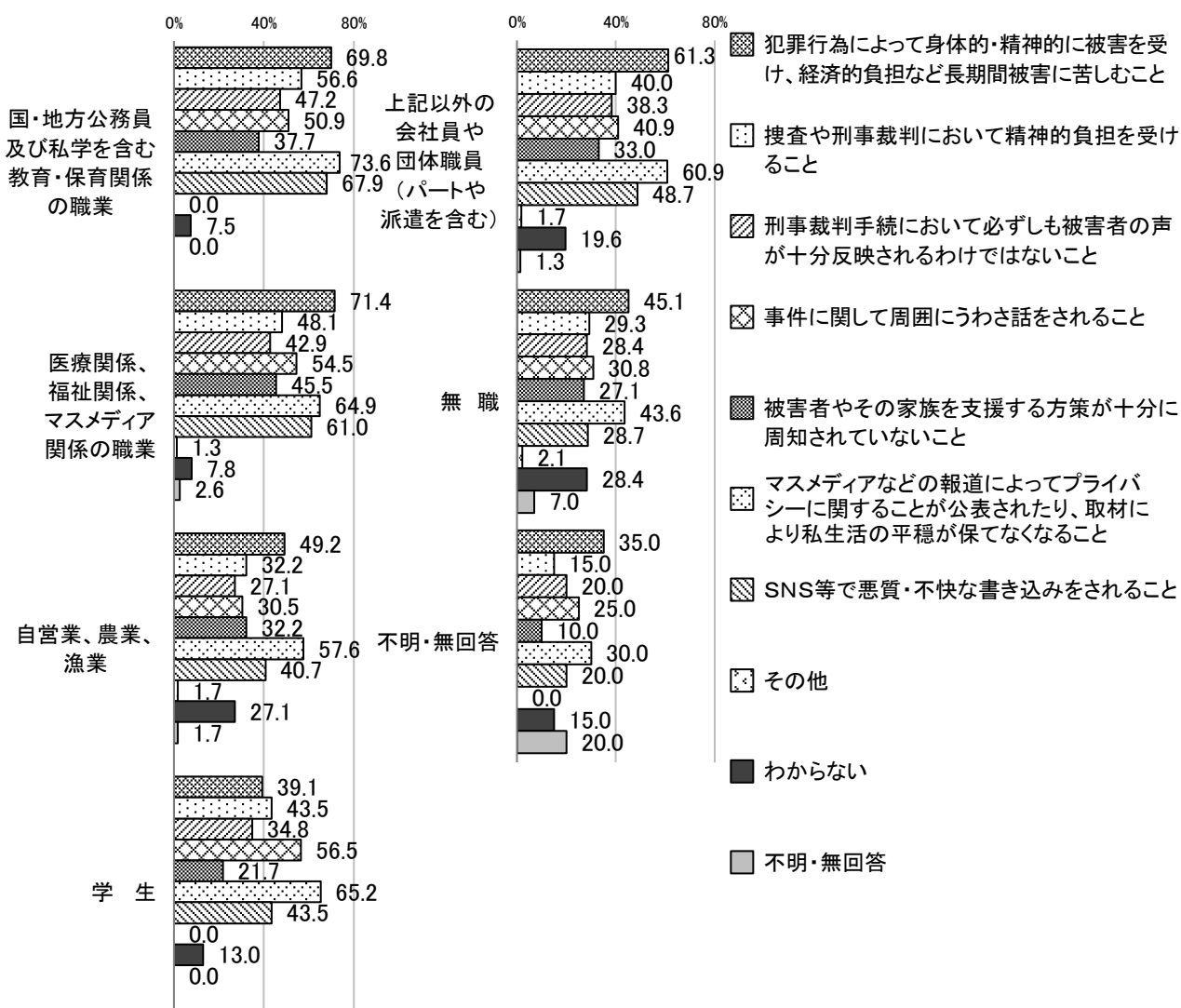
どの年齢層も「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること」、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」が高く、40歳から69歳では6割を超えている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問23		犯罪被害者やその家族の人権について					
		回答数	苦しい精神的負担など被害に 苦しむこと、長期間被害に 被害に	精神的な負担を受けること 捜査や刑事裁判において	刑事裁判手続において必ず しも被害者の声は十分に 反映されるわけではない こと	事件に関して周囲にうわさ 話をされること	被害者やその家族を支援す る方が十分に周知されて いないこと
全 体		790	426	287	267	300	246
		100.0	53.9	36.3	33.8	38.0	31.1
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	37	30	25	27	20
		100.0	69.8	56.6	47.2	50.9	37.7
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	55	37	33	42	35
		100.0	71.4	48.1	42.9	54.5	45.5
	自営業、農業、漁業	59	29	19	16	18	19
		100.0	49.2	32.2	27.1	30.5	32.2
	学 生	23	9	10	8	13	5
		100.0	39.1	43.5	34.8	56.5	21.7
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	141	92	88	94	76
		100.0	61.3	40.0	38.3	40.9	33.0
業	無 職	328	148	96	93	101	89
		100.0	45.1	29.3	28.4	30.8	27.1
	不明・無回答	20	7	3	4	5	2
		100.0	35.0	15.0	20.0	25.0	10.0
問23		て材るよマ なにくよとてメ なりがブデ る私公ライ こ生表イア と活さバな のれシど 平たーの 穩りに報 が、関道 保取すに	書 S き N 込 S 込 S み等 をで さ悪 れる質 こと・ 不快な	そ 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体		427	327	13	170	33	
		54.1	41.4	1.6	21.5	4.2	
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	39	36	0	4	0	
		73.6	67.9	0.0	7.5	0.0	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	50	47	1	6	2	
		64.9	61.0	1.3	7.8	2.6	
	自営業、農業、漁業	34	24	1	16	1	
		57.6	40.7	1.7	27.1	1.7	
	学 生	15	10	0	3	0	
		65.2	43.5	0.0	13.0	0.0	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	140	112	4	45	3	
		60.9	48.7	1.7	19.6	1.3	
業	無 職	143	94	7	93	23	
		43.6	28.7	2.1	28.4	7.0	
	不明・無回答	6	4	0	3	4	
		30.0	20.0	0.0	15.0	20.0	

図23-4 犯罪被害者やその家族の人権について(職業別)



ほとんどの職業において、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的など長期的被害に苦しむこと」、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること」が、高い割合となっている。

問24 性的少数者の人権について

性的少数者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

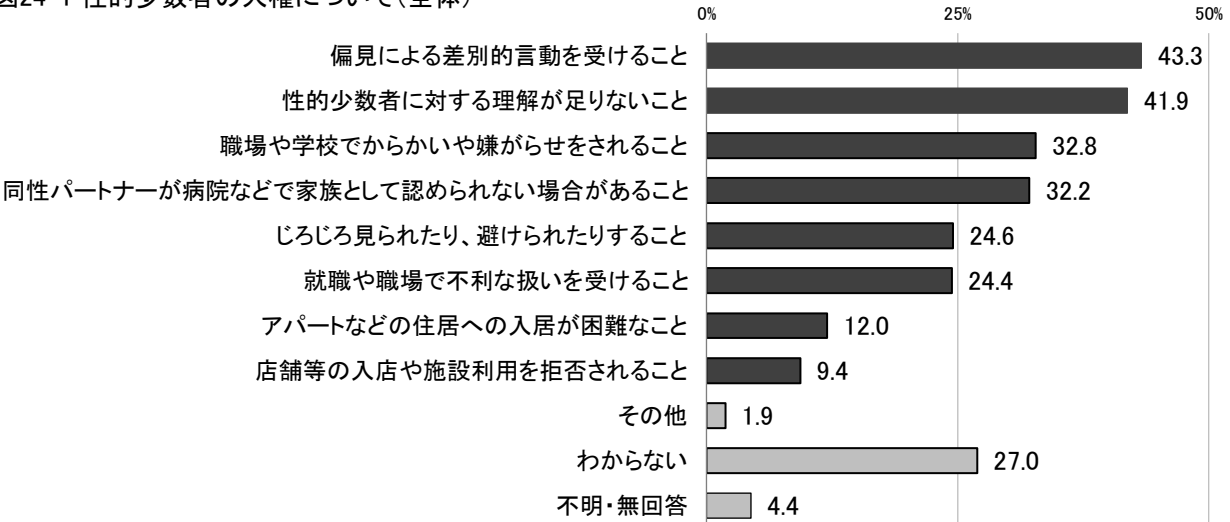
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問24		性的少数者の人権について											
		回答数	職場や学校でからかいや嫌がらせをされること	偏見による差別的言動を受けること	就職や職場で不利な扱いを受けること	入居が困難なこと	店舗等の入店や施設利用を拒否されること	じろじろ見られたり、避けられたりすること	性的少数者に対する理解が足りないこと	同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	259	342	193	95	74	194	331	254	15	213	35
		100.0	32.8	43.3	24.4	12.0	9.4	24.6	41.9	32.2	1.9	27.0	4.4
性 別	男 性	348	112	145	87	42	34	91	141	106	8	102	11
		100.0	32.2	41.7	25.0	12.1	9.8	26.1	40.5	30.5	2.3	29.3	3.2
	女 性	421	143	194	105	52	40	101	187	145	5	104	22
		100.0	34.0	46.1	24.9	12.4	9.5	24.0	44.4	34.4	1.2	24.7	5.2
	その他	3	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0
不明・無回答	18	4	3	1	1	0	2	1	2	1	6	2	
	100.0	22.2	16.7	5.6	5.6	0.0	11.1	5.6	11.1	5.6	33.3	11.1	

性別による差異は特段にない。

図24-1 性的少数者の人権について(全体)



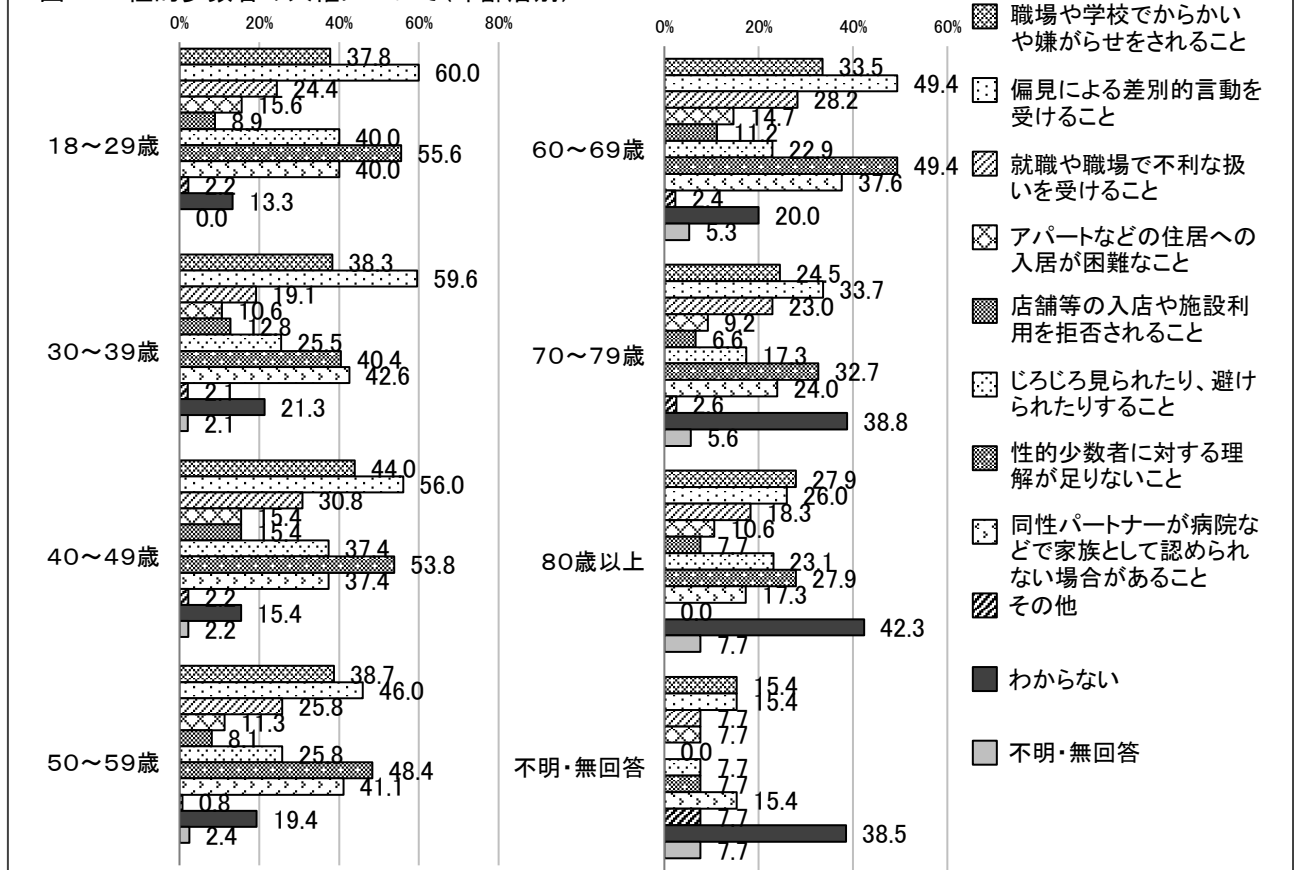
「偏見による差別的言動を受けること」43.3%、「性的少数者に対する理解が足りないこと」41.9%と、差別的言動と理解不足に関する回答割合が高い。「避けられる」、「不利な扱い」、「入居が困難」、「利用を拒否」など、排除的対応に関する回答も少なくはない。また、「分からない」が27.0%ある。

2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問24		性的少数者の人権について											
		回答数	職場や学校でからかいや嫌がらせをされること	偏見による差別的言動を受けること	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	店舗等の入店や施設利用を拒否されること	じろじろ見られたり、避けられたりすること	性的少数者に対する理解が足りないこと	同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること	その他	わからない	不明・無回答
全 体		790	259	342	193	95	74	194	331	254	15	213	35
		100.0	32.8	43.3	24.4	12.0	9.4	24.6	41.9	32.2	1.9	27.0	4.4
年 齢	18～29歳	45	17	27	11	7	4	18	25	18	1	6	0
		100.0	37.8	60.0	24.4	15.6	8.9	40.0	55.6	40.0	2.2	13.3	0.0
	30～39歳	47	18	28	9	5	6	12	19	20	1	10	1
		100.0	38.3	59.6	19.1	10.6	12.8	25.5	40.4	42.6	2.1	21.3	2.1
	40～49歳	91	40	51	28	14	14	34	49	34	2	14	2
		100.0	44.0	56.0	30.8	15.4	15.4	37.4	53.8	37.4	2.2	15.4	2.2
	50～59歳	124	48	57	32	14	10	32	60	51	1	24	3
		100.0	38.7	46.0	25.8	11.3	8.1	25.8	48.4	41.1	0.8	19.4	2.4
	60～69歳	170	57	84	48	25	19	39	84	64	4	34	9
		100.0	33.5	49.4	28.2	14.7	11.2	22.9	49.4	37.6	2.4	20.0	5.3
	70～79歳	196	48	66	45	18	13	34	64	47	5	76	11
		100.0	24.5	33.7	23.0	9.2	6.6	17.3	32.7	24.0	2.6	38.8	5.6
	80歳以上	104	29	27	19	11	8	24	29	18	0	44	8
		100.0	27.9	26.0	18.3	10.6	7.7	23.1	27.9	17.3	0.0	42.3	7.7
	不明・無回答	13	2	2	1	1	0	1	1	2	1	5	1
		100.0	15.4	15.4	7.7	7.7	0.0	7.7	7.7	15.4	7.7	38.5	7.7

図24-3 性的少数者の人権について(年齢層別)

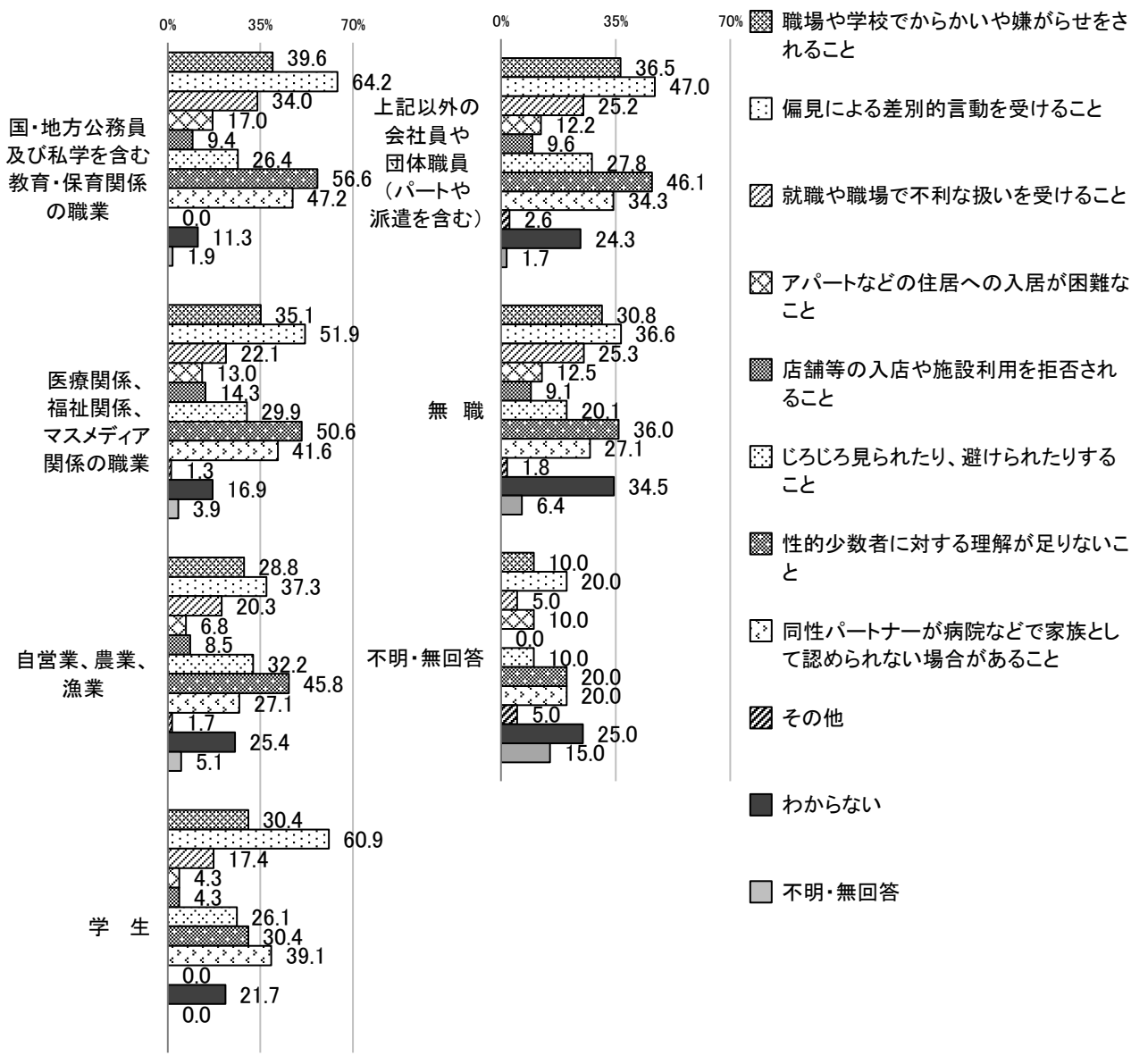


「わからない」が、「70～79歳」では38.8%、「80歳以上」では42.3%と、他の年齢層と比べて高い。一方、「18歳～29歳」では、「わからない」が13.3%で最も低い。

3) 職業別特徴

問24		性的少数者の人権について					
		回答数	職場や学校で差別を受けること	偏見による差別的言動を受けること	就業や職場での不利益を受けること	アパートなどの住居に困難があること	店舗等の入店や施設の利用を拒否されること
全 体		790	259	342	193	95	74
		100.0	32.8	43.3	24.4	12.0	9.4
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	21	34	18	9	5
		100.0	39.6	64.2	34.0	17.0	9.4
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	27	40	17	10	11
		100.0	35.1	51.9	22.1	13.0	14.3
	自営業、農業、漁業	59	17	22	12	4	5
		100.0	28.8	37.3	20.3	6.8	8.5
	学 生	23	7	14	4	1	1
		100.0	30.4	60.9	17.4	4.3	4.3
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	84	108	58	28	22
		100.0	36.5	47.0	25.2	12.2	9.6
	無 職	328	101	120	83	41	30
		100.0	30.8	36.6	25.3	12.5	9.1
	不明・無回答	20	2	4	1	2	0
		100.0	10.0	20.0	5.0	10.0	0.0
問24		すりじる、ろこ避じとけろ見られたりた	理性的が少数者ないにこすとの	場し病同合て院性が認めどるでトこれ家ナいとなが	その他	わからない	不明・無回答
全 体		194	331	254	15	213	35
		24.6	41.9	32.2	1.9	27.0	4.4
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	14	30	25	0	6	1
		26.4	56.6	47.2	0.0	11.3	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	23	39	32	1	13	3
		29.9	50.6	41.6	1.3	16.9	3.9
	自営業、農業、漁業	19	27	16	1	15	3
		32.2	45.8	27.1	1.7	25.4	5.1
	学 生	6	7	9	0	5	0
		26.1	30.4	39.1	0.0	21.7	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	64	106	79	6	56	4
		27.8	46.1	34.3	2.6	24.3	1.7
	無 職	66	118	89	6	113	21
		20.1	36.0	27.1	1.8	34.5	6.4
	不明・無回答	2	4	4	1	5	3
		10.0	20.0	20.0	5.0	25.0	15.0

図24-4 性的少数者の人権について(職業別)



どの職業においても、「偏見による差別的言動を受けること」、「性的少数者に対する理解が足りないこと」が高くなっている。

「わからない」が、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」以外の職業では、20%以上ある。

問25 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について

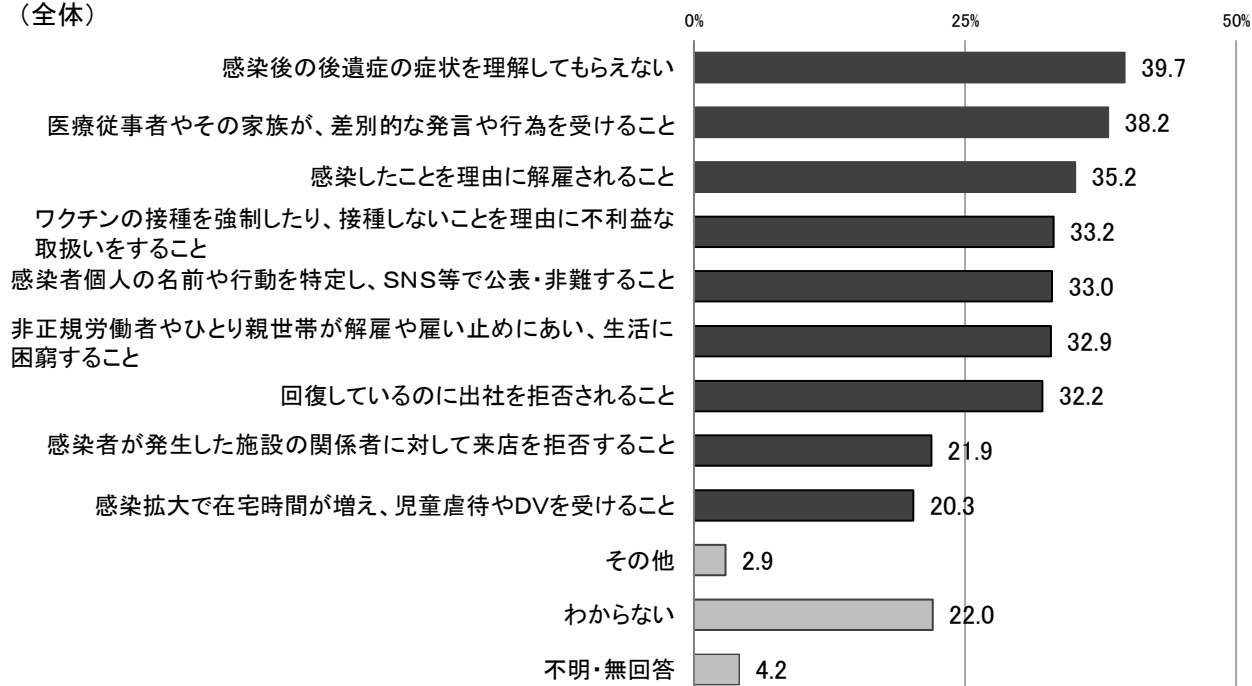
新型コロナウイルス感染症に関することについて、人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。（該当するすべてに○）

1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

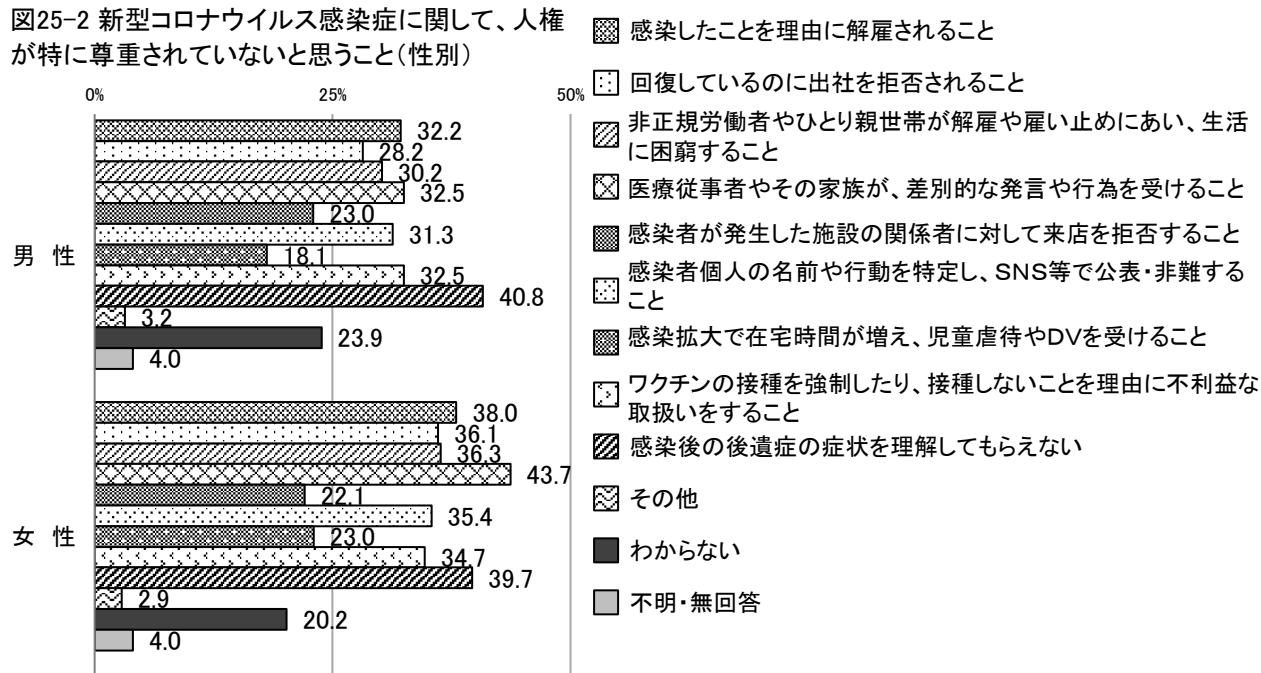
問25		新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと						
		回答数	に感染したことを理由	こ出回 と社復 をし拒 否され るに	生やひ非 活雇と正 にいり規 困止親労 窮め世働 するあが こい解 と、雇	こ発家医 と言族療 やが、事 行為、差 を別や 受的そ けるの る	こて施感 と来店関 を係が 拒否に す対 し	非 S 行 感 難 N 動 染 す S を 者 こと等 特定 で公表し、 ・
全 体		790	278	254	260	302	173	261
		100.0	35.2	32.2	32.9	38.2	21.9	33.0
性別	男 性	348	112	98	105	113	80	109
		100.0	32.2	28.2	30.2	32.5	23.0	31.3
	女 性	421	160	152	153	184	93	149
		100.0	38.0	36.1	36.3	43.7	22.1	35.4
	その他	3	1	1	0	1	0	0
		100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
	不明・無回答	18	5	3	2	4	0	3
		100.0	27.8	16.7	11.1	22.2	0.0	16.7
問25		を増感 受け、染 る拡大 る児童 虐待 在宅 時間 Vが	取とをし 扱い理リ いを由、 すに接の る不種接 こと利し と益ない な強 こ制	を感 理染 解後 し の 後 遺 ら 症 え の 症 状	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体		160	262	314	23	174	33	
		20.3	33.2	39.7	2.9	22.0	4.2	
性別	女 性	63	113	142	11	83	14	
		18.1	32.5	40.8	3.2	23.9	4.0	
	男 性	97	146	167	12	85	17	
		23.0	34.7	39.7	2.9	20.2	4.0	
	その他	0	1	0	0	1	0	
		0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	
	不明・無回答	0	2	5	0	5	2	
		0.0	11.1	27.8	0.0	27.8	11.1	

図25-1 新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと
(全体)



「感染後の後遺症の症状を理解してもらえない」39.7%、「医療従事者やその家族が、差別的な発言や行為を受けること」38.2%、「感染したことを理由に解雇されること」35.2%など、11 項目中 7 項目が 3 割台になっている。

図25-2 新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと(性別)



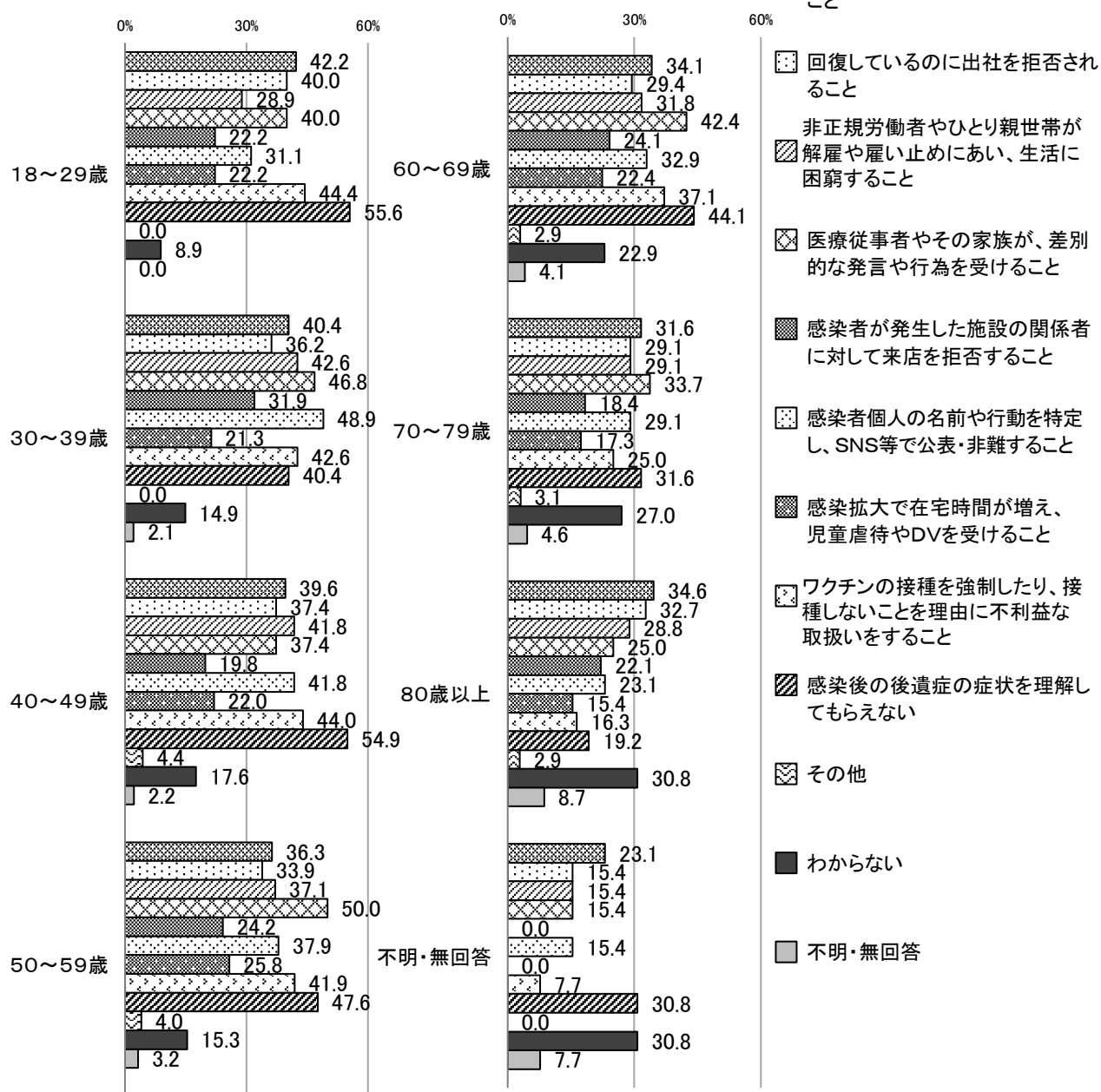
最も高い数値を示しているのは、男性では「感染後の後遺症の症状を理解してもらえない」40.8%(女性39.7%)、女性では「医療従事者やその家族が、差別的発言や行為を受けること」43.7%(男性32.5%)になっている。女性の回答がほとんどの項目において、男性に比べて高い数値を示している。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問25		新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと						
		回答数	に感染したことを理由 に解雇されること	こ出回と社復を拒否されるのに	生やひと正 活雇に親規 に止め世働 困窮するにあが こい解雇	こ発家医 と言族療 やが従 行、事 為、者 を、差 受、別 ける、的 その	こて施感 と来設染 店の者 を拒係 否者 するに 対し	非S行感 難NS動者 すること等、 で公表、 ・個人 の名 前や
全 体		790	278	254	260	302	173	261
		100.0	35.2	32.2	32.9	38.2	21.9	33.0
年 齢	18～29歳	45	19	18	13	18	10	14
		100.0	42.2	40.0	28.9	40.0	22.2	31.1
	30～39歳	47	19	17	20	22	15	23
		100.0	40.4	36.2	42.6	46.8	31.9	48.9
	40～49歳	91	36	34	38	34	18	38
		100.0	39.6	37.4	41.8	37.4	19.8	41.8
	50～59歳	124	45	42	46	62	30	47
		100.0	36.3	33.9	37.1	50.0	24.2	37.9
	60～69歳	170	58	50	54	72	41	56
		100.0	34.1	29.4	31.8	42.4	24.1	32.9
	70～79歳	196	62	57	57	66	36	57
		100.0	31.6	29.1	29.1	33.7	18.4	29.1
	80歳以上	104	36	34	30	26	23	24
		100.0	34.6	32.7	28.8	25.0	22.1	23.1
	不明・無回答	13	3	2	2	2	0	2
		100.0	23.1	15.4	15.4	15.4	0.0	15.4
問25		を増感 受け、拡 る児大 こ童で と虐待 在宅 や時 D間 Vが	取としワ 扱をたク い理リチ を由、ン すに接の る不種種 こと益な とを強 こ制	を感 理染 解後 の 後遺 も症 らえ の 症 状	そ 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体		160	262	314	23	174	33	
		20.3	33.2	39.7	2.9	22.0	4.2	
年 齢	18～29歳	10	20	25	0	4	0	
		22.2	44.4	55.6	0.0	8.9	0.0	
	30～39歳	10	20	19	0	7	1	
		21.3	42.6	40.4	0.0	14.9	2.1	
	40～49歳	20	40	50	4	16	2	
		22.0	44.0	54.9	4.4	17.6	2.2	
	50～59歳	32	52	59	5	19	4	
		25.8	41.9	47.6	4.0	15.3	3.2	
	60～69歳	38	63	75	5	39	7	
		22.4	37.1	44.1	2.9	22.9	4.1	
	70～79歳	34	49	62	6	53	9	
		17.3	25.0	31.6	3.1	27.0	4.6	
	80歳以上	16	17	20	3	32	9	
		15.4	16.3	19.2	2.9	30.8	8.7	
	不明・無回答	0	1	4	0	4	1	
		0.0	7.7	30.8	0.0	30.8	7.7	

図25-3 新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと(年齢層別)



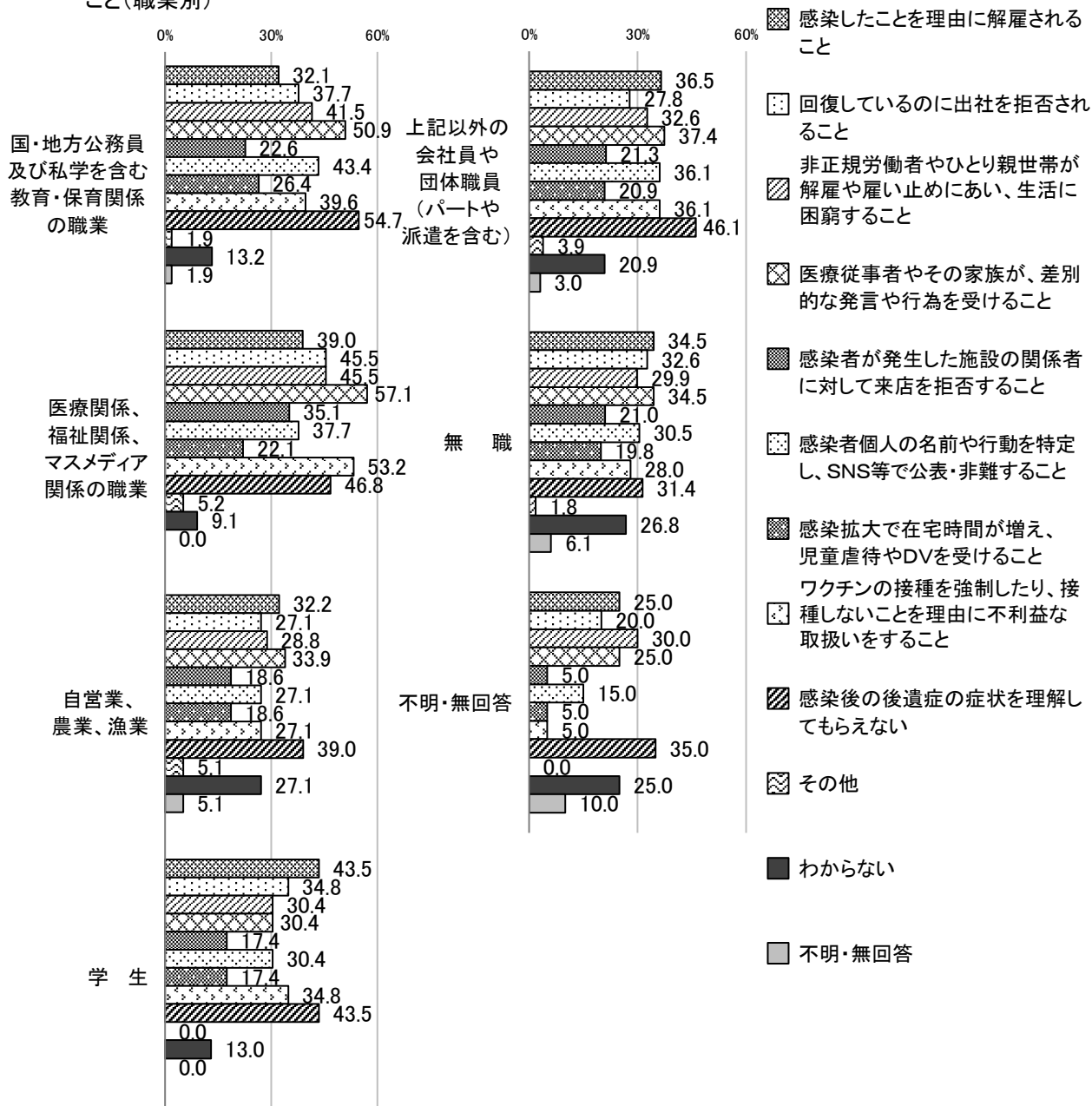
18 歳から69 歳までの年齢層で、「感染後の後遺症の症状を理解してもらえない」が、高い項目になっている。「30~39 歳」では、「感染者個人の名前や行動を特定し、SNS 等で公表・非難すること」48.9%が、「50~59 歳」では、「医療従事者やその家族が、差別的な発言や行為を受けること」50.0%が最も高くなっている。

3) 職業別特徴

設:実数(人) 下段:比率(%)

問25		新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと								
		回答数	に感染したことを理由	会社を拒否されること	生活に困窮するあい、	非正規労働者や解雇	家族が、差別的な発言や行為を受ける	医療従事者やその	施設発生したし	感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難すること
全 体		790	278	254	260	302	173	261		
		100.0	35.2	32.2	32.9	38.2	21.9	33.0		
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	17	20	22	27	12	23		
		100.0	32.1	37.7	41.5	50.9	22.6	43.4		
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	30	35	35	44	27	29		
		100.0	39.0	45.5	45.5	57.1	35.1	37.7		
	自営業、農業、漁業	59	19	16	17	20	11	16		
		100.0	32.2	27.1	28.8	33.9	18.6	27.1		
	学 生	23	10	8	7	7	4	7		
		100.0	43.5	34.8	30.4	30.4	17.4	30.4		
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	84	64	75	86	49	83		
		100.0	36.5	27.8	32.6	37.4	21.3	36.1		
	無 職	328	113	107	98	113	69	100		
		100.0	34.5	32.6	29.9	34.5	21.0	30.5		
	不明・無回答	20	5	4	6	5	1	3		
		100.0	25.0	20.0	30.0	25.0	5.0	15.0		
問25		を増え、拡がる児童虐待やDVが	取扱いを理由に不利な強い制	を感染後の後遺症のない状	その他	わからない	不明・無回答			
全 体		160	262	314	23	174	33			
		20.3	33.2	39.7	2.9	22.0	4.2			
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	14	21	29	1	7	1			
		26.4	39.6	54.7	1.9	13.2	1.9			
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	17	41	36	4	7	0			
		22.1	53.2	46.8	5.2	9.1	0.0			
	自営業、農業、漁業	11	16	23	3	16	3			
		18.6	27.1	39.0	5.1	27.1	5.1			
	学 生	4	8	10	0	3	0			
		17.4	34.8	43.5	0.0	13.0	0.0			
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	48	83	106	9	48	7			
		20.9	36.1	46.1	3.9	20.9	3.0			
	無 職	65	92	103	6	88	20			
		19.8	28.0	31.4	1.8	26.8	6.1			
	不明・無回答	1	1	7	0	5	2			
		5.0	5.0	35.0	0.0	25.0	10.0			

図25-4 新型コロナウイルス感染症に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」では、「感染後の後遺症の症状を理解してもらえない」が54.7%で最も高く、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」では、「医療従事者やその家族が、差別的な発言や行為を受けること」が57.1%で最も高くなっている。

また、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」では、「ワクチンの接種を強制したり、接種しないことを理由に不利益な取扱いをすること」が53.2%と、他の職業に比べて高くなっている。

問26 奄美群島から移住してきた人々への偏見について

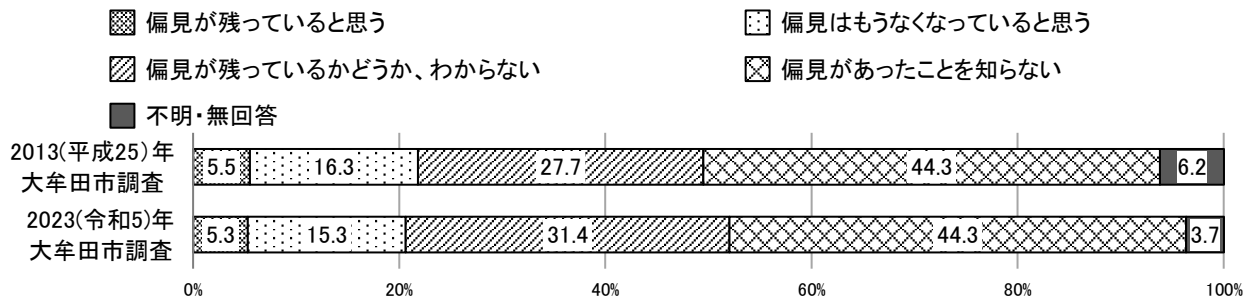
明治のころ、石炭産業の発展に伴い、与論島をはじめとする奄美群島の人々が犬牟田市の移住してこれ、これらの産業に従事されました。しかし、ことば（方言）や文化などの違いから人々に対する偏見も生まれました。現在の状況として、あなたの考えに最も近いと思われるものは、次のどれですか。（1つに○）

1) 全体及び性別特徴

問26		奄美群島から移住してきた人々への偏見について						上段:実数(人) 下段:比率(%)	
		回答数	偏見が残っていると思う	偏見はもうなくなっていると思う	偏見が残っているかどうか、わからない	偏見があったことを知らない	不明・無回答		
2013(平成25)年 大牟田市調査 全体		779	43	127	216	345	48		
		100.0	5.5	16.3	27.7	44.3	6.2		
2023(令和5)年度 大牟田市調査 全体		790	42	121	248	350	29		
		100.0	5.3	15.3	31.4	44.3	3.7		
性別	男 性	348	22	64	113	138	11		
		100.0	6.3	18.4	32.5	39.7	3.2		
	女 性	421	18	50	133	204	16		
		100.0	4.3	11.9	31.6	48.5	3.8		
	その他	3	0	0	0	3	0		
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0		
別	不明・無回答	18	2	7	2	5	2		
		100.0	11.1	38.9	11.1	27.8	11.1		

性別による特段の差異はない。

図26-1 奄美群島から移住してきた人々への偏見について(全体)

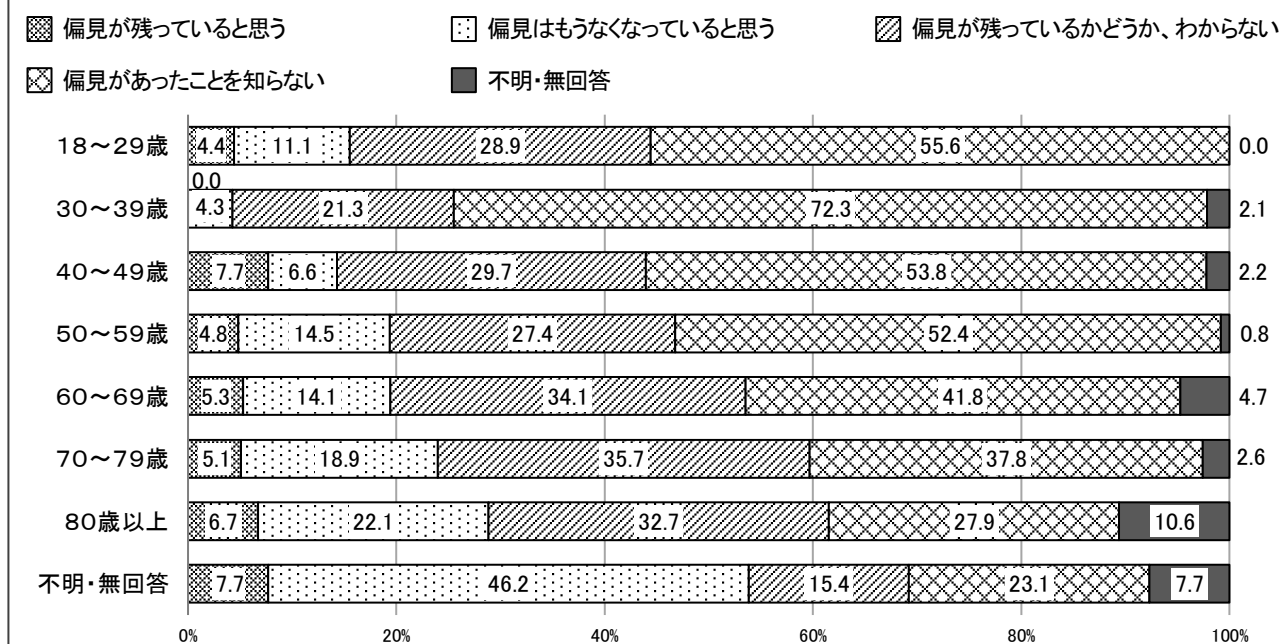


「偏見が残っているかどうか、分からない」が3.7ポイント増えているが、大きな変化はない。

2) 年齢層別特徴

問26		奄美群島から移住してきた人々への偏見について						上段:実数(人) 下段:比率(%)	
		回答数	偏見が残っていると思う	偏見はもうなくなっていると思う	偏見が残っているかどうか、わからない	偏見があったことを知らない	不明・無回答		
全 体		790	42	121	248	350	29		
		100.0	5.3	15.3	31.4	44.3	3.7		
年齢	18～29歳	45	2	5	13	25	0		
		100.0	4.4	11.1	28.9	55.6	0.0		
	30～39歳	47	0	2	10	34	1		
		100.0	0.0	4.3	21.3	72.3	2.1		
	40～49歳	91	7	6	27	49	2		
		100.0	7.7	6.6	29.7	53.8	2.2		
	50～59歳	124	6	18	34	65	1		
		100.0	4.8	14.5	27.4	52.4	0.8		
	60～69歳	170	9	24	58	71	8		
		100.0	5.3	14.1	34.1	41.8	4.7		
年齢	70～79歳	196	10	37	70	74	5		
		100.0	5.1	18.9	35.7	37.8	2.6		
	80歳以上	104	7	23	34	29	11		
		100.0	6.7	22.1	32.7	27.9	10.6		
不明・無回答		13	1	6	2	3	1		
		100.0	7.7	46.2	15.4	23.1	7.7		

図26-3 奄美群島から移住してきた人々への偏見について(年齢層別)



「偏見が残っていると思う」が、「30～39歳」を除く年齢層では約4～8%ある。

「偏見はもうなくなっていると思う」は、「18～29歳」が11.1%で、「30～39歳」の4.3%を最低点にして、順次増加するU字型をしている。一方で、「偏見があったことを知らない」は、「30～39歳」72.3%を最高点に逆U字型をしている。

3) 職業別特徴

問26		奄美群島から移住してきた人々への偏見について					
		回答数	い 偏 る 見 と が 思 残 う っ て	思 な 偏 う っ 見 は っ て は い も う う と く	わ い 偏 か ら が な 残 い っ か て 、	こ 偏 と が を あ 知 ら ら っ た な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		790	42	121	248	350	29
		100.0	5.3	15.3	31.4	44.3	3.7
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	5	8	24	15	1
		100.0	9.4	15.1	45.3	28.3	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	6	5	22	44	0
		100.0	7.8	6.5	28.6	57.1	0.0
	自営業、農業、漁業	59	0	13	22	22	2
		100.0	0.0	22.0	37.3	37.3	3.4
	学 生	23	1	4	5	13	0
		100.0	4.3	17.4	21.7	56.5	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	5	31	72	118	4
		100.0	2.2	13.5	31.3	51.3	1.7
業	無 職	328	24	53	98	134	19
		100.0	7.3	16.2	29.9	40.9	5.8
不明・無回答		20	1	7	5	4	3
		100.0	5.0	35.0	25.0	20.0	15.0

職業による特段の差異はない。

第4章 人権啓発等について

問27 職場で行われる人権問題の研修への参加状況

ここ5年間で職場で行われる人権問題の研修に、参加したことがありますか。(1つに○)

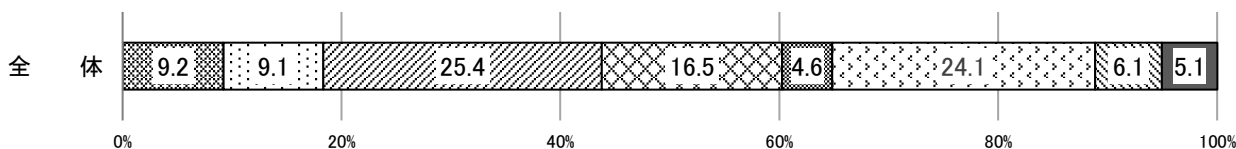
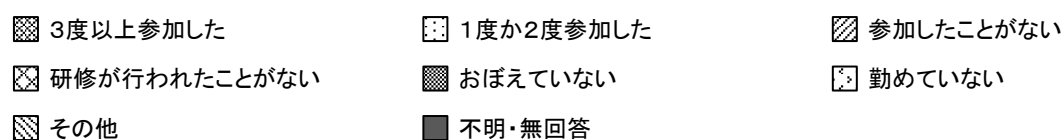
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問27		職場で行われる人権問題の研修への参加状況(ここ5年間)								
		回答数	3度以上参加した	1度か2度参加した	参加したことがない	研修が行われたことがない	おぼえていない	勤めていない	その他	不明・無回答
全 体		790	73	72	201	130	36	190	48	40
		100.0	9.2	9.1	25.4	16.5	4.6	24.1	6.1	5.1
性別	男 性	348	36	29	88	69	15	81	16	14
		100.0	10.3	8.3	25.3	19.8	4.3	23.3	4.6	4.0
	女 性	421	36	41	108	57	21	105	29	24
		100.0	8.6	9.7	25.7	13.5	5.0	24.9	6.9	5.7
	その他	3	1	0	0	0	0	1	1	0
		100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	不明・無回答	18	0	2	5	4	0	3	2	2
		100.0	0.0	11.1	27.8	22.2	0.0	16.7	11.1	11.1

性別による特段の差異はない。

図27-1 職場で行われる人権問題の研修への参加状況(ここ5年間)(全体)



職場での人権問題研修への参加は、「3度以上参加した」9.2%、「1度か2度参加した」9.1%、合計で18.3%の参加になっている。

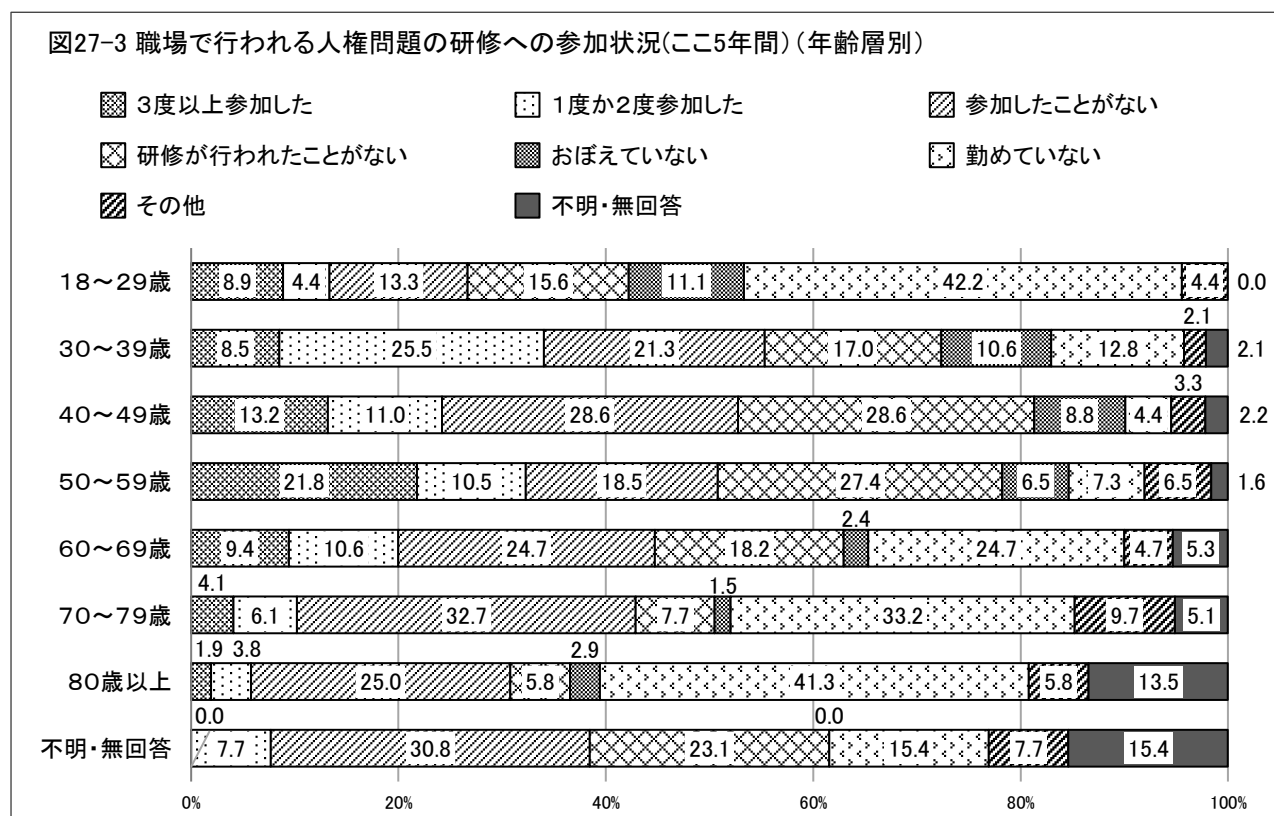
一方、「参加したことがない」25.4%、「研修が行われたことがない」16.5%となっている。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問27		職場で行われる人権問題の研修への参加状況(ここ5年間)							
		回答数	3度以上参加した	1度か2度参加した	参加したことがない	研修が行われたことがない	おぼえていない	勤めていない	その他
全 体		790	73	72	201	130	36	190	48
		100.0	9.2	9.1	25.4	16.5	4.6	24.1	6.1
年 齢	18～29歳	45	4	2	6	7	5	19	2
		100.0	8.9	4.4	13.3	15.6	11.1	42.2	4.4
	30～39歳	47	4	12	10	8	5	6	1
		100.0	8.5	25.5	21.3	17.0	10.6	12.8	2.1
	40～49歳	91	12	10	26	26	8	4	3
		100.0	13.2	11.0	28.6	28.6	8.8	4.4	3.3
	50～59歳	124	27	13	23	34	8	9	8
		100.0	21.8	10.5	18.5	27.4	6.5	7.3	6.5
	60～69歳	170	16	18	42	31	4	42	8
		100.0	9.4	10.6	24.7	18.2	2.4	24.7	4.7
年 齢	70～79歳	196	8	12	64	15	3	65	19
		100.0	4.1	6.1	32.7	7.7	1.5	33.2	9.7
	80歳以上	104	2	4	26	6	3	43	6
		100.0	1.9	3.8	25.0	5.8	2.9	41.3	5.8
不明・無回答		13	0	1	4	3	0	2	1
		100.0	0.0	7.7	30.8	23.1	0.0	15.4	7.7

図27-3 職場で行われる人権問題の研修への参加状況(ここ5年間)(年齢層別)



職場での参加状況(「3度以上」・「1度か2度」)は、「30～39歳」の34.0%が最も高く、次いで「50～59歳」が32.3%になっている。「研修が行われたことがない」については、「40～49歳」の28.6%が最も高く、次いで「50～59歳」の27.4%となっている。

「職場で行われる」という限定での回答には難しいものがあると思われるが、「60～69歳」で20.0%、「70～79歳」で10.2%、「80歳以上」で5.7%の参加があっている。

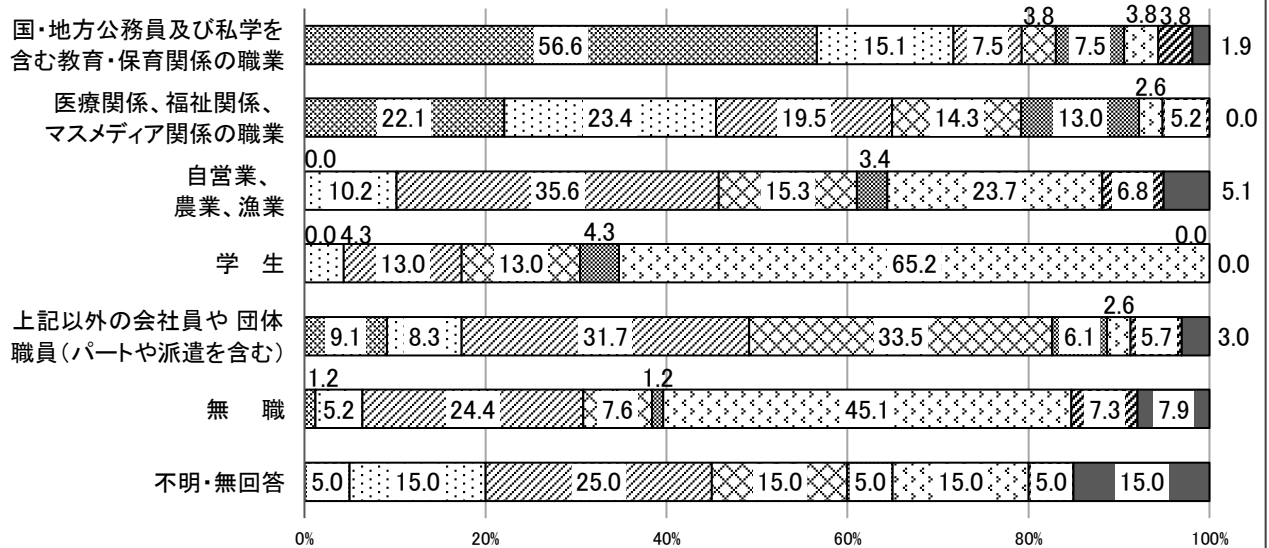
3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問27		職場で行われる人権問題の研修への参加状況(ここ5年間)							
		回答数	3度以上参加	1度か2度参加	参加したことがない	研修が行われたことがない	おぼえていない	勤めていない	その他
全 体		790	73	72	201	130	36	190	48
		100.0	9.2	9.1	25.4	16.5	4.6	24.1	6.1
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	30	8	4	2	4	2	2
		100.0	56.6	15.1	7.5	3.8	7.5	3.8	3.8
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	17	18	15	11	10	2	4
		100.0	22.1	23.4	19.5	14.3	13.0	2.6	5.2
	自営業、農業、漁業	59	0	6	21	9	2	14	4
		100.0	0.0	10.2	35.6	15.3	3.4	23.7	6.8
	学 生	23	0	1	3	3	1	15	0
		100.0	0.0	4.3	13.0	13.0	4.3	65.2	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	21	19	73	77	14	6	13
		100.0	9.1	8.3	31.7	33.5	6.1	2.6	5.7
業	無 職	328	4	17	80	25	4	148	24
		100.0	1.2	5.2	24.4	7.6	1.2	45.1	7.3
不明・無回答		20	1	3	5	3	1	3	1
		100.0	5.0	15.0	25.0	15.0	5.0	15.0	5.0

図27-4 職場で行われる人権問題の研修への参加状況(ここ5年間)(職業別)

- 3度以上参加した
 1度か2度参加した
 参加したことがない
- 研修が行われたことがない
 おぼえていない
 勤めていない
- その他
 不明・無回答



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の研修受講率(「3度以上」・「1度か2度」)は、71.7%で、次に多い「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の45.5%と比べても極めて高い。

「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」では、「研修が行われたことがない」が33.5%になっている。

問28 人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況

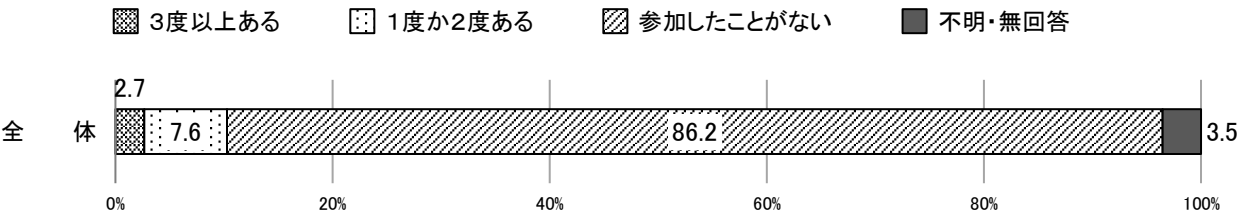
ここ5年間で市民や校区の住民を対象に行われている、同和問題をはじめとする人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などに参加したことがありますか。
(1つに○)

1) 全体及び性別特徴

問28		人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況(ここ5年間)				
		回答数	3度以上ある	1度か2度ある	参加したことがない	不明・無回答
全体		790	21	60	681	28
		100.0	2.7	7.6	86.2	3.5
性別	男性	348	11	25	301	11
		100.0	3.2	7.2	86.5	3.2
	女性	421	10	34	362	15
		100.0	2.4	8.1	86.0	3.6
	その他	3	0	0	3	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	不明・無回答	18	0	1	15	2
		100.0	0.0	5.6	83.3	11.1

性別による特段の差異はない。

図28-1 人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況(ここ5年間)(全体)



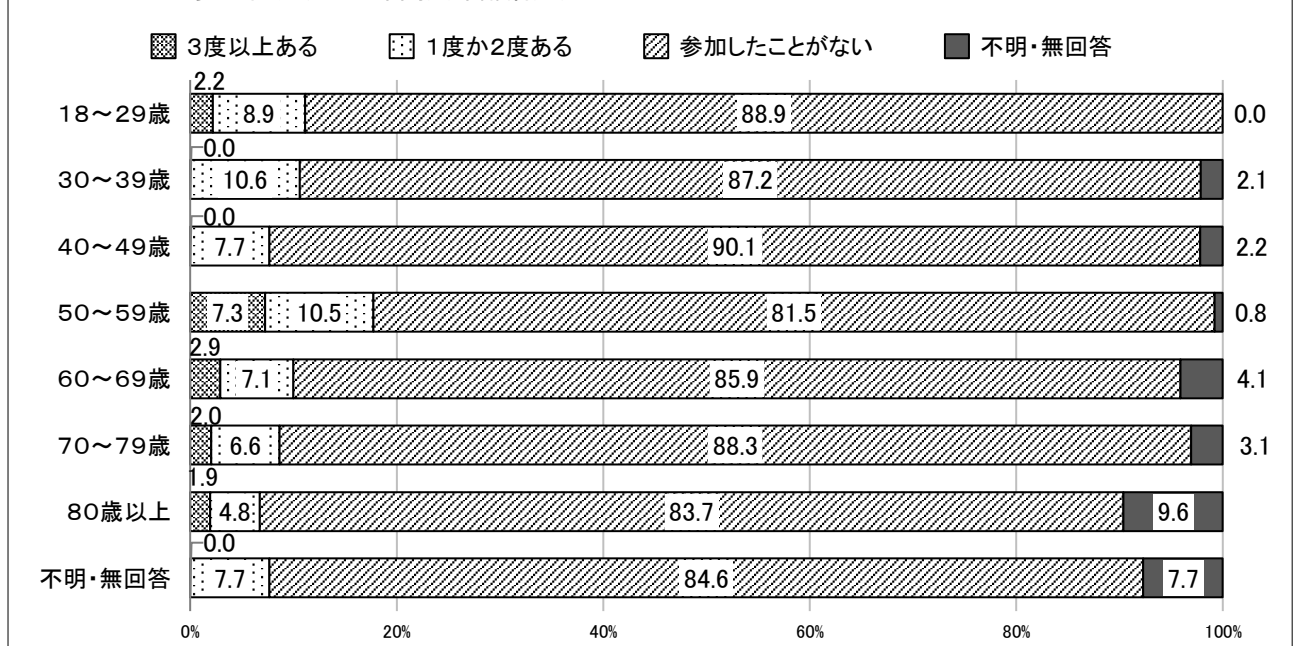
過去5年間の研修会への市民の参加は、10.3%である。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問28		人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況(ここ5年間)				
		回答数	3度以上ある	1度か2度ある	な 参 い 加 し た こ と が	不 明 ・ 無 回 答
全 体		790	21	60	681	28
		100.0	2.7	7.6	86.2	3.5
年 齢	18～29歳	45	1	4	40	0
		100.0	2.2	8.9	88.9	0.0
	30～39歳	47	0	5	41	1
		100.0	0.0	10.6	87.2	2.1
	40～49歳	91	0	7	82	2
		100.0	0.0	7.7	90.1	2.2
	50～59歳	124	9	13	101	1
		100.0	7.3	10.5	81.5	0.8
	60～69歳	170	5	12	146	7
		100.0	2.9	7.1	85.9	4.1
	70～79歳	196	4	13	173	6
		100.0	2.0	6.6	88.3	3.1
	80歳以上	104	2	5	87	10
		100.0	1.9	4.8	83.7	9.6
	不明・無回答	13	0	1	11	1
		100.0	0.0	7.7	84.6	7.7

図28-3 人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況(ここ5年間)(年齢層別)



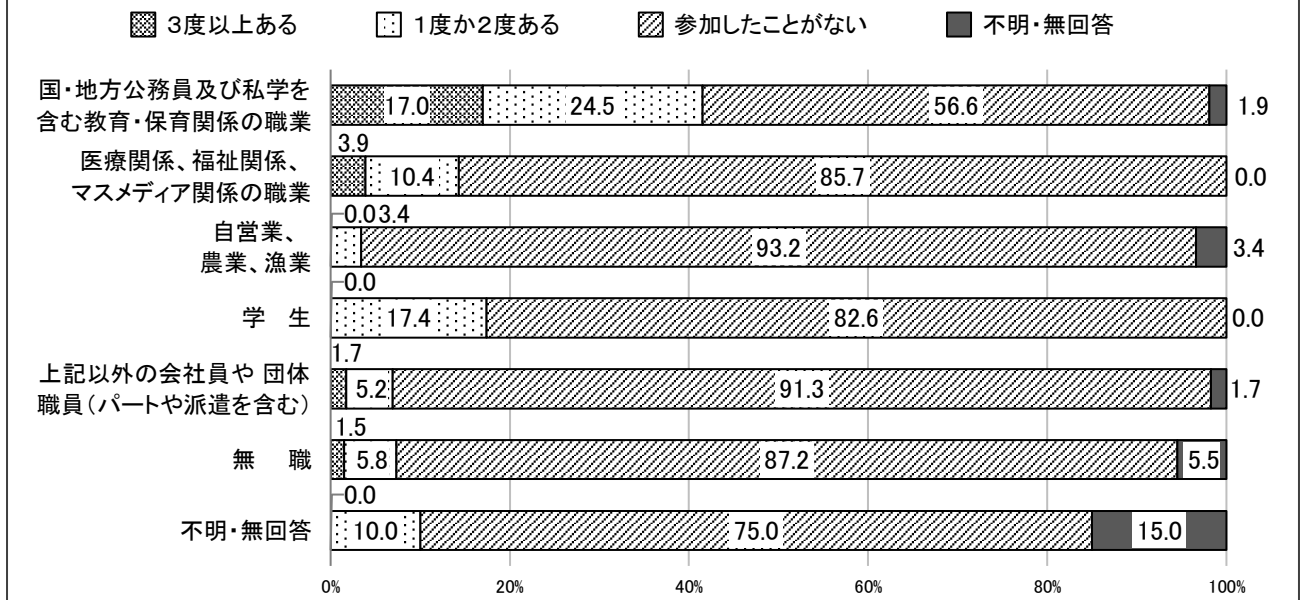
「50～59歳」の17.8%が最も高い参加率であるが、年齢における特段の差異はない。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問28		人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況(ここ5年間)				
		回答数	3度以上ある	1度か2度ある	ない 参加したことが	不明・無回答
全 体		790	21	60	681	28
		100.0	2.7	7.6	86.2	3.5
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	9	13	30	1
		100.0	17.0	24.5	56.6	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	3	8	66	0
		100.0	3.9	10.4	85.7	0.0
	自営業、農業、漁業	59	0	2	55	2
		100.0	0.0	3.4	93.2	3.4
	学 生	23	0	4	19	0
		100.0	0.0	17.4	82.6	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	4	12	210	4
		100.0	1.7	5.2	91.3	1.7
業	無 職	328	5	19	286	18
		100.0	1.5	5.8	87.2	5.5
	不明・無回答	20	0	2	15	3
		100.0	0.0	10.0	75.0	15.0

図28-4 人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況(ここ5年間)(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の、「人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会」への参加は41.5%で最も高く、次いで「学生」の17.4%である。

問29 人権問題解決のための、今後の行政施策について

人権問題の解決のために、今後の行政施策としてとくに重要であると思うのは、どのようなことですか。（該当するすべてに○）

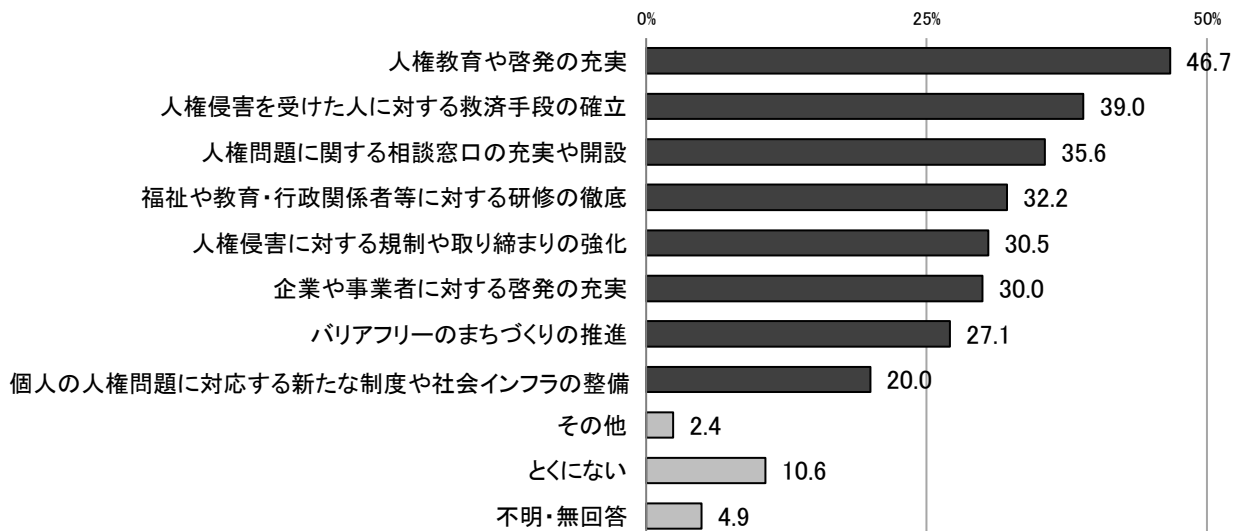
1) 全体及び性別特徴

上段：実数（人） 下段：比率（％）

問29		人権問題解決のための、今後の行政施策について											
			人権教育や啓発の充実	福祉や教育・行政関係者等に対する研修の徹底	企業や事業者に対する啓発の充実	人権問題に関する相談窓口の充実や開設	個人の権利問題に対応する新たな制度や社会インフラの整備	人権侵害に対する規制や取り締まりの強化	人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立	推進	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		790 100.0	369 46.7	254 32.2	237 30.0	281 35.6	158 20.0	241 30.5	308 39.0	214 27.1	19 2.4	84 10.6	39 4.9
性 別	女 性	348 100.0	176 50.6	112 32.2	109 31.3	120 34.5	72 20.7	115 33.0	138 39.7	82 23.6	12 3.4	42 12.1	9 2.6
		421 100.0	185 43.9	140 33.3	126 29.9	159 37.8	85 20.2	123 29.2	167 39.7	130 30.9	7 1.7	39 9.3	24 5.7
	男 性	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3
		18 100.0	7 38.9	2 11.1	1 5.6	2 11.1	1 5.6	3 16.7	2 11.1	1 5.6	0 0.0	2 11.1	5 27.8
	その他	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3
		18 100.0	7 38.9	2 11.1	1 5.6	2 11.1	1 5.6	3 16.7	2 11.1	1 5.6	0 0.0	2 11.1	5 27.8

性別による特段の差異はない。

図29-1 人権問題解決のための、今後の行政施策について(全体)



「人権教育や啓発の充実」46.7%、「福祉や教育・行政関係者等に対する研修の徹底」32.2%、「企業や事業者に対する啓発の充実」30.0%と、それぞれの場での研修が多く求められている。

また、「人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立」39.0%、「人権問題に関する相談窓口の充実や開設」35.6%、「人権侵害に対する規制や取り締まりの強化」30.5%と、救済と法的規制を求める回答も多い。

2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問29		人権問題解決のための、今後の行政施策について											
		回答数	人権教育や啓発の充実	福祉や教育・行政関係者等に対する研修の徹底	企業や事業者に対する啓発の充実	人権問題に関する相談窓口の充実や開設	個人の権利問題に対応する新たな制度や社会インフラの整備	人権侵害に対する規制や取り締まりの強化	人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立	推進	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		790	369	254	237	281	158	241	308	214	19	84	39
		100.0	46.7	32.2	30.0	35.6	20.0	30.5	39.0	27.1	2.4	10.6	4.9
年 齢	18～29歳	45	21	16	12	19	12	19	23	17	0	3	1
		100.0	46.7	35.6	26.7	42.2	26.7	42.2	51.1	37.8	0.0	6.7	2.2
	30～39歳	47	21	13	13	14	11	18	19	17	1	8	0
		100.0	44.7	27.7	27.7	29.8	23.4	38.3	40.4	36.2	2.1	17.0	0.0
	40～49歳	91	44	26	25	32	22	35	38	27	3	9	2
		100.0	48.4	28.6	27.5	35.2	24.2	38.5	41.8	29.7	3.3	9.9	2.2
	50～59歳	124	69	40	45	46	31	44	56	30	2	7	2
		100.0	55.6	32.3	36.3	37.1	25.0	35.5	45.2	24.2	1.6	5.6	1.6
	60～69歳	170	89	73	60	68	32	57	72	59	7	11	5
		100.0	52.4	42.9	35.3	40.0	18.8	33.5	42.4	34.7	4.1	6.5	2.9
	70～79歳	196	75	51	54	64	30	46	71	41	5	28	19
		100.0	38.3	26.0	27.6	32.7	15.3	23.5	36.2	20.9	2.6	14.3	9.7
	80歳以上	104	44	34	27	36	19	20	28	23	1	17	7
		100.0	42.3	32.7	26.0	34.6	18.3	19.2	26.9	22.1	1.0	16.3	6.7
	不明・無回答	13	6	1	1	2	1	2	1	0	0	1	3
		100.0	46.2	7.7	7.7	15.4	7.7	15.4	7.7	0.0	0.0	7.7	23.1

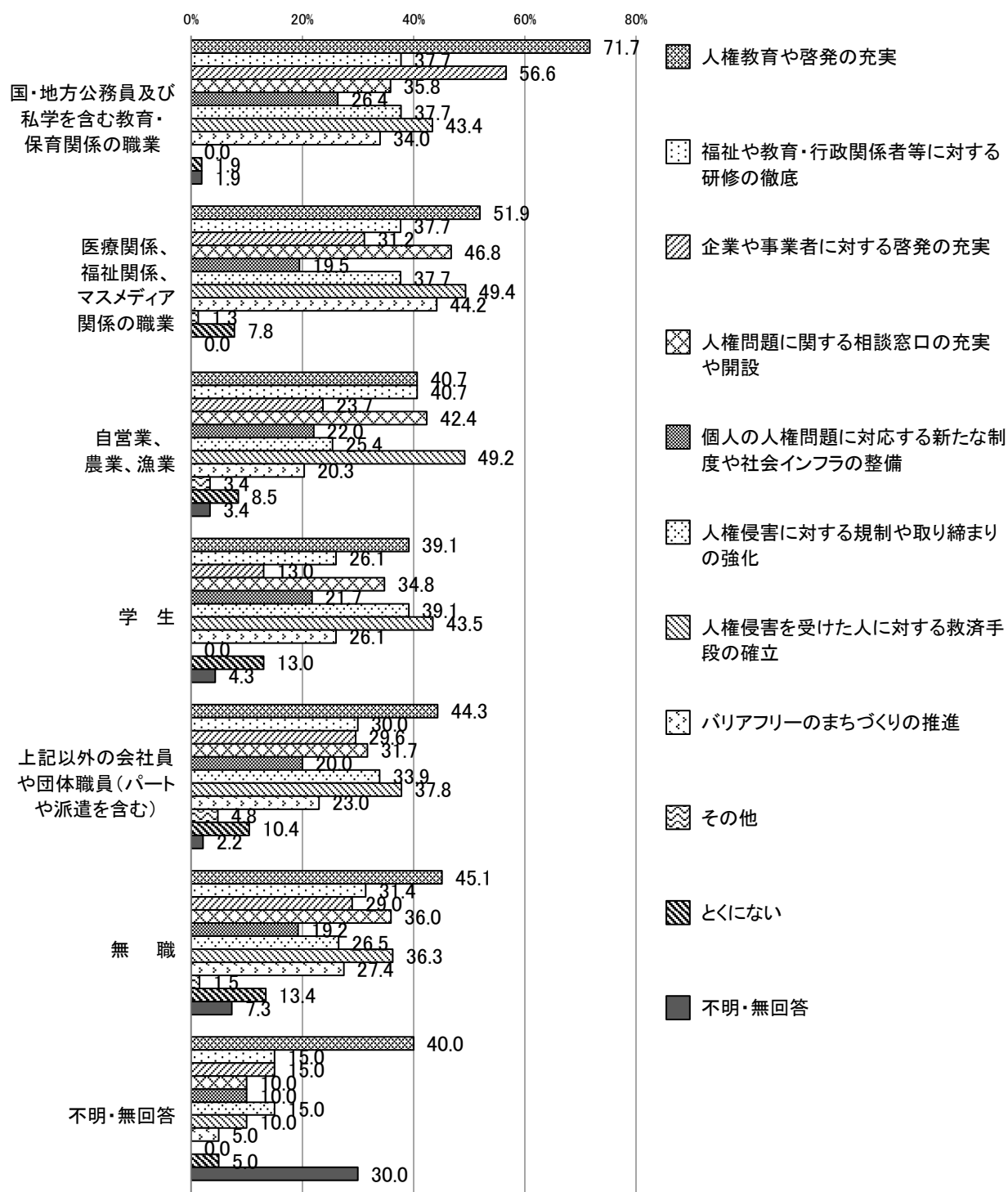
多くの年齢層において「人権教育や啓発の充実」、「人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立」が、高い割合を示している。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問29		人権問題解決のための、今後の行政施策について						
		回答数	人権教育や啓発の実施	福祉や教育・行政関係者等に対する研修の徹底	企業や事業者に対する啓発の実施	人権問題に関する相談窓口の設置	個人の対応のしやすい社会整備	
全 体		790	369	254	237	281	158	
		100.0	46.7	32.2	30.0	35.6	20.0	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	38	20	30	19	14	
		100.0	71.7	37.7	56.6	35.8	26.4	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	40	29	24	36	15	
		100.0	51.9	37.7	31.2	46.8	19.5	
	自営業、農業、漁業	59	24	24	14	25	13	
		100.0	40.7	40.7	23.7	42.4	22.0	
	学 生	23	9	6	3	8	5	
		100.0	39.1	26.1	13.0	34.8	21.7	
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	102	69	68	73	46	
		100.0	44.3	30.0	29.6	31.7	20.0	
	無 職	328	148	103	95	118	63	
		100.0	45.1	31.4	29.0	36.0	19.2	
	不明・無回答	20	8	3	3	2	2	
		100.0	40.0	15.0	15.0	10.0	10.0	
	問29		ま り 規 制 強 化 に 対 応 す	た 人 権 侵 害 の 受 け 立	推 ま バ 進 ち リ づ ア く フ リ リ の の	そ の 他	と く に な い	不 明 ・ 無 回 答
	全 体		241	308	214	19	84	39
30.5			39.0	27.1	2.4	10.6	4.9	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	20	23	18	0	1	1	
		37.7	43.4	34.0	0.0	1.9	1.9	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	29	38	34	1	6	0	
		37.7	49.4	44.2	1.3	7.8	0.0	
	自営業、農業、漁業	15	29	12	2	5	2	
		25.4	49.2	20.3	3.4	8.5	3.4	
	学 生	9	10	6	0	3	1	
		39.1	43.5	26.1	0.0	13.0	4.3	
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	78	87	53	11	24	5	
		33.9	37.8	23.0	4.8	10.4	2.2	
	無 職	87	119	90	5	44	24	
		26.5	36.3	27.4	1.5	13.4	7.3	
	不明・無回答	3	2	1	0	1	6	
		15.0	10.0	5.0	0.0	5.0	30.0	

図29-4 人権問題解決のための、今後の行政施策について(職業別)



「人権教育や啓発の充実」は、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の71.7%が最も高く、次いで「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の51.9%になっている。

「自営業、農業、漁業」、「学生」では、「人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立」が最も高くなっている。

問30 人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの

人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うのはどれですか。
(該当するすべてに○)

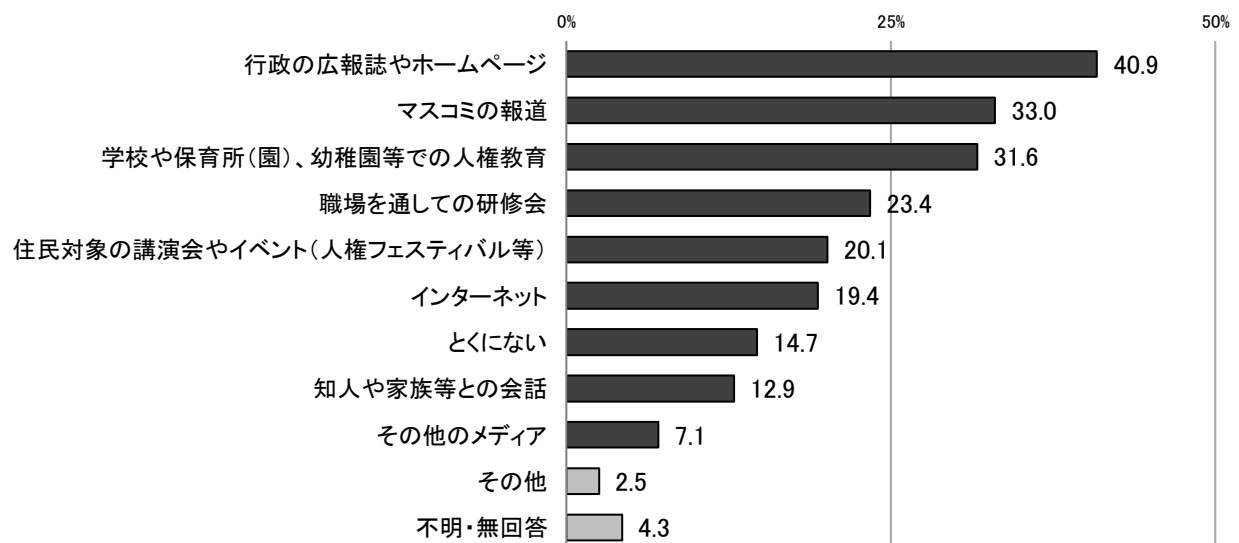
1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問30		人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの											
		回答数	行政の広報誌やホームページ	住民対象の講演会やイベント （人権フェスティバル等）	職場を通しての研修会	学校や保育所（園）、幼稚園 等での人権教育	マスコミの報道	インターネット	その他のメディア	知人や家族等との会話	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		790	323	159	185	250	261	153	56	102	20	116	34
		100.0	40.9	20.1	23.4	31.6	33.0	19.4	7.1	12.9	2.5	14.7	4.3
性別	男 性	348	145	68	85	103	113	65	26	37	14	59	9
		100.0	41.7	19.5	24.4	29.6	32.5	18.7	7.5	10.6	4.0	17.0	2.6
	女 性	421	174	89	99	144	141	86	29	64	6	53	20
		100.0	41.3	21.1	23.5	34.2	33.5	20.4	6.9	15.2	1.4	12.6	4.8
	その他	3	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	不明・無回答	18	3	1	0	2	7	1	1	1	0	4	4
		100.0	16.7	5.6	0.0	11.1	38.9	5.6	5.6	5.6	0.0	22.2	22.2

性別による特段の差異はない。

図30-1 人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの(全体)



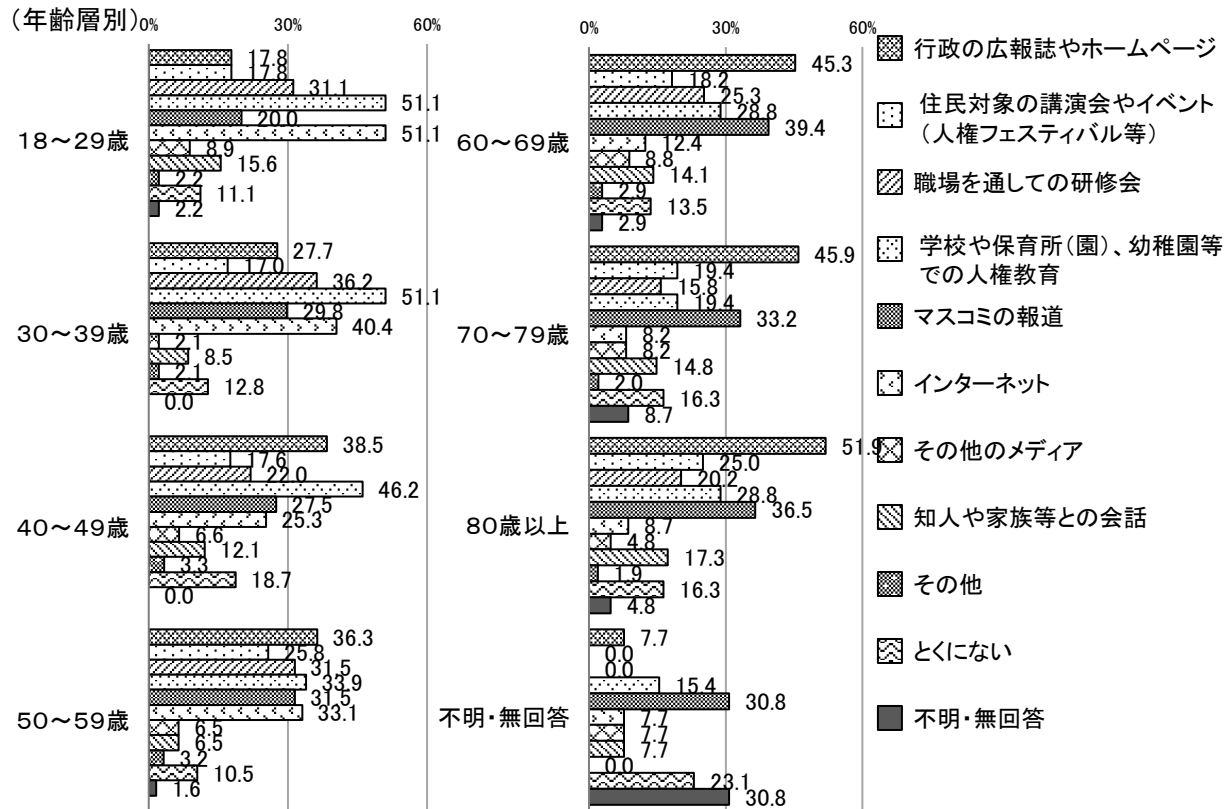
「行政の広報誌やホームページ」40.9%、「マスコミの報道」33.0%と、メディアを通じてのものは高く、「学校や保育所(園)、幼稚園等での人権教育」31.6%、「職場を通しての研修」23.4%と、参加が求められる研修は少し低い。

2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問30		人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの											
		回答数	行政の広報誌やホームページ	住民対象の講演会やイベント （人権フェスティバル等）	職場を通しての研修会	学校や保育所（園）、幼稚園等での人権教育	マスコミの報道	インターネット	その他のメディア	知人や家族等との会話	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		790	323	159	185	250	261	153	56	102	20	116	34
		100.0	40.9	20.1	23.4	31.6	33.0	19.4	7.1	12.9	2.5	14.7	4.3
年 齢	18～29歳	45	8	8	14	23	9	23	4	7	1	5	1
		100.0	17.8	17.8	31.1	51.1	20.0	51.1	8.9	15.6	2.2	11.1	2.2
	30～39歳	47	13	8	17	24	14	19	1	4	1	6	0
		100.0	27.7	17.0	36.2	51.1	29.8	40.4	2.1	8.5	2.1	12.8	0.0
	40～49歳	91	35	16	20	42	25	23	6	11	3	17	0
		100.0	38.5	17.6	22.0	46.2	27.5	25.3	6.6	12.1	3.3	18.7	0.0
	50～59歳	124	45	32	39	42	39	41	8	8	4	13	2
		100.0	36.3	25.8	31.5	33.9	31.5	33.1	6.5	6.5	3.2	10.5	1.6
	60～69歳	170	77	31	43	49	67	21	15	24	5	23	5
		100.0	45.3	18.2	25.3	28.8	39.4	12.4	8.8	14.1	2.9	13.5	2.9
	70～79歳	196	90	38	31	38	65	16	16	29	4	32	17
		100.0	45.9	19.4	15.8	19.4	33.2	8.2	8.2	14.8	2.0	16.3	8.7
	80歳以上	104	54	26	21	30	38	9	5	18	2	17	5
		100.0	51.9	25.0	20.2	28.8	36.5	8.7	4.8	17.3	1.9	16.3	4.8
	不明・無回答	13	1	0	0	2	4	1	1	1	0	3	4
		100.0	7.7	0.0	0.0	15.4	30.8	7.7	7.7	7.7	0.0	23.1	30.8

図30-3 人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの



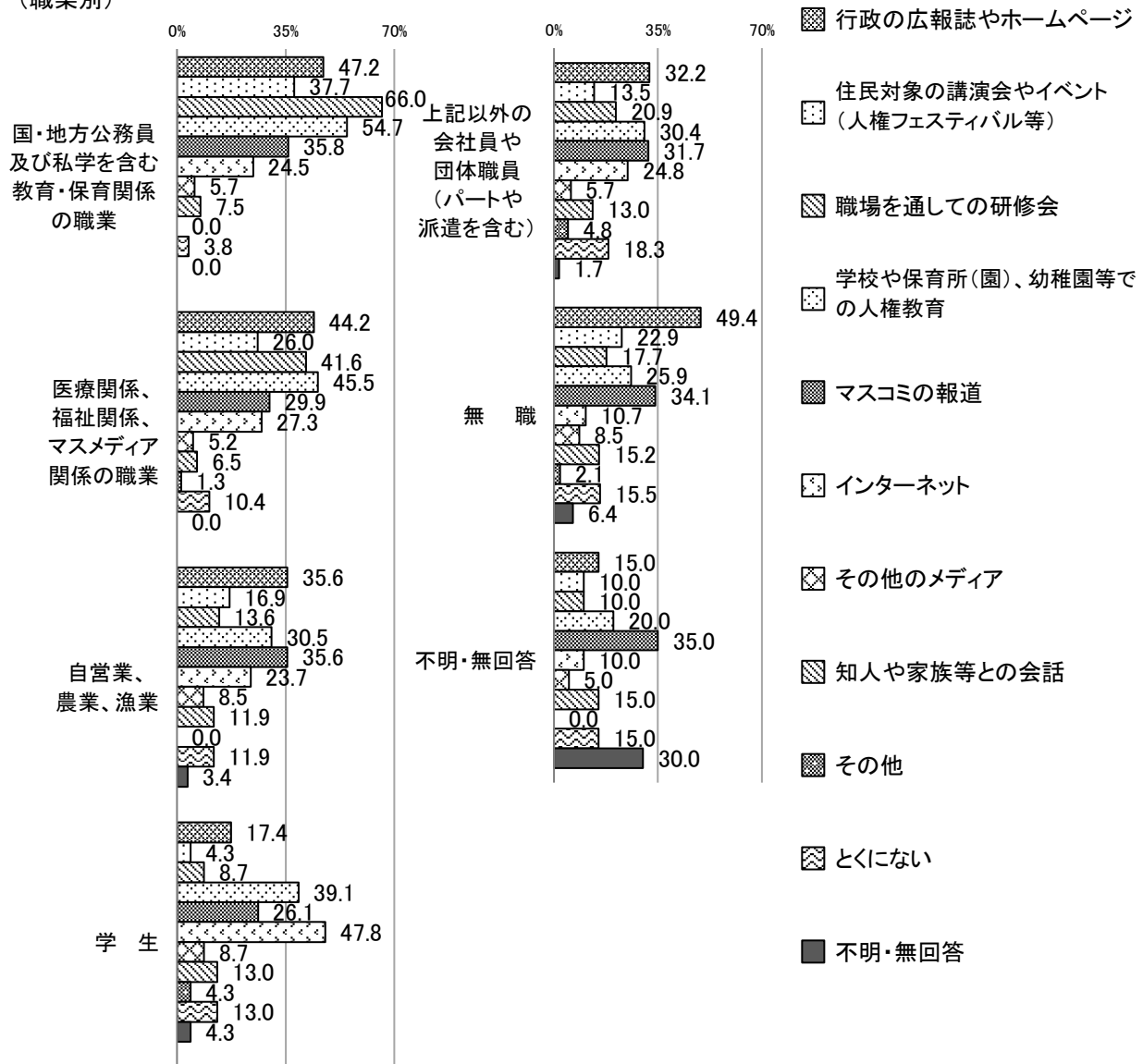
60 歳以上は、「行政の広報誌やホームページ」、「マスコミの報道」が情報取得の主たる手段になっているが、18 歳から 39 歳までは、「学校や保育所(園)、幼稚園等での人権教育」、「インターネット」が主たる情報源になっている。

3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問30		人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの					
		回答数	行政の広報誌やホームページ	住民対象の講演会やイベント（人権フェスティバル等）	職場を通しての研修会	学校や保育所（園）、幼稚園等での人権教育	マスコミの報道
全 体		790	323	159	185	250	261
		100.0	40.9	20.1	23.4	31.6	33.0
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	25	20	35	29	19
		100.0	47.2	37.7	66.0	54.7	35.8
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	34	20	32	35	23
		100.0	44.2	26.0	41.6	45.5	29.9
	自営業、農業、漁業	59	21	10	8	18	21
		100.0	35.6	16.9	13.6	30.5	35.6
	学 生	23	4	1	2	9	6
		100.0	17.4	4.3	8.7	39.1	26.1
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	230	74	31	48	70	73
		100.0	32.2	13.5	20.9	30.4	31.7
	無 職	328	162	75	58	85	112
		100.0	49.4	22.9	17.7	25.9	34.1
	不明・無回答	20	3	2	2	4	7
		100.0	15.0	10.0	10.0	20.0	35.0
問30		インターネット	その他のメディア	知人や家族等との会話	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		153	56	102	20	116	34
		19.4	7.1	12.9	2.5	14.7	4.3
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	13	3	4	0	2	0
		24.5	5.7	7.5	0.0	3.8	0.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	21	4	5	1	8	0
		27.3	5.2	6.5	1.3	10.4	0.0
	自営業、農業、漁業	14	5	7	0	7	2
		23.7	8.5	11.9	0.0	11.9	3.4
	学 生	11	2	3	1	3	1
		47.8	8.7	13.0	4.3	13.0	4.3
	上記以外の会社員や団体職員（パートや派遣を含む）	57	13	30	11	42	4
		24.8	5.7	13.0	4.8	18.3	1.7
	無 職	35	28	50	7	51	21
		10.7	8.5	15.2	2.1	15.5	6.4
	不明・無回答	2	1	3	0	3	6
		10.0	5.0	15.0	0.0	15.0	30.0

図30-4 人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの
(職業別)



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」は、「職場を通しての研修会」66.0%、「学校や保育所(園)、幼稚園等での人権教育」54.7%となっているが、「学生」は、「インターネット」が 47.8% になっている。

第5章 自由意見の記載内容について

問31 人権問題全般についての自由記載

人権問題全般について、ご意見等がありましたらお書きください。

1 自由記載欄の記載状況

『記載数 108 件、記載率 13.7%』 記載状況については、下表の通りである。

問31		回答数 (人)	記載数 (人)	性別記載率 (%)	性別 記載割合 (%)
全 体		790	110	13.9	100
性 別	男性	348	46	13.2	41.8
	女性	421	62	14.7	56.4
	その他	3	1	33.3	0.9
	不明・無回答	18	1	5.6	0.9
問31		回答数 (人)	記載数 (人)	年齢層別 記載率 (%)	年齢層別 記載割合 (%)
年 齢	18～29歳	45	5	11.1	4.5
	30～39歳	47	5	10.6	4.5
	40～49歳	91	14	15.4	12.7
	50～59歳	124	16	12.9	14.5
	60～69歳	170	32	18.8	29.1
	70～79歳	196	31	15.8	28.2
	80歳以上	104	6	5.8	5.5
	不明・無回答	13	1	7.7	0.9

※ 上記表では記載数は110件となっているが、読み取り不明のものが2件あり、記載数としては108件になる。

2 記載内容について

※ 自由意見の内容以外に、一部（公社）福岡県人権研究所の見解を付記している。

(1) 人権問題への認識

人権問題に向き合う姿勢についてのもので、人権問題に積極的に取り組むべきと考えている記載は、「社会で取り組むべき課題である」、「自分にも関係がある。自分事として捉える」というものであった。

一方、人権問題を消極的または否定的に考えている記載は、「自分には関係ない、自分の周りで人権問題が発生しているとは思っていない」、「差別意識はなくなる、人間本来が持っている差別意識」、「知らなければよかった、知らなくていい」というものであった。

① 「自分には関係がない」という考え方について

同和(部落差別)問題の問11で顕著な形で表れている。周りで人権問題が発生しても「自分のことではない」「自分には関係がない」という捉え方は、「知らなかったことを知り、関わりを考える」ことから一步距

離を置くということの現われでもあるように思われ、「自分の周りで人権問題が発生しているとは思っていない」は、「そのまま静かにしておけばなくなる」といった考え方につながっているように思われる。

② 「差別は人間本来が(生まれつき)持っている意識」という考え方について

これは、自らの差別意識を生まれつきで仕方のないものとして半ば正当化しているようにも考えられる。人間の差別意識については、社会心理学の立場からは、生まれてから学習した社会環境等によって説明されている。差別意識は人間本来のもの(生まれつきに備わっているもの)というものではない。

③ 「知らなければよかった。知らなくていい問題である」という考え方について

「知らなければよかった」という認識は、考えたくもないという「積極的無関心」を象徴している。差別の問題は「いじめ問題」と同様に、「する側の問題」であって、人権を侵害されている人たちの問題ではないということを理解する必要がある。「知らない」がゆえに、気づかずに加害者になってしまう恐れもある。

(2)同和問題(部落差別)

同和問題の記載については、否定的な記載と解決への肯定的な記載に分かれた。

否定的な記載としては、「同和問題は今はあまりないと思う」、「『同和』ということばに違和感がある」、「知らずにいた方がよかった」、「同和問題をよく知らないのだからわからないことが多い」、「わざわざ知らせることはない」、「同和の人にはそれなりのカネが流れていると聞いたことがある」という記載であった。「今はない」、「知らない」、「わからない」と、現状についての認識を欠くもの、「知らせることはない」、「聞いたことがある」と、伝聞から来る情報への親和性を表すもの、「同じ人権問題なのに、なぜ同和問題だけ別格なのか」と、不満を記載したものもあった。同和問題の理解の仕方として、「無知」・「伝聞」・「反感」の3つのパターンで書かれている。一方、解決への肯定的な記載としては、「人権問題解決のためには、人権教育や啓発の充実をしてほしい。そして自分自身も差別をしない」と、自分の差別解消への考え方を表明するとともに、教育や啓発活動に期待する声であった。

(3)さまざまな人権課題

① 女性の人権について

「未だに男尊女卑の言葉が溢れている」、「女性ももっと積極的に政治、経済、社会に関与し、全ての人が幸せに暮らせるような環境づくりのために働かねばならない」とする一方で、「なぜ女性の人権だけが強調されるのか」、「男性ならではの人権問題もある」という意見もあった。

性別にもとづく不平等については、社会的に是正していこうとする動きがすでにあり、実態としてある不平等への理解をさらに深めていく必要がある。

② 子どもの人権について

虐待の問題のほか、「この豊かにみえる日本で子どもの人権が守られているかは定かでない。貧困だけでなく、子どもたちの主体性なども守られていない」と、子どもの権利条約の推進を求めるものがあった。虐待問題と子どもの貧困問題は、青少年をどのように育てていくか、次社会をどのように描いていくかという、大きな課題であるという捉え方が必要である。

③ 障害者・高齢者・性的マイノリティの人権について

障害者の人権については、「障がいを持っており、支援(割引や免除)など恩恵を感じている」とするもの、高齢者の人権では、「公共の介護施設の拡充」を求めるものであった。

性的マイノリティの人権については、「中学、高校の女子の制服のズボン導入も進んで、多様性が受け入れられてきている」とする一方で、市内中学校の制服が変わることにに関して「男の子がスカートの制服を

選んだとしても特別扱いされたりする事もなく無事に 3 年間過ごすことが出来るのか」と周りの理解の仕方への懸念を示しての批判もあった。制服についても社会が性の多様性に対応しようとする事例であり、他にも、トランスジェンダーや同性パートナーの人権についてなどについても、理解が求められる。

④ インターネットによる人権侵害について

プライバシーの侵害に関して、「誹謗・中傷の書込みに対する規制・厳罰化」、「発信業者・媒体の研修」を強く希望する内容となっていた。

⑤ 奄美群島からの移住者、外国の人、ハンセン病患者等の人権について、

「大牟田での差別的境遇にもかかわらず、たくましく暮らしておられた。すべての日々が差別的とは言えず、当時の大牟田市民も裕福ではなく、お互いの生活向上のため必死であった」と当時を知る人のものと思われるものがあつた。差別をなくすとは、忘れ去ることではなく、理解して差別をしないことである。

外国の人の人権に関して、「長年にわたって税金を納めているにもかかわらず、選挙権が無いのが納得できない」、「義務ばかりを強制して、権利を与えないことはよくない」とするものがあつた。

また、ハンセン病についても、「知らなければ病気なんだ、で終わっていたと思う（だから知らなくてよかった）」という記載があつた。

これらは、差別や偏見があつたことを、歴史的な背景も踏まえて「知り、理解して」乗り越えていくことの必要性を示している。

(4)人権行政全般、その他

① 人権行政について

「大牟田市の課に、このような課があること自体知りませんでした。これまでどういった取組をして、今後どのようなことをしていきたいのかなど、市民やメディアへの発信が必要と感じる」という記載があつた。市報等での広報活動のあり方だけではなく、市民目線での基本計画の作成をも求められているという認識が必要だと思われる。

この他、要望として、「市役所には、病気の方や体の不自由な方が上がるエレベーターが1つしかありません。車イスの設置や案内をする人を置くなどして欲しい」という障がい者、高齢者等に対する配慮を期待する記載があつた。

② 学校教育、啓発研修について

人権研修の重要性を訴える意見として、「学校や職場、市民参加の研修会」の必要性、「未来の為に出来ることは大人・子ども関係なく、各々の環境において(職場や学校・家庭内など)研修会やセミナー・授業・教科書、テレビやインターネット等々で継続して周知していくことが大事だと考えます」、「今日よりも明日は1人でも多く人権に関して知ることが出来れば良いのかと思います」といったように、「何をめざして、何時、どこで、誰を対象に」と、具体的な啓発の仕方を求める記載もあつた。

また、「差別される人が不平等だ！大変だ！ だから差別するのはやめよう！ 的な研修をしてもあまり効果がないのでは?! もっと根本的な意識高揚ができる方法を考えることができたと思う」と、これまでの研修の内容について満足が得られていないという記載や、「当問題の裏には様々な歴史がある事から、簡単に解消できるものとは思っていない。また、十人十色・個性・個人の尊重という観点からも必ずしも全ての人が右向け右！ ではないとも思う。私も当アンケートを答えるにあたり人権というものに関して考えることが出来たことがこれから先の持論に良い影響をもたらすものと信じます」と、受け止め方の多様性を尊重しつつも啓発が必要という記載もあつた。

③ 差別されている人について

被差別への救済が必要であるという意見として、「日本は、制度的に政治的にしっかりと、LGBTQ+、アイヌ民族、在日の人々、障がい者、低所得者、外国籍の人々など、少数の差別を受けがちな人々を救済してほしい」、「住んでいる地域・年齢・職種などにより、人権問題に関する意識は、個人レベルでかなり違うものであると思います。当事者意識は当事者にしかない。困っている人の声を取り上げ、救済の措置を行う社会であってほしいと願う」というように、今ある人権侵害に対して社会的に救済措置が必要だということを求めた記載があった。あわせて相談機関の重要性・充実について、「様々な人権問題に直面している人々の相談の窓口の充実はもちろん、そこで対応する人の取り組み方が重要だと思う。重大な事件が起きて、いつもなぜ救えなかったのかと・・・残念でしかたない」、「いじめなど急を要する救済が必要な場合にどのようなところで相談を受けていくかも検討されるべきと考えます。学校が必ずしも 100%対応できるかどうかわからないので」という記載があった。

④ 「特定職業従事者」としての認識について

「人権問題は根が深いですね。私も子どもの頃に親が生活保護受給者でした。弟の熱が40度近いので医療券を申請に行った時『そのくらいの熱で病院に行くのか、保護家庭はよかねー』と係から言われて、いまだに頭の中に残っている。関係者の無知な言葉残念です」という記載もあった。随分前のことだと思われるが、厳しい対応をされた者の痛みは、語られ拡散して残るものである。現在においては、本意識調査にも見られる通り、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の人権への関心や理解は、他の職業と比べて格段に高く、確実に向上している。

⑤ アンケートについて

「アンケートを記入して、あらためて、自分自身の関心がないことを実感しました。自分も職場でセクハラを受け、長期にわたりうわさ等で苦しんだ経験があります。アンケートを答えながら過去の事を思い出しました。昔ですから、相談する所もなくつらかったナーと思っています」という記述は、私たちの社会が「人権尊重社会」へと変化していっている実感を述べたものと推察できる。また、「今回の人権問題意識調査に協力したことで人権問題に関心が向いた」、「特に同和問題への回答が難しかった」、「アンケートに記入していて、無責任のような○のつけ方に自分自身『はっ』と反省したり、悩みました。もっと関心を持つべきと自分自身への向き合い方に勉強になりました」、「人権とは単に人間であるということに基づく普遍的権利であり、『人間の生存にとって欠くことのできない権利および自由』とされるとありました。今回改めて良い勉強をさせて頂きました」という記載からは、人権に関する意識調査が、半面で、啓発を担っているという様子がうかがえる。

調査結果について

(公社)福岡県人権研究所

1 人権問題全般に関すること(第1章)

(1) 【人権問題についての関心】(問1)、【現在の日本社会は人権が尊重されているか】(問3)

ア 「関心がある」は、全体で 68.2%。前回(H25 62.4%)より 5.8 ポイント高くなっている。2021 (令和 3)年度の福岡県の調査 69.9%よりやや下回っているが、特に低いというものではない。

イ 年齢層別では、「40～49 歳」72.5%、「50～59 歳」70.2%、「60～69 歳」75.3%が高い。

職業別では、「特定職業従事者」の構成員である「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」が 84.9%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」が 81.8%と高い割合を示している。この職業の人たちの、職場における研修の機会や研修の在り方等について参考にすべき内容が多くあるものと思われる。

ウ 人権が尊重されているかを問う設問で「尊重されていないと思う」と回答した割合が高いのは、「18～29 歳」の 51.1%、「30～39 歳」の 42.6%、「60～69 歳」の 39.4%であるが、問 1 の回答で「関心がある」が最も高いのは「60～69 歳」の 75.3%である。一方、「関心がない」が比較的高いのは、「18～29 歳」の 31.1%、「30～39 歳」の 34.0%である。「60～69 歳」は、関心があって社会を観ると人権は「尊重されていない」と感じ、「18～29 歳」は、「尊重されていないと思う」から「関心がない」と感じているようにも思われるが、それぞれの境遇がいかなるものであるかを加味して考える必要がある。ただ今回の調査では、その境遇等についての調査は行っていない。

(2) 【関心がある人権問題】(問2)、【人権関係法令の認知度】(問7)

ア 関心がある人権問題については、「障がい者に関する問題」が 47.8%で最も高い。次いで「インターネット等による人権侵害」46.7%、「高齢者に関する問題」42.8%で、前回(H25)と同様の順になっている。一方、人権関係法令の認知度では、「障害者差別解消法」は 21.5%、「高齢者虐待防止法」は 28.6%で、「障がい者に関する問題」、「高齢者に関する問題」について「関心がある」とした回答が 4 割以上あるのに対して、これらの法令の認知度は 3 割にも満たない。「関心がある」ことが、必ずしも法令の理解や人権問題解決のための考え方や行動に結びついていないということを確認しておく必要がある。ただ、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」においては、「部落差別解消推進法」、「こども基本法」について、「内容を知っている」がともに 6 割を超えており、他の職業と比較して高い割合で認知されている。「特定職業従事者」の構成員としての、今日的な人権問題への関心の高さは、他の職業への参考としたい。

イ また、「関心のある人権問題」については複数回答が可となっており、人権問題への関心度が比較的高い(「関心がある」全体で 68.2%)ことを考えれば、個別的な人権問題への関心も幾分高くなるものと予想されるが、3 割から 4 割台の比較的高い割合を示すもので「障がい者に関する問題」47.8%、「インターネット等による人権侵害」46.7%、「高齢者に関する問題」42.8%、「子どもに関する問題」38.7%、「女性に関する問題」38.0%、次いで「部落差別に関する問題(同和問題)」25.9%、「北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族に関する問題」23.9%、「原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題」21.1%が 2 割台で、「ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題」10.6%、「アイヌの人々に関する問題」7.2%、「HIV 感染者・エイズ患者に関する問題」6.7%は 1 割台かそれ以下という結果であった。

ウ 2 割以下の個別的な人権課題が、身近に感じられない人権問題であったとしても、回答はいくつ選択してもよかったことを考えれば、回答者個人の中で、「関心がない」＝「その問題はない」ことにされてしまいかねない問題を含んでいるものとの推測もできる。したがって、行政は、市民の関心は薄い

といえども、人権課題を持つ当事者にとっては、切実な問題であるとの認識を持って、関心・理解が促進されるよう継続的に教育・啓発に取り組んでいくことが求められる。

(3) 【人権を侵害された経験とその内容】(問4)、【人権侵害を受けた時の対応の仕方】(問5)

ア 期間を限定せずに「人権を侵害された経験」を聞いているため、近年の人権侵害状況に限定して課題を挙げることはできないが、性別による特徴として 10 ポイント近い差があるものは次の 2 点で、ひとつは「性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)」（男性 3.1%、女性 11.3%）、もうひとつは「パートナーや恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)」（男性 2.3%、女性 12.9%）で、どちらも女性の方が高い。2020(令和 2)年の厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査」でも、「性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)」の経験者は 10.8%で、本市においてはそれよりやや高くなっている。

年齢層別では、「30～39 歳」の 63.8%を最高に、「40～49 歳」の 53.8%、「50～59 歳」の 54.0%が「人権を侵害されたことがある」と回答していて、その内容は「職場での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」が、約 4 割から 6 割と高い割合を示している。働き盛りの年齢の人が、職場において人権侵害を受けている状況がうかがえる。

イ そのような人権侵害を受けた時、どのような対処の仕方をしたかでは、男性では「とくに何もしなかった」が 34.4%で最も高く、次いで「相手に直接抗議した」27.5%、女性では、「家族や親類に相談した」43.5%、次いで「友人や先輩に相談した」41.4%になっている。公的な機関への相談では「警察」が最も高く、女性で 12.9%であった。

年齢層別で見ても、30 歳から 59 歳の相談先の中心は、「家族や親類に相談した」、「友人や先輩に相談した」になっており、公的な相談機関として多くあがっているのは「警察」である。「職場の相談窓口」に相談した」は全体で 7.1%しかなく、「とくに何もしなかった」が 28.3%ある。今後の対処としては「とくに何もしない」14.4%は、人権侵害された時よりも 13.9 ポイント少なくなっているが、何もしないと見過ごしてしまえば、就労環境としてはハラスメント体質は改善されないままであるとの推察もできる。

ウ 2020(令和 2)年「パワーハラスメント防止法」が施行され、また、2020(令和 2)年「男女雇用機会均等法」の改正でセクシュアルハラスメント防止対策の強化に関する規制が設けられ、それぞれの職場において防止体制を整備し周知を図るよう義務付けられた。問29の「人権問題の解決のために、今後行政施策としてとくに重要であると思うこと」の回答に、「人権問題に関する相談窓口の充実や開設」が 35.6%あり、行政として人権侵害の実態把握に努めるとともに相談体制の充実が求められている。

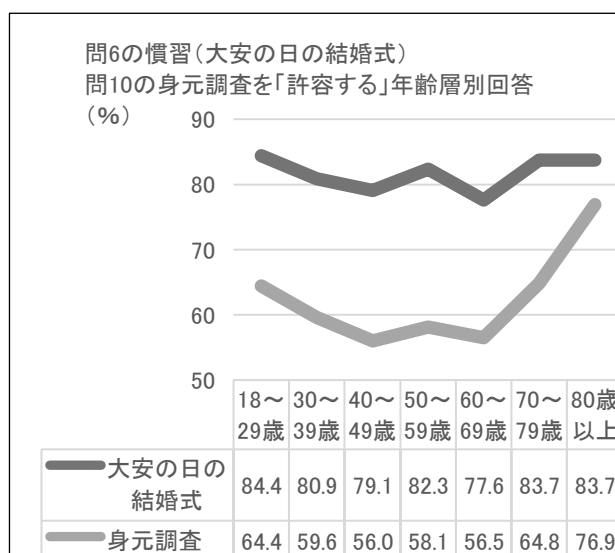
(4) 【風習や慣習について疑問に思うこと】(問 6)、【同和問題(部落差別)に関して、人権が保障されていない事項】(問 10)

ア 従来の人権意識調査で、「非科学的認識への同調・傍観」の傾向をみるための問いとして設定されることが多かった。属性による回答傾向の特徴(10 ポイント以上の差)をみると、性別、年齢層別の特徴はみられない。一方、職業別では、「公務員、教育・保育関係」が「疑問に思うものはない」(非科学的認識の容認)とする割合が 7.5%で、他の職業や無職の 30%強と明確な差がある。

この設問で最も高いのは「ひのえうま生まれの女性との結婚をいやがる」で、普段はあまり聞かない迷信であるが、あと 2 年後の 2026(令和 8)年に回ってくることから、関心も高くなっているものと思われる。ちなみに近代になっての「ひのえうま」は、1906(明治 39)年と 1966(昭和 41)年の 2 回で、1906 年では出生数が前年比で 4%(約 6 万人)減、1966 年は 25%(約 46 万人)減となっている。1966 年の出生数減は、マスメディアの発達をもたらした現象であるとされていて、「ひのえうまと悪女」伝説を週刊誌や新聞が取り上げて、ラジオやテレビでも繰り返し報道され、「みんながそう言うなら」と

同調性バイアスを引き起こした結果であった。そこに「産むか産まないか」の命の選択があったであろうということは十分に推察されることで、迷信といえども人権に関わる大きな問題である。

イ 「疑問に思うこと」で最も数値が低いのは、「18～29 歳」の「大安の日を選んで結婚式を挙げる」・「友引の日に葬式をしない」の 15.6%である。逆に言えば、こうした風習や習慣を「許容」している回答が、84.4%あるということになる。「大安の日を選んで結婚式を挙げる」を他の年代の「許容」する割合と比べたのが右記のグラフ(上段)である。「18～29 歳」の若い世代が、「大安の風習や慣習」を、70 歳から 80 歳以上の高齢者と同等以上に受け入れている様子が見られる。



ウ 同じグラフの下段の折れ線グラフは、「同和問題(部落差別)に関して、人権が保障されていない事項(問 10)」の、「身元調査をする」に対する回答を、上記イと同様に「許容」するに読み替えてグラフ化したものである。40 歳から 69 歳までを底にした U 字型を形成している。18 歳から 39 歳の若い世代が、70 歳から 80 歳以上の高齢者と同様に「身元調査をすること」を受け入れている様子が見られる。

18 歳から 39 歳の年齢層では、かつての「社用紙(履歴書・身上調書)」が、「自分に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項の把握(思想信条に関わること)」を求めていたという認識がないからではないだろうか。今日の就職に際しては、1973(昭和48)年に策定された「全国高等学校統一用紙」やそれをベースに作成されたものが使用され、また、インターネット社会の中でエントリー用紙という形で個人の技能や能力に関する情報の取得が行われるようになり、そういうものが「身元調査」の内容だとする認識が形成されたことで、「許容」する割合が高くなっているものと推察もできる。

エ 行政は、自分の知らないところで自分のプライバシーが調査されているかもしれない、しかも多くの人がそれを許容しているという社会になりかねないことへの危機感をもって、人権啓発に臨む必要がある。また、問 10 で「わからない」とする回答が全体で 23.3%ある。「わからない」というあいまいな考え方は、状況次第で「やむを得ない」、「調査は必要」という考え方に変わる可能性があること、差別につながる身元調査は違法であることを踏まえて啓発を工夫することが大切である。

2 同和問題(部落差別)について(第 2 章)

(1) 【同和問題(部落差別)の認知時期】(問 8)、【同和問題(部落差別)の認知経路】(問 9)

ア 認知時期は、全体では「6 歳～12 歳未満(小学校のころ)」29.7%、「12 歳～15 歳未満(中学校のころ)」16.7%で、義務教育期が 46.4%になる。これを年齢層別で見ると、「40～49 歳」が 68.1%「50～59 歳」が 75.8%で、この 40 歳から 59 歳がピークになっている。一方の 60 歳から 80 歳以上では、「15 歳～18 歳未満」、「18 歳以上」での認知が 3 割から 4 割と高くなっている。義務教育期の取組が、量的にその前の年代と変わらないのであれば、もう一方の 18 歳から 39 歳でも 7 割近くあっていいはずであるが、前の年代(40 歳から 59 歳)より 2 割ほど少なくなっている。その分を埋める形で「おぼえていない」、「よく知らない」の回答が高くなっている。この年代(18 歳から 39 歳)の、認知の時期や学びの記憶が曖昧になっている面が見受けられる。国をはじめ県や市が、同和問題解決の手法としての特別対策を終了し、「同和教育の成果と課題を踏まえて人権教育として再構築する」としてから

20 年以上が経過した。その間に学校における人権・同和教育や部落問題学習がどのように変化したのか、その成果と課題をどのように評価するのか等について、本市の実態を踏まえた検証・考察が必要と思われる。

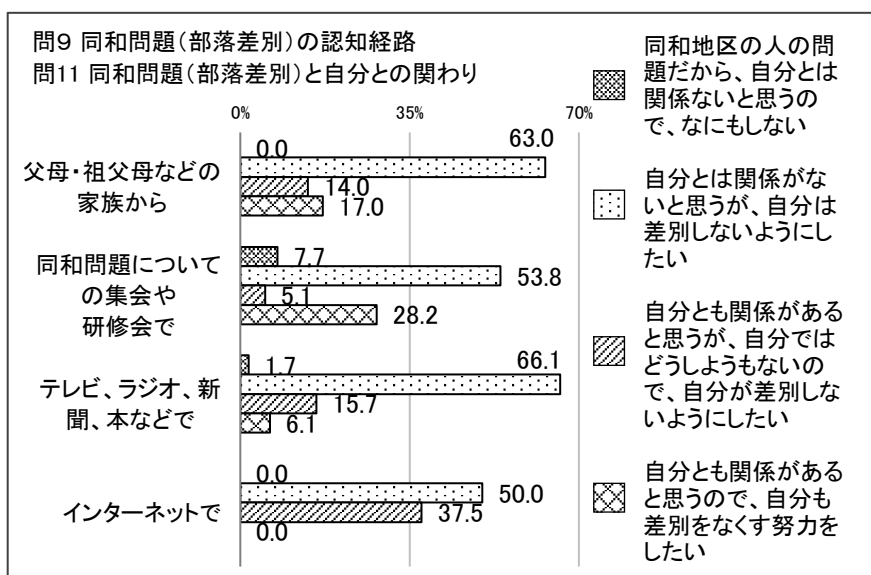
イ 認知経路については、全体では「学校の授業で」が 37.8%で最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、本などで」14.6%、「父母・祖父母などの家族から」12.7%になっている。年齢別でも、18 歳から 59 歳までは「学校の授業で」が 6 割から 7 割ある。「60～69 歳」では 4 割と少なくなっていく、70 歳から 80 歳以上では、「学校の授業で」は、1 割にも満たない。

同和教育については、1972(昭和 47)年度から中学校社会科で、1974(昭和 49)年度から小学校社会科歴史分野での授業が始まっていることを考えれば、現在 64 歳以上の人は、義務教育の中では同和問題の授業を受けていないことになる。当然、「学校の授業で」の経路は小さくなる。しかし、その分だけ多様な認知経路で、同和問題(部落差別)を認知してきた様子がうかがえる。

ウ 60 歳から 80 歳以上の認知時期は、「18 歳以上」が約 2 割から 3 割台と他と比べて高くなっている。その認知経路は、問8の「同和問題(部落差別)の認知時期」と問9の「同和問題(部落差別)の認知経路」とをクロス集計(P62)してみると、多くが「同和問題についての集会や研修会で」と「テレビ、ラジオ、新聞、本などで」あることが推察される。そこで検証すべきは、どのような知り方(出会い方)をしたのかということである。同じことは、「インターネットで」と回答した人たち(主に 18 歳から 59 歳の年齢層)にも言える。どのような知り方・出会い方をしたかによって、その後の考え方に変化をもたらすと考えられるからである。

下図は、どのように認知したかと自分との関わりをクロス集計したものである。

「自分とは関係がない」とするものが目立つが、「集会や研修会」での認知者には、「なくす努力をする」が 28.2%と積極的な姿勢が見られる。「インターネットで」は、「なくす努力」については 0%である。インターネットは便利な道具であるが、同和問題(部落差別)だけではなく、他の個別的な人権課題についても「誤った知識や偏見を持たせてしまう(誤った知識や偏見で寝た子を起こす)」、「差別と排除の煽動」につながる道具にもなりえている現状を理解しておくことが必要である。



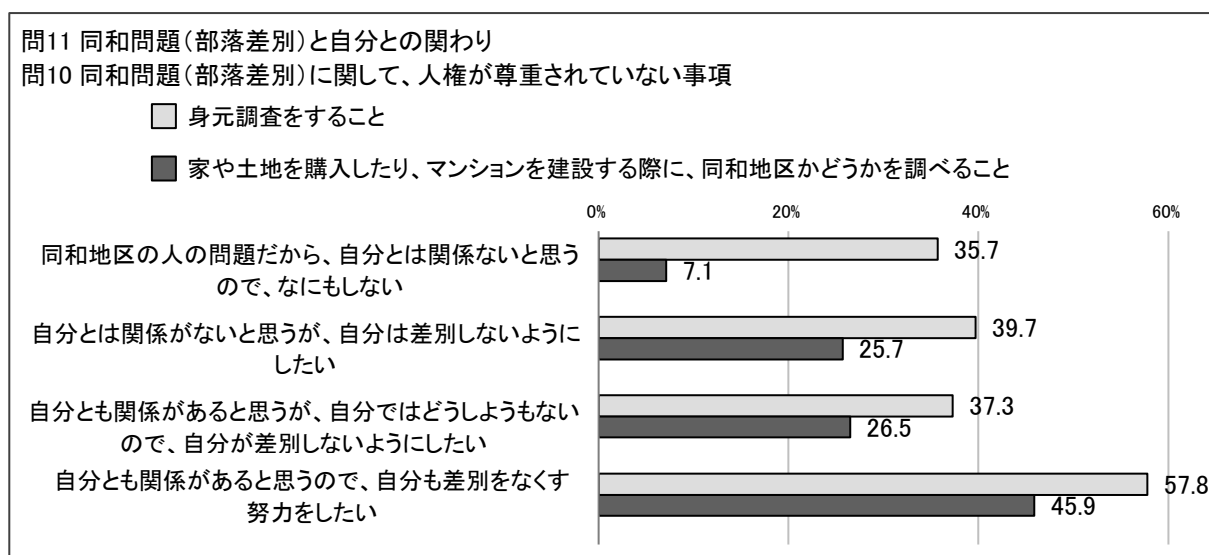
(2) 【同和問題(部落差別)に関して、人権が尊重されていない事項】(問 10)、【同和問題(部落差別)と自分との関わり】(問 11)、【同和問題(部落差別)の解決方法】(問 12)

ア これまでの人権教育・啓発で結婚差別や就職差別を助長する「身元調査」はその差別性から、探偵業法や各地条例などの規制からして、「調査をしてはならない」の回答が求められる問いである。同様に、「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることも」忌避意識を煽るものとして、「調査をしてはならない」の回答が求められる問いである。

人権が尊重されていない事項として「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることを」挙げているのは、全体で 25.2%であった。年齢層別では、「50～59 歳」の 35.5%が最も高く、「18～29 歳」の 17.8%は、80 歳以上の 10.6%に次いで低い割合である。この項目においても、「18～29 歳」の若い年代に、身元調査と同じく危機感が弱いように思われる。

イ 次に人権が尊重されていないという認識が、同和問題の解決に対してどのような考え方を持っているかについて、土地差別の問題「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることを」との関連から見ていく。（「身元調査」については、先に分析し叙述した）

下図は、「問 10 同和問題(部落差別)」に関して、人権が尊重されていない事項」と「問 11 同和問題(部落差別)と自分との関わり」をクロス集計したものである。「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」と回答した人の 45.9%は、「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることを」人権が尊重されていない事項だと回答している。一方、「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」と回答した人は、7.1%しかいない。土地差別だという認識が低いように思われる。



ウ 右表は、問 11 の「自分とは関係がない」とする捉え方の変化について年齢層による経年変化を表したものである。前回は 2013(平成 25)年だから 10 年間を経ての「考え方」である。

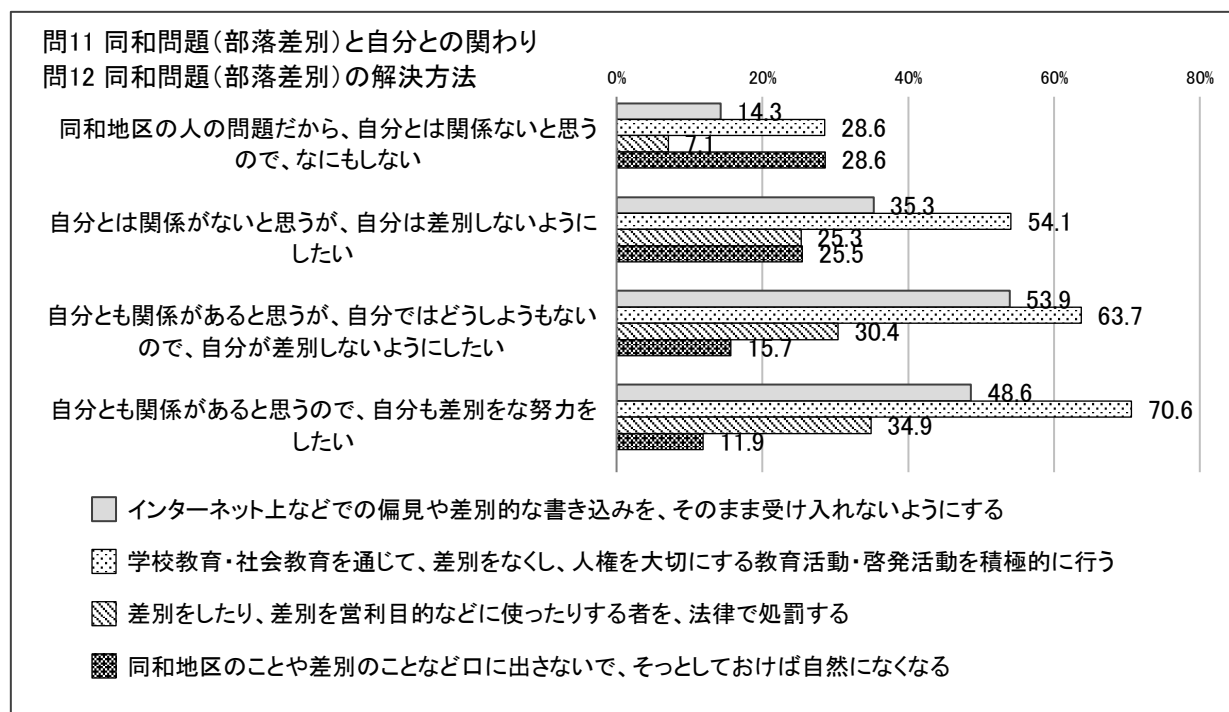
10 年を経て 40 歳から 59 歳は、「関係ない」とする考え方が減少しているが、「30～39 歳」では 17.7 ポイントも増加している。この年代において、この十年間に何があったのか、あるいはなかったのかを、この間の教育・啓発の取り組みを振り返ることによって明らかにし、今後の教育・啓発に生かしていく必要があるように思われる。

行政は、自分の知らないところで自分のプライバシーが調査されているかもしれない、しかも多くの人はそれを許容しているという社会になりかねないことへの危機感をもって啓発に臨む必要がある。

年齢層による経年変化	問 11「自分とは関係がない」とする捉え方の変化		
	前回年齢時 (H25) (%)	今回年齢時 (R5) (%)	増減
18～29 歳	—	46.6	—
30～39 歳	46.1	63.8	17.7
40～49 歳	63.8	57.1	-6.7
50～59 歳	59.1	50.8	-8.3
60～69 歳	57.2	57.7	0.5
70～79 歳	63.4	65.8	2.4
80 歳以上	55.0	62.5	7.5

エ 次に「同和問題(部落差別)の解決方法(問12)」について、「自分との関わり(問11)」とのクロス集計から考察する。

下図において、どの考え方の人においても「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」が最も高い割合を示している。特に、「自分とも関係があると思う」と積極的な考え方を表明している人ほど高い割合を示している。一方、同和問題の解決に消極的な考え方になっていくほど「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」の割合が高くなっている。また、「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」との考え方の人は、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する」については、7.1%と他と比べてかなり低くなっている。



オ 問12の解決の方法として、「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」50.9%と、「同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる」22.2%、および「同和地区の生活環境を改善・整備する」19.4%に示された行政の責務の遂行を支持するという市民意識、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する」24.3%に示された差別に対する法規制を求める市民意識、「インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする」35.6%、「市民一人ひとりが互いに交流する」21.8%に示された「国民一人一人の課題」、「国民の努力」を引き受けるとする市民意識は、いずれも同和問題(部落差別)解決のための大切な要素である。人権尊重社会は、これらが相互に関連・補強し合って、築かれていく。

カ 人権と無関係な人はいない。人権尊重の社会は、行政がその責務を果たすことと、市民一人一人が努力することの両輪が機能することによって実現する。自分や他の人が抱えている困難な状況に「気付き」、それを「理解」し、解決のために「行動」する考え方が持てるよう、引き続き人権教育・啓発に取り組んでいくことが求められている。

3. 様々な人権問題について(第3章)

(1) 【女性の人権について】(問13)、【子どもの人権について】(問14)、【高齢者の人権について】(問15)

ア 「女性の人権について」は、「男女の固定的役割分担意識や行動(「男は仕事、女は家事・育児」など)」に対する回答が全体で49.4%と最も高く、性別では男性と比べて女性の方が11.7ポイント高い。「子どもの人権について」は、「親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加える、子育てを放棄する」が全体で74.2%と他と比べて圧倒的に高く、男性と比べて女性の方が4.9ポイント高い。「高齢者の人権について」は、「介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと(老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど)」が全体で53.3%と最も高く、性別では男性と比べて女性の方が6.1ポイント高い。

イ これらのことは、家族のケアを女性が中心となって担っているという実態があることを推察させる。男性においてもそのような性別による役割分担的な実態は少なからず見えているが、女性の視点からすれば、家事分担や育児、高齢者介護等の偏りは、「男女共同参画社会」、「働き方改革」、「介護休暇」、「男性の育児休業取得の推進」などが制度化されてきたとはいえ、依然として家族のケアの主体は大きく女性に依存している実態があるということを指摘しているように思われる。

ウ 2020(令和2)年の厚生労働省による『「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』では、被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が40%、「夫」が22%で、男性の擁護者が6割を占めている。一方、同じく2020(令和2)年の厚生労働省による『「令和2年度福祉行政報告例の概況」児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移』では、児童虐待の主たる虐待者は、「実母」が47.4%で最も高く、次いで「実夫」の41.3%となっている。この二つのことから言えるのは、女性がケアの主たる担い手で、その反動で男性はケアについての知識や技能を持ち合わせていないということである。女性は一人でのケアに行き詰り、男性はケアへの対応ができずに虐待を起こしてしまっている。本市においても調査結果から同様の傾向が読み取れることから、虐待防止にむけた相談体制と知識・技能を高める研修等が必要とされる。

(2) 【障がい者の人権について】(問16)、【日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について】(問17)、【性的少数者の人権について】(問24)

ア 「人々の障がい者に対する理解が十分でないこと」、「働ける場所や機会が少ないこと(職場の受け入れ態勢が十分でないこと)」の二つが全体で5割を超えている。留意したいのは、「障がいを理由に、意見や行動が尊重されないこと(結婚、就職に際しての周囲からの反対など)」が全体では30.4%であるのに対して、「18~29歳」では48.9%あり、他の年齢層と比べてかなり高い割合になっているという点である。

イ 「特定の民族や国籍の人に対する差別的な言動(ヘイトスピーチ)」が全体では30.8%だが、「18~29歳」では42.2%あり、他の年齢層と比べてこの問題への関心が高い。

ウ さらに、「性的少数者の人権について」で、「偏見による差別的言動を受けること」と「性的少数者に対する理解が足りないこと」が全体では43.3%と41.9%に対し、「18~29歳」では60.0%と55.6%ある。他の年齢層より「偏見と無理解」に対する現実認識の高さを示している。

(3) 【インターネットに関する人権事項について】(問18)、【インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと】(問19)

ア 人権事項への関心は、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」、「SNS等で悪質・不快な書き込みをされること」が、18歳から69歳までの年齢層では上位2項目となっている。「70~79歳」で

は、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること(58.7%)」以外の各項目への回答率は 3 割台、「80 歳以上」では、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」は 50.0%あるが、それ以外の各項目については 2 割台にとどまっており、「わからない」とする回答が他の年齢比べて格段に高くなっている。高齢者のインターネットリテラシーへの対応が厳しい様子を表している。

イ また、人権侵害の防止については、「不適切な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化し、プロバイダーや掲示板の管理者に対して情報の停止、削除を求める」、「加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する」が上位2項目で 5 割を超えている。

ウ インターネットによる人権侵害は、瞬時に拡散し、消去も困難であることから、侵害された人に大きなダメージを与えてしまう。また、匿名性を悪用した誹謗・中傷、様々な詐欺や性犯罪の道具としても使われている。監視や取り締まりの強化、罰則規定等の法規制が強く求められていることがわかる。

(4) 【ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について】(問 20)、【北朝鮮当局による拉致被害者等に関わる人権について】(問 21)、【新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について】(問 25)

ア 「ハンセン病患者・元患者や家族等の人権問題」では、「地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」が全体で 52.5%と最も高く、関心が高まっている様子が分かる。しかし一方で、「わからない」が 34.6%と 2 番めに高い割合を示している。多くの人が、この病気に対する知識や国の政策の誤りについて十分な知識と理解を得る機会が少なかったことも事実であり、一層の教育・啓発が求められる。

イ 拉致被害者等の問題では、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと」、「被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が 6 割強ある。この問題は外交問題であり、伝わってこない情報の中で、理解が進んでいない面もある。

ウ 新型コロナウイルス感染症に関しては、行政においても多くの経験知が蓄積されている。感染を経験した人が増えた現在では、初期の頃と比べ、正確な情報の提供や治療薬が投与される等、状況も変化している。今後、新たに感染症等が発生した際には、蓄積された経験知をもとにデマ等の情報に惑わされることなく、冷静な対応が必要である。

(5) 【刑を終えて出所した人の人権について】(問 22)、【犯罪被害者やその家族の人権について】(問 23)

ア 刑を終えて出所した人の人権問題では、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が、最も高くなっている。本人の真摯な更生意欲にもかかわらず、周囲の根強い偏見や差別意識がもとで、就職や住居などで厳しい状況に置かれていることへの理解が示されている。一方で「就職や職場で不利な扱いを受けること」が 2 番めに高い。「偏見や差別意識」の払拭と雇用確保は、一体のものである。行政としては、雇用促進に向けた施策が求められる。

イ 犯罪被害者やその家族の人権問題では、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること」、「SNS 等で悪質・不快な書き込みをされること」等は、犯罪被害者に向けられるべきものではないはずであるのに、さらにダメージを与え二次被害をもたらしてしまう。2005(平成 17)年には「犯罪被害者等基本法」が施行されており、教育・啓発や相談・支援の充実が求められる。

(6) 【奄美群島から移住してきた人々への偏見について】(問 26)

「偏見が残っていると思う」と回答した人の割合は小さいが、前回調査(H25)と比べてほぼ変化がない。一定程度差別への認識がある一方で、「偏見が残っているかどうかわからない」、「偏見があったことを知らない」を合わせると 7 割以上になる。多くの市民にとっては、差別を可視化できる情報を持たな

いということを意味している。こういう状態では、他からの誤った情報を受け入れてしまい、「偏見と差別意識で起こされる」可能性も否定できない。歴史的な経緯を理解し、差別をしない考え方の形成につながる教育・啓発が引き続き求められる。

4 人権啓発等について(第 4 章)

(1) 【職場で行われる人権問題の研修への参加状況】(問 27)【人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況】(問 28)

職場で行われる人権問題の研修への参加と限定してたずねている項目で、「参加したことがない」は 25.4%で、前回調査(24.1%)から 1.3 ポイント増加しているだけである。また、新型コロナウイルス感染症の流行で 2019 年度から 2022 年度まで各種研修会等の開催が見送られた影響もあり、参加できる研修も限られていたこともあったと思われるなかでの数値としては評価できる。そういうなかで、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」では 71.7%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」では 45.5%の人が、研修に参加している。多様性を保障する社会では、人権課題も多様化し拡大していく。「特定職業従事者」を構成する職業である行政、教育、医療、福祉関係者等においては、常に人権意識のアップデートが求められる。

「人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況」については、「参加したことがある」とする回答は極めて低く、全体で 10.3%である。職業別では、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」は、41.5%が参加している。年齢層別では、50～59 歳の 17.8%が最も高い。

両問とも、「なぜ参加しないか」に関連したアンケートがなく、その分析は出来ない。市民の人権研修へのニーズ(内容、時期、時間、場所等)がどこにあるのか、どのような媒体を通じての広報が効果的であるのかを把握し、人権問題への問題意識や解決への意欲を高めるような内容づくりを引き続き工夫することが大切である。

(2) 【人権問題解決のための、今後の行政施策について】(問 29)、【人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの】(問 30)

行政施策として重要視されているのは、「人権教育や啓発の充実」46.7%、「人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立」39.0%、「人権問題に関する相談窓口の充実や開設」35.6%が上位 3 項目で、「教育・啓発」、「人権侵害を受けた人の救済」、「相談窓口に開設」は、これまで行政が取り組んできた内容である。しかし、市民のそれらの利用については、これまでいくつかの章で述べてきたように十分とは言えない。考えられる要因としては、関心への喚起がないから気持ちがそちらに向かわない、また、そういう研修や救済の制度、相談の仕組みがあることを知らないからということが考えられる。

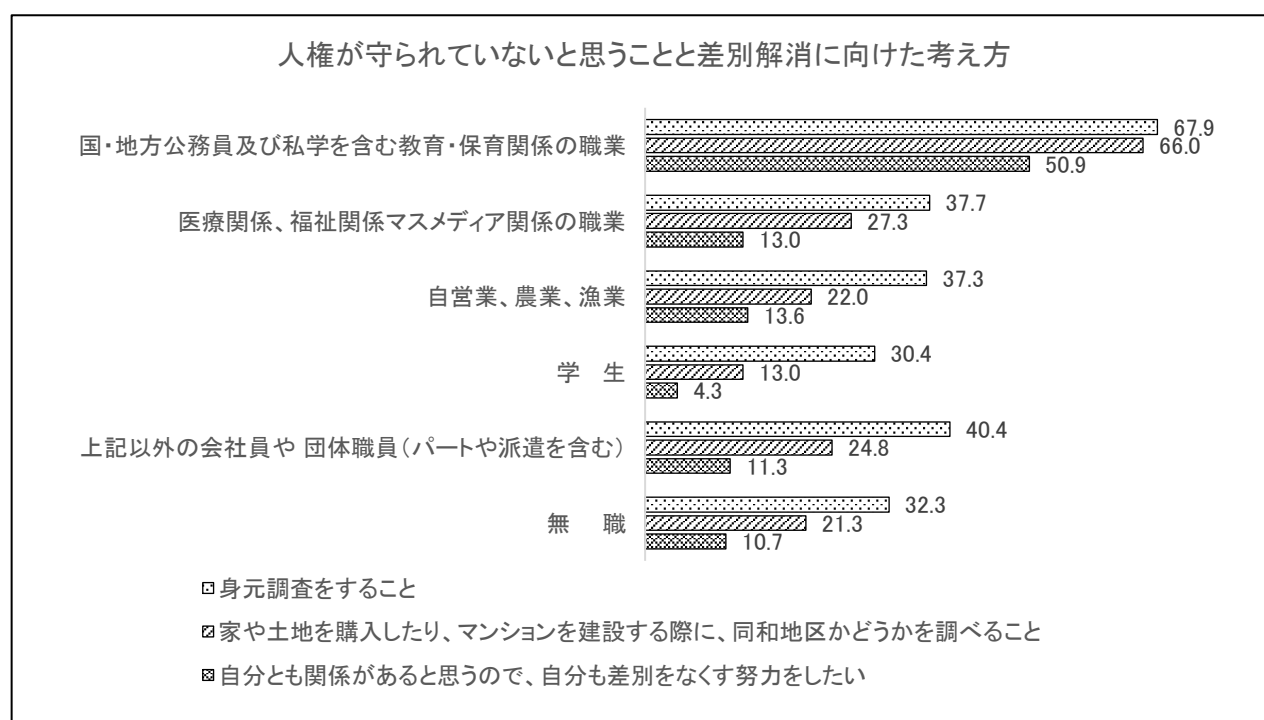
知識や情報を得るうえで役立っているもので行政に関わるものとしては、「行政の広報誌やホームページ」が 40.9%で最も高い。次いで「学校や保育所(園)、幼稚園等での人権教育」31.6%、「住民対象の講演会やイベント(人権フェスティバル等)」20.1%となっている。問 28 で見たように「人権フェスティバル等」への実際の参加は 10.3%と少ないが、情報を得るためのニーズとしては 20.1%、約 2 倍はあるということにもなる。

人権問題に関する状況は変化している。その解決に向けた理論や実践も多様化している。市民の実態やニーズを踏まえて、学校(就学前～大学)、PTA、地域自治会等を介して情報を周知する方法等も検討する必要があると思われる。

(3) 【「特定職業従事者」】について

今回調査では、回答者の属性の一つとして人権問題解決の責務がある「特定職業従事者」について、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」と「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の二つに分けて調査した。二つに分けたのは、同じ「特定職業従事者」と一括りにしては、職種による研修の機会や内容の違いは当然あり、その職場における研修がどのように人権意識に反映され、アップデートされていっているかを把握するためである。

「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」においては、「問 10」の人権が保障されていない事項として、「身元調査」67.9%、「土地差別」66.0%について高い割合で人権侵害だと回答している。また、「問 11」の同和問題(部落差別)と自分との関わりでも、「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」50.9%と差別解消に向けた積極的な考え方は、他の職業と比べて格段の開きがあった。さらに、「問1」の人権問題についての関心度や「問 7」の人権関係法令や基本文書等の認知度についても、他の職業と比べて一定の有意な差を認めることができた。今後においても、行政機関、医療、福祉関係者は、「特定職業従事者」として研修を通して「人権の尺度」のアップデートが求められる。



お お む た し み ん じ ん け ん も ん だ い い し き ち ょ う さ き ょ う り よ く ね が
「大牟田市民人権問題意識調査」 ご 協 力 の お 願 い

し み ん み な さ ま ひ し せ い か ん り か い き ょ う り よ く
市民の皆様には、日ごろから市政に関してのご理解とご協力をいただき、
こ こ ろ れ い も う あ
心からお礼を申し上げます。

ほ ん し く に け ん じ ん け ん そ ん ち ょ う し ゃ か い め ざ か く し ゅ
さて、本市では、国や県とともに、人権が尊重される社会を目指して各種
け い は つ じ ゃ ょ う す す
啓発事業を進めているところです。

た び こ ん ご じ ん け ん も ん だ い か ん じ ん け ん き ょ う い く け い は つ じ ゃ ょ う す い し ん
この度、今後の人権問題に関する人権教育・啓発事業をさらに推進してい
く ため お お む た し み ん じ ん け ん も ん だ い い し き ち ょ う さ じ っ し
くため、「大牟田市民人権問題意識調査」を実施いたします。

こ ん か い ち ょ う さ し な い す ま さ い い じ ょ う か た な か に ん
今回の調査では、市内にお住いの18歳以上の方の中から2,000人を
む さ く い ち ゅ う し ゅ つ ね ん が つ に ち き じ ゅ ん ひ と り え ら
無作為抽出（2023年7月1日基準）し、その一人として、あなたを選ば
せ て い た だ き ま し た 。

か い と う な い よ う と う け い て き し ょ り し ょ う
ご回答いただいた内容は、統計的に処理したうえで使用させていただきます
の で か い と う こ じ ん と く て い ち ょ う さ も く て き い が い
ので、回答していただいた個人が特定されることはなく、また、調査の目的以外
に は し ょ う
には使用することはありません。

い そ が な か た い へ ん お そ い ち ょ う さ も く て き り か い き ょ う り よ く
お忙しい中、大変恐れ入りますが、調査の目的をご理解いただき、ご協
く だ さ い ま す よ う お 願 い い た し ま す 。

れ い わ ね ん が つ
令和5年8月

お お む た し
大牟田市

【記入上のお願い】

◎この調査は、封筒の宛名の方が対象者です。対象者ご本人がご記入ください。宛名ご本人の記入が困難な場合は、ご本人の意思を代理の方がご記入ください。

◎回答の記入は、鉛筆またはボールペンでお願いします。

◎回答は、あてはまる項目の番号を○で囲んでください。

◎回答数については、「1つ」や「該当するすべて」などの指示に従ってお答えください。

◎調査票・返信用封筒には、住所・氏名を記入していただく必要はありません。

◎ご記入いただいた調査票は、**8月28日(月)まで**に同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

◎本調査は、インターネットを利用して回答することができます。インターネットで回答した方は、調査票を返信していただく必要はありません。下のURLもしくは、右のQRコードを読み取り、専用ホームページにアクセスして回答してください。



【URL】<https://logoform.jp/form/Cu6n/310124>

※ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

大牟田市市民協働部人権・同和・男女共同参画課

TEL : 0944-41-2611

FAX : 0944-41-2869

おおむたしみんなけんもんだいいしきちようさひよう
大牟田市民人権問題意識調査票

I あなた自身^{じしん}のことについておたずねします

^{がいとう}
* 該当するもの1つに○をつけてください。

ア 性別^{せいべつ}を差し支^さえない範囲^{はんい}で教えてください。

- 1 男性^{だんせい} 2 女性^{じょせい} 3 その他^た

イ 年齢^{ねんれい}を教えてください。(2023 (令和5年) 7月1日現在^{ねん がつ にちげんざい})

- 1 18～29歳^{さい} 5 60～69歳^{さい}
2 30～39歳^{さい} 6 70～79歳^{さい}
3 40～49歳^{さい} 7 80歳以上^{さいいじょう}
4 50～59歳^{さい}

ウ 職業^{しよくぎよう}を教えてください。

- 1 国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業^{くに ちほうこうむいんおよ しがく ふく きやういく ほいくかんけい しよくぎよう}
2 医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業^{いりやうかんけい ふくしかんけい かんけい しよくぎよう}
3 自営業、農業、漁業^{じえいぎよう のうぎよう ぎよぎよう}
4 学生^{がくせい}
5 上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)^{じようきい がい かいしゃいん だんたいしよくいん はけん ふく}
6 無職^{むしよく}

Ⅱ じんけんもんだいぜんぱん 人権問題全般についておたずねします

とい
問 1 じんけんもんだい 人権問題にどの程度関心がありますか。(1つに○)

- 1 ひじょう 非常にかんしん 関心がある
- 2 すこ 少しかんしん 関心がある
- 3 かんしん あまり関心がない
- 4 かんしん ほとんど・まったく関心がない

とい
問 2 げんざい 現在の日本社会にはさまざまな人権問題がありますが、どのような人権問題じんけんもんだい に関心かんしん がありますか。(該当するすべてに○)

- 1 ぶらくさべつ 部落差別に関する問題 (同和問題)
- 2 じょせい 女性に関する問題
- 3 こ 子どもに関する問題
- 4 こうれいしゃ 高齢者に関する問題
- 5 しょう 障がい者に関する問題
- 6 にほん 日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人に関する問題
- 7 しんがた 新型コロナウイルス感染症による人権侵害に関する問題
- 8 びょうかんじゃ ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題
- 9 はんざいひがいしゃとう 犯罪被害者等に関する問題
- 10 とう インターネット等による人権侵害に関する問題
- 11 けい 刑を終えて出所した人に関する問題
- 12 せいできしょうすうしゃ 性的少数者※に関する問題
- 13 きたちょうせんとうきよく 北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族に関する問題
- 14 かんせんしゃ HIV感染者・エイズ患者に関する問題
- 15 ひとびと アイヌの人々に関する問題
- 16 かん ホームレスに関する問題
- 17 じんしんとりひき 人身取引 (トラフィッキング) ※に関する問題
- 18 げんぱつ 原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題
- 19 た その他
- 20 とくにない

※性的少数者 … この調査では、性的指向や性自認等に関するのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを表すため、「性的少数者」という用語を使用しています。

※人身取引（トラフィッキング）… 臓器提供のために子どもを拉致したり、強制労働や性的搾取のために暴力や脅迫等の手段を用いて人を移送したりする行為。

問3 現在の日本社会において、人権が尊重されていると思いますか。（1つに○）

- 1 尊重されていると思う
- 2 どちらかといえば尊重されていると思う
- 3 どちらかといえば尊重されていないと思う
- 4 尊重されていないと思う

問4 これまでに人権を侵害されたことがありますか。あったとしたら、それはどんなことでしたか。（該当するすべてに○）

- 1 あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害
- 2 公的機関や企業などによる不当な扱い
- 3 地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ
- 4 信条・性別・社会的身分などのちがいによる不平等や不利益な扱いなどの差別待遇
- 5 インターネットによるプライバシーの侵害
- 6 インターネット以外でのプライバシーの侵害
- 7 保護者からの虐待（児童虐待）
- 8 養護者等からの虐待（高齢者虐待、障がい者虐待）
- 9 性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）
- 10 パートナーや恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
- 11 特定の人にしつこくつきまとわれること（ストーカー）
- 12 職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）
- 13 性的少数者ということで不利益を生じた
- 14 出身国が違うということで不利益を生じた
- 15 その他
- 16 人権を侵害されたことはない

問5 人権を侵害された時、どう対処しましたか。また、今までに人権を侵害されたことはな
いが、もし、人権を侵害されたとしたら、どう対処しますか。(該当するすべてに○)

- 1 家族や親類に相談した (する)
- 2 友人や先輩に相談した (する)
- 3 自治会の役員や民生委員に相談した (する)
- 4 人権擁護委員や法務局に相談した (する)
- 5 県や市町村など行政に相談した (する)
- 6 弁護士に相談した (する)
- 7 警察に相談した (する)
- 8 NPOなどの民間団体に相談した (する)
- 9 職場の相談窓口相談した (する)
- 10 相手に直接抗議した (する)
- 11 その他
- 12 とくに何もなかった (しない)

問6 次の風習や習慣のうち、疑問に思うものはどれですか。(該当するすべてに○)

- 1 「大安」の日を選んで結婚式をあげる
- 2 「友引」の日に葬式をしない
- 3 「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる
- 4 血液型によって性格・運勢・相性をいう
- 5 疑問に思うものはない

問7 人権に関するいろいろな法律について、どの程度知っていますか。（それぞれ該当するもの1つに○）

	ないよう 内容をよく 知っている	ないよう すこ 内容を少し 知っている	ことば し 言葉は知っているが ないよう し 内容は知らない	し 知らない
しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん 解消の推進に関する法律 しょうがいしゃさべつかいしょうほう （障害者差別解消法）	1	2	3	4
ほんぽうがいしゅつしんしゃ 本邦外出身者に対する ふとう さべつてきげんどう かいしょう 不当な差別的言動の解消 む とりくみ すいしん かん に向けた取組の推進に関 する法律 （ヘイトスピーチ解消法）	1	2	3	4
ぶらくさべつ かいしょう すいしん 部落差別の解消の推進に かん ほうりつ 関する法律 ぶらくさべつかいしょうすいしんほう （部落差別解消推進法）	1	2	3	4
こども きほんほう こども基本法	1	2	3	4
こうれいしゃ ぎやくたい ぼう し 高齢者の虐待防止、 こうれいしゃ ようごしゃ たい 高齢者の養護者に対する しえんとう かん ほうりつ 支援等に関する法律 こうれいしゃぎやくたいぼうしほう （高齢者虐待防止法）	1	2	3	4

Ⅲ どうわもんだい ぶらくさべつ 同和問題（部落差別）についておたずねします

問8 どうわもんだい ぶらくさべつ どうわ ち く ひ さべつぶらく しゅっしん 同和問題（部落差別）といわれる、同和地区（被差別部落）出身であるというだけで、不当に差別され、社会的な不利益を受けている人々の人権問題があるということをはじめて知ったのは、いつ頃ですか。（1つに○）

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 6歳未満（就学前） | 5 18歳以上 |
| 2 6歳～12歳未満（小学校のころ） | 6 おぼえていない |
| 3 12歳～15歳未満（中学校のころ） | 7 よく知らない |
| 4 15歳～18歳未満 | |

問9 どうわもんだい ぶらくさべつ 同和問題（部落差別）についてはじめて知ったのは、何によってですか。（1つに○）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 父母・祖父母などの家族から | 9 同和問題についての集会や研修会で |
| 2 家族以外の親類から | 10 テレビ、ラジオ、新聞、本などで |
| 3 近所の人から | 11 県や市の広報紙や冊子などで |
| 4 職場の人から | 12 インターネットで |
| 5 学校の授業で | 13 まわりの雰囲気、ひとりでに |
| 6 学校の先生から（個人的に） | 14 その他 |
| 7 友達から | 15 おぼえていない |
| 8 同和地区の出身者から | |

問10 どうわもんだい ぶらくさべつ かん 同和問題（部落差別）に関する次のことがらについて、人権がとくに尊重されていると思うことはどのようなことですか。（該当するすべてに○）

- 1 結婚問題で周囲が反対すること
- 2 就職の際又は職場において不利な扱いを受けること
- 3 差別的言動を受けること
- 4 差別的な貼り紙や落書きをすること
- 5 身元調査をすること
- 6 インターネットに差別的な情報を掲載すること
- 7 家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べること
- 8 その他
- 9 わからない

とい どうわもんだい ぶらくさべつ かいしょう む かんが もっと ちか つぎ
問11 同和問題（部落差別）の解消に向けたあなたの考えとして最も近いものは、次のどれですか（1つに○）

- 1 どうわ ちく ひと もんだい じぶん かんけい おも
同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない
- 2 じぶん かんけい おも じぶん さべつ
自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい
- 3 じぶん かんけい おも じぶん じぶん さべつ
自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい
- 4 じぶん かんけい おも じぶん さべつ どりよく
自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい
- 5 わからない

とい どうわもんだい ぶらくさべつ かいしょう かんが がいう
問12 同和問題（部落差別）を解消するには、どうしたらよいと考えますか。（該当するすべてに○）

- 1 じょう へんけん さべつてき か こ う い
インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする
- 2 どうわ ちく せいかつかんきょう かいぜん せいび
同和地区の生活環境を改善・整備する
- 3 どうわ ちく ひとびと しごと ほしょう きょういくすいじゅん たか せいかつ こうじょう
同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる
- 4 どうわ ちく ひとびと じしん さべつ かいしょう む どりよく
同和地区の人々自身が、差別の解消に向けて努力する
- 5 しみんひとり たが こうりゅう
市民一人ひとりが互いに交流する
- 6 がっこうきょういく しゃかいきょういく つう さべつ じんけん たいせつ きょういくかつどう けいはつかつどう
学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動
せっきよくてき おこな
を積極的に行う
- 7 さべつ さべつ えいりもくてき つか もの ほうりつ しょぼつ
差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する
- 8 どうわ ちく ひとびと す
同和地区の人々が、かたまって住まないようにする
- 9 どうわ ちく さべつ くち だ しぜん
同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる
- 10 た
その他
- 11 わからない

IV さまざまな人権問題についておたずねします

問13 女性の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 男女の固定的役割分担意識や行動 (「男は仕事、女は家事・育児」など)
- 2 職場における差別待遇 (採用・昇格・仕事内容・賃金など)
- 3 政治分野における女性の参画状況
- 4 女性の社会進出のための支援制度
- 5 職場や学校における性的嫌がらせ (セクシュアルハラスメント)
- 6 妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること(マタニティハラスメント)
- 7 パートナーや恋人などからの暴力 (ドメスティック・バイオレンス)
- 8 女性への性暴力
- 9 特定の人にしつこくつきまとわれること (ストーカー)
- 10 売春・買春・援助交際
- 11 アダルトビデオ・ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化など
- 12 電車内などの公共の場における性情報のはんらん
- 13 その他
- 14 わからない

問14 ^こ子どもの人権がとくに^{そんちよう}尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 ^{おや}親が^こ子どもに^{ぎやくたい しんたいてき しんりてき せいてき くわ}虐待(身体的、心理的、性的)を加えたり、^{こそだ ほうき か ど ほうにん}子育てを放棄する(過度の放任や^{む し ふく}無視を含む)
- 2 ^{がっこう しゅうしよくさき せんたく おや こ}学校や就職先の選択などで、親が^{じぶん かんが きようせい こ いけん む し}子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見を無視する
- 3 ^{こ どうし ぼうりよく なかま む し}子ども同士で暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたり、させたりする
- 4 ^{まわ ひと ひと ひと み み}周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 5 ^{きょうし じどう せいと たいばつ}教師やスポーツ等の指導者による児童・生徒への体罰
- 6 ^{こ と ま せいじようほう}ビデオ・インターネット・スマートフォンなど、子どもを取り巻く性情報のはんらん
- 7 ^{じどうかいしゅん じどう たいしよう}児童買春、児童ポルノの対象となること
- 8 ^{がっこう どうげこう じ ふしんしゃ こ きがい}学校や登下校時の不審者による子どもへの危害
- 9 ^{かてい けいざいじようきよう りゆう こ せいかつ しんがく しゅうしよくとう ししよう}家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に支障があること(子どもの^{こ ひんこん}貧困)
- 10 ^{ほんらい おとな にな か じ かぞく せ わ にちじようてき おこな せいかつ}本来、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、生活や^{しんがく しゅうしよくとう ししよう}進学、就職等に支障があること(ヤングケアラー)
- 11 ^{こ いけん そんちよう しゃかいしき ふじゅうぶん}子どもの意見を尊重する社会意識が不十分なこと
- 12 ^たその他
- 13 ^たわからない

問15 ^{こうれいしゃ じんけん そんちよう おも}高齢者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 ^{はたら はたら きかい すく}働きたくても働く機会が少ないこと
- 2 ^{びょういん ふくししせつとう じゅうぶん}病院や福祉施設等のサービスが十分でないこと
- 3 ^{かいご ひつよう こうれいしゃ かいごたいせい かいごかんきよう じゅうぶん ろうろうかいご かいご}介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと(老々介護や介護^{か ど ふたん ぎやくたいとう もんだい しょう}の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど)
- 4 ^{どうろ だんさ みせつち こうれいしゃ りよう ししよう}道路の段差やエレベーターの未設置など、高齢者の利用に支障があること(バリアフリーの^{すす}まちづくりが進んでいないこと)
- 5 ^{じゅう つか せいかつ ひつよう じょうほう}インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報がひ^ぐと暮らしの高齢者などに十分に伝わりにくいこと
- 6 ^{たんしんこうれいしゃ ちんたい じゅうたく にゅうきよ きよひ}単身高齢者などが賃貸の住宅(アパートなど)への入居を拒否されること
- 7 ^{こうれいしゃ あくしつしやうほう ふ こ さぎ}高齢者をねらった悪質商法や振り込め詐欺にあうこと
- 8 ^{かぞく こうれいしゃ せ わ さ ものあつか かる む し ぎやくたい}家族が高齢者の世話を避けたり、じゃま者扱いし、軽んじたり無視したり虐待すること
- 9 ^{びょういん ふくししせつとう ふとう あつか ぎやくたい う}病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 10 ^たその他
- 11 ^たわからない

問16 障がい者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

- 1 人々の障がい者に対する理解が十分でないこと
- 2 障がい者を理由に、意見や行動が尊重されないこと(結婚、就職に際しての周囲の反対など)
- 3 働ける場所や機会が少ないこと(職場の受入体制が不十分なこと)
- 4 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 5 道路の段差やエレベーターの未設置など、障がい者の利用に支障があること(バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと)
- 6 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 7 スポーツ・文化活動や地域活動への参加が容易にできないこと
- 8 学校の受入体制が不十分なこと
- 9 災害などの際、情報や移動、手段、場所などの避難体制が十分でないこと
- 10 家族が障がい者の世話を避けたり、じゃま者扱いし、軽んじたり無視したり虐待すること
- 11 病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 12 その他
- 13 わからない

問17 日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 2 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 3 結婚問題で周囲から反対を受けること
- 4 店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 5 習慣等が異なるため地域社会で受け入れられにくいこと
- 6 病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分なため、サービスが受けにくかったりすること
- 7 年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること
- 8 特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)
- 9 その他
- 10 わからない

問18 インターネットに^{かん}関することで、人権^{じんけん}がとくに^{そんちよう}尊重^{そんちよう}されていないと^{おも}思うのは、どのよう^{がいう}なことです。 (該当するすべてに○)

- 1 他人^{たにん}を誹謗^{ひぼう}・中^{ちゅうしやう}傷^{ひやうげん}する表^{けいさい}現^{けいさい}を掲載^{けいさい}されること
- 2 差別^{さべつ}を助^{じょちやう}長^{ひやうげん}する表^{ないやう}現^{けいさい}や内容^{けいさい}を掲載^{けいさい}していること
- 3 同和^{どうわ}地区^{ちく}の地名^{ちめい}や動画^{どうが}などを掲載^{けいさい}していること
- 4 SNS^{とう}等^{あくしつ}で悪質^{ふかい}・不快^かな書き込み^こをされること
- 5 出会い系^{で あ けい}サイトなど犯罪^{はんざい}を誘発^{ゆうはつ}する場^ばとなっていること
- 6 捜査^{そうさ}の対^{たい}象^{しやう}となっている未成年^{みせいねんしや}者の実名^{じつめい}や顔写真^{かおじゃしん}を掲載^{けいさい}していること
- 7 わいせつ^{がぞう}な画像^{ざんぎやく}や残^{がぞう}虐^{けいさい}な画像^{けいさい}を掲載^{けいさい}していること
- 8 個人^{こじん}情報^{じやうほう}の流^{りゅう}出^{しゅつ}などの問題^{もんだい}が多く^{おお}発生^{はっせい}していること
- 9 悪質^{あくしつしやうほう}商^{とりひき}法^ばの取引^{とりひき}の場^ばとなっていること
- 10 誹謗^{ひぼう}・中^{ちゅうしやう}傷^{さべつひやうげん}や差別^{さくじょ}表^{さくじょ}現^{さくじょ}などがすぐに削除^{さくじょ}できない、またはされないこと
- 11 その他^た
- 12 わからない

問19 インターネットを使^{つか}った人権^{じんけん}侵害^{じんけんしんが}を防^{ふせ}ぐためには、どのようなこと^{ひつよう}が必要^{おも}だと思^{おも}いますか。 (該当するすべてに○)

- 1 インターネットのプ^{じやうほうかんりしや}ロバイダーや情^{どうがいじやうほうとう}報^{ていし}管^{さくじょ}理^{じしゆてき}者^{おこな}が、当^{おこな}該^{おこな}情^{おこな}報^{おこな}等^{おこな}の停^{おこな}止^{おこな}・削^{おこな}除^{おこな}を自^{おこな}主^{おこな}的^{おこな}に行^{おこな}う
- 2 不適^{ふてき}切^{せつ}な情^{じやうほう}報^{はっしんしや}発^{たい}信^{かんし}者^{とりしま}に對^{きやうか}する監^{けいじばんとう}視^{けいじばんとう}・取^{けいじばんとう}締^{けいじばんとう}り^{けいじばんとう}を強^{けいじばんとう}化^{けいじばんとう}し、プ^{けいじばんとう}ロバイダーや掲^{けいじばんとう}示^{けいじばんとう}板^{けいじばんとう}等^{けいじばんとう}の管^{かんりしや}理^{たい}者^{じやうほう}に對^{ていし}して、情^{さくじょ}報^{もと}の停^{さくじょ}止^{もと}・削^{さくじょ}除^{もと}を求^{もと}める
- 3 家^{かてい}庭^{かてい}におい^{りやう}て、イ^{さい}ンターネッ^{さい}トを利^{はな}用^あする際^あのル^あール^あにつ^あいて話^あし合^あう
- 4 有^{ゆう}害^{がい}なホ^{えつらん}ーム^{えつらん}ペ^{えつらん}ー^{えつらん}ジを閲^{えつらん}覧^{えつらん}するこ^{えつらん}とを防^{えつらん}止^{えつらん}するソ^{えつらん}フ^{えつらん}ト^{えつらん}ま^{えつらん}た^{えつらん}はサ^{えつらん}ー^{えつらん}ビ^{えつらん}ス^{えつらん}を利^{えつらん}用^{えつらん}する
- 5 情^{じやうほう}報^{しゅうしゅう}の収^{はっしん}集^{はっしん}・発^{こじん}信^{せきにん}にお^{じやうほう}ける個^{かん}人^{しみる}の責^{いしき}任^{こうよう}や情^{つと}報^{つと}モ^{つと}ラ^{つと}ル^{つと}に關^{つと}して、市^{つと}民^{つと}の意^{つと}識^{つと}の高^{つと}揚^{つと}に努^{つと}める
- 6 学^{がっこう}校^{きやうい}教^{きやうい}育^{きやうい}の中^{なか}で、情^{じやうほう}報^{きやうい}モ^{きやうい}ラ^{きやうい}ル^{きやうい}につ^{きやうい}いての教^{きやうい}育^{きやうい}を充^{きやうい}実^{きやうい}する
- 7 被^{ひが}害^{がい}を受^うけた人^{ひと}のた^{そうだん}め^{きやうさいたいせい}の相^{きやうさいたいせい}談^{きやうさいたいせい}・救^{きやうさいたいせい}済^{きやうさいたいせい}体^{きやうさいたいせい}制^{きやうさいたいせい}を充^{きやうさいたいせい}実^{きやうさいたいせい}する
- 8 実^{じつめい}名^{とうろく}登^ぎ録^むを義^{じやうほう}務^{はっしんしや}づけるな^{たい}ど、情^{せいげん}報^{もう}の発^{せいげん}信^{もう}者^{せいげん}に對^{せいげん}する制^{せいげん}限^{せいげん}を設^{せいげん}ける
- 9 加^{かがい}害^{しや}者^{たい}に對^{ばっそくきてい}する罰^{もう}則^{ほうれいとう}規^{ほうれいとう}定^{ほうれいとう}を設^{ほうれいとう}けるな^{きせい}ど、法^{きせい}令^{きせい}等^{きせい}によ^{きせい}り規^{きせい}制^{きせい}する
- 10 その他^た
- 11 とく^たにない

問20 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと
- 2 ハンセン病※療養所以外で自立した生活を営むのが困難であること
- 3 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 4 差別的言動を受けること
- 5 ホテル等で宿泊を拒否されること
- 6 その他
- 7 わからない

※ハンセン病 … らい菌に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありません。万が一発病しても、適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく、治るようになっています。

問21 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(該当するすべてに○)

- 1 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと
- 2 被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
- 3 未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと
- 4 被害者及びその家族に対し差別的な言動をすること
- 5 被害者及びその家族を興味本位で見ていること
- 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
- 7 その他
- 8 わからない

問22 刑を終えて出所した人の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 3 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 SNS等での悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 6 復学・進学を希望する人が不利な扱いを受けること
- 7 その他
- 8 わからない

問23 犯罪被害者やその家族の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと
- 2 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 3 刑事裁判手続において必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 4 事件に関して周囲にうわさ話をされること
- 5 被害者やその家族を支援する方策が十分に周知されていないこと
- 6 マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること
- 7 SNS等で悪質・不快な書き込みをされること
- 8 その他
- 9 わからない

問24 性的少数者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。
(該当するすべてに○)

- 1 職場や学校でからかいや嫌がらせをされること
- 2 偏見による差別的言動を受けること
- 3 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 4 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 5 店舗等の入店や施設利用を拒否されること
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 7 性的少数者に対する理解が足りないこと
- 8 同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること
- 9 その他
- 10 わからない

問25 新型コロナウイルス感染症に関するについて、人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 感染したことを理由に解雇されること
- 2 回復しているのに出社を拒否されること
- 3 非正規労働者やひとり親世帯が解雇や雇い止めにあい、生活に困窮すること
- 4 医療従事者やその家族が、差別的な発言や行為を受けること
- 5 感染者が発生した施設の関係者に対して来店を拒否すること
- 6 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難すること
- 7 感染拡大で在宅時間が増え、児童虐待やDVを受けること
- 8 ワクチンの接種を強制したり、接種しないことを理由に不利益な取扱いをすること
- 9 感染後の後遺症の症状を理解してもらえない
- 10 その他
- 11 わからない

問26 明治のころ、石炭産業の発展に伴い、与論島をはじめとする奄美群島の人々が
大牟田市に移住してこられ、これらの産業に従事されました。しかし、ことば（方言）や
文化などの違いから人々に対する偏見も生まれました。現在の状況として、あなたの
考えに最も近いと思われるものは、次のどれですか。（1つに○）

- 1 偏見が残っていると思う
- 2 偏見はもうなくなっていると思う
- 3 偏見が残っているかどうか、わからない
- 4 偏見があったことを知らない

V 人権啓発等についておたずねします

問27 ここ5年間で職場で行われる人権問題の研修に、参加したことがありますか。（1つに○）

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 3度以上参加した | 5 おぼえていない |
| 2 1度か2度参加した | 6 勤めていない |
| 3 参加したことがない | 7 その他 |
| 4 研修が行われたことがない | |

問28 ここ5年間で市民や校区の住民を対象に行われている、同和問題をはじめとする
人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などに参加したこ
とがありますか。（1つに○）

- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| 1 3度以上ある | 2 1度か2度ある | 3 参加したことがない |
|----------|-----------|-------------|

とい 問29 じんけんもんだい 人権問題の解決のために、こんご 今後の行政施策としてとくに^{じゅうよう}重要であると思^{おも}うことは、どのようなことですか。^{がいとう}（該当するすべてに○）

- 1 じんけんきょういく 人権教育や啓発の充^{じゅうじつ}実
- 2 ふくし 福祉や教育・行政関係者等に対する研^{けんしゅう}修の徹^{てつてい}底
- 3 きぎょう 企業や事業者に対する啓^{けいはつ}発の充^{じゅうじつ}実
- 4 じんけんもんだい 人権問題に関する相^{そうだん}談窓^{まどぐち}口の充^{じゅうじつ}実や開^{かいせつ}設
- 5 こじん 個人の人権問題に対応する新^{あら}たな制^{せいど}度や社^{しゃ}会^{かい}イン^{せいび}フラの整^{せいび}備
- 6 じんけんしんがい 人権侵害に対する規^{きせい}制や取^とり締^しまりの強^{きょうか}化
- 7 じんけんしんがい 人権侵害を受けた人に対する救^{きゅうさい}済^{しゅだん}手段の確^{かくりつ}立
- 8 バリアフリーのま^{すいしん}ちづ^{すいしん}くりの推^{すいしん}進
- 9 ^たその他
- 10 とくにない

とい 問30 じんけんもんだい 人権問題に関する知^{かん}識や情^{ちしき}報^{じょうほう}を得^える上^{うえ}で、役^{やく}に立^たっていると思^{おも}うものはどれですか。^{がいとう}（該当するすべてに○）

- 1 ぎょうせい 行政の広^{こうほうし}報^{こうほうし}誌やホ^{こうほうし}ーム^{こうほうし}ペ^{こうほうし}ー^{こうほうし}ジ
- 2 じゅうみんたいしょう 住^{こうえんかい}民^{こうえんかい}対^{こうえんかい}象^{こうえんかい}の講^{じんけん}演^{じんけん}会^{じんけん}やイ^{とう}ベン^{とう}ト（人^{じんけん}権^{じんけん}フ^{じんけん}ェ^{じんけん}ス^{じんけん}ティ^{じんけん}バ^{じんけん}ル^{じんけん}等^{とう}）
- 3 しよくば 職場を^{とお}通^{けんしゅうかい}しての研^{けんしゅうかい}修^{けんしゅうかい}会^{けんしゅうかい}
- 4 がっこう 学^{ほいくしよ}校^{ほいくしよ}や保^{えん}育^{えん}所^{えん}（^{えん}園^{えん}）、幼^{ようちえんとう}稚^{ようちえんとう}園^{ようちえんとう}等^{ようちえんとう}での人^{じんけんきょういく}権^{じんけんきょういく}教^{じんけんきょういく}育^{じんけんきょういく}
- 5 マス^{ほうどう}コ^{ほうどう}ミの報^{ほうどう}道^{ほうどう}
- 6 イン^{インターネット}ター^{インターネット}ネ^{インターネット}ッ^{インターネット}ト^{インターネット}
- 7 ^たその^た他^たのメ^{メディア}デ^{メディア}ィ^{メディア}ア^{メディア}
- 8 ちじん 知^{かぞくとう}人^{かぞくとう}や家^{かいわ}族^{かいわ}等^{かいわ}との会^{かいわ}話^{かいわ}
- 9 ^たその^た他^た
- 10 とくにない

問31 ^{じんけんもんだいぜんぱん}人権問題全般について、^{いけんとう}ご意見等が^かありましたらお書きください。

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。

大牟田市人権問題意識調査 報告書

2024(令和6)年3月

発行 大牟田市市民協働部人権・同和・男女共同参画課

〒836-0862 大牟田市原山町13番地の3

Tel 0944-41-2611(直通) FAX 0944-41-2869

E-mail e-zinkendowadanzyo@city.omuta.fukuoka.jp
